

なく發表することを得ますのは、私の最も欣快とする所であります。諸君、人間始まつて以來一番大切な問題は生活の問題、性の問題、此の二つ以外にはありません。生活の問題にせよ、性の問題にせよ、是等の問題を解決する手段方法と致しましては、合法的、而して最も便利、最も簡便、人間生活に最も適當な方法を選ぶより外に途は無いのであります。此の意味に於きまして、性の問題は如何にして之を解決すれば宜しいか。前辯士中井代議士から御話がありましたやうに、人間生れ、必ず性の問題が起る。之を解決するには、どうしても人間生活に是ならばまア／＼よからう、社會の秩序を害することはなからう、保健衛生の上からもよからう、道徳觀念の上からもよからうといふ事で、我國に於きましては、數百年の昔から幾多の經驗を経て、御承知の如く遊廓制度が出来た。即ち一つ所に夫等の人々を集めてさうして其の性の問題の解決出来る方法を講じやうといふので出来たのが今日の遊廓制度の沿革歴史であることは、私が事新しく申上げなくても、其の業務に従事せられて居ります諸君の熟知せられる所であります。斯様に致しまして保健衛生の方面にも、社會秩序の方面にも、總て比較的間然する所なき良制度であるに拘らず、我國が歐米各國と交際が頻繁に結ばれるに到りまして、歐米各國の制度を模倣して、一にも歐米、二にも歐米といふ様な狀況が、今日我國に於て文化の進歩を招來したことは勿論であります。同時に我國の美風を破壊しつゝ、ある事も否むべからざる事實であります。(拍手)今是等の制度を破壊して、全く遊廓といふものを取除いてしまつて私娼にしやうといふが如き風潮が段々識者の間に行はれて居ることは事實であります。然しながら彼等の云ふ所は、諸外國と交際する上に於て遊廓といふものを存置するが如きは、我國の一大恥辱である、

遊廓といふもの、ある事に依つて家庭の平和を亂す、遊廓といふものがある事に依つて人身賣買が行はれ、自由を拘束せられる、是では所謂人間生活の問題であると、彼等は唱へて居るのであります。然らば其の反對に遊廓といふものを全く廢めてしまつて、諸方に散在せしむる制度を採りましたならば、其の結果は如何でありますか。其の結果は吾々の住居して居る隣が私娼窟であり、吾々の生活して居る前には私娼が出入をする、吾々の交際して居る家の中には私娼が跋扈して居る、斯くの如きことで一家の平和が維持せられ衛生保健といふもの、完璧を期することが出来るのでありませうか。私は昨年或る友人に誘はれまして、此の問題を解決する爲に、玉の井を一と晚視察致して驚いたのである。皆さんは勿論玉の井を御存じであります。行つて見てびっくりした。是が所謂遊廓といふものをなくしてしまつて、人身賣買といふものを無くしてしまつて、女郎といふものをやめてしまつて、さうして自由に斯くの如き醜行を營みつゝある、遊廓を廢めれば斯うなるのだといふ事を考へました時には、眞に身の毛もよ立つ感を深くしたのであります。(拍手)諸君、若し遊廓といふものを廢止し、娼妓といふものを廢めた場合には、斯様な事が各地到る所に行はれまして、保健衛生は勿論のこと、社會の秩序は紊亂し、一家の平和は攪亂されるといふ事は、火を見るより明かな事實であります。(拍手)此の意味に於きまして私共は、何と色々な人が唱へましても、何回それが議會の問題になりましたも、全く一笑に附し去つて居るのであります。本年はまだ此の公娼廢止に關しまする法案は議會に出て居りません。然しながら毎年是が出る。青木代議士、前田代議士の云はれましたやうに、殆ど常例として此の問題の議會に出ない年はありません。即ち二十五歳未満の者に酒を飲ましてならな

い。娼妓は廢止しなければならぬといふ問題でありますが、皆是等の問題に對して貴衆兩院大部分の議員は、笑つて又かと云つて之を迎へて居るのであります。故に諸君は斯くの如き理解ある貴衆兩院議員を御信用に相成るならば、何も大會を開いて騒ぐだけの直打は無いと私は考へて居るのであります。(拍手) 然しながらです、聞く所に依ると、内務省方面が是等の問題を解決すべく色々な手段を講じて居るといふ事を耳に致す今日でありますから、諸君は、一萬一千人の業者ばかりではありません、五萬人の娼妓の人の利益ばかりを擁護するといふのではあります。私共は帝國九千萬國民の爲に、皆様は眞に御自身の一身一家を犠牲にして迄も、我國に數百年來行はれて居る立派な風習であり、之を維持する爲には眞に奮闘しなければならぬと考へて居ります。(拍手) 又私共は及ばずながら政治の端くれに干與致して居る立場から致しましても、國家の爲に大所高所から此の問題を解決するには、決して諸君の後に落ちません。諸君の御先棒となつて、國家國民の爲に、何處までも奮闘努力する決心でありますからして、諸君も亦其の意味に於て諸君の選出したる代議士を督勵することは勿論、全國各方面に亘つて輿論を喚起して、歐米各國の誤れる思想に溺れて居る人の蒙を啓いて、さうして此の制度の缺陷のある所は之を是正し、良い所は何處までも之を進めて行つて改善を加へ、さうして此の良い制度を維持するといふことに御努力相なりますならば、吾々は諸君と共に、是等の道に一路邁進することに吝かならざるものであります。どうぞ此の御集りの機會を幸ひとして、益々奮闘努力せられまして、諸君の選出せられた代議士は勿論、各方面に向つて猛運動を開始せられて、業者の爲にはない帝國九千萬國民の爲に御盡し下さるやうに、一言平素から考へて居る事の一部を申上

けまして御挨拶に代へる次第でございます。(拍手)

衆議院議員 土屋清三郎氏

(民 政 黨)

公娼廢止の問題に就きましては、今迄の辯士が私の言はんと欲する所を盡して餘蘊なき状態であります、従つて私は極めて簡単に私の愚見の一端を申上げて皆さんの御参考に供したいと存じます。廢娼論者は色々な考へから公娼廢止を論ぜられて居りますけれども、私が不思議と思ひますのは、是等の人達は、一體賣淫といふものが世の中に無くなり得るものと考へて居るかどうか。賣淫といふものは人類發達の初に於てはありませぬ。段々人間が發達致しまして、社會生活を營むやうになつて、其の生活が複雑になり、其の年齢が青年に達して性慾の始まる頃に直ちに家庭生活を營むことが出来ないやうになつてから、起つたのが賣淫であります。従つて賣淫は文明が進めば進む程多くなるのであつて、決して少なくなつて行くものではありません。唯だ賣淫其物が何等弊害が無くなればよいのであります、それには風俗問題以外の深刻な問題が附いて參つて居るのであります。それは申す迄もなく花柳病であります。皆さんが婦人科の病院を訪れて、其の病院に入院して居る者を御覧になれば、其の八割迄は痲疾

患者であります。其の人達は、時には其の病氣の爲に一命を失ふ者があります。幸ひに免れても不妊症となつて家庭生活を圓滿に営み得ない爲に、遂に離婚の悲しみに陥り、一生を暮さねばならぬといふやうな事は、多く此の痲疾から起つて居るのであります。又精神病院に参りますと、四十以上の働き盛りの者が、見るも氣の毒な氣狂になつて居る。其の原因は多く微毒から起つて居るのであります。其爲に一家離散しなければならぬやうな悲劇も起つて居るのであります。之を經濟上から見ましても、花柳病治療の爲に國民の年々使つて居る金は一億數千萬圓に上つて居るのであります。斯ういふ家庭悲劇、斯ういふ經濟上の損失。それに依つて國民の體質を退化させないやうにする爲に、止むを得ず花柳病の取引所である所の、又其の取引者である所の賣淫を取締る爲に設けられたものが即ち遊廓の制度であります。従つて此の公娼を廢止しやうとする人は、人間の生活に表ばかりあつて裏がない、晝ばかりあつて夜がないものと考へて居る人達であります。(拍手)花柳病の慘害が如何に恐ろしいかを知らない人達であります。詮じ詰めれば是等の論者は、例へば安部磯雄氏に致しまして、賣淫の遂に人類から絶えない事は私も認める、唯だ遊廓といふ所で花々しくやられるのは困るから、どうか人の見ない二階邊りでコソ／＼とやつて貰ひたいといふのである。是は全く今申したやうな花柳病の恐ろしい慘害を知らないからである。コソ／＼やらして放つて置けばよいといふ様な、全く簡単な體裁のよい議論であつて、或る意味から云へば、外國ではさういふ制度が段々亡びて行くから、日本が獨りやつて居ては日本の體面に拘はるといふことで公娼廢止を唱へるのである。さういふのは一種の偽善論者なりと斷じても差支へないと私は考へる。(拍手)殊に斯ういふ人達の間には、公娼に

對して同情する人もありますけれども、半面には娼妓に對して非常に侮辱して掛る者がある。一體誰が好んで娼妓になるのでありますか。娼妓に落ち行く道を見ますと、多くは貧しくして食ふことが出来ない爲に一家の犠牲になつて行くのが多いのである。而も其の行く迄の間には色々な經路を経て居る。然しながら若し今公娼制度を廢止した後に於て是等の人は一體何處に行くのでありませうか。己むを得ないから結局は玉の井とかいふやうな私娼窟へ行かなければならぬ。私娼窟に於て彼等が非常なる虐待を受けて居るといふことは、一旦あの場所に行つて、其の悲惨な状況を見た志士仁人の、決して見逃すことの出来ない有様なのであります。故にさういふ事の無いやうに法規を設けて之を取締るやうにしたのが、即ち今日の遊廓制度ではありませんか。(拍手)然るに此の公娼制度を廢止して私娼を默認しやうと云ふ。さういふ人は、此の娼妓を開放して自由を與へるといふかも知らんけれども、彼等がどういふ状態に陥つて、如何に悲惨な目に遭ふかといふ先の事を少しも考へないのであります。(拍手)私は其の意味に於て公娼制度は政府として最も親切な態度であると思ふ。其の政府として最も親切な態度である所の公娼制度即ち遊廓を、悪いといふて之を廢止すると云ふならば、それより前に、先づ娼妓の依つて起る原因を考へて、さうならないやうに救ふ精神、これが第一。第二には廢娼後に於ける娼妓、今まで風紀を維持して來た幾多のあの貸座敷業者を救済することを考へるのが即ち政府の採るべき態度ではありませんか。娼妓に對して色々侮辱する處の人々は、娼妓の陥つて行く道を考へない人であります。最近の新聞に出て居りましたが、外國の武官の甘言に乗つて、國防上不利なる鍵を賣つて居た人は如何なる階級の人であるか。大學教授、會社の重役等の夫人もあつた

のであります。然るに、是等の人は相當な家庭に育つて、相當の教育を受けた人達である。是等を考へますと、公娼廢止問題を單に對外國の爲の體面と云ふやうに、簡單に片付けると云ふことは、全く間違つた思想であつて、この制度に對しては内務省邊りの認識は不足となつて居るのであります。(拍手)聞く所に依ると、地方の縣の警察の如きは、公娼廢止反對を叫べうとすると、サーベルの威力を以て當業者を壓迫し、廢業しなければならぬやうにする。さうして私娼窟に追ひやると云ふやうにする。これに屈服して廢業したものがある。私は是等の當業者が政府の規則に依つて、警察官憲に對して斷乎としてこれに反對すると同時に、全國當業者が持つて居る力に依つて、内務省に向つて地方の警察の監督に皆さんが嚴重なる抗議をして内務省を猛省させて、その規則に依つて業を営む者を壓迫して廢業しなければならぬと云ふやうな不當なる彈壓の行はれて居る地方に向つて、敢然さう云ふものを敲切るやうに迫る必要がある。(拍手)然るに、千里を遠しとせずこの大會にお集りになつた皆様と共に向ふ處を協議すると云ふことは、全くこの趣旨に外ならないと思ひます。政府は娼妓取締規則、貸座敷業者取締規則の改正をするやうなことを言明して居るやうです。皆さん、一緒に力を合せて内務省に向つて嚴重抗議をすることが當然の權利であると同時に、今日の娼妓制度を維持するのに一大力あること、私は思ふ。(拍手)どうか、公娼問題は斯様に一部の人が考へるやうな簡單な問題ではないのでありますから、保健風俗維持の上から、この上とも一段の御努力御奮闘を祈りましてお別れ致します。(拍手)

衆議院議員 船 田

田

中氏

(政友會)

公娼問題に就きましては、既に午前中より引續き多數の諸君に依つて反對の理由が明にされて居るのであります。殊に、公娼制度を廢止致しまして私娼に代へると云ふことは恰も歐米諸國に於ける所の最も發達した制度であるかの如く認識致して居るものが多々あります。殊に最近内務省の洋行をして歸つた連中の報告を見ますと、公娼制度の如きは我國の國辱であるが如き説を爲すものがあるが、斯かる誠に認識不足を以て報告を爲されるのは、お上から旅費を貰つ出張を致して來た御報告でありまして、(拍手)私の如く自分の金で歐米各國を廻つて参りましたものは、決して斯様な認識不足は致して参りません。一昨々年私が伊太利に参り、或は佛蘭西に参りました時に、最近世界各國は非常時に際會致しまするや、この私娼問題の非常なる紊亂に對して、到底斯の如きことを何時迄も默認することは出来ない。寧ろ東洋に行はれて居る公娼制度若くはこれに近い處の制度を維持することが、社會風教衛生の上には於ては大切であると云ふので、伊太利の國粹主義者であるあのムツソリニーの下に於て、又佛蘭西ブーメルグ内閣の下に於て御國の公娼制度に近い處の制度が、今日花の都巴里に於ても、亦伊太利文化の中心羅馬に於ても考へられ、今や西洋が公娼に就て東洋の模倣をせんとしてゐる有様であります。(拍手)然るに、唯お上か

ら洋行費を貰つて、何事か報告を致さなければならぬと云ふ視察旅行者はその一部だけを見て、如何にも巴里でカ
 フェーの女給にチャホヤされて陶醉し、伊太利の別嬪に惚を抜かして、この方がよからうと云ふ處で變な理窟を付
 けて私娼を讚美するが如きは、決して歐米の文化を我國に紹介する所以ではございません。(拍手) 私は我國に於け
 る處の國民道德の基調は、義理と人情の上に立つて居る。(拍手) これが我國の國民道德であると思ひます。その點
 が從來あの淨瑠璃に現れて居る。その世話物の中に現れて居る處の麗しい人情美が今日、吉原を初め多數の遊廓の
 中に現れて居る。その麗しい義理人情の上に立つて居る國民道德こそ、この非常時に於て維持して行かなければな
 らぬ我々に残されたる日本魂、東洋精神の上に残つて居る大切なものであると考へます。(拍手) 亞米利加に於て
 は、非常時には海軍士官は三ヶ月以上旅行することは出来ない。軍艦に乗つても三ヶ月以上経つと、家の細君が何
 をするか分らぬ。家の子供が何をするか分らぬので、亞米利加の海軍士官は三ヶ月以上の演習は拒むと云ふ有様で
 ある。斯様なことでは、この非常時に處して立派に伎倆を發揚することは出来ない。多數の辯士が申されました如
 く、この家族制度を維持し、風教を維持することは、この公娼制度を改善し、これを維持することに依つて得らる
 、處の方法である。(拍手) 是等は既に論議盡されて居ると思ふ。どうかこの大會にお集りになられた諸君は、この
 我々と共に、帝國議會の公の席上に於て、政府をして公娼維持を言明せしむるやうに、この上共に御努力あらんこ
 とを切望致します。(拍手)

衆議院議員 森 田 政 義 氏

(政 友 會)

早や三十年も月日の経つた昔の事ではありますが、私が書生時代に、私と同じ國から出て來て當時早稲田大學に入
 學して居た友人がある。この友人の卒業論文の題が極めて奇抜であつた。どう云ふ題であつたかと云ふと、「國家發
 展と賣春婦の關係を論ず」と云ふのであつた。その友人は非常に苦心を致しまして日本の歴史の裏面を調査研究を
 致しまして、確か三百頁にもなる論文を書いた。その論文を出す前に私は見せて貰つた。抑々この日本の公娼と云
 ふものが何時頃から日本に出來たものであるかと云ふことは、先づ知りたい處であつたが、今日の公娼と云ふもの
 は、神武天皇時代はなかつた。仲哀天皇時代にもなかつた。初めて日本が三韓を征伐をして、朝鮮から色々な文明
 を輸入したそれが所謂佛敎の渡來であると云ふ様な凡ゆる大陸地方の文明の輸入である。さうして奈良朝時代に入
 つて、初めて日本の公娼の濫觴が見えて居る。就中この公娼の中で名を現したものが、平家の清盛に愛されて妓王
 妓女と云ふ有名な代表的な娼妓の官女があつて、この人は丁度三十にして清盛に棄てられて、佛御前と云ふ十八の
 女が現れて寵愛を受けた。この頃から日本の公娼と云ふものが、歴史の裏面から見ると色々な働をして居る。殊に、
 源頼朝が幕府を鎌倉に建てるや、大磯に非常に盛んな遊廓が出來た。其時に遊女虎御前が五郎十郎を案内して工藤

祐經を討たせて居る。降つて、元龜天正の頃にも盛んであつた。それがずつと降つて日清日露の役に於ては非常に日本の公娼と云ふものが殖えて居る。従つて又、密姪賣も殖えて居る。幸か不幸か、いゝか悪いか分りませんが、所謂賣春婦と云ふものが日本の國家が發展し、將又世界に於ける地位を高めるに従つて殖えて居ることは面白いことである。これを反對に見ると、日本國家に賣春婦が殖える時、日本國家は榮える現象を爲して居る。これはいゝ、悪いに抱らず、歴史の證明する處である。従つて私は臺灣生蕃には公娼はなからうと思ふ。北海道のアイヌにもなからうと思ふ。いゝ、悪いに拘らず國民が隆々として世界的の地位を高めて行けば行く程、所謂公娼と云ふものは盛んにならなければならぬ理窟である。この理窟が教へて居る。抑々公娼が悪いから廢止せねばならぬと云ふ議論をし出したものは誰かと云ふと、これは多くは耶蘇教信者である。耶蘇教を信する國民は「耶蘇教を信する國民が文明國の民だ」と云つて居る。然し乍ら果して耶蘇教を信する國民が文明人なりや否やと云ふことを點檢する必要がある。私は曾て一週も外國の土を踏んだことはない。なかつたが大概のことは知つて居る。私は行つたんぢやないが、行つて来た人々は誰も云つてゐるから本當だと思ふ。世界一の耶蘇教國民、文明の先進國であると誇る英國倫敦の有様を、聞いたばかりだから話をする。倫敦のハイドパークと云ふ公園、これは日本で云へば日比谷公園と云つた處だが、さう云ふ公園がある。そこに必ず二人掛けのベンチがあり。それが幾十となく置いてある。そのベンチは必ず有料で二名かけることになつて居る。その有料の席をとつて男女が腰をかける。これは晝間ですよ。この有料ベンチに幾十となく男女二人組が、……………これから先は一寸云へない。晝間から公園で、世界一のキ

リスト教國民であつて、文明先進國民であるものが、倫敦ハイドパーク公園の晝間二脚二人乗の有料のベンチで、この有様が展開されて居る。本當と思はれません。口に博愛を唱へ、或は平和を唱へる彼等の生活状態は斯う云ふ國である。(拍手)名前は忘れたが室田とか片田とか云ふ警察署長が、兎に角歐米に行つて、賣春婦の取締を研究して来いと命ぜられて行つて来た話に、ハイドパークに行つて見ると、白晝數十組の男女が右の有様である。そこで通譯と一緒に警察に行つて「一體、君の所のハイドパークでは見るに堪へない状態が演ぜられて居る。どうして取締をして居るか」と聞くと、所轄の署長、眼をギョロツとさせて、「私は數年署長をして居るが、さう云ふことは聞いたことも、見たこともない」と濟して居る。數回現實に見て来た證據を否認して問題にしない。どうしても、これは承認しない。「それは間違ひではないか」と云つて居る。傍の通譯が「マア〜と」着物を引く。「そんなことを云つても、政府から命ぜられて来て居るから」と云つても盛んに袖を引く。萬己むを得ず歸つた。我々がエライことを見て訊いても、署長は云はない。倫敦では、君のやうな道徳心を持つものは斯の如きことを見ると云ふことが既に恥であると云ふ觀念を持つて居る。度々やる方はいけませんが、見る方は斯の如きことを見るのが紳士の恥辱であると云はれて居る。此處は日本の當局に最も考へて貰いたい處である。人殺しや盗人もしないのに臨檢をする。野ッ原ぢやあるまいし、二階建三階建の奥で、人が楽しんで居るのに。日本のお役人は、人の見るべからざる處を見やうとするのか。不思議なことである。これは見る處ぢやない。この人間の性慾と云ふものは道徳ぢやない、自然である。貧乏の爲に性慾の満足が出来ないとか、長い間旅行して居つて、女房に依つて性慾を果すことが

出来ないとかといふことになる、元気がなくなる人間になるかも知れない。譬へば人間があるから神様が必要である。人間が神様になつて飲まず食はずにやつて行けるものなら神は要らぬ。人間は、商賣に成功したり失敗したり、貧乏人が金持になつたり、金持が貧乏になつたりする。お互皆金持ばかりでない、時には遊廓で鬱憤を晴して居るから、お互の社會が繁昌して飯が食へる。世界中に盗人や人殺しがなかつたら裁判所も警察も要らぬ。この邊のことは内務省の役人や學者等が何萬人寄つて考へて見ても分らない。公娼の居る遊廓はよい所か悪い所か。一體公娼になる原因は、親の爲、兄弟の爲、子の爲等である。さうして見ると愉快な處である。私もあそこへは二十代の折には行つて遊んだ。あそこへ行つて一晩寝ずにやつて來ても翌日講義が分つた、さう云ふ譯で人間の性慾と云ふものが文明になればなる程、禁酒法をしいて酒を禁じて、煙草をなくしても、何をどうしても公娼は出て來る。藝者が殖える。呉服屋が繁昌し従つて織物屋が榮える。さうすると労働者も賃銀が得られると云ふことになる。如何に四角張つても、神武天皇時代、生蕃状態の經濟状態や道德等を以てしては、今日の文明は納らない。だから代議士を輕んずると世の中は眞暗になる。(拍手)それで、内務省あたりから出張して旅行をして、倫敦のハイドパークに行つて來た人は、今度は佛蘭西のマルセーユから巴里へ行くと巴里には「鏡の間」と云ふ間がある。處がその「鏡の間」で上下を見ると云ふと、千種萬様に春風を吹かせて鏡に映る。斯う云ふことが、耶蘇教國に實現されて居る。鏡の間を見た人やハイドパークを見た人に、廢娼論を唱へる人はない。廢娼論を唱へる人は正直な何も分らない。つまり自分が教へられて居る耶蘇教の教師がさう云ふ國に生れて來たことを知らない。本當のキリスト教國

民を知らない人である。さう云ふ人に日本の國家が蹂躪せられるのである。日本の世界的地位が益々高くなつて行くに拘らず、人の見るべからざる處を見て、喜んで營業停止をしたり。(拍手)或は高い金をかけて設備をしても受付けて呉れないやうな分らず屋が出て來る。斯ういふのは生蕃と云つたらよい。さういふ連中はアイヌか生蕃の酋長になつて淫賣も酒屋もない處へ行つて暮して貰ひたい。(拍手)本問題に就て論議致しますれば三日でも四日でも材料がある。本日はこの程度に致して置きますが、若し皆さんが洋行されて歸つて來たら、先づ第一にハイドパークはどうか、マルセーユはどうか、鏡の間はどうかと云ふことを聞かせて、廢娼を云々するやうなことは日本は野蕃國だと云ふものに説明してやるがよい。その耶蘇教國民がどんな國民であるかをさういふ人々に知らせて下さい。さうすれば、遊廓業者の意見に賛同すると云ふに決つて居る。分らぬと云ふ人々は、ハイドパーク、鏡の間を教へてやる。どんな阿呆の御役人さんでも、よく分りましたと云ふことになる。(拍手)皆さんの繁昌を祈りましてこの壇を降ります。(拍手)

衆議院議員 久山知之氏

(政友會)

既に多数の同僚諸君に依りまして、各方面から公娼廃止は甚だ不都合であると云ふお話があつた後でありますから、私はなる可く簡潔に私の意見丈けを述べて見たいと考へるのであります。私が初めて公娼廃止すべきか存続すべきかと云ふやうなことに關與致しましたのは、過ぐる昭和三年の議會以來でありまして、私は今日まで徹頭徹尾尙早論者として戦つて参つたのであります。諸君、御承知の通り、衆議院は四百六十六名の議員を持つて居る。この四百六十六名の議員中公娼廃止を主張致して居るのは、僅かに十人足らずの人々である。今日この席に集まられまして諸君に御挨拶申上げ、或は自己の意見を發表された人だけが公娼存続論者ぢやない。衆議院大多数の我々同僚全部が「公娼廃止すべからず」の議論を持つて立つて居る。けれども諸君、私は衆議院の大勢に依つて、未だ今日諸君が安心されることは出来ないと思ふ事實を、こゝに提供して御参考に供したいと思ふのであります。先に川島代議士に依つて、その一端が述べられました通り、我々政友會の議員數名が昨日議會に於て唐澤氏を招いて、この問題に就て質問を致しました。尤もこれは私的會合でありまして、その一切を申上げることが差控へますが、この當つて如何なる對策を持つて居られるかと云ふ、この二點に對して我々は質問致したのであります。處が警保局長はこれに對しては一向明瞭な答辯をしない。議會後にあの内務省令を發布して、全國的に公娼廃止を斷行する意思があるかと質問致して見ますと「只今、お答へをする材料を持つて居ない。従つて、議會後に公娼廃止を斷行するかどうか分りません」と云ふ答辯でありました。然らば、半年一年先にさう云ふ法令を發布するかと訊いて見る

と、そのお約束は出来ない出来ると諸君の前で斯様なことを私が申上げることは似合はしからざる話であるかも知れないが、内務省に於ては確かに今日公娼廃止の空氣があることだけは私は確信致して居る。過ぐる十數年來議會に於て、一部の議員が公娼廃止運動を續けて参りました。國民の輿論を代表して衆議院に於てはこれは絶対に通過しなかつた。今日に於ては將來通過しないのである。この公娼廃止論者が戰法を一變致して今日の官僚内閣、議會の黨派の一部、蒼白きインテリの若い官吏と結托して、この國民保健上重大なる遊廓制度を廢止せんとする陰謀を持つて居ることを私共は甚だ遺憾とせざるを得ないのであります。公娼がい、か私娼がい、か、そんな間の抜けた議論は今日通用しない。私共は公娼存置すべしと云ふ立場に於きまして、龜戸も研究し、玉の井も研究し、全國各地の都會に参りまして、如何に私娼が横行跋扈して居るかと云ふ實際の状態を承知して居る。然るに此頃各府縣の状態を見ますと云ふと、遊廓の前に政府の巡查を立てて業者を壓迫し、さうして、段々當業者の數を減じて、結局廢業をさせるやうな意見なり、相談なりが行はれて居る。或は、諸君が若し遊廓制度を廢して、その代りに私娼制度を以てするとすればかくくの便宜を與へると云ふ大ソレた豫約が地方では行はれて居りはしないか、若し左様な事實ありとすれば、今日の内務省、今日の各府縣保安課は私娼を獎勵して、淫賣を跋扈させ、國民の保健衛生を眼中に置かないと云ふ議論がそこに成立つと云ふことを、私は主張せざるを得ないのであります。(拍手)此頃の遊廓は時代に適應しないとか、或は今日の青年は遊廓なんか決して問題にして居ないなどと云ふ議論を私は屢々拜聽する。眞に果して然りとすれば、私は寧ろ國家の爲に頗る結構であると考へて居る。けれども、遊廓が衰微し、

遊廓に足を向ける人が少くなる反面に於て、カフェーの女給や、ダンスホールのダンサーや、或は到る處に淫賣婦が跋扈して來る事實を何と見るか。それ丈けならば未だ結構。今日の風教の上に最も重大なる影響を與へて居るものは、諸君御承知の通り東京で申せば第一流の階級に位して居る處の有力なる諸君の奥さん方、有閑マダムと云ふものが待合入りをやり、或は若き燕を伴にして温泉行をやる。斯う云ふ事實が頻々として現はれて來て居る。今日遊廓を廢し、公娼を廢止して、その外に如何なる機關を建設するかと云ふことが、私は先づ以て先決問題ではないかと考へる。(拍手) 恰度、傳染病を治療せしむる爲に、全国各地に傳染病の病院が設けられて居る。一體、傳染病なんか文明國としては恥づべきものである。斯う云ふ病氣はない方がいゝ、ない方がいゝが、傳染病がある爲に、その地方の種が盡きると云ふ理由に依つて、傳染病患者をなくして仕舞ふ。傳染病患者をその儘に放置して、病菌を全國に撒いたらどうなるか。この議論が内務省の蒼白い顔をした事務官邊りの議論で、女郎買ひしたり、淫賣買ひしたりした経験のないもの、議論である。世の中を知らないものが議論をするのが間違ひである。私は今日この壇上に立ちまして、私の卑見を開陳する理由は諸君に頼まれてするのぢやない、又娼を賣るやうな議論をするんぢやない。國家の保健衛生、風紀を維持する爲に、我々の所信を開陳して、この會場を通じて全國に訴へたいと云ふのが我々の希望である。(拍手) 今日の内閣は官僚中心の内閣である。一體、政黨内閣の時代には如何に公娼廢止議案が議會に出て問題にされなかつた。今公娼廢止が斯の如き大きな問題として我々を心配させて居るが、官僚内閣は一篇の法律を作つて、その法律に依つて諸君の長い歴史を持つて居る事業の眼前に公娼制度廢止と云ふ事件が迫つ

て居る。政黨内閣の時代には、斯様な議論は絶対に影がなかつた。調子ものぢやない。我々の背後の選舉區には幾千萬の國民が居る。國民を代表して居る輿論精神を以て我々は臨んで居るのである。(拍手) 政黨内閣に公娼廢止は絶対になかつた。官僚内閣は諸君の代表者ではない。(拍手) 諸君が自己の力を亂用してやれば、法律を發布するか、そこに由々しき大問題が起ると云ふことを私は衷心より懼れざるを得ないのであります。私はこの會場に於きまして、何も政談演説を申上げる考は持つて居ないのである。此頃、どうかすると政黨が無視せられ、政黨の存在が影薄らいで行き、政黨頼むに足らずと云ふ考へが國民の一部にある。諸君が今日内務省に幾らお百度を踏んでも、幾ら陳情されても、諸君の目的は達せられるものぢやない。諸君は宜しく諸君の信する代表者に依つて、今日内務省邊りの方針、今日の危険を切開かない内務省の方針を打倒すべく、今後彌々益々結束せられまして、國家の危機を打開されんことを切に希望して、今日の御挨拶に代へます。(拍手)

衆議院議員 深澤豊太郎氏

(政友會)

私は極めて簡単に御挨拶致します。先に川島代議士が云はれた通り、皆様の今日の立場は非常に切迫して居ると

云ふことを私は昨日確認を致したのであります。唐澤警保局長との會見に於て、板野代議士に依つて議會閉會直後、四月より彈壓が始まるのではないかと云ふ質問に對して、「斷じて、四月は致しません」と云はれた。併し、半年一年の先は分りませんと云はれた時には、局長に顔をつけるやうにして聞いたが、中々危険の迫つて居るものだと思ふことが分つた。先程來、代議士諸君が皆さんにお目に掛りました。一體、これだけの代議士が揃つて居て、この不法なる内務省の行動を抑壓することが出来ないのかと皆さんは御不審を持たれはしないかと私は思ひます。然しながら藝娼妓取締規則は内務省令に依つて改廢することが出来る鍵を彼等が持つて居るのであります。我々は、法律案として議會に現れた時には、公娼廢止の法律を葬ることが出来る。然し内務省令に依つて改廢するものを、議會が掣肘することは出来ない。けれどもこれ丈の代議士が揃つて居つて、今の内務省の斷行しやうとする院議を無視し、長い衆議院の歴史を、決議を無視せる行動に對して、我々代議士が手を拱いて見て居ることは出来ないであります。(拍手)我々は今後皆様と共に何を爲すべきか。前請願委員長であつた岡田伊太郎氏に話して、唐澤局長との私的會見で駄目ならば、法律に依つて新に衆議院で、或る態度を採らなければ、内務省の態度を變更させることは出来ない。院議を以て特に抑へやうではないかと云ふ相談を致しました。院議を以て内務省を抑へる方法は如何なる方法であるか。昨日唐澤氏と私的會見がありました。唐澤氏は自分の意志に反することは横を向いて答辯しません。併し公式の席上に於ては、政府は答辯しなければならぬ義務を有する。形は小さいが、公式な立場に於ては、政府と議論を闘はせて、一遍と雖も請願委員會位にかけて、出席させなければならぬ。折角、皆様の御上

京でありますから、この機會に手續を採れば請願書を作つて、皆様の支持して居られる代議士に全部を委せて、衆議院の請願委員會で公娼存続を高調する。この方法よりない。(拍手)同時に私は一案を出して、内務省の答辯一つに依つて「院議を無視する行動をすることは甚だ不穩當ではないか」とやつつける積りであります。(拍手)我々は數年前、公娼廢止法律案の委員會に於て、公娼廢止論者と我々と意見が一致して、満場一致で政府に附帯決議を附けたことがある。それは公娼廢止は人の體面や風紀の問題ばかりでなく、國家全體に重大なる影響を及ぼすのであるから、こゝに一つの政府と民間との委員會にかけて、即ち皆さんの方から代表者を選出して、民間と政府との聯合委員會を作つて、公娼制度、私娼制度、カフェー、料理屋とか、或は公娼廢止をして居る地方の酌婦制度に關し、又日本全國の風紀維持に關する委員會を作つて、日本全體としての方針を定めやうぢやないかと云ふ決議をして居るのであります。制度を無視する賣笑賛成の論者ばかりが集つて、一つの方針を定めたからいけない。だから前院議を生かして、官民共同して風紀を如何にすべきかの委員會を作り、皆さんの行くべき道を國策として政府として定めさせる。これを定めさせる爲に、風紀維持の委員會を作らせなければならぬ。皆さんの議員は集つて居るのである。故に此際衆議院議員は風紀委員會の設置に關する建議なり或は決議案なりを議會に提出する。國民に大彈壓を加へることなしに、如何にして風紀を維持して行くかを明に定めさせるやうに、この機會に風紀委員會を作らせるまで、皆さんは努力して戴き度い。皆さんに顔を合せたあれ丈の代議士が盡し得る時が何時來るか。この演説が濟んだら忘れて仕舞ふやうでは、長き我々の努力は水泡に歸するのである。幾度か公娼廢止は世間では院議

を以て、これを不採擇として居る。故にこの際皆さんの公娼存続に關して、世間では公娼廢止は不採擇である以上、衆議院は公娼存続を採擇せざるを得ない、この院議を明にせられると同時に、今日混亂状態に陥れる内務省が自ら全國の風紀を滅茶々にせんとして居る、これを如何に規律するか。これは國民全體の協力に俟たなければならぬ。冀くば、出席の代議士諸君に對して、衆議院の大多數の公娼廢止に反對をして居る代議士諸君の働を通して、政府をして委員會を作らせる。この機會に、大彈壓をしやうとして居るやうな政府の方針を覆さなければならぬ。(拍手) 私は今日の事態は切迫して居ると確信して居る。諸君が本當に働く時期は、残されたる更に一ヶ月の議會々期しかない。諸君の一層の御努力あらんことを希望して私の挨拶に代へます。(拍手)

衆議院議員 大野 伴 陸氏

(政友會)

諸君、最早幾多の先輩並に同僚より、公娼は存続すべきものであると云ふ御意見の發表がありました。私も微力非才ではありますが、曾て議會に於きまして、公娼廢止の法律案が提案されましたる砌り、不肖その委員をして居りました。公娼廢止すべからざる譯、存続すべきものであると云ふ建前の下に、委員會に於て働いたことがあります。

矢張議論の餘地はありません。今日、公娼を廢止するが如きことは、實に机上の空論であると思ふ。唯廢娼論者は所謂國家の體面より廢娼しなければならぬと云ふ丈の結論である。又所謂國際聯盟に於て、日本は公娼制度は認めなければぬ、國家の體面より致して、これを廢止しなければならぬと云ふ議論が國際聯盟にあつた。その時、我帝國代表は「近き將來公娼を廢止するであらう」と云ふことを、國際聯盟會議に於て演説をして居るから、廢止しなければならぬと廢娼論者は云ふ。處が今は我帝國は國際聯盟から完全に脱退して居る。何も國際聯盟に對してそんな義務は持つて居ないと思ふ。而も只今森田代議士が御述べになられたやうに、所謂キリスト教國の状態は私娼賣淫默認の状態である。その通りである。私は曾て歐米を視察したことがあるが、果して、倫敦ハイドパークに於ける状態、或は倫敦ピカデリー、支那、獨逸、伊太利にも私娼が跋扈して、將に風紀は頽廢して居る。これに對してキリスト教國の官憲は極めて寛大である。日本の官憲の如きはその取締が峻嚴を極めて居る。或る日本人が倫敦の巡查に其旨を告げた。所が、巡查は「そんな事は見て歩かなくともよい」とあべこべに巡查から云はれたさうだ。この位寛容である。日本の官憲は峻嚴である。或る遊廓で京染の着物を着て居た娼妓があつた。これが例の四十八手を書いたもので、それは下着であつた。それが猥褻罪であると云ふので、その縣の保安課に押收せられ、罪になりかけた。私は保安課長に會つて、それを見せて貰つた。その遊女の長襦袢を見た處が、これは問題にならない。こんなものは東京邊りに行つて見たら、幾らでもカフェーの宣傳マツチに使つてあると云つてやつた。君等は皆田舎に居つて、世の中のことを知らない。如何に銀座邊りが風紀を紊して居るかと云ふことを、眼のあた

り御覽なさいと云つた。それでこの問題は暗から暗へ葬られた。分らず屋の官憲の云ふことは問題にならない。これは一面から見ると、遊廓業者を壓迫する手段であると思ふ。而も前辯士が申しましたやうに、遊廓の入口に、その家の前に制服の巡查を立たして客を牽制すると云ふやうな冒険が行はれて居ると云ふことを聞く。國家が公にこの公娼制度を認めて置き乍ら壓迫することは言語同断である。只今、深澤代議士が申しましたやうに、議會を無視して公娼廢止をやるなど、いふことの出来るものではないと云ふのは、樂觀論者である。が併し、斯の如きことは、突然彈壓的に斷じて出来るものではない。既に衆議院の院議があるのである。公娼は存続すべきであつて、廢止すべきではないといふことになつて居るのである。それを抜打的に廢止など出来るものでは斷じてない。それに多數の諸君の生活權を奪ふものであるが故に、諸君が大いに團結して、飽く迄闘へば、左様なことは出来ないと思つて居る。(拍手)併し乍ら、内務省が斷乎として公娼を廢止すると云ふならば、さうして今までの諸君の營業權を犯す覺悟があるならば、斷然これをやつ、けなければならぬ。承る處に依ると、諸君の投資額は、日本全國に於て十億圓と云はれて居るが、今日の如き赤字公債を發行して居る國家の現狀に於て、又政府に迫つて居る例の一億八千萬圓の爆彈動議に辟易して居るやうな政府の現狀に於て、内務省邊りでこの十億圓の金が、この赤字財政の今日出来るものではないと思ふ。斯様なことは今日の財政が許しません。(拍手)然らば諸君が徳川時代から續いて居る長き歴史を持つて居る遊廓制度を一朝一夕に唐澤氏あたりの力が改廢することは斷じて出来ないのである。結局、唐澤は空騒ぎに終ると思ふ。(拍手)併し乍ら、油斷は大敵である。この機會に有力な熱心な諸君が一堂に會されて、飽

迄、この自己擁護の爲に、生活權擁護の爲、國家の風紀維持の爲に、決然として此處にお集りになつて、連續三日間に亘りおやりになつて、内務省のこの廢娼論者の心膽を寒からしめられたことは誠に喜ばしいことであります。只今深澤君が云はれましたやうに。今後諸君は代議士を信じて貰いたい。諸君が一致して提出せられたこの總意を、私共はその委員となつて議會の席上に於て政府の所信を叩くのは勿論一つの方法であるが、私共は、諸君が固き決心の下に、團結の力を以て飽く迄生活權の擁護の爲に邁進せらるゝに對して、微力ではありますがお盡し、やうと思ふ。これが私共多年の主義であります。(拍手)飽く迄諸君の爲に出来る限りの奮闘努力を吝むものではありません。將來、長く國家風教の爲に、私は闘ひたいと思つて居ります。冀くは、この意氣、この熱を以て、大いに奮闘されんことを希望して、この席を降ります。(拍手)

衆議院議員 戸田 由美氏

(國民同盟)

最早、公娼問題とこれに關聯致して居ります種々なる問題に就きましては、多數の諸君から縱横に論議されて居る次第であります。殊に古き昔はいざ知らず、今日の日本に於きましては、この業を以て御立ちになりました諸君

は恐らく自分の利益維持のみを考へて業務にお當りになつて居られるとは考へられぬ。日本の社會に必要な一つの機關を自分等が擔任されて居ると云ふ深き信念の下に、その業務をお執りになつて居る皆様に對して公娼問題を論議致すと云ふことは、その必要を認めないと私は思ひます。私は議論を避けまして、單に私共國民同盟の有志の意志を諸君に申上げまして、本日の御挨拶と致したいと存するのであります。私共國民同盟は、御承知の通り、代議士の數は僅かに三十名であります。然しこの公娼制度の存置と、國家風教の上、或は國民保健の上、この外社會上の必要より、これを存置すべしと考へて居るものは、その數を申せば三分の二以上即ち二十有餘名の絶對多數を持つて居るのであります。偶々少數の公娼廢止を論ずる人があつたが、これは甚だ微力な言説である。國民同盟は小さいのであります。賛否の内容を申上げると右の通りで、是が我が衆議院議員の内部に於ける公娼問題に對する現在の動向を意味するものと皆様に申上げて差支へないと思ひます。(拍手) 既に先程深澤代議士の御發表になりました國家風教の上、國民保健の上から、私共議員は諸君のお立場に同情すると云ふやうな簡単な意味ではない。少く共國家の今後の運命、國民の幸福如何と云ふことに就きましては、及ばず乍ら責任を感じて居ります我々議員が、自己の立場に於て考慮致した場合に於て、公娼廢止すべからず、これを存置すべきことと之に依つて凡ゆる性に關する弊害を一掃しなければならぬと云ふ信念を大多數が持つて居ることを諸君に御諒解願ひたい。私共本年の議會に於きまして、公娼制度問題を議會の問題としたくないと云ふことを初めは考へて居た。既に先程以來諸君から申上げた通り、本來公娼制度問題は内務省令に依つて左右された問題であります。衆議院で協賛された問題で

はありますが、往年偶々、公娼廢止が議會に問題を起し、それが數年の問題になつたのであります。本來是は議會の問題とすべき性質のものではないのでありますから、或る他の機會に於て、本問題の解決を致したいと考へたのであります。先程以來諸君から御報告致した通り、内務省の諸君は世の非常なる風潮を受けまして、未だ省議は決定致して居らぬのでありますけれども、公娼制度の前途に對して、極めて不利な思想を以てこの問題を取扱つて居るのであります。こゝに於て諸君が三日間會合になりました。自己の生活權擁護の問題として御論議なされる情勢に立到つたのであります。諸君の氣勢が明になればなる程、それに依つて公娼廢止を主張する人も猛然と立上ると私は想像する。此の情勢に向ひまして、遂に議會の問題としなくなつたが、遂に問題と致しまして、公然帝國議會の壇上に於きまして、最後の止めをして置くことを痛感致して參つたのであります。先程深澤代議士が仰しやいました如く、請願委員會で國家の風教維持に關する我が衆議院議員の建議案と致しまして、公々然たる壇上に於て、最後の鐵案を決すべき必要を感じて來たのであります。私共の信ずる處に依れば、先程來申した通り、かゝる案が一度議會に出れば、少數の人以外絶對大多數の議員は諸君の意志に添ひますやう、公娼廢止すべからずと云ふ案は通過致すと云ふことを御安心願つて、諸君の前に、公娼制度存続に關する斷案は、斯の如く有利な情勢にあると云ふことを申し上げて御安心を願ひましたのであります。こゝに一言諸君に申見を呈したいと思ひます。公娼制度問題或は賣淫制度問題は、誠に現代の新しい人々に云はせれば、私共が斯くの如く公々然として、公娼制度維持を主張することを、誠に以て新しさのない、舊思想の議員なりとして排斥してゐるのであります。天下の新聞

紙は公娼設置の必要論を唱へるもの、下に、公娼廃止すべしと云ふのはニューズバリエーがあるかとお傳へになつて居る。それが今日の情勢である。この情勢の間に立つて、世の新しがる人々に公娼制度存置論は正反對の立場にある。然し乍ら日本の國家と致しましては、極めて眞面目に考へなければならぬ性質のものであるから、徒に新しきを好み古きを斥けると云ふことでは、この重大なる問題を吾々が責任を感じる重大な立場に於て、これを取扱ふと云ふことは出来ないと感じるのであります。(拍手)こゝに於て私は諸君の絶叫せられる公娼制度は、聽て來るべき我々の院内の動向に於きましては、必ずや存置せられ、安定を得ると思ふのであります。この公娼制度が續けて存置されると云ふ場合に、皆様が只徒らに自分達の主張が通つて、凱歌を得たと云ふので、今までのやうな營業方針を續けて行くなれば、一度は諸君の希望が達しても、或は聽て公娼制度を呪ふと云ふ大敵を後に迎へると云ふことになる。こゝに公娼制度勝敗の問題は、内務省の問題ではない。諸君の問題である。敵は諸君の中にあると云ふ御覺悟を願はなければならぬのであります。(拍手)即ち、從來の儲けさへすればよい。自分達はこの業務に依つて食つて行けさへすればよいと云ふ營業一點張りではないと思ふ。重大なる性の問題を扱ふ我々は、國家の行政機關の重大なる使命を擔つて居るのであります。從來の制度、營業方針、即ち皆様のお考へを、こゝに新に時代の要求に應ずるものに改めて戴かなければならぬ。この公娼制度の目的に副ふやうに内容を改めて戴かなければならぬ。さうすれば、誰が私娼に依つて、内務省の官吏に依つて諸君の營業が犯されますか。要するに、敵は皆様の心中にある。今後、公娼制度は來るべき議會に於て、吾々がその存置を論ずる外に、責任の一つは皆様の中にある。

皆様の營業が永久に安定するや否やと云ふことは、一に皆さんのお考にあると云ふことを、甚だ失禮であるが、この機會に於て苦言を呈しまして、今後の御參考に資したいと思ひます。(拍手)

衆議院議員 武 知 勇 記 氏

(民 政 黨)

若しも我々が最も信頼致して居ります學界の權威者の口から、地震があると云ふ豫報をされました場合、その地震の時期程度を語ることなくして、地震避け難しと漫然云つた場合には、その恐怖思ひ半ばに過ぐるものがあると思ひます。然るに、政府は昨年公娼廢止斷行を口にして、それを發表して未だその内容を明示して居ない。斯の如き地震學者の人騒がせと同様に罪深い所業と云はなければならぬ。(拍手)私共は、森羅萬象悉く時勢の推移と共に幾多の變遷を致すものであると云ふことを知つて居るのであります。事々物々時に變革を見ることなしとしないのであります。斯かる場合に際會致しまして、爲政者は塗炭の苦しみを嘗めるのであります。今回の公娼廢止の結果、業者がその生活權を脅威さるゝが如き悲境に沈淪することがあつてはならぬ。言葉を換へて云へば、業界の生活權確保と云ふことを前提として、公娼廢止を口にすべきものであると思ひます。愛媛縣の或る處では屢々内務當局に

迫つて公娼廃止の時期、方法等に就き、その公示を迫つたのであります。政府當局の云ふ所を聞けば、公娼は非常に國際關係上日本の體面に關すると云ふのであります。政府の云ふ處を靜かに検討して見ると、業者自身も亦この儘では自滅の外はない。公娼の自滅を來すことは、業者自身又深く考へて見なければならぬと云ふのが、政府の意のある處であるが、公娼がなくなれば私娼の跋扈致することは申すまでもないのであります。然るに私娼の取締と云ふものは、如何なる政治家が現れましても困難である。困難であるのに現在或一定の地域には私娼窟を認め、其の私娼窟の取締を頗る緩漫にして、時に料料の先取をするやうなこと迄あり、益々私娼は繁榮跋扈を極める。さう云ふ私娼がある以上、高い税金を納める公娼地域の自滅することは極めて當然である。一體高い税金を何の爲に拂つて居るか。高い税金を徴收して而して、その商賣を認めて居る以上、これに對して保護を加へなければならぬ。所が保護を加へる代りに、今日の如く彈壓政策を執つて居る。即ち政府は先に申上げました通り、公娼撲滅方針を立て、居るがその撲滅の時期はつきり示しません。我等はどう云ふ結果になるか日夜不安に暮して居る譯である。寧ろ半死半生の境地に居るよりは、一日も早く清算されることが諸君の爲に策の得たものであるとさへ考へます。それを何時迄も生殺しの状態に置かれると云ふことは、こんな不愉快なことはない。(拍手) 私はこの意味に於て、一つの相談を此處に御列席になつてゐる代議士諸君に申上げたい。私が「醫藥分業」と云ふものを議會に提出せんとするや、全國五萬の有志が上野に大會を開いて、鎗を削つてやつて居るのであります。この場合にこの問題に就て政府はどう云ふ態度を取るかと云つて委員が迫つた。處が醫藥分業時期尙早と云つて、政府はこれに同意し

ない。同意しない以上そこに同志の間に勇敢なる氣持が起つたのであります。お互に熱意を持つて居る以上、而して其の決心の牢固として抜くべからざるものがあるならば、聯合會の人々が結束して現政府と闘はなければならぬ。やるかやらぬか分らぬ様なことで、半死半生の今日の業界を助けなければならぬ。即ち立法部を通じて政府の意のある處を聞かなければならぬ。即ち吾々は政府に對して、はつきりした態度を示す様に質問書を提出しやうと云ふのである。質問書を誰の名前でやるか。或は三十人の代議士の連名で、文書を以て答辯を要求するか。何れにしても宜しい。諸君と共に其處をはつきりさせたい。(拍手) 最後に私の心境を申上げたい。「君と寝やうか五千石取らうか」。この唄をきくと、堪らなくなつかしい氣持を持つて居る。私は此際諸君に一身を投出してこの問題の爲に専心することを希望して止まないのであります。(拍手)

衆議院議員 高橋熊次郎氏

(政友會)

この臨時大會に當つて、我々の同僚先輩の諸君が雲の如く集まられて居るのであります。承る處に依りますと、既に時間は半を過ぎたと云ふ。併し乍ら未だ名士が多數控へて居らるゝのであります。或は東京府選出の安藤代議

士も居られ、貴族院議員宮田君も居られる。是等の諸君がお見えになり、代る／＼公娼制度の存廢に就て論議されるといふことは、我々は諸君と共に大いに意を強くするであります。(拍手)問題は既に各位に依つて論議し盡されて居ると思ひます。私共は議會に參つて以來、終始この問題の爲に心を悩まして居るのであります。或は東京方面、或は東北方面、或は關西方面に、自ら親しく參つて、業者の代表者又當局者と絶えず面談を試みて居たのであります。併し乍ら當局者は我々と正々堂々事を論ずるの機會を成可く避けると云ふ方法に出で、又公娼廢止を論ずる多くの人々も、或は議員外の人々も成可く之を論ずる機會を避け、外部でボソ／＼と話をする中に、或は業者諸君を欺してか、らうと試みて居るのであります。(拍手)而して一面に於ては、社會の狀勢に依つて遊廓が荒れて来たものではありません。遊廓全滅すべしと云ふ政府の策略に依つて衰微を致したのであります。(拍手)何を以てこれを云ふのであるか。社會が不景氣になるに従つて、資本、經驗、或は熟練を要せずして金になるものに賣淫行爲がある。内務當局が取締を緩漫にすれば、私娼が繁昌するのは當然である。私娼が繁昌すれば、薄利多賣主義で、諸君の娼妓は需要を充すことが出来ない。高い遊廓は荒れるに決つて居る。殊に幾多の誘惑手段が用ひられる。即ち娼妓を抱へるのに年齢の制限がある。默認制度の下に營業が許される私娼窟ならば年齢の制限はないではないか。又遊廓ならば色々面倒な條件があるが、私娼の方ならば、大した身代金も要らない。十分の一で事足るではないか。而も、現今の制度其の儘に於て、看板だけ外すと云ふやうなことは默認されませんが、取締が嚴重でなくなれば、幾多の費用が節約せられ、樂に仕事ができるぢやないかと。さうした一方に苦しみを與へ、今に悲運に見舞はれる

情勢を豫告して、一舉にこの公娼制度を撲滅しやうと云ふ。是は全内務省にあつた計畫か、一部にあつた計畫か。兎に角事實は其通りである。私は現當局がこのことを企てたとは申しません。誰が何時の時代に書いた圖面か分りませんが、事實はその通りに行はれて居るのであります。(拍手)併し我々は内務本省に向つて訊くと、本省は左様な方針を採つて居ないと云ふ。併し乍ら、地方々々ではやつて居るではないか。最初は廢娼聯盟の諸君が、斯う云ふ弱い府縣が全國に十三あるが、これを一つ／＼欺す中に地方が大勢に雷同する様になつた。秋田縣、長崎縣而して遂に青森縣に及んだのであります。官憲が壓迫を加へて、數ヶ月の間に三百餘軒の違反事件を出して脅かしたのは、長崎市の丸山遊廓である。他の同僚から云はれたのであるが、青森縣では十六軒の遊廓業者に向つて、十六人の制服巡査を付けたといふことである。弱い商賣のものに向つて、斯様なことをしたと云ふことは、國の東西を問はず、未だ曾て見る事の出来ない事例である。苟も、體に血の通つて居るものであるならば、この業に關係を有すると有せざるとを問はず、是等の事實が明になつたならば、血を湧かさざるものは一人もない。(拍手)今や内外時局は重大であります。國防と云ふものは、議會ばかりで決らない。これには財的要素と人的要素とが必要である。其間に於て若い人々の元氣をどうするかと云ふことは、國の大なる問題である。貧乏になつて國の亡びた例はありません。併し乍ら、性の關係から、女に貞操觀念なく、女に家庭を守る思想がなくなつて、若いものゝ元氣がなくなつて、男が遊蕩に耽つて、悉く國民の元氣がなくなつた爲に、一面に於て花柳病が全國に彌漫して、満足な男子がなくなつたと云ふことが、東ローマ帝國の滅亡を來した大なる原因である、今日赤化運動の最尖端に立つも

のは國を亡ぼすには女を以て亡せ、家庭の女を亡すには性病を彌漫させるに限る。若い人々の仕事に精進する觀念を去つて、花柳の巷に沈淪させ、色を漁る所の青年にさせやうと云ふやうな、色々な策略をして居る。公娼制度にして置けばそんな心配はない。それを廢めて、さう云ふ策略に乗り易い私娼黙認にしよう云ふのは一體誰であるか。人の知らない様な處で、簡単に人の要求を充すやうにしなければならぬと云ふのは、物の分らない有閑マダムとか、宗教團體とか、歐羅巴にかぶれて公娼廢止運動を起したのが始まりである。(拍手)要するに薄つべらな西洋文明が公娼制度を廢止して私娼を跋扈させたといふ事は今日明なことである。然るに歐羅巴では最後まで踏ん張つた婦人參政権がものになつて、婦人に選舉權が與へられて以來、婦人が先に立つて、唯假想的な道德、安價な宗教論を振廻して、議會を脅迫するので、今では婦人に參政権を與へたと云ふことを今日は非常に悔いて居る。それでありますから、我々は議會に於て日本が公娼制度を有することは何も世界に恥づべきことではない。恐らく世界にこれが残つて居るのは日本だけであると思ふ。我々は公娼制度の下でなければ、性病の蔓延を防ぐことは出来なればかりでなく、若い人々が看板のない處へ這入りこんで、簡単に目的を達するといふやうな手練手管を心得たならばどうなるか。是が心配である。こんな危険状態に國民を曝すことが政府の方針であると云ふならば、國民の風紀思想の善導と云ふ看板は外してか、らなければならぬ。(拍手)私娼をどうして取締るか云ふことを定めないう置いて、さうして公娼制度を廢して私娼窟にすると云ふならば、我國の風紀衛生は、一體どうなるかと云ふことを考へなければならぬ。(拍手)先づ第一に兵隊をどうするのであるか、頗る問題ではないか。(拍手)我々は上海に行

つた陸戰隊に性病が殖えたと聞いて居る。支那は歐羅巴の流れを酌んで、公娼制度を廢止した。日本の居留地にあつた公娼さへ廢止した。支那は性病の取締の出来ない國なのである。又滿洲に於ける戦後の状態はどうであるか。文明が進んで其の必要を減するのでなく、寧ろ性の問題は益々旺盛になるのである。經濟と性慾とは相並んで人生の必要なる問題である。何千年の歴史、何萬年後の歴史でも繰返すのであるが、國民が元氣になればなる程此の方面も盛んになる。私共はこの問題は實に國家の生命に關する大問題であると思ひます。(拍手)殊に若い人々の男女の貞操觀念を確立させるには、是非公娼制度を存置して、これを完璧なるものとしなければならぬと思ひます。内務省の人々は公娼を引直して私娼にした方がよいではないかと云ふが、そんな譯には行かないのである。一旦引直して弊害があつた時にはもう既に遅いのであります。(拍手)既に全國に黴菌は散らばつて道德的、衛生的に寒心すべきことになるのである。少し位嚴重な取締をしてもさうなつた時はもう駄目である。淺草の六區を潰すか潰さない中に龜戸玉の井が出来て居ると云つたやうな理窟に合はない事は吾々には出来ない。(拍手)又内務省令に依つて、内務省の役人が勝手にこの改廢が出来ると考へたら間違ひである。國民一致して、公娼存置すべしと要望して居るのを無視して、内務大臣が勝手な眞似をしやうなどいふ事は議論するさへも我々は不愉快である。而も一旦院議に定まつた事を之を無視して斷行するといふならば、それは立憲政治を侮辱するものである。それでも内務省がやると云ふことになれば、我々は黙視することは出来ないであります。(拍手)如何なる方法を探つても吾々は之に反對しなければならぬ。私共は大いに議會に於て、この業の確立するやうに努めなければならぬ。私共は戸田君

と同じやうに、業者諸君がお互に助け合つて、動もすれば、遊廓を風潰しにしやうとする政府一部の意見を粉砕しなければならぬ。(拍手) 西洋人は表さへ綺麗でさへあればい、と思つて居る。人の前でなければ如何なる醜事非行もい、と云ふ。斯う云ふ思想にかぶれた内務省の役人共が、公娼と云ふ名前丈けとればよいと云ふので頭隠して尻隠さずに居る。どうか諸君は諸君の業に止まるのみではなく、國防の第一線に進む所の若いものを保護する位置にあると云ふことを心に置いて、日本の國土を泰山の安きに置き、お互に助け合つて、共に業を守ることを切望し、同時に我々は國家の爲にこの業を守ることに最善の努力を致したいと思ふのであります。(拍手)

衆議院議員 濱野徹太郎氏

(民 政 黨)

二日に亘りまして、この割れるが如き盛況に接しまして、私は諸君の爲に祝福せざるを得ないのであります。聞く所に依りますれば最近諸君の陣營に關し、奇怪千萬なデマか飛んで居ると云ふことである。是は爲にする所の宣傳であると存じます。(拍手) 近來諸君の足並、諸君の陣容が亂れて、共同一致を缺くものあらむと云ふ敵の意表に出づるこの宣傳は、實に奇怪千萬なものであると存じて居りました。(拍手) 昨日以來割れるが如き盛況を見ても、

このデマは爲にする宣傳であります。諸君がこの生命線を擁護せんとする一戦として、一絲亂れざるものあることは、洵に意を強うするに足るものであります。(拍手) この問題を見ると三點になると思ひます。先づ第一に、當業者諸君が自己の營業に生き、自己の營業を正當と信じて、天下に主張する立場、是が第一であります。第二の點は取締の立場より官憲が如何にこれを見るかと云ふことであります。第三は、我々國民は輿論と云ふ雰圍氣の中に於て、諸君の主張が是なりや、一部の廢娼論者の主張が是なりやと云ふ大所高所から論ずる第三者の批判の立場であると存じます。先づ第一の諸君の立場に於ての主張は私が申上げるまでもないこととあります。第二の取締と云ふ立場から申しますと、官憲は最近廢娼の機運が熟したと宣傳し、公娼廢止の機運は目前に迫れりと宣傳して居るが私は警保局長唐澤氏と内務省に於てこの問題に就きまして國民同盟の戸田君と並んで話をした。さうして諸君の主張を主張して置きました。又關西方面の諸君と内務省の元の警保局長と面談致しました。その時にも注意して置いたのであります。最近業者の中から、自ら廢娼の機運を作られ、轉向するものがあると云ふ内務省の主腦部の話。是は注意しなければならぬ事である。凡そ役人と云ふものは、上の役人の意を迎へ、上の意のある處を自らの意見として述べると云ふ癖がある。従つて警察部長會議がある時には、警保局長が廢止を欲するとあれば、現に廢止を致して居ると述べる。さうして一方では業者に向つて壓迫を加へて嚴重に監視をする。人間一日として、自分の行爲を監視されて、完全に生きて居られる人が幾人あるか。所に依ると一から十まで眼を付けて一日に料金を五六回も受けたものがある。甚だしきは一日に二十八回の料りに逢つたと云ふものがある。是は恐らく營業を廢止させや

とすると心持の働いたものである。内務省が公娼廃止の論議として、範の島に自由を與へやうと云ふやうな事を云つて居る。所謂範の島は明治三十三年の娼妓取締規則に依つて取締を受けて居るが、立憲國に於て國民として生くるものに對して、取締ると云ふことはよくない事でありませぬ。銃砲火薬取締規則、又飲料水の中へ芥が入つてはいけないと云ふ清涼飲料水取締規則等があるが、物を取締るのは當然であるけれども、人たる娼妓を取締ると云ふことは、古い封建制度である。併し、内務省が自らの矛盾を知つて此の點を改めると云ふのであれば、時勢を見るの明ありと、私は云つてやりたいのである。私は第三者として、一面政治家として、正當なる權利と營業を保障することに就ては、我等議會に於て申すべき責任があると思ふが、更に諸君と協同戰線を張つて、共に生きやうと云ふ社會人の立場から考へるのであります。(拍手) 廢娼論者の主張はキリスト教の思想より來て居る。然るに私は茲に見遇すことの出来ないのはキリスト教國の風教の状態である。是が問題である。私は宗教家ではありませんが、廢娼論はクリスチャンの手にある。所が「天に在す我等の神」と云ふキリスト教の神は人間を超越して居る。諸君は清淨潔白な營業を致しましては、神たることを理想とするキリスト教の立場と同じである。だからこそ天より地上の五月蠅い有様を見てそこに賣笑婦を降したのである。(拍手) 大體、我等は佛教に依つて教へられて居るものであります。多くの國民は佛教に依つて安心を得て居るが、佛教の教へる處は人間を超越した神と云ふやうな人間離れをしたものにあらず、如何なる人間も一人々々の中に、汚すことの出来ない本念といふものがある。これが佛の心である。信心、即心成佛、これが佛教の本體だと思ふ。父の爲に身を賣り、母の爲に進んで孝養する娘が、自らこ

れこそ母に對する孝養であると思つて佛になつたやうな諦の氣持を持つて家族の一人となり、辛捧を重ねて居るのである。(拍手) 今日諸君の中に假に廢娼論者がありとすれば、それは眞に日本の制度を理解せざるものであると存じます。次に、賣笑の陣營を亂すものは、亞米利加人が多い。女尊男卑は亞米利加が本家である。亞米利加は「女ならずは夜の明けぬ國」である。御承知の通り、三百年前に英吉利に於て、時の政府の甚だしい壓迫を受けました英吉利の人達が、自由を欲して渡つて行つたのが亞米利加であつた。其の自由を欲して英吉利から亞米利加に行つた人達は男ばかりであつた。だから女でさへあれば三百年前は亞米利加の國民に非常にモテた譯である。今日の女尊男卑は其の三百年前に胚胎してゐる。(拍手) 昔のギリシャの詩人は、天の星を望んで歩いて居る中に足を滑らせ溝の中へ落ちこちた。こう云ふ極端な空想に走つて、足を踏み滑らすと云ふやうな態度を我々はとらないやうにしたい。(拍手) 歴史を見るまでもなく、我國の公娼は既に源頼朝の時に白拍子に對して別當をして取締の任に當らしめたと云ふ生きた事實がある位に、一朝にして現れたものではない。社會が必要であると認めて生れた制度であると思ふ。最近の材料の示す處に依ると、昭和七年に遊客の數が二千二百萬人あり、昭和八年には二千五百萬人である。七年から八年にかけて三百萬人も殖えて居ると云ふ。是は、警保局が新に發表したものである。これに就いて考へさせられます點は、最近日本が非常に生活難と云ふ實情に迫られました。結婚する男子の數が少くなり、結婚年齢が上になつて、三十代でも獨身者が多く、自然、獨身の男子が多いと云ふことは、この一年の間に三百萬人も遊客が殖えたと云ふことになるのでありませぬ。この三百萬人だけを考へますと、この獨身の人々が公娼に走

らず、假りに私娼に走つたとすれば、如何に多くの青年が病氣に犯されるか。晩婚の風が誘致され、獨身の數が多くなればなる程、風教の上からは安全地帯を國家としても保護し、若くは改善して、安全ならしむると云ふことは、當然の義務と考ふる次第であります。(拍手) 是等の安全地帯は、即ち今日の公娼に外ならぬのであります。私は最早餘り多くの時間がありませんから、簡単に申上げますが、来るべき四月には廢娼を行はんと云ふデマが飛んで居るが、我々苟くも一萬人の營業者の權利生活を左様に簡単に脅かすと云ふことはあるまいと存じますが、議會が済んで、直ちに議會に對してこの責任を忘れて斯う云ふ暴舉に出づるとすれば、斷じて議會人として、これを默認することは出来ない。(拍手) 御承知の通り、最近の内務省は政黨出身者が手傳をして居る。是等の人々は輿論を尊重し、國民生活を保障すると云ふ信念に生きて居たのであります。今の内務省は如何なる譯か存じませんが、議會人として經驗がない、政黨人としての經驗がない。ないからともすれば官僚主義の弊に墮し易い。若し官僚に誤つた考へがあるならば、我又傳家の寶刀を抜かなければならぬ。(拍手) 質問もよい、請願もよいが、結局、議會人と手を携へて、眞の國民として生き得るやうにするには、政黨と協力して、議會政治を官僚萬能たらしめないやうにしなければならぬ。官僚萬能たらしめざることは畢竟諸君自らの生活を擁護する所以であると共に、立憲國民として當然の諸君の責任であると思ふのであります。(拍手)

貴族院議員 宮田 光雄氏

(研究會)

私は只今御紹介を受けました宮田でございます。今回の皆様の御會合に對する私の意見と致しまして、簡単に申上げて置きたい問題は、既に今まで多數の人々が此處に立つて色々意見を述べられたのでありますし、又私の後にも多數の人々が控へて居られ、何れも辯論の雄でありますし、私も分りよくお話する必要があるから、多數の人に訊ねまして、今は今日までの經驗から致しまして、公娼存置に賛成のものであると云ふことを、皆さんに申上げて置くのであります。(拍手) それから、この序に尙皆様にお願ひ致して置きたいのは、動もすれば公娼存廢の議論に累ひせられて、或地方に於ては私娼の爲に公娼が壓迫せられ、さうして衰微の徴候を示して居るのではないかと、諸君の或者は官憲の壓迫に依ると云ふものもありませんが、それはないとは云へないが、併し乍ら、公娼と云ふものが壓迫を受け、若しくは稍々衰へんとする傾向を持つて居る重大な原因は何であるかと申せば、これは諸君それ自身責任である。諸君はこの仕事に就ては充分に努力し、時勢の要求に應じ、社會の必要に順應致しまして、その業態を改めて、その仕事に従事するのみならず、その待遇改善を怠らぬならば、私娼の壓迫はなく、官憲の壓迫もない筈である。諸君それ自身改善してどうぞ共に改められんことをこの機會に希望する。私は官憲の取る處置に就

て、諸君に所見を申上げて置きたい。諸君、御承知の通り、日本は法治國である。法治國と云ふと、國民が定められた法律或は命令に依つて正しくやつて行くと云ふことが法治國の原則である。然るに官憲はこの事柄に關する場合に限つて、法律を犯すことを諸君に勤めやうとする態度を取つて居るのではないかと思ふ。公娼を廢めて私娼に移すと云ふことを勸告を受けて居る人々がありはしないかと思ひますが、これは法治國として、以ての外であるのであります。(拍手) 法律はさう云ふ行爲を禁じて居るにも拘らず、内務省の大官、或は地方官憲が敢て勤めると云ふことは言語道斷な處置で、我々の斷然許さざる所であります。(拍手) 頭隠して尻隠さずで、さう云ふ偽善者の行爲は許されないのである。許すべきものと、許すべからざるものとある。公娼制度は之を保護助長して、責任を盡させると云ふことが必要である。私の眼から見れば、公娼制度は社會の安全辨であると認めて居るのであります。どうか諸君はこの制度の維持に十分に御努力あらんことを御願申上げて、挨拶に代へます。(拍手)

衆議院議員 安藤 正純氏

(政友會)

私は只今御紹介を受けました安藤正純であります。午前から段々引續いて演説が行はれました。尙ほ外にも澤山

代議士諸君も來て居られますから、成る可く簡単に自分の意見を述べたいと思ひます。随分色々な意見が出ましたが、私は一體東京の選出であつて、私の選挙區は淺草、日本橋、京橋であります。處が私の選挙區に吉原と云ふ遊廓の親玉がある。そこで、安藤と云ふ男は、或は一體、教育であるとか、思想であるとか、社會政策であるとか、頑固な問題を研究して取扱つて居るから、選挙區で賣笑反對をするだらうと悪口を云ふものがある。政治家は主義政策に生きる。選挙區の吉原には酒屋が多いから、愛酒家になつたらうと陰口をたたく者がある。さう云ふやうな便宜手段は採られない。私は自分の主義と信念に基いて、寧ろ諸君の營業の立場を擁護しやうと云ふのであつて、私は政治家として、國家的見地から公娼を存置しなければならぬと云ふ意見であると云ふことを御承知願ひたい。(拍手) 一體、この賣笑と云ふことは人間がある限り盡きない。この事柄は所謂無始に初つて、無終に續く。人間がなくなつて仕舞つたらどうか知らないが、人間がなくなつても禽獸草木にもこの問題は繼續する。(拍手) 極めて簡単に、昔からの沿革を一寸一口に申しますと、古代に於きましては、賣笑問題と云ふことは宗教的根據から成立つて居る。古代ギリシヤに於きましては、若い處女と云ふものを非常に蔑んだ。丁度日本等の風俗と反對です。處女は賣笑した。何故かと云ふと、處女が初めて注ぐ處の神聖な血、これが非常に恐かつた。何故そんなに恐いか。ギリシヤの文明が發達した時でありませんが、文化の發達せざる、野蠻蒙昧の時代には血程恐いものはない。血が餘計出れば薬がないから癒すことが出来ない。血が出るに任せて、血を人間からなくなして仕舞う。其の結果は死である。血程恐いものはない。そこで處女が初めて流す鮮血に結び付けて、處女を嫌つた。處女で結婚するものは

なかつた。丁度、反対です。致し方がないから、到る處の神殿に殆ど乞食の如く集りまして、その神様にお参りに来る、遠國から来る参拜者と連立つて、裏の森林に隠れて、その旅の参拜者に依つて、處女の神聖なる洗禮を受けた。再び蔭から出て来る時には、初めて他の男と結婚する資格が付くのである。これが昔の習慣であつて、即ち瘴猛な宗教的信念に基いて、この行爲が行はれた。下つて、中世になりますと西洋に於きましては初夜權と申せばこれから先を説明致しますと、餘り公開の席上でいけません。貴方々の方がよく御承知でありませうから申上げません。この初夜權、この特權を誰が得たか。殿様、僧侶、處女の保護者等である。これを要するに、中世に於ては、これは社會の階級上の觀念から、賣笑行爲と云ふものが行はれて來た。更に下つて、近代に到りまして、賣笑行爲が初めて經濟的理由に基いて行はれて來た。即ち、西洋の産業革命以後、言葉を変へて云へば、今日の資本主義の萌芽を兆した頃から、賣笑行爲が經濟的根據に基いて出て來た。現在の制度はそれに續いて來て居る。要するに、賣笑は古代は宗教的原因に依り、中世は社會上の階級的觀念に依り、現代は經濟的理由からと云ふことになる。原因は違ふが、男女間の性行爲と云ふものは、人間世界のある限り盡きるものではないのであります。これを根據として考へて見ます時に、諸君はこれをどう取扱つたらよいかと云ふことが今日問題である。社會問題になつて來る。どうしても、なくなつて仕舞はない。この問題の解決を公に取扱ふか、私に取扱ふかと云ふことが問題ではなからうかと思ふ。今や國家が制度を立て、行く上に於て、どう取扱ふか、私娼制度に依つてこの問題の解決を狙ふが如きは、寧ろ恥づべき行爲であつて、我國のやうな偶々傳統的公娼制度が行はれて居る國は、私は寧ろ西洋に對して

誇るべき處の習慣ではなからうかと思ふ。(拍手) 西洋の私娼行爲は、これは所謂西洋流の個人主義、功利主義に基いて來たものであり、日本の公娼制度は我國の家族制度、家族主義の根據に關聯して居る。先程、各代議士諸君が云はれた通り色々の方面から、これは觀察することが出来るのであります。偶々、斯う云ふ制度になつて居ると云ふことは、これ程いゝことはないではないか。唯これを改良し、お互の精神に合はせて、近代精神に合致させて、これを存続させると云ふことは、業者を離れて、我々の立場としても、大いにこれを擁護しなければならぬことであると思ふ。(拍手) 一體今の役人とか官僚とか云ふものは妙な考へを持つて居る、私共は屢々役人になつたが、私共の役人は政黨出であり、今の役人は生へ抜きの役人で、この役人は妙な考へを持つて居る。一口に云へば官僚行爲である。現に内務省がやつて居るのを御覽なさい。實例を申上げると、現在内務省が主としてやつて居ることに公設質屋と云ふものがある。これは社會政策から出たものである。この事柄はいゝが、公設質屋が出来た爲、私設質屋が壓迫せられる。然るに昔からの營業質屋の方が親切な人が居る。さう云ふ處に眼を付けない。又今日昔からの私設職業紹介所、即ち口入屋と云ふものがあるに拘らず、新に各方面に公設職業紹介所と云ふものが建てられて居る。これは眞似であるが、それが爲に私設職業紹介所即ち口入屋の客を奪ふと云ふことになる。これは變なことである。役に立つて居るのは、昔からの質屋の方が人情風俗に合してやつて居ることは事實である。處が今度内務省が口入屋或は私設職業紹介所の親切な營業を成可く止めさせて、公設にして仕舞はうと云ふ。貸座敷業の方でも公のものを撲滅して、今の役人自ら率先して私娼制度にして仕舞はうと云ふ。皆矛盾撞着と云はなければならぬ。

(拍手) 此頃は、獨りこれは役人ばかりではない。役人に因むやうな人達に考へて貰ひたい。最近私の處へ來た人の話である。二月三月になると方々の學校へ入る人が、どうかして入りたいと色々私も頼まれる。いゝことなら紹介します。さうすると昨日來た一人が、自分の娘が女學校に今年入ることになつて「お父さんの商賣は何か」と尋ねられて「吉原の貸座敷業者です」と答へたら入れなかつた。これは教育者としては間違つた行爲である。今は職業神聖の世の中である。ちゃんと公に世の中に認められてやつて居る商賣ぢやないか。それ程女學校や中學校に入れたくないやうな營業なら、ドシ／＼撲滅して仕舞つたらいいではないか。その兒童を學校から排除するに至つては沙汰の限りである。さういふ世の中の暗い校長や先生が教育に従事して居るから、天下を誤る教育になつて仕舞つて居る。(拍手) これは改革しなければならぬのである。私の所の區會議長須惠源次郎君、或はその前の遠藤千元君は皆貸座敷業者である。區會議員、府會議員、縣會議員に此の方面の人を當選させて居ると云ふことは、社會全體が日本の今日の中が公共の貸座敷業者と云ふものを、立派に認めて居る證據ではないかと思ふ。(拍手) 一人の役人が先に立つて、公娼を止めて私娼に轉向させやうと云ふのは、以ての外の了見違ひと云はなければならぬ。私は是等の根據から致しまして、どうしてもこの廢娼と云ふことは宜しくない。存置することが一番よろしいと思ふ。私は先年外國に行つて驚いた。倫敦、巴里、伯林、羅馬、ブラツセル等到處に私娼が跋扈して居る。午後三時頃になると、倫敦ビカデリー街で人の袖を引いて居る。ハイドパークに私娼が横行して居る。形式だけ綺麗にして、公娼と云ふ看板を卸すならばそれが日本の社會制度の改良などと考へるものは今日の政黨政治家には一人も

ないと思ふ。是は全く官僚政治の弊害の致す處であると思ふ。どうぞ諸君、諸君が目的を達するには何を頼んでいゝか。私は頼まれてやるのではない。それより自分がすると思へばこそ。そこへ行くのである。一番頼むべきは貴方々御自身の力である。他にどんな偉い権力があつても、頼むべきは己れの力なりである。(拍手) 貴方々はこの信念の下に、結束して進んだならば、誰も馬鹿氣た眞似は出來ないと思ひます。吾々も他の同志諸君と共に適當な進み方を致したいと思ひます。それにはどう考へても、貴方々が一番本になつてやらなければならぬ。自分の信念に立つ所の御結束が一番肝腎であります。全國から數千の代表者がお集りになつたのであるが、今日の集會のお土産には、貴方々の心と心が繋がり合つて、精神と精神とが一力聯關してやつたならば、決して我國傳統の公娼制度は廢止せられるものではない、撲滅させられるものではないと云ふ信念の下に、諸君は進まれんことを希望する次第であります。(拍手)

衆議院議員 土 倉 宗 明 氏

(政 友 會)

諸君、先程來各位の論説を拜聴致して居りましたが、先づ多年論議されて居ります處の公娼云々に關する問題、

之を私は何時も不思議に思つて居ります一人であります。公娼制度に對する私娼制度、私娼に對する公娼。これは對立關係に立つて論議されて居るのでありますが、一體、私娼と云つても、公娼と云つても、どこにその異りがあるか。爲す處、する處、どこに區別があるか。これに私は多大の疑問を持つものであります。只今安藤君が海外の事情を視察されて非常に慨歎されました。不肖私も海外の私娼の状態を見學致して、矢張り同じ感を持つものであります。この區別のならざる處のものを強いて區別する處に、諸君が虐けられて居るのであります。差別待遇を受けて居ると云ふことが、事實日本にあるのであります。さう云ふことを喝破したのであります。(拍手)この區別を付けて居る所のは、國家である。諸君が付けたのではない。行政監督に當る役人がこれを付けたのである。公衆衛生に關し許可制度に致して之を取締り、以て公衆衛生に資すると云ふ處に、此の公娼が生じたのである。諸君、然らば、その必要であることを認め、許可制度に爲し、これを許して居る以上、この改善と進歩發達を期するこそ、監督官廳の務であること云はなければならぬ。(拍手)然る處、その一面の弊害のみを認めて、全般的の社會の必要事項を抹殺せんとするが如きは、實に馬鹿氣た話と云はなければならぬ。成程、各般の物質、或は各般の社會に於て缺點のないものは唯の一つもない。諸君の業務とされる處の公娼制度に、廢止論者の並べる處の缺點がないとは保證しない、廢娼論者達はその缺點に、經濟機構の問題、庶民金融の問題を並べるが、犯罪の根元は女性であり、婦人である。つまり、性の問題である。これを如何にするかと云ふことに就て、公娼はその間に理由付けられて居ると云ふことは天下公知の事實である。この重要な半面を不問に附して、一部の缺陷に依つて之を抹殺せん

とするなど、いふことは斷じて許せない。(拍手)モルヒネや阿片は毒であるが、これを適度に用ひれば藥になると云ふことが分らなかつたら、それは社會の味ひ、人生の味ひの分らない人である。(拍手)強ひて之を亡ほさなければならぬと云ふ議論をするのは、上流社會の紊亂した有閑マダムである。公娼を廢してどうするか。上流家庭を抹殺し、公娼社會の全體を抹殺し、宗教界を抹殺し、政界の墮落を抹殺して、後に何が残るか。山川草木ありとすればあるが、何もなくなつて仕舞ふ。(拍手)更に私は諸君の自覺が必要であると思ふ。封建の昔以來諸君の商賣はあつたのである。餘りに諸君が卑屈であつたのである。長いものに巻かれろ」と云ふ、追從輕薄主義が今日に到らしたのである。諸君は日本國民としての天賦の營業の上に立ち、自らの生命財産を護り、自由の天地に立つて、公正に仕事をすると云ふのが、當にこの問題の解決の要諦であり、鍵であると思ふ。この意味に於きまして、充分に熱烈な態度を以て躍進されんことを期待致しまして御別れ致します。(拍手)

衆議院議員 竹 下 文 隆 氏

(政 友 會)

私は只今御紹介に預りました竹下であります。澤山の諸君が各縣から代表として御集まりになつて居ります事を

今日衆議院に於きまして——素より私共の縣の諸君も出て居られるといふ事を伺つて、只今御挨拶に参上致しました次第であります。元來此の廢娼問題は、大分長い間論議せられて居りますが、私共の當初當選致しました當時より、私只今新宿の眞近に往居致しまして同志諸君とも往來致して居ります關係上、最初から此の問題には共鳴し、主張致して居る一人であります。既に同志の諸君からも縷々御話がありまして、論じ盡されて居る事と存じますから、私が茲に敢て蛇足を添へる必要はございませんが、此の廢娼問題の如きは最早論議の必要はない唯だ存続の一點を以て解決し得る事だと存するのであります。何故に斯くの如く御互が此問題に就て對抗しなければならぬか。私は更に其必要が無いと考へて居るのでございます。曾て私が、昭和三年の議會でありましたが、諸君に勵まされて此の問題の委員會をやつたことがあります。當時或る代議士の一人が頻りに廢娼を唱へて居りましたが、それは唯だ一部の團體に刺戟せられ鞭撻せられて廢娼を叫んだのであつて、其人には何の自信さへ無かつたのであります。敢て其の名前は申さないでよいであります。唯だ其時の議論であります。公娼を存置するといふ事は、都會の眞ん中に下水を置くやうなものだ、斯様な議論を致して居つたのであります。議論としては甚だ淺薄な話でありまして、若し都會の眞ん中に下水のある事が不都合であるならば、之を無くしてしまふのでありませうか。下水は衛生の設備としてどうしても必要なものである。若し是が不體裁であるとして廢止してしまひましたならば、日々溜る所の汚水は一體何處に行くのでありませうか。東京全市に溢れだして全市を汚すばかりでなく凡ゆる病毒が蔓延して、弊害の及ぶ所實に恐るべきものがありませう。斯様に考へましても直ちに解決せられる問題でありませう。

(拍手) 議會に於きましては、此の廢娼問題を持込みまして、官僚の一派が眞面目さうな顔をして之を通過させやうとする。其の小さな考、淺薄な思想から、所謂官僚の遊戯を實現させやうとする者が多少あることは聞及びびます。然し斯様な事は行はれるものでないと信じて居ります。諸君は斯かる官僚一派の遊戯などに囚はれる必要は無いと存じます。今日は唯だ私の所感の一端を申上げて、諸君に敬意を表すると同時に、諸君も此の多數の結束を以て邁進せられんことを希望致しまして、簡單ながら私の御挨拶と致します。(拍手)

衆議院議員 大石 倫治氏

(政友會)

本日の會合は、各位の生活權の擁護であつて、私は不合理なる壓迫の實情を簡單に申上げる、

近年我國に色々の社會運動が起つてゐるが、廢娼運動も其の一つである、此の廢娼問題は議會にも反映し、先年來法律案が提出され、嘗ては本會議で其の是非を争つたことがある、此の問題は黨議となつてをらないので、私は他の人々と協力して同じ黨内の代議士と争つて居る

社會運動に携はる者は、人身賣買は人道上好しくない、國家の體面を汚すなど、いつて居るが、翻つて國情に即

して之を考へるならば、公娼廢止の論者が公娼を廢止すべしといふ議論は缺陷だらけであり、殊に公娼制度に於て認められて居るのは五萬何千人であつて、私娼の数は概數に於て五十萬人を超へて居る、公娼五萬人を廢して、私娼五十萬に繰入れることに無理がある、(と制度の沿革を説きたる後、今日では制度として弊害は少くなつてゐる、と喝破し)

公娼に十倍する私娼は、風紀の上に、衛生の上に、私娼自身の身柄の上に於て流弊の大なるものがある、爲政者として總ての弊害を除去する方法を講ずべきである

而して公娼制度を廢するに何等の根據もなく理由もない、然るに地方官憲が業者の生活權を剝奪せんとするの現状は、官僚政治を露骨に表したもので痛嘆に堪へない長崎の轉向も官憲の壓迫に起因し、更に甚だしきは青森縣である、青森に於ては巡査が戸毎に立つて干渉を試み、業者は其の壓迫々害に堪えずして私娼に轉向し、山形縣に於ても六ヶ月、七ヶ月長きは八ヶ月に亘つても登録を許可しない。

斯の如く各方面に於て商權を壓迫し、生活權を奪はんとするが如きは官僚政治の弊害である、賠償も行はず、暗黒の裡に之を行はんとするは時代の叛逆だ。(要領筆記)

衆議院議員 青木 雷三郎氏

(政 女 會)

私どもは業者と親しい間柄であるだけに、業者の内容を詳細に知つて居る、社會運動の美名に隠れて廢娼を唱ふるものは、公娼を廢止しても風教の上に響くところがないといひ、湯然と之を唱ふるものは私娼の流弊を知らない制度の内容を知り、業態の内容を知り、社會の實情を顧慮するものには、到底廢娼は唱へられない、(と説いて娼妓制度の沿革に一言し、更に語を轉じてアメリカの禁酒法に言及して其の失敗を説き、人間の慾望を満す機關に就ては法律命令を以てするのが本當であると説き)

諸君は、諸君の營業が内務省令に準據するが故に、内務大臣の一聲で廢され得ると恐怖に驅られて居るが、鐵道を敷設するに當つても、私設鐵道や乗合自動車にも補償を與へてゐる、諸君の營業を廢止せんとせば民事契約によつて補償額も十億以上に達するのである、此點を役人は考へて居る、そこで自發的に廢止を求め、若し應ぜざる時は壓迫を加へて其の自滅を待つ、諸君を欺し討ちにする事は考へも及ばぬ事だ、人權法權で壓迫するのだ、

米屋も、お醫者も、藥劑師も皆騒いで夫れ々大會を開いて氣勢をあげたが、それ等は東京見物をした形で退京した、之は諸君ほど痛切に生活權を脅威しないため痛切に感じて居ないからである、公娼廢止阻止のため諸君の合法的運動によつて内務省を反省せしむべきである。(要領筆記)

衆議院議員 本田 義成氏

(政友會)

帝國議會には屢々廢娼問題が現はれて居るが、其の都度私は委員となつて之を阻止した。新しい事をやると人氣を博するので、議會へ之を提出するのであるが、貸座敷營業者にも改善をなすの必要がある。一部の非難を以て貸座敷全般の非難とするのは間違つて居る。内務省や警視廳では所謂轉向を目論んでゐる山を耳にするが、私娼の流弊は中々に多いのである。私娼ならば風教に害がなく、公娼なるが故に害があるとは何を指して云ふのであるか。公娼には改善を施す事柄はあるけれど私娼に劣るといふことは論外の沙汰である、と熱海の私娼が跋扈して其の流弊に堪へぬ事實を指摘し、貸座敷制度は日本の國體國情に最も合致して居るもので、之を廢するのは斷然非である。業態が絶対に無くなるのなら別であるが、公娼を廢して私娼たらしめんとするのは本末轉倒である。本日この全國大會の盛況に接し其の意氣の旺なることは實に敬服に値する一大驚異である。諸君も努力されたい、私も出来るだけ努力して廢娼の阻止に努める。(要領筆記)

第六十七回
帝國議會
公娼問題議事速記録

衆議院議員 本 田 義 成 氏

(政 友 會)

帝國議會には屢々廢娼問題が現はれて居るが、其の都度私は委員となつて之を阻止した。新しい事をやると人氣を博するので、議會へ之を提出するのであるが、貸座敷營業者にも改善をなすの必要がある。一部の非難を以て貸座敷全般の非難とするのは間違つて居る。内務省や警視廳では所謂轉向を目論んでゐる由を耳にするが、私娼の流弊は中々に多いのである。私娼ならば風教に害がなく、公娼なるが故に害があるとは何を指して云ふのであるか。公娼には改善を施す事柄はあるけれど私娼に劣るといふことは論外の沙汰である。(と熱海の私娼が跋扈して其の流弊に堪へぬ事實を指摘し)貸座敷制度は日本の國體國情に最も合致して居るもので、之を廢するのは斷然非である業態が絶対に無くなるのなら別であるが、公娼を廢して私娼たらしめんとするのは本末轉倒である。本日この全國大會の盛況に接し其の意氣の旺なることは實に敬服に値する一大驚異である。諸君も努力されたい、私も出来るだけ努力して廢娼の阻止に努める。(要領筆記)

第六十七回
帝國議會
公娼問題議事速記録

目次

衆議院請願委員會議録第九回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件……………(一)

公娼制度存置ニ關スル件……………(一)

衆議院請願委員會議録第十一回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件(一)……………(九)

衆議院請願委員會議録第十二回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件(二)……………(九)

衆議院議事速記録第二十九號

娼妓取締法案第一讀會……………(三五)

衆議院衛生組合法案外四件委員會議録第八回

娼妓取締法案(一)……………(三七)

衆議院衛生組合法案外四件委員會議録第九回

娼妓取締法案(二)……………(三七)

衆議院建議委員會議録第八回

娼妓營業公認ニ關スル建議案……………(三五)

貴族院請願委員會議事速記録第六號

公娼制度存置ノ件……………(三五)

廢娼問題ニ關シテ森田代議士ト後藤内務大臣トノ質問應答……………(三七)

衆議院請願委員會議録(速記)第九回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件
公娼制度存置ニ關スル件

昭和十年三月一日(金曜日)午前十一時五分開會

出席委員左ノ如シ

委員長	山本 愼平君	理事	川手 甫雄君
理事	岡田 伊太郎君	理事	林 平馬君
理事	立 川 平君	理事	塩 月 學君
理事	川 橋 豊治郎君	理事	勝 田 永吉君
	山本 莊一郎君		杉 山 元治郎君
	荒 川 五郎君		高 橋 泰雄君
	仁 田 大八郎君		

目次

衆議院請願委員會議録第九回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件……………(一)

公娼制度存置ニ關スル件……………(一)

衆議院請願委員會議録第十一回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件(一)……………(二)

衆議院請願委員會議録第十二回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件(二)……………(九)

衆議院議事速記録第二十九號

娼妓取締法案第一讀會……………(三五)

衆議院衛生組合法案外四件委員會議録第八回

娼妓取締法案(一)……………(三五)

衆議院衛生組合法案外四件委員會議録第九回

娼妓取締法案(二)……………(三七)

衆議院建議委員會議録第八回

娼妓營業公認ニ關スル建議案……………(三七)

貴族院請願委員會議事速記録第六號

公娼制度存置ノ件……………(三五)

廢娼問題ニ關シテ森田代議士ト後藤内務大臣トノ質問應答……………(三七)

衆議院請願委員會議録(速記)第九回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件

公娼制度存置ニ關スル件

昭和十年三月一日(金曜日)午前十一時五分開會

出席委員左ノ如シ

委員長	山本 慎平君		
理事	岡田 伊太郎君	理事	川手 甫雄君
理事	立 川 平君	理事	林 平馬君
理事	川橋 豊治郎君	理事	塩 月 學君
	山本 莊一郎君		勝 田 永吉君
	荒 川 五郎君		杉 山 元治郎君
	仁 田 大八郎君		高 橋 泰雄君

田尻藤四郎君
 天辰正守君
 中川觀秀君
 佐々木家壽治君
 出塚助衛君
 原淳一郎君
 則井萬壽雄君
 實岡半之助君
 熊谷五右衛門君

伊禮肇君
 中井川浩君
 近藤壽市郎君
 田中喜代松君
 土屋清三郎君
 野方次郎君
 山下谷次君
 服部岩吉君
 佐藤與一君

二月二十八日委員栗原彦三郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ三月一日伊禮肇君當選セリ
 二月二十八日第一分科所屬員栗原彦三郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ三月一日伊禮肇君當選シ同分科所屬ト爲リタリ
 出席政府委員左ノ如シ

法制局參事官 樋貝詮三君
 內務省警保局長 唐澤俊樹君
 鐵道政務次官 樋口典常君

內務參與官 伯符橋本實斐君
 內務省衛生局長 岡田文秀君
 鐵道省運輸局長 新井堯爾君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 高橋熊次郎君
 同 名川侃市君
 同 有馬淺雄君
 同 大石倫治君
 同 濱野徹太郎君
 同 大野伴陸君
 同 國枝捨次郎君
 同 久山知之君
 同 青木雷三郎君
 同 星島二郎君
 同 上野基三君
 同 中野與吉郎君

同 佐藤庄太郎君
 同 三上英雄君
 同 中村嘉壽君
 同 本田義成君
 同 綾部健太郎君
 同 板野友造君
 同 藤生安太郎君
 同 一松定吉君
 同 清寬君
 同 紅露昭君
 同 深澤豐太郎君
 同 高野六郎君

(公娼問題ニ關係ナキ部分省略)

內務書記官

內務技師

○山本委員長 御異議ガナイヤウデアリマスカラ、第四十五、四十六ヲ一括議題ニ供シマス、政府委員が見エルマデ一寸御待チヲ願ヒマス——ソレデハ政府委員が見エシタカラ議會ヲ開キマス、第二分科ニ於テ總會送付ニナツテ居リマスル第四十五、四十六、貸座敷營業者取扱ニ關スル件、公娼制度存置ニ關スル件、此二項ヲ併セ議題ト致シマス、政府委員ハ、警保局長ハ滿洲ノ皇帝ノ御出デニナルコトデ大分御忙シイヤウデ、代リニ説明員トシテ警務課長ノ中野サンガ御見エニナツテ居リマス、内務參與官ノ橋本サンガ同様見エラレテ居リマシテ、大臣ハ一寸御差支ノヤウデアリマス、大體是ダケノ政府委員ニ依ツテ御審議ヲ進メタイト思ヒマス（「警保局長ハ」ト呼ブ者アリ）今申上ゲタ通リデアリマス

○佐藤庄太郎君 私ハ只今提案ニナリマシタ最初ノ方ノ紹介議員デアリマス、是ハ公娼制度ノ存置ト云フコトデ勿論吾々ハ常ニ左様ナカルベカラズト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、併シ是ハ多クノ紹介議員モ居ラレルノデアリマスカラ、其公娼制度存置ノ理由ヲ私カラ述ベナクテモ、他ノ紹介議員ノ方カラ述ベルコトニ致シタラ宜カラウト考ヘテ居リマス、私ノ紹介シタ請願ハ、既ニ内務省令ヲ以テ公娼制度ヲ認メラレ、長イ來歴ヲ有ツタ貸座敷——是ノ起源ハ八百年以前カラデアツテ、今日是ガ存置サレテ居ル、サウシテ花柳病ノ蔓延等ヲ防グニハ、公娼制度ニ依ツテ始メテ實效ヲ擧ゲ得ルト云フ、是ハ結構ナ制度、結構ナ習慣デアアル、然ルニ近來内務省ノ方針——内務省ノ方ハドウカ能ク聽イテ戴キタイ、此制度ガ儼トシテ存在シテ居ルニモ拘ラズ、此取締ノヤリ方ニ依ツテ公娼ヲ順次廢止セシメテ居ル、勿論地方ノ府縣會ニ於テ廢娼ノ決議ヲシタル縣モアリマス、アルケレドモ、ソレハ要スル

5

ニ其取締ヲ爲スツテ居ル所ノ警察官ガ、内務省ノ方針ノ下ニ、貸座敷營業ガ出來ナイ状態ニナルヤウナ取扱ヲスルガ爲ニ、追々貸座敷ガ減少シ、サウシテ減少シタルニモ拘ラズ、縣費ハ多ク掛ルト云フ實情ノ上カラ、府縣會議員ノ決議ニ依ツテ、此廢娼ノ決議ヲシタト云フ所モアルノデアリマシテ、是ハ内務省ガ斯ノ如キ法規ヲ存シテ居ルニモ拘ラズ、先ヅ部分的ニ、全國一般ニ非ズシテ、各縣各縣ノ一二ノ縣ヲ選ンデ、先ヅ容易ナ所カラ廢娼セシメヨウト云フ方策ヲ致シテ居ルノデアリマス、長崎或ハ青森其他デ止メタ縣ハ、皆サウ云フ結果カラ止メザルヲ得ナイ立場ニナツタ、私ハ東北ノ方ニ行ツテ見マシタガ、第一ニ青森縣ノ取締方ト云フモノハ、頗ル殘酷デ、ソレハ此公娼廢止、即チ貸座敷營業ヲ廢業セシメテ、私娼ニ轉業セシメント欲スル所ノ警察官ノ勸誘ガアル、ソレガ爲ニ止メザルヲ得ナイ實況デアアル、強テ貸座敷營業ヲヤラウトスルナラバ、警察官ヲ各貸座敷毎ニ一人ヅ、晝夜兼行テ立番ヲサセテ、サウシテ貸座敷ヘ行ツテ遊バウト云フ者ヲシテ厭ガラシメ、此營業ヲ立タナイヤウニシテシマフ、サウ云フ取扱ヲナスガ爲ニ、餘儀ナク止メザルヲ得ナイ境遇ニナツタト云フコトハ、吾々ガ當業者ヨリ聞キ、又地方ノ其他ノ方々ヨリ聞イテ承知致シテ居ルノデアリマス、サウシテ其營業ニ堪ヘズシテ、遂ニ青森縣ハ全部廢業ヲセザルヲ得ナイ狀況ニ立到ツタ、サウシテソレガ先ヅ青森縣ヲ潰シタ、俗ノ言葉デ言ヘバ、一軒毎ニ氣潰シニシテ行ツテ、此貸座敷營業ヲ廢止セシメントスル内務省ノヤリ方ガ、殊ニ現内閣ニ至ツテ甚シイ、又山形縣ニ至ツテハ、極力壓迫ヲ加ヘテ、營業ヲ廢止セシムルノ方針ノ下ニ、當業者ヲ喚出シテ、私娼營業者即チ料理屋ノ下ニ酌婦トシテ營業ヲ轉業セシムル、サウシテ貸座敷營業ヲ止メサセルト云フ勸誘ハ至レリ盡セリデ、勸誘ト云フヨリハ寧ろ壓迫ヲ

加ヘル、サウシテ新規ニ營業ノ出願ヲナス者モ、昨年現内閣成立後、約二十件出願ヲシテアルノデアリマス、然ルニ此山形縣ノ警察部ニ於テハ一人ノ許可モ致サヌ、サウシテソレハ却下シタモノモ一二アルサウデアリマスガ、大部分ハ調査ヲ致スト云フ名目ノ下ニ、此願書ヲ保留シテ居ツテ、一人ノ許可モ與ヘナイト云フ實情ニナツテ居ルノデアリマス、サウシテ傍ラ私娼ヘノ轉業、即チ料理屋ノ下ニ酌婦トシテ營業セシムルコトニ對シテハ、至レリ盡セリノ勸誘ヲ爲シテ居ル、其爲ニ當業者ハ、多年營業致シテ居ツタ貸座敷業ヲ廢サ、ルヲ得ナイ所ノ實況ニ立到ツタ、是レ即チ先般青山會館ニ於テ、全國ノ貸座敷業者ガ相呼應シテ大會ヲ開イテ、其窮狀ヲ懇ヘタ所以デアル、又其貸座敷營業ノ組合ノ役員ガ、内務省ニ向ツテ屢々此窮狀ヲ懇ヘテ居ルノニ對シテハ、内務省ハソレハ地方警察官ノヤル事デ、内務省デハ更ニサウ云フ扱ヲシロト命令シタコトハナイト言ハレ、然ラバ其地方警察官ニ左様ナ残酷ノ扱ヲシナイヤウニシテ戴キタイト款願ヲスレバ、内務省デハソレハ出來ナイコトデアル、斯様ナ實情ニアル爲ニ、營業者ハ到底堪ヘ得ナイ、山形縣ニ於テ既ニ斯ノ如キ有ラン限りノ壓迫ヲ加ヘ、サウシテ又今ヤ將ニ私ノ福島縣ニ其鋒先ヲ向ケテ、近來ノ出願ト云フモノハ絕對ニ許可シナイ状態ニナツテ來タノデアリマス、サウシテ是等ノ譯柄ハ西洋ノ「レビニュー」或ハ「モダンガール」等ノ活動殊ニ甚シイコトニナツタ、私ノ耳ニスル所ニ依レバ、是ハ事實デアルヤ否ヤハ分リマセヌガ、内務大臣ノ令夫人ハ此矯風會ノ首腦デアル、ソコデ大臣ノ令夫人ノ御意ヲ迎ヘテ、ドウシテモ日本全國ノ娼妓ヲ全廢セザルベカラズト云フ深キ信念ノ下ニ、是ガ全國ノ警察部長、即チ其取締ノ衝ニ當ル中心ノ人ニ以心傳心ノ間ニ傳ツテ居ル結果、各府縣ノ當局者ハ此意ヲ迎ヘンガ爲ニ斯ノ如キ行動ヲ執ツテ居ル

ト評サレテ居ル、又當業者モ左様ニ信ジテ居ル状態ニ居ルノデアリマス、之ヲ私ハ深ク信ズルノデハアリマセヌ、併ナガラ左様ナコトヲ耳ニスルト云フコトハ、我が日本政治ニ取ツテ、纖弱イ貸座敷業者ニ對シテ、サウ云フ扱ヲスルコトハ、決シテ宜シイコトデハナイト私ハ思フ、殊ニ公娼制度ト云フコトハ保健衛生ノ上カラ最モ必要ナコトデ、古來藩政時代ニ於テハ各宿場々々ニ遊廓ガアツタノデアリマシテ、サウシテ旅客者ノ旅情ヲ慰メテ居ツタ、サウ云フヤウナ制度ヲ布カレテ居ツタ時代ハ、今日ノ如ク私娼ガ跋扈スルト云フヤウナコトハナカツタノデアアル、然ルニ現内閣ニナリマシテカラ、私娼ヲ保護シテ、公娼ヲ壓迫スルト云フ取扱ヲ爲スノ結果トシテ、此私娼ノ跋扈ト云フモノガ甚シイ、公衆ノ道路ニ面シタ所ニモ私娼ノ家ハ少カラズ全國ニアリマス、此私娼ガ夜ニナレバ勿論ノコトデアリマスガ、白晝デモ客ノ勸誘ヲ爲シ、甚シキニ至ツテハ、此酌婦、私娼ガ腕力ニ懇ヘテモ客ヲ引上ゲルト云フ實況ニナツテ居リマス、現ニ私ガソレヲ體驗シテ居ル所デアリマス、サウ云フヤウナ私娼ノ跋扈ト云フコトハ、要スルニ政府ガ公娼廢止ノ政策ヲ執ツテ居ルノデ、其爲ニ私娼ノ跋扈ト云フモノガ甚シクナツテ居ル、又左様ニ風紀ヲ紊ス私娼ノ取締ヲ更ニ現時ノ警察官ハ致サヌ、近來ニナツテカラト云フモノハ、淫賣婦トシテ檢舉サレタト云フヤウナコトハ殆ドナイ、此私娼ガ隠レテ家ノ中デスル間ハ宜シイガ、是ガ白晝デモ公衆ノ通路ニ出テ客ヲ強要スルト云フヤウナ状態ガ、現時甚シクナツテ來タト云フコトハ、政府ノ方ハ知ラナイカモ知レマセヌケレドモ、私ハ實際ニ之ヲ認メテ居ルノデアリマス、是皆政府ノ公娼廢止ノ方針カラ出テ來タ餘波デアアル、斯ウ云フコトニナツテ益々花柳病ノ蔓延ヲ來スト云フコトニナレバ、國民衛生ノ上ニモ少カラズ影響ヲ來スコトデアリマス、又政府ハ儼

トシテ規則ガ存シテ居ルノニモ拘ラズ、法規ガ存シテ居ルノニモ拘ラズ、陰險ナル手段ヲ以テ當業者ニ壓迫ヲ加ヘテ、數百年來ノ營業者ヲ潰滅ニ歸サシムルト云フ殘酷ナ取扱ヲ爲スト云フコトハ、洵ニ宜シクナイ、私ノ考フル所ニ依レバ、是ガ所謂官僚政治ノ現ハレダト云ツテ宜シイト考ヘル位デアリマス、故ニ左様ナ正式ノ規則ニ依ツテ出願スル者ニ對シテ、昨年七月現内閣成立以來二十人モ三十人モ出願ラシタノニモ拘ラズ、一人モ許可ラシナイ、サウシテ其出願者ニ向ツテ、又ハ貸座敷營業者ニ向ツテ、私娼ニ轉業スベシト云フヤウナ扱ヲサレテハ困ルト云フコトハ、當業者ノ痛切ニ感ズル所デアリマス、私モ深ク之ニ同情ヲシテ、茲ニ紹介ヲ致ス譯デアリマス、之ニ對シテ政府ハ、此取扱ノコトニ付テ果シテ左様ナ扱ヲ是カラモスル積リカ、若シモシナイト云フナラバ、此席ニ於テソレヲ言明願ヒ、サウシテ各地方長官ニ之ヲ明ニ示シテ戴キタイ、之ヲ以テ私ノ紹介ノ理由ト致シマシテ、政府ノ答辯ヲ求メマス

○大石倫治君 私モ紹介者ノ一人デアリマシテ、紹介ノ理由ヲ申述ベ、併セテ當局ノ御意見ヲ拜聽シタイト思フノデアリマスガ、理由ヲ述べマスルト同時ニ、或ハ質問應答ノ範圍ニ立至ルカモ知レヌノデアリマスカラ、委員長ニ於テモ、其點ヲ御認メノ上御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

本日ノ問題ハ所謂公娼、娼妓制度ニ關スル請願デアリマス、此請願ノ要旨ハ只今佐藤庄太郎君ノ申述マシタ通りニ、公娼制度ヲ存置シテ欲シイト云フ所ノ請願デアリマス、此制度ノ存置ハ我國ノ實情ニ照シマシテ必要デアルト私共モ固ク信ジテ居ルノデアリマス、故ニ此請願ハ滿場一致ヲ以テ御採擇ヲ御願致シタイノデアリマス、然ルニ此公

娼制度ト相關聯シマシテ、實ニ我國ノ政治上重大ナル關係ヲ惹起シツ、アルコトヲ見聞致シマシテ、單ニ是ガ公娼制度ノ存廢ニ拘ハル問題ニアラズシテ、此問題ノ國家的取扱ハ他ノ諸般ノ政治的關係ニ及ボス所ヲ處レルノデアリマス、故ニ此紹介理由ヲ申述マスルト同時ニ、此際内務當局ニ御尋致シタイト存ズルノデアリマス、何故ニ公娼制度ガ必要デアルカ、何故公娼制度ヲ廢止セネバナラナイカ、議會内ニ於キマシテハ、多年公娼制度廢止ニ關スル論議ガ行ハレマシタ、法律案トシテ取扱ハレタコトモ屢々アルノデアリマス、併ナガラ此法律案トシテ扱ハレマシタル際ニハ、委員會ニ於テ或ハ否決セラレ、或ハ本會ニ於テ否決セラレマシテ、此公娼制度ガ存置スベキモノデアルト云フコトヲ示サレテ居ルノデアリマス、然ルニ最近内務省ニ於ケル貸座敷業者ニ對スル態度ハ洵ニ不當——寧ロ不當ト云フヨリモ、昭和聖代ノ汚點デアルト認メル程ノ暴舉ヲ敢テシテ居ル事實ヲ見聞スルニ至ツタコトハ、洵ニ遺憾トスル所デアリマス、由來内務省ノ當局ニ於キマシテハ、公娼制度ハ所謂文化ノ發達致シタル我が日本トシテハ、洵ニ不名譽ノコトデアアル、色々ノ國際會議ニ於キマシテモ、公娼制度廢止ノ運動ガ行ハレ、我國ヨリ公娼ナルモノヲ取去ラネバナラヌト云フ、其一點ニ集中セラレテ居ルノデアリマス、他ニ公娼ヲ廢止セネバナラナイ國家的實情ノ關係ハ少シモ主張セラレズ、又認メテ居ラレナイノデアリマス、要スルニ日本ニ公娼制度ノ存置致シマスルコトハ、世界ニ於テモ稀ナルコトデアアル、其稀ナル蠻風ガ我國ニ殘ツテ居ルコトハ、我國ノ國辱デアルト云フヤウナル考ヲ有ツテ居ル、私ハ公娼制度ノ是非或ハ學說上ノ關係ハ暫ク措キマシテ、帝國ノ衆議院議員トシテ之ヲ政治的ニ扱ヒマスルニ當ツテハ、我が國情ニ即シテ政治的ニ解決ヲセネバナラヌモノデアアル、此見地ニ立ツテ、然ラバ公

娼制度ヲ廢止スベキデアルカ、存置スベキデアルカ、先づ公娼制度ノ因ツテ起リマシタル所ハ、其源ハ長イノデアリマシテ、殊ニ徳川幕府時代ニ於キマシテ、我國ノ良風美俗ヲ保持セネバナラヌ實際ノ必要ニ迫ラレテ、此公娼制度ト云フモノハ一段ノ進歩ヲシ、發達ヲ致シタル歴史ヲ有ツテ居ルノデアリマス、明治維新後ニ於キマシテモ同様ノ意味ガ含マレマシテ、今日國家ガ此制度ヲ認メ、此制度ヲ持續セシメ、之ヲ營業トシテ許シテ居ル次第デアリマス、何故ニ良風美俗ノ保持ガ公娼制度ニ依ツテ出來得ルカ、御承知ノ如ク徳川時代ニ於キマシテハ、三百諸侯ガ江戸ニ年置キニ參觀交代ヲ致シテ居リマス、參觀交代ヲスル時ニ當リマシテ、只今ノ如ク交通機關ノ發達セザル時、或ハ馬ニ依リ、或ハ駕籠ニ依リ、或ハ徒歩ニ依リ長イ道中ヲ日ヲ重ネ、泊リヲ驟ニ求メテハ江戸ニ參著シ、江戸ヨリ國元ニ歸ル、其大名行列ト稱スルモノハ、多數ノ附隨者、家來、眷族、多數ノ男性ガ團體ヲ爲シテ道中ヲ致シテ居ルノデアリマス、短カキハ二日三日、長キハ一箇月位ノ道中ヲ重ネ、バ江戸表ヘ參著シ、江戸表ヨリ國元ヘ歸ラレナイ、其間ニ於キマシテ宿場宿場ニ於キマスル所ノ此附隨者ガ、遂ニ良家ノ處女ヲ犯シ、有夫ノ婦ヲ傷ケ、非常ニ我國ノ風俗ガ之ニ依ツテ壤亂紊亂ヲセラレ、力ナキ權力ヲ有タザル所ノ其地方ノ良家ノ百姓町人達ハ、之ヲ如何トモスルコトガ出來ナカツタノデアリマス、徳川幕府ニ於テ、如何ニシテ此風俗ノ紊亂、此良俗ノ保持ヲナサウカ、之ヲ嚴禁シテ是ガ行ハレルモノデアリマスナラバ、嚴禁スルコトハ敢テ困難デハナイノデアリマスケレドモ、默忍ノ進ル所、心猿ノ狂フ所、唯一片ノ法令ヤ命令ヲ以テ之ヲドウシテモ根本的ニ禁止スルコトガ出來ナイ、是ニ於テ手段トシテ、方法トシテ、遂ニ飯盛ナル者、湯女ナル者、左様ナモノガ殆ド公然ト認メラレルニ至リ、總テ公娼ト

云フモノガ發達シマシテ、是等ノ慾望ヲ充シ、是等ノ慾望ヲ充ス機關ノソコニ發達致シタコトニ依ツテ、或ハ有夫ノ婦ノ犯サレルコトヲ免レ、良家ノ處女ノ貞操ヲ汚サレルコトヲ免レ、茲ニ良風美俗ヲ保持スルノ機關トナツタノデアリマス、斯クシテ明治維新ニナリマシテ以來、色々ナル開港地ノ方面ノ關係、或ハ都會ノ關係、敢テ私ノ説明ヲスルマデモナク、此公娼制度ノ利用ニ依ツテ、社會的良風美俗ノ保持ヲナシ來ツタコトハ、私ガ敢テ論ズルマデモナイ、斯様ナル必要ト歴史トヲ以テ我國ニ於テ今日ニ至リマシタル公娼制度ヲ、之ヲ直チニ廢止ヲ致シテ、何等支障ヲ生ジナイデアラウカ、所謂人間ノ慾望、抑ヘ難キ慾望ヲ或ハ内務省令ニ依リ、或ハ國ノ法令ニ依ツテ、完全ニ抑ヘルコトガ出來ルモノデアリマスナラバ、公娼制度ヲ全廢致シマシテモ何等ソコニ差支ヲ認メナイデゴザイマセウ、然ルニ今日内務省ニ於テ執ツテ居リマスル所ノ方針ハ何デアルカ、公娼制度ヲ廢止セヨ、公娼制度ヲ廢止セネバナラナイガ、然ラバ是ト相類似シタル所ノ私娼ヲドウスルカ、公娼ハ今日五萬ヲ算シテ居ルノデアリマス而モ私娼ハ其十倍五十萬ヲ算シテ居ル多數ヲ有ツテ居ルノデアリマス、此公娼五萬私娼五十萬ヲ撲滅シテ、果シテ社會風教、我國ノ良風美俗ヲ侵サレル虞ナシト云フ確信ヲ有ツテ居ラレルナラバ、公娼制度ヲ廢止スルコトニ敢テ私ハ之ニ贊成スルニ吝ナラザル者デアリマス、然ルニ他面公娼制度ノミヲ廢止シテ、一面ニ於テハ私娼制度ヲ默認シ、法ニ依ツテ禁止シテ居ル所ノ賣淫ヲヤハリ默認制度ヲ採ルガ如キハ、國家ノ政治ト致シマシテ斷ジテ取ルベカラザル所デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ内務當局ハ徒ニ名ヲ得テ其實ヲ失ハントスルコトヲ平然トシテナシテ居ルノデアアル、徒ニ歐米ノ風潮ニ媚ビ諂フテ、我國ノ實際政治ヲ閉却スルモノデアアル、單ニ一ツノ公娼制度ヲ存廢

スルノ利害ニ止マラナイノデアリマス、又最近内務省ノ執ツテ居リマスル所ノ公娼制度ニ對スル態度ハ如何デアリマスカ、其實例ハ先ヅ長崎ノ丸山遊廓ヲ廢業轉向セシメ、次デ東北青森縣ノ公娼制度ヲ廢止轉向セシメ、更ニ現ニ昨年八月ヨリ東北山形縣全體ニ對シテ之ヲ廢止轉向セシメルノ行動ヲ執ツテ居ル、福島縣ニ於テ又然リ、今日貸座敷業ヲ營ンデ居リマスル者ハ、警察ト如何ナル關係ニアルカ、此警察ノ監督權、警察ト貸座敷トハ殆ド主ト家來ヨリモモツト恐シイノデアリマス、若シ警察權ヲ以テ此營業ニ干涉シ、此營業ヲ妨害シ、轉向セシメント欲スレバ、敢テ二年三年ノ歲月ヲ要セズシテ、廢止轉向セシムルコトハ出來ルノデアリマス、公娼制度ヲ廢止スベキ所ノ輿論ハ、到底議會ニ於テハ舉リ得ナイ、遂ニ一時廢娼論者ト相結托シ、官權ヲ以テ公許シテ居ル所ノ營業權ヲ褫奪シ、之ヲ廢止セシメントスルガ如キハ、單ニ貸座敷業者ニ對シテ不當タルノミナラズ、我國政治上洵ニ憂慮ニ堪ヘザル事柄ニ屬スルト信ズルノデアリマス、近來動モスレバ官權ヲ濫用シテ民權ヲ壓迫蹂躪シ、殊ニ纖弱ナル者ニ對シテ暴力ヲ振ツテ居ル實例ハ隨所ニアルノデアリマス、今日公娼制度ヲ存置シテ、又今日取締ヲ致シテ居リマスル私娼ノ實情ニ比較シテ、何レガ眞ニ國家風教上、衛生上ニ於テ其弊害ガ少イデアリマセウカ、内務省ガ昨年ノ十月發表致シマシタ密淫賣者檢舉人員及健康診斷ノ成績ヲ見マスルト、昭和七年度中ニ於ケル花柳病ニ關スル調査ハドウナツテ居リマスカ、所謂娼妓稼業ヲシテ居ル者ハ、平均ニ於キマシテ千分中二〇・〇六ガ保菌者デアリマス、然ルニ私娼所謂密淫賣者ノ有毒者ハ千分中二一・七デアリマス、公娼ノ有毒者ニ比較致シマスと、十倍以上ノ有毒者ガアルノデアリマス、殊ニ茲ニ見遁スベカラザルコトハ、先般警察官權ノ干涉壓迫ニ依ツテ、遂ニ私娼ニ轉向ヲセ

シメラレマシタ所ノ青森縣ノ成績ハ如何デアリマセウカ、青森縣ハ遊廓ガ十三、其一年中ノ娼妓ノ一日平均數ガ四百九、一年中ノ健康診斷ノ延人員數ハ一萬九千三百八十四、其中デ有毒者ト認メラレマシタ者ハ六百九十八デアリマス、故ニ「パーセンテージ」ニ致シマスレバ百分ノ三・六〇、然ルニ密淫賣業者所謂私娼ノ健康診斷ノ成績ハ如何デアアルカ、密淫賣ノ健康診斷ノ結果ハ百分ノ四〇・五四トナツテ居リマス、一方ハ僅ニ百分中ノ三・六、一方ハ四〇・五四デアリマス、此衛生的内務省ノ檢診ノ實情ニ照シマシテモ、社會的保健衛生ノ上ニ於テ公娼制度ヲ存置スルコト、私娼制度ヲ默認スルコト、其及ボス所ノ害毒ノ程度ハ、餘リニモ明瞭過ギル程デアルト存ズルノデアリマス、殊ニ公娼制度ハ、我國ニ數百年來ノ習慣付ケラレマシタ所ノ制度デアリマス、人之ヲ怪マナイ、殊ニ又大體ニ於キマシテ集娼制度ヲ採ツテ居ルノデアリマス、或ル社會ト隔離セラレタル制度ニ依ツテ、而モ其内部的ノ設備、其經營者ノ資力、其經營者ノ訓練、又認可制度ニ依ル關係カラ、警察當局ノ保護取締ハ殆ド完璧ニ近イノデアリマス、然ルニ私娼制度ノ狀態ハ如何デアアルカ、或ハ所謂集團區域ヲ限定地トシテ定メラレタ土地モアリマス、例ヘバ東京府下ニ於ケル玉ノ井、龜戸ノ如キ、又各地ニ於キマシテモ、多少集團的限定地ヲ設ケテ、一般社會ト隔離の方法ヲ採ツテ居リマスルケレドモ、全國的ニ見マシテ、未ダ散在制度ヲ脱シナイノデアアル、殊ニ公娼制度ハ内地ニ於テハ殆ド新規營業ヲ許サヌノデアリマスルカラ、ソチラニ新ラシイノガ現ハレ、コチラニ散在スルト云フヤウナ不體裁ナコトハ餘リアリマセウカ、此私娼ノ營業狀態ハ何處ニ於テモ營業ノ認可ヲスルノデ、今日ニ於テハ此疲弊セル農村ノ驛場々々ニマデ現ハレマシテ、地方青年ノ淳朴ナル氣風ヲ害シ、全國的ニ風紀ヲ壞亂シテ居リマスルコ

トハ、到底公娼制度ト比較スベキモノガナイノデアリマス、其風紀墮落ノ關係カラ見、其公衆衛生ノ關係カラ見テ、何處ニ公娼制度ヲ廢止スベキ理由ヲ見出スコトガ出來ルデアリマセウカ、更ニ私娼ニ從事シテ居リマス所ノ密淫賣業者、貸座敷ニ職ヲ有ツテリマス所ノ娼妓ハ、其一身上ノ利害關係カラ考ヘマシテモ、元ハ女郎ハ搾取セラレルト稱サレテ居リマシタガ、今日ハ搾取ノ率、歩合等ヲ御調査ニナリマシテモ御分リニナルデアリマセウ、公娼ニハ借金ヲ消却スベキヤウナ相當ノ取締ガ行ハレテ居ル、而モ其借入レル金額ハ私娼ヨリハ遙ニ多イデアリマス、生活ノ状態モ私娼ヨリハ高尚ナル進メダ生活ヲ營ンデ居ルノデアリマス、而モ其借金ノ消却力、其年限、年齢ニ之ヲ見マシタナラバ、到底今日ハ公娼ノ消却力ノ速カナルニ比較シテ、私娼ノ消却力ノ遅々タルコトハ、私ガ茲ニ説明スルマデモナイコトデアラウト思フノデアリマス、況ヤ其生活ノ状態ハ如何デアルカ、私娼ハ人間タル生活、人間タル待遇ヲ受ケテ居ルカドウカ、一度彼等ガ傳染病ニ罹リ、其治療ニ至リマシテハ、到底公娼ト比較スルコトハ出來ナイ、又私娼ニ墮落スルモ、公娼ニ墮落スルモ、若シ家庭ノ救済ニナルト致シマスナラバ、其公娼タルト私娼タルトニ於テ、家庭ヲ援助スル所ノ力ノ大小多寡ハ如何デアリマセウ、公娼ニ對シテハ少クトモ五百圓或ハ八百圓、千圓ト云フ金ヲ貸與ヘマス、今赤貧洗フガ如ク、此借金ノ爲ニ破産ノ悲境ニ陥ラントスルモ、此纏ツタ金ノ爲ニ救ハレテ、一家團欒シ、生活ノ不安ヲ除イテ、樂ミヲ得テ居リマスル者、實際ニ付テ山形縣ヲ初メ、東北方面、全國的ニ御調査ニナリマシタナラバ、明瞭ニ證據立テラレルノデアリマス（ヒヤ／＼）今東京市内ニ於キマスル貸座敷業者ノ調査デアルト云フノヲ聞キマスルト云フト、東北方面ニ對シテ、投資ト申シタラテカシイノデアリマスガ、娼妓

ニ貸付ケテアル金ガ四百萬圓乃至四百五十萬圓、毎年此四百萬圓乃至四百五十萬圓ノ金ガ東北ノドンドン底ノ生活ヲシテ居ル所ノ貧農ノ間ニ與ヘラレテ居ル、其經濟的關係ハ如何ニナルノデアリマスカ、而モ私娼ニ身ヲ墮シテ、墮落スル點ニ於テハ却テ公娼ヨリモ甚シイ私娼ガ、果シテ一家一族ヲ救ヒ得タル所ノ實例五十萬人中幾何カ、斯様ニ觀察ヲ致シマシタ時ニ於テ、果シテ公娼制度ヲ何ノ根據ニ依ツテ廢止シテ、法律ノ裏ヲ歩ク所ノ私娼制度ヲ默認シ、容認シテ行カネバナラヌト云フヤウナ政治ガ、明朗ナル現内閣ノ政治ト一致スルノデアリマセウカ、明朗ナル政治ヨリ暗黒政治ニ導カントスル如キハ、到底政治的ニ吾々ハ之ヲ看過スルコトガ出來ナイノデゴザリマスル、斯様ナ實際ノ制度ノ上カラ、政治ノ上カラ、何レカラ觀察ヲ致シマシテモ、私ハ公娼制度ハ是非我國ノ實情ニ即シテ存置スルコトガ當然デアアル、之ヲ官憲ノ力ヲ以テ營業權ヲ奪ヒ、壓迫セシムル如キハ、是ハ昭和聖代ノ汚點デアリ、暴逆デアルト思フノデアリマス（同感）ト呼フ者アリ）併ナガラ警保局長ガ更迭シ、最モ其中堅デアツタ所ノ警保局警務課長モ更迭セラレマシテ、自ラ其方針モ變ラレルコトデアラウト思ツテ居ルノデアリマスルケレドモ、最近山形縣ニ赴任セラレタル知事ノ談話デアルト云フモノヲ、山形縣ノ新聞ニ於テ見マスルト、東北ノ憐レナル娘ヲ救済スル爲ニ、新規顯出ノ者ハ之ヲ許可シナイ、年期繼續ノ許可ヲ致ス者モ之ヲ許可シナイ、他縣ニ於テモ此要領デ許可シナイデ賞ヒタイト云フコトガ新聞ニ書イテアル、何事デアリマスカ、殊ニ山形縣ニ於ケル昨今ノ事情ヲ見マスルト、洵ニ是ハ憂慮スベキコトニ存ジテ居ルノデアリマス、先ヅ山形市ノ實例ヲ見マスルト、昭和八年中ニ登録申請ヲ致シマシタ者ハ二十名、ソレガ全部許可セラレ、昭和九年ノ一月ヨリ六月マデニ十五名ノ申請ヲ致シマシテ、是亦

全部許可ヲセラレテ居ルノデアリマス、然ルニ七月以降四名ノ申請ヲ致シマシタガ、其中一名ハ不許可デアリマス、三名ハ今日尙ホ許否決定セラレナイデ保留ノ状態デアル、之ヲ營業ノ壓迫、營業ノ妨害ニ非ズシテ何ト申シマセウカ、國家ハ法令ニ依ツテ許可ヲ與ヘテ居ツタ所ノ營業權ヲ奪ハントスル、或ハ廢止セントスル時ハ、少クトモ國家補償ヲ與ヘルコトデナケレバナラヌ、或ハ國家補償デナクトモ相當ノ補償ヲ爲サネバナラヌ筈デアル、ソレヲ權カヲ以テ壓迫シ、褫奪セントスルガ如キハ、之ヲ暴政ト言ハズシテ何ゾヤ、然ルニ山形縣デ申請シテ居ルモノハ何デアルカ、山形市小姓町花村樓庄司治右衛門ヨリ申請ヲ致シタモノハ山形縣飽海郡内郷村中牧田、留二郎二女、後藤ミヤエ、大正四年十一月三十日生、是ハドンナモノデアルカ、現ニ千葉縣船橋町都樓方ニテ娼妓稼業ヲ致シテ居ル者デアル、ソレニ住替ヲセシムル爲ニ七百五十圓ノ金ヲ貸シテ、ソレカラ登録ノ申請ヲ致シマシタ、八箇月モ過ギテモ今尙ホ許否不明、保留トハ何事デアリマスカ、又同ジク大金樓金井德太郎ヨリ昭和九年ノ九月七日ヲ以テ申請ヲ致シマシタ山形縣西田川郡東郷村、安之助娘佐藤朝江、大正元年八月五日生、是モ神奈川縣平塚市松原虎信方ニテ娼妓稼業中ノ者デアルガ、申請ヲ致シマシテ尙ホ八箇月間ニ互ツテ許可ヲシナイ、此朝江ニ對シテ救世軍ノ羽柴大尉ト云フヤウナ者ヲ警察ノ附近デ本人ニ會ハセ、前借等ハ返ス意思サヘ本人ニアレバ、今返サナクテモ何時返シテモ宜イト云フヤウナコトヲヤツテ居ル、殆ド借金ノ踏倒シノ教唆ノ如キモノデアル、ソレヲ警察ト相通ジテヤツテ遂ニ逃亡シテ、今尙ホ行方不明デアル、モウ一ツ同ジク松ノ井久四郎ヨリ申請致シマシタ山形縣東村山郡明治村、安之助娘元木ヤエ、大正四年二月二十日生、是亦大阪市住吉區山吹町小林和七方ニ娼妓稼業中ノ者、前借八百

五十圓ヲ借替ヘ住替ヲ爲シタルモノ、前借ハ全部親許ヘ手渡シタ、サウシテ昭和九年十月十九日ニ申請ヲシテ居ル、然ルニ今尙ホ許否不明デ保留、是ガ東北娘ヲ救フ手段ト言ヘマスカ、美名ニ名ヲ藉リテ徒ニ他人ノ營業ヲ妨害シテ居ルモノデアル、其他山形縣ニハ酒田町高島町或ハ米澤市、鶴岡市大山町、上ノ山町各處ニ登録ヲ申請シテ、家庭ヲ救ヒ兩親ノ爲ニ犠牲トナルト云フヤウナ者ニ、殆ド借金ノ踏ミ倒シヲ教ヘツ、許可モセズ却下モセズ、調査ニ名ヲ藉リテ置クト云フコトハ如何ナルモノデアルカ、六箇月モ七箇月モ調査ノ出來ナイヤウナ警察官ガ、國家ノ祿ヲ食ンデ恬然トシテ居ルガ如キハ、怠慢モ亦甚シイモノト言ハナケレバナラヌ、此外ニモ色々ナ事ガアリマシタ、何レカラ考ヘマシテモ、現ニ内務省ガ取ツテ居リマスコトハ、餘リニモ不穩當デアリ、不當デアル、此點ニ關シマシテハ重大ナ暴政トシテ排撃シナケレバナラヌ、過般營業者代表者打連レテ、内務大臣竝ニ警保局長ニ陳情ノ際、私モ立會ツテ居リマシタ、其ノ質問應答ノ實際ヲ見テ居リマスガ、内務大臣ハ此事ニ付テハ何等ノ關心ヲ有ツテ居ラヌ、何等知ル所ガナイ、廢止スルカ、廢止セヌカ少シモ知ラヌト云フ、是カラ調査研究スル、警保局長モ亦同様ノ意見デ、廢止スルトモシナイトモ言ヘナイ、其言葉ハ曖昧デアルガ、現ニ長年國ガ認メテ許可ヲシテ營業ヲ公認シテ居リマス者ニ對シ、而モ廢止スルカセヌカ意見ガ纏マラザル中ニ、既ニ色々巡査ヲヤツタリ、或ハ勸誘ヲシタリ、慈惠ヲシタリスルコトハ、是ハ所謂内務行政ノ不統一ヲ示サウナコトニナル、現警務課長ハ私ノ宮城縣ノ警察部長トシテ令名ノアツタ公平無私ナ方デアリマシテ、此度警務課長ニナラレマシタガ、斯様ナコトニ關シテハ徒ニ前任者ノ譽ニ倣ハレテ御ヤリニナルコトモアルマイト思フ、亦警保局長ヲ新ニ御就任ニナラレ、餘程慎重ニ考慮

研究ヲ續ケラレテ居ルト云フコトデアリマスカラ、斯様ナ暴政ヲ引續ク管モナイト存ジマスケレドモ、此際是非公娼ヲ存置シ、寧ロ私娼ノ弊害ヲ矯メルコトニ努メラレ、國家ノ風教ヲ維持シ、公衆衛生ヲ維持シ、營業權ノ確保ヲ與ヘテ、名ニ迷フテ實ヲ失フ如キ政治ノ行フベカラザル所以ノ範ヲ示サレンコトヲ、偏ニ希望スル次第デアリマス

○高橋熊次郎君 時間モ移ツテ居リマスカラ、何レ——吾々ハ紹介議員デアリマスカラ、議事ノ進行ニ付テ意見ヲ述ベル自由ヲ有セザル者デアリマスガ、多分午後ニ御繼續ヲ願フコト、思フノデアリマスガ、此問題ハ非常ニ重大ナ問題デアリマス、一業者ノ利害得失ノ問題デアリマセヌ、國民ノ保健ノ上ニ、殊ニ青年ノ思想身上ノ上ニ於テ、非常ニ重大ナル影響ガアルモノデアリマスルカラ、是ハ簡單ニ内務省ノ一部ノ御役人ノ自由裁量ニ依ツテ、改廢ヲスベキ問題デハナカラウト思フノデス、況ヤ此公娼ヲ廢止シテ、默認制度ノ下ニ行ハレル私娼ノ跋扈ヲ其儘ニシテ置クト云フコトニ付テハ、吾々國ヲ憂フル者ハ決シテ此儘ニシテ置クトハ出來ヌノデアリマス、殊ニ國際關係ニ於キマシテモ、我國ノ卑屈ナル歐米追隨主義ヲ棄テテ、今日獨自ノ立場ニ立ツテ居ルノデアリマス、數年以前ヨリ國際聯盟ノ一部ニ行ハレタル矯風會的ノ活動ニ依ツテ、兒童或ハ婦人賣買ト云フヤウナコトノ禁止ヲ目的トシタル、派生的事實トシテ總テノ論議ガ行ハレテ居ルノデアリマス、故意ニ日本ノ私娼殊ニ藝者ハ賣淫行爲ヲセザルモノデアルナドト云フコトヲ強調シテ、サウシテ其儘ニ公娼ト云フモノヲ廢止シテ、サウシテ默認制度ニ移ラウナドト云フ卑屈ナ考カラ、色々ナ行政的手段ガ行ハレルノダラウト思フノデアリマス、此問題ハ度々衆議院ニ於テハ、公娼ヲ廢止スルト云フ一部ノ論者カラ法律案ヲ提案ニナリマシテ、ソレニ對シテ反對贊成ノ論議ガ行ハレテ、常ニ是ハ廢止ス

ベカラズト云フ結論ニ達シテ居ルノデアル、帝國議會ニ於ケル、少クモ衆議院ニ於ケル意嚮ハ決シテ居ルノデアリマス、此意嚮ヲ無視シテ内務省ガ獨自ノ立場デ事ヲ決セントスルト云フコトハ、國論ヲ無視シタ謗ヲ更レ得ナイト思フノデアリマス、而シテ左様ナ意見ハ當局ハ定メテ居ラナイ、公娼ヲ今日直チニ廢止スルト云フ意見ハ定メテ居ラナイ、研究ハシテ居ルガ定メテ居ラナイ、其口ノ下カラ只今佐藤庄太郎氏並ニ大石倫治氏ヨリ紹介サレタルガ如クニ、山形縣其他ノ諸縣ニ於テ當業者ヲ壓迫致シテ居リマス、官權ヲ濫用シテ營業妨害ノ行爲ヲ事實行ツテ居ルノデアリマス、地方ノコトデアルカラ中央ノ與リ知ラザルコトデアルカノ如キ口吻ヲ、屢々洩レ承ツテ居ルノデアリマス、是ニ於テ佐藤庄太郎氏其他ノ議員ノ紹介ニ依ル所ノ、山形縣業者數十名ノ提出ニ係ル請願ガアルノデアリマス、又一面ニ於テ貸座敷營業ノ繼續、即チ公娼制度存置ノ請願ガアリ、之ニ對シテ數十名ノ議員ガ紹介ヲサレ、又紹介議員トシテ名ヲ連ネザル者モ、數十名ノ支持ヲ得テ居ルノデアリマシテ、恐ラクハ此兩請願ニ現ハレタル趣旨ニ不賛成ノ諸君ハ議會中ニハ、衆議院ニ於テハ洵ニ僅デアラウト思フ、貴族院ニ於テモソレ——ノ請願モ提出サレテ居ルコト、考ヘルノデアリマス、私共ハ重大ナ問題デアリマスカラ、慎重ニ審議ヲ致シテ當局ノ意嚮ヲ伺ヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、左様デアリマスカラ、私ハ比處ニ橋本參與官ガ御列席ニナリ、中野警務課長殿ガ御出席ニナツテ居ルノデアリマス、色々御意見等ヲ伺フ上ニ於テ支障ハナカラウト思フノデアリマスガ、併ナガラ事ハ重大デアル、最モ其實ヲ執ラレル主管ノ大臣並ニ局長ノ出席ヲ求メ、サウシテ責任アル所ノ御答辨ヲ煩サナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、何レ他ノ紹介議員等モ御發言ガアリマセウガ、私ハ此兩案ハ、一ツハ公娼制度存置

ノ意嚮ヲ確ムルコト、一ツハ現在行ハレテ居ル公娼制度ヲ、紹介議員ノ方カラ申サレタル如クニ、虱潰シニ弱イ者カラ潰シテ、自廢——自分カラ營業ノ廢止ヲ願ヒ出タト云フ形式ノ下ニ、漸次貸座敷業者ヲ撲滅シヨウト云フヤウナ、手段方法ヲ執ツテ居ラレルノデハナイカト云フコトデアリマス、是ハ視點ヲ異ニ致シマスレバ、官憲ヲ濫用シテ營業ノ妨害ヲ官吏自ラ致シテ居ルト、斯ウ云フ事ニモナツテ、是ハ刑法ノ問題トモ相成ル由々シキ大事ダラウト思フノデアリマス、吾々ハ此場合ニ默視スルコトガ出來ヌ重大ナル問題トシテ取扱ヒツ、アルノデアリマス、是等ノ兩者ハ相關聯致シテ居リマス、而シテ紹介議員モ、今後此兩者ノ請願ヲ相混同シテ紹介ヲ致スコト、ナルト思フノデアリマス、且ツ以上ノ趣旨ニ依リマシテ、紹介議員ハ度々政府ノ當局ニ向ツテ質問ヲ致シ答辯ヲ求ムルコトガアルト思フノデアリマスルカラ、吾々ハ請願委員デハアリマセヌケレドモ、此義モ委員長ニ於テ然バク御取計ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマス、詳細ノ事ハ後刻申述ベタイト思ヒマス

○山本委員長 發言ガ多イヤウデアリマスルカラ、午後ニ繼續致シタイト思ヒマス、只今内務大臣ノ出席ヲ要求致シテ居リマスガ、ドウモ手が抜ケ兼ネルト云フ返事ガ再度參リマシタ、併シ宮内省ニ行ツテ居ラレルト稱スル唐澤警保局長ハ、是非午後出席ヲシテ貰フヤウニ取計ヒタイト存ジマス、只今ハ中野警務課長——衛生局長サンガ來ラレナイノデ、豫防課長ノ高野氏が出席ヲサレテ居リマスガ、午後ハ是非警保局長、若クハ内務大臣ノ出席ヲ要求シタイト思ウテ居リマス、是デ暫時休憩致シマシテ、午後一時半カラ開會致シタイト思ヒマスガ、其間ニ濱野君カラ書類ノ要求ガアルサウデアリマス、簡單ニ御話ヲ願ヒタイト思ヒマス

○濱野徹太郎君 極ク簡單ニ申シマス、私ハ紹介議員デアリマスガ、此問題ハ唯單ニ貸座敷業者ヲ保護スルト云フヤウナ立場カラ、私達ハ紹介シタ譯デハアリマセヌ、我國ノ風教、ソレカラ保健ト云フ大局カラ見テ、吾々ハ紹介ノ勞ヲ執ツテ居ルノデアリマス、又日本ノ東洋ニ於ケル地位カラ考ヘマシテモ、其爲ス所ハ聽テ隣國ニモ及ブ所ガアラウト思ヒマス、ソレハ唯單ニ貸座敷業者ヲ保護スルト云フヤウナ立場デナシニ、非常ニ重大ニ考ヘテ居リマスルノデ、大體内務省ハ、此公娼問題ニ付テ實際ニ如何ナル考ヲ有ツテ居ルカト云フコトヲバ、ハツキリ此機會ニ伺ヒタイト思フ、吾々が當事者ヲ具シテ陳情ニ行キマシタ時ニ、内務省ノ首腦部ノ諸君カラ聽キマシタコトハ、何時モ其時々ニ曖昧ナヤウナ形ガアリマシテ、ハツキリシタ内務省ノ當局ノ態度ガ分リマセヌ、ドウカ此場合ニ公式ニ、根本的ニ内務省ハドウ云フコトヲ考ヘテ居ルカ、ドウ云フ理想ト信念ヲ有ツテ居ルカト云フコトヲバ聽キタイトデアリマス、府縣ノ當局ヲ激勵シテ自廢サセルヤウナ風ヲ裝フト云フヤウナ、サウ云フ形式的ナコトデハイケナイ、實際政府當局ハ日本ノ風教、保健ト云フ點カラ、ドウ考ヘテ居ルカト云フコトヲ、ハツキリ公式ニ聲明サレルト、吾々ハ又其公式聲明ノ非ヲ破ツテ、論破シテ、サウシテ然ラザル所以ヲ大ニ證明ニ努メタイト思フ、此意味ヲ以チマシテ、今高橋君ガ申シマシタ通り、又委員長モ聲明サレマシタガ、參與官、局長諸君ノ外ニ、大臣モ次官モ見エラレテ、本常ニ是ハ唯單ニ貸座敷業者保護ノヤウニ思ウテ居ラレルカモ知レマセヌガ、サウ云フ意味デナイコトヲ重ネテ申シマスカラ、内務省ノ根本方針ヲ十分ニ聲明サレタイ、ソレニハ吾々が聽イタ時ニ直グニハ言ヘナイカラ、一時間ノ食事ノ時間モアリマスシ、十分ニ材料ヲ整ヘテ聲明サレルコトヲ豫メ希望致シマス

○山本委員長 成べく御希望ニ副フヤウニ致シマス

○土屋委員 午後マデニキチツト年限ハサウデナクトモ宜シウゴザイマスガ、約三十年前ノ貸座敷業者ノ數ト娼妓ノ數、ソレカラ其當時ニ於ケル所謂密賣淫婦並ニ密賣淫業者、ソレヲ大體業別ニ分レバ示シテ戴キタイ、ソレトソレニ相當スル現在ノ數、最近ノ數、ソレカラ矢張其當時ノ密賣淫ノ檢舉數ト、最近ニ於ケル檢舉數、之ヲ午後ノ委員會ノ時マデニ御示ヲ願ヒタイ

○山本委員長 休憩致シマス、午後ハ一時半カラ、時間ヲ厲行致シタウゴザイマス

午後零時三十分休憩

午後二時開議

○山本委員長 午前ニ引續キ開會致シマス

○佐藤委員 此場合議事進行ニ付テ發言ノ許可ヲ得タイノデアリマス

○山本委員長 佐藤君

○佐藤委員 午前中カラ議題ニナツテ居リマス公娼存置ノ請願ハ、國民ノ保健上、又社會風教上、極メテ重大ナル案件デアリマスノデ、是ガ審議ガ極メテ鄭重ニ行ハレテ居リマスコトハ、當委員會ノ爲ニ洵ニ喜ブベキコトデアリマス、然ルニ從來ノ當委員會ニ於ケル、審議ノ狀況ヲ見マスルト、頗ル重大ナ案件、重要デナクトモ、私カラ申述ベル迄モナク貴衆兩院ニ於ケル請願委員會ハ國民ノ聲、國民大衆ノ聲ノ集マル所デアリマシテ、民意ノ暢達ニハ此

請願委員會ヲ措イテ殆ド他ニナイヤウナ重大ナル所ノ使命ヲ持ツテ居ルト思フノデアリマス、斯ル重大ナル使命ヲ持ツテ居ル所ノ請願委員會ノ權威ガ、近頃段々ニ薄ラギツ、アルコトハ、洵ニ遺憾デアルノデアリマス(ノノノ)私ハ此委員會ノ權威ヲドウシテモモツト偉大ニシナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、是ガ爲ニハ色々考察スベキ問題ガ澤山アルト思フノデアリマスケレドモ、請願案件ノ審議ヲ爲スニ當ツテ總テノ問題、殊ニ國體ノ觀念、國民精神ノ作興、國民ノ保健、或ハ風教、其他重大ナル問題ニ付キマシテハ、慎重ニ審議シナケレバナラヌト思フノデアリマスガ、相當慎重ニ審議サレテ居ルカモ知レマセケレドモ、從來觀ル所ニ依リマス、少シク輕率ニ決定セラレテ居ルコトガナイカト云フ懸念ガアルノデアリマス、是ガ爲メ知ラズ識ラズノ間ニ或ハ偏頗ニ陥リ或ハ不公平ヲ來スト云フヤウナコトガナキヲ保シ難イノデアリマス、斯ウ云フヤウナコトガアリマシテハ、國民ニ對シテ請願委員會ト致シマシテ洵ニ相濟マヌノデアリマスカラ、此機會ニ於キマシテ私ハ總テノ案件ヲ慎重審議セラル、ヤウニ、特ニ委員長及主査ニ御願スルノデアリマス、是ガ爲ニハ相當時間ヲ要シマスノデアリマスカラ、委員長及主査ニ於キマシテハ、其開會ノ時間ガ公報ニ於テ發表セラル、ト、或ハ口頭ヲ以テ宣告セラル、トヲ問ハズ、努メテ開會時間ヲ嚴守セラル、ヤウ、又紹介議員ニ於キマシテモ、請願ノ件數ガ非常ニ多數ニ上ツテ居ルノデアリマスカラシテ、同一趣旨ノ請願等ニ於テハ成べく重複ヲ避クルヤウ、若シサウ云フコトヲ委員長ニ於テ御發見セラル、時ニ於キマシテハ、適當ナル注意ヲ與ヘルヤウニシテ戴キタイト思フノデアリマス、斯ノ如クニシ益々請願委員會ノ權威ヲ保ツテ、サウシテ民意ノ暢達ヲ期スルコトガ出來ルナラバ、此請願委員會ノ權威モ益々上ルコト、考ヘマ

ス、是等ノ點ニ付テハマダ申述タイコトガ澤山アリマスケレドモ、委員諸君モ私カラ申述ナイデモ御承知ノコト、思ヒマスカラ、十分御考慮ノ上、御實施下サルヤウニ特ニ御願ヲ致シテ置キマス

○山本委員長 佐藤君ノ御話ハ御尤ト存ジマス、委員長ハ勿論其心持テ將來モ參リマスガ、ドウカ佐藤君ノ御同僚ノ諸君ニモ成ベク御出席ニナルヤウニ御勸誘ヲ願ヒタイト存ジマス——高橋君、御發言ハアリマセヌカ

○高橋委員 發言ハアリマスガ、土屋君ニ此場合先ニ發言シテ貰ツテモ宜シウゴザイマス

○山本委員長 ソレデハ土屋君

○土屋委員 他澤山ノ諸君ガオ出デニナルデアリマスカラ、成ベク簡單ニ致シタイト思ヒマス、私ハ自分ノ職務上賣笑ノ問題ニ付テハ、地方ニ在ツテ其取締ノ職ニ當ツテ居リマシテ、以來今日マデ三十年近イ間、私ノ腦裡ヲ離レナイ所ノ問題デアリマス、不幸ニシテ其問題ガ今ニ解決ヲ見ズシテ、議會ニ於テ年々繰返サレルト云フコトハ、私ハ國民衛生ノ上カラ洵ニ遺憾ニ存ジマス、ソレデ私ハ他ノ諸君ノ既ニ御述ニナリ、或ハ是カラ御述ニナラントスル點ニハ努メテ觸レナイコトニ致シマシテ、私獨自ノ考カラシテ御尋ヲ致シテ見タイト思ヒマス、賣淫ト云フコトハ是ハ申スマデモナク複雑シテ行ク社會ニ免レナイ痛マシイ存在デアツテ、ソレガ唯當事者間ノ利害ニ止マレバ宜シイデアリマスケレドモ、不幸ニシテソレニ附隨シテ非常ニ慘虐ナ病氣ガ附纏ツテ來ル、ソコデソレヲ取締ル爲ニ已ムヲ得ズ茲ニ娼妓取締規則ト云フモノガ起ツタモノダト思ヒマス、隨テ娼妓取締規則ト云フモノハ、貸座敷營業者ノ爲デハナイ、其眼目ハ娼妓ノ保護デアル、賣ラレ行ク氣ノ毒ナ娼妓ノ身分ヲ保護シテ行クコトガ眼目デアツ

テ、同時ニ娼妓ヲ中心トシテ賣淫ノ取引ニ依ツテ病毒ノ害ヲ社會カラ防衛スル所ノ制度デアル、此ニツガ公娼制度ノ大眼目デアツテ、遊廓制度、貸座敷營業者ト云フモノハソレニ附隨シテ生レテ來タ所ノモノデアル、然ルニ近來ニ外ハ國際聯盟ノ影響、内ハ公娼制度廢止論ノ勃興ニ連レテ、折角規則ヲ出シテ居ル所ノ、サウシテ之ヲ執行シナケレバナラヌ所ノ官廳ガ、内外ノ廢娼論ニ引摺ラレテ、自ラ發シテ居ル所ノ此法規ヲ遵奉シナイ傾向ガアル、聞ク所ニ依ルト、既ニ二三ノ縣ニ於テハ警察當局ガ公娼廢止ヲ眼目トシテ貸座敷營業者ニ彈壓ヲ加ヘテ、彼等ヲシテ其業ヲ拋棄シナケレバナラナイヤウニシ、既ニ數縣ニ於テハ是ガ實現サレテ居ルト云フコトデアリマス、併ナガラ公娼制度ガ娼妓保護ヲ眼目トシテ居ルト云フコトハ、娼妓取締規則ヲ見レバ一目瞭然デアツテ、即チ稼業ニ就ク者ノ年齢ヲ保護セラレ、病氣ニ罹ツタ場合ニ於テ樓主ヲシテ醫者ノ治療ヲ受ケサシメル所ノ權利ヲ與ヘラレ、遊廓ニ於ケル面接及ビ發信受信ノ自由、物件ノ所有竝ニ購買ノ自由ヲ確保セラレ、更ニ自分ノ意思ニ反シテ稼業ヲ強ヒラレルコトノナイヤウナ權利ヲ與ヘラレ、其上ニ樓主ニ相當ノ借財ヲシナガラ何時タリトモ自由ニ廢業スル所ノ權利ヲ與ヘラレテ居ル、是等ノ娼妓ノ權利ニ對シテ何人ト雖モ之ヲ妨グル者ガアツタ場合ニ於テハ、之ニ向ツテ體刑又ハ金刑ヲ科スル所ノ嚴重ナル規則ガ出來テ居ル、サウシテ他方ニハ娼妓及ビ貸座敷ヲ中心トシテ所謂集娼制度ニ依ツテ檢徽ヲ行ヒ、花柳病ニ罹ツタ者ハ治療ヲ講ズル、サウシテ一般社會ヲ花柳病ノ被害カラ防衛シヨウト云フ組織ニナツテ居ル、然ルニ之ヲ廢メテシマフト云フコトニナルト、娼妓ハ一體何ニ依ツテ保護セラレルカ、娼妓ニナル者ノ經路ヲ見レバ色々アリマセウ、併ナガラ自分ノ大事ナ節操ヲ好ンデ社會ニ提供スル者ハナイ、多クハ家が貧シカ

ツタリ、自分ノ家庭ノ事情ニ依ツテ、或ハ父ノ病ノ爲ニ、或ハ母ノ病ノ爲ニ、已ムヲ得ズサウ云フ所ニ行ク所ノ人達デアリマス、是等ガ貸座敷ヲ廢止サレテ、解放セラレタル後ニ何處ニ行クカ、結局密賣淫業者ノ手ニ又移サレテ、法規ノ上デ今迄ノヤウナ何等ノ保護ノナイ所ノ、豺狼ノ群ヲ集ツテ居ル所ノ暗黒世界ニ落行クヨリ外ニ仕方ガナイ、公娼制度ヲ廢止セントスル當局ハ、是等ノ娼妓ニ對シテ、其後ガドウ云フ工合ニナツテ行クカト云フコトニ付テノ御考ガアツタカドウカ、其施設ガアリマスレバ、其點モ承リタイノデアリマス

更ニ又社會防衛ノ方面カラ見テ、今日嚴格ナル檢査制度及ビ治療制度ヲ行ツテサヘ、尙且ツ公娼ノ間ニ矢張花柳病者ヲ發見スル、密賣淫ノ方面ニ至ツテハ驚クベキ多數デアル、國民ノ花柳病ノ數ト云フモノハ、年々ノ壯丁ノ檢査カラ見テモ決シテ減ツテ行カナイ、嚴格ナル檢査制度ト治療制度ヲ行ツテスラ、尙且ツ花柳病ガ段々蔓延シテ行ク、之ヲドウ取締ツテ行クカ、是ハ國民保健ノ局ニ當ル者ノ最モ頭ヲ痛メテ居ル問題デアル、地方ニ於テ遊廓制度ヲ廢シテ、娼妓ヲ解放シテ得々トシテ居ル地方官吏ト云フモノハ、此社會防衛ノ方面カラシテ、如何ナル施設ヲヤツテ居ルノデアルカ、其點ヲ承リタイ

更ニ今度ハ貸座敷業者ノ方面カラ見マス、彼等ハ營業ノ地域ヲ制限サレ、其家屋ノ構造ヲ指定サレ、娼妓ニ對シテハ待遇上ノ義務ヲ負ハサレ、娼妓ガ醫師ノ診察ヲ受ケル義務ヲ負ハサレ、而シテ其娼妓ヲ抱ヘル爲ニハ相當ノ金ヲ貸シテ居ルノデアリマセウ、而モ此ノ娼妓ハ何時タリトモ自由ニ廢業スルコトガ出來ル、サウシテ一面ニハ法規ニ基イテ、納税ノ義務ヲ負擔シテ居ル、密賣淫業者ト比較シテ見ルト云フト、此方ハ全ク法規ニ基イテ生業ヲヤ

ツテ居ルノデアル、然ルニ此者が地方官憲ノ手ニ依ツテ彈壓サレ、サウシテ廢業ヲ餘儀ナクサセラレルト云フコトハ、一體ドウ云フモノデアルカ、娼妓取締規則ハ内務大臣ノ發セラレタ命令デアル、地方官廳ハ此内務官廳ノ命令ニ對シテ、忠實ニ遵奉シナケレバナラヌ義務ヲ有ツテ居ル、他面密賣淫業者ニ對シテハ之ヲ取締ルノ義務ヲ矢張有ツテ居ル、然ルニ近年ノ傾向ハ密賣淫業者ニ對シテハ殆ド、全然ト言ツテ宜イ程放任的デアル、密賣淫業者ヲ放任スルト云フコトハ、地方官憲ノ職務拋棄デハナイカ、娼妓取締規則ヲ無視シテ、サウシテ公娼制度ヲ廢シテ、貸座敷業者及ビ娼妓ヲ驅ツテ密賣淫業者及ビ密賣淫婦ノ群ニ追込ムト云フコトハ、折角内務大臣ガ命令シタ娼妓取締規則即チ内務大臣ノ法規ノ威信ニ拘ハリハシナイカドウカ、而モ此法規ノ下ニ生業ヲ營ム者ヲ色々ノ方面カラ迫害ヲ加ヘテ、此生業ヲ拋棄シナケレバナラヌ、或ハ自分ノ財産ヲ傾ケテ開業シテ業ヲ營ンデ居ル者ヲ廢メナキヤナラヌヤウニスルト云フコトハ、職權ヲ濫用シテ貸座敷業者ノ財産權ヲ侵害スルモノデハナイカ、此ハ地方官廳トシテ、官吏トシテ甚ダ不當ナル處置デハナイカ、更ニ娼妓ヲ今申シマシヤウニ解放シテ行ツタナラバ、是等ノ娼妓ハ一體ドウナルノデアルカ、花柳病ノ取締ガ一體ドウナツテ行クンデアルカ、内務當局ノ中ニハ、私ハ非公式ニ聞イタノデアリマスルケレドモ、公娼制度ト云フモノハ早晚廢止サルベキモノデアル、今ニモ廢止スルカノ如キ口吻ヲ漏サレル爲ニ、貸座敷業者ハ戰々鼓々トシテ、其業ニ安ンゼザルガ如キ有様デアリマス、若シ内務省ガ現在ノ公娼制度ガ惡イト云フナラバ、是ハ廢メチャツタ方ガ宜シイ、廢メルニモ非ズ廢メザルニモ非ズ、今ニモ命令ヲ發シテ之ヲ廢止スルガ如キ態度ヲ示シツツ、半面ニハサウデモナイヤウナ極メテ煮切ラナイ態度デ居ラレルト云フコトハ、是

ハ甚ダ政府ノ爲ニモ、亦關係當業者ノ爲ニモ取ラナイ、密賣淫ヲ法規ヲ潛ツテヤツテ居ル者ハ其儘ニ見遁サレル、法規ヲ忠實ニ遵奉シテ居ル者ガ彈壓ヲ加ヘラレテ、其生活權マデモ迫害サレルト云フコトニナレバ、眞面目ナ者ハ政府ヲ怨ムト云フコトニナル、是ハ思想的ニモ餘程考ヘテ行カナケレバナラヌ、固ヨリ私ハ今日ノ所謂公娼制度、娼妓制度ヲ以テ時勢ニ適シタル所ノ完全無缺ナルモノデアルトハ考ヘナイ、私ハ二十幾年來何トカ適當ナ改正ガナイカト云フコトヲ考ヘテ居ルンデス、併ナガラ賣笑ト云フモノガ社交病デアツテ、田夫野人ニハ寧ロ少クシテ、都會ニ於ケル紳士淑女ノ間ニ多クテ、而モ其慘害ガ淋疾ニ罹レバ殆ド多クハ不妊症ニナツテ、後繼者ヲ得ルコトガ出來ナイ、花嫁ガ間モナク病氣ニナツテ、離婚ヲサレルト云フヤウナ原因ガ、多ク是ニ在ルト云フコトヲ考ヘルト云フト、花柳病ハ一面ニ於テハ家庭悲劇ノ原因デアアル、更ニ精神病院ニ行ツテ中年以上ノ精神病患者ノ中ノ大多數ガ微毒カラ來テ居ルト云フコトヲ考ヘルト云フト、其爲ニ一家ノ柱ヲ失ツテ、其家族ガ路頭ニ迷フト云フコトヲ考ヘルト云フト、志士仁人、此花柳病ノ慘害ニ對シテ決シテ看過スルコトガ出來ナイ、サウ云フ状態デアリマスルカラ、是ハ傳染病豫防ノ原則ニ依ツテ、花柳病ヲ取引スル當事者デアアル所ノ賣淫婦ハ、之ヲ一定ノ場所ニ隔離シテ、恰モ傳染病院ニ之ヲ收容シテ治療シ、他ノ者ニ傳播ヲ防止スルト同ジ意味ニ於テ、茲ニ集娼制度トナリ、檢査制度トナツテ、サウシテ今日ノ公娼制度トナツテ居ルノデアリマス、私ハ此處ニ衛生局長及ビ豫防課長ニ御出ヲ願ヒマシタガ、私ノ知ル範圍ニ於テハ、花柳病ハ決シテ近年減ツテ來ナイ、殊ニ最近東京府醫師會ニ於テ健康保險ノ患者ノ中ノ「ワツセルマン」反應、即チ花柳病微毒ノ有無ヲ檢査シタ所ノ成績ニ依リマス、殆ド其ノ三割ガ微毒ニ罹ツテ

居ル、産業軍ノ第一線ニ立ツテ國ノ經濟ヲ富マサウトスル此勞働者ノ間ニ、斯様ニ微毒ガ蔓延シテ居ルト云フコトハ、日本ノ將來ヲ考ヘマスルト云フト、實ニ戰慄ニ堪ヘナイ、隨テ衛生警察ノ方面カラ見テ、今ノ花柳病豫防ニ關スル施設、集娼制度ト云フモノハモツト之ヲ徹底サシテ、サウシテ出來ル限リ社會防疫ノ目的ヲ達シナケレバナラヌト考ヘル、然ルニ此公娼制度ノ主管事務ハ承ルト云フト警保局デアアル、警保局ニ於テ頻ニ廢止々々ト云フコトヲ宣傳サレテ居ル、私ハ此問題ハ寧ロ衛生警察ヲ主管トスル衛生局ノ問題デアルト思フ、然ルニ從來警保局カラ頻ニ公娼廢止ノ口吻ガ外部ニ漏レルノデアリマスガ、内務省トシテハ此現在ノ公娼制度ヲ全ク廢止スル考ガアルノデアルカ、廢止スル考ガアルナラバ、此點ニ付テ衛生局ト御協議ノ上デアルカドウカ、元來ガ衛生警察事務デアルニモ拘ラズ、此所管ガ色々紛淆シテ居リマスル爲ニ、賣笑問題ヲ衛生問題ヨリ閑却スルト云フコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ、衛生局ト御協議ガアルナラバ衛生當局ノ御意見ヲ承リタイ、御協議ガナイト云フナラバ、政府ハ現在ノ公娼制度ヲ廢止シテ、果シテ年ト共ニ社會生活ガ複雜ニナリ、年ト共ニ花柳病蔓延ノ機會ヲ多クシツ、アル今日、サウシテ又花柳病程國民ノ體質ヲ退化サセテ行クモノハナイ今日、衛生局ハ進ンデ警保局ニ交渉シテ、何カ相當ノ智恵ヲ付ケテ上ゲルコトガ、私ハ席ヲ内務省ニ置ク所ノ衛生局ノ諸公ノ勤メデハナイカ、他ノ局ノコトダカラ我與ラズト云フコトハ、決シテ國務ニ忠實ナル所以デハナイト思ヒマス、唐澤警保局長、岡田衛生局長等ハ私ハ多年其才幹、其行政的手腕ニ付テ敬服シテ居ルノデアリマス、幸ニ御二人ガ御並ビニナツタノデアリマスルシ、又其性病豫防ノ問題ニ付テハ、多年内務省衛生局ニ於テ國民疾病ノ豫防、所謂治療ノ百錢ヨリモ、豫防ノ一錢ガ勝ルト云フ此

重要ナル國民疾病豫防ノ局ニ當ツテ居ラレル所ノ高野豫防課長、是等ノ方々カラシテ腹藏ノナキ御所見ヲ御漏ラシ下サツテ、私共常ニ國民保健ノ爲ニ憂ヲ有ツテ居ル者ニ對シテ、安心セラル、ヤウニ御願ヲ致シマス。

○橋本政府委員 只今問題ニナツテ居リマスル四十五、六號ノ貸座敷營業者取扱ニ關スル件、及び公娼制度存置ニ關スル件、此二件ニ付キマシテ、今朝程來或ハ佐藤君ヨリ、或ハ大石君ヨリ、又只今御發言ニ相成リマシタ土屋君ヨリ、ソレレ、或ハ本請願ノ提案趣旨ノ御説明アリ、或ハ御質問ガアリマシタ、御承知ノ通り、是ハ私ガ申上ゲルマデモナク、公娼制度存廢ノ問題ハ、我國從來カラノ一ツノ重大ナル社會問題デゴザイマシテ、内務省ト致シマシテモ、之ニ關シマシテハ慎重ナル態度ヲ以テ臨マンテ致シテ居ルノデゴザイマス、今朝程佐藤君ヨリハ、主トシテ東北ニ於ケル貸座敷營業ノ状態ニ關シ、又大石君ヨリハ、我國ノ公娼制度ノ古キ沿革ヨリ御説キニナリマシテ、縷々諸般ノ事情ニ互リマシテノ、事情ノ御説明デゴザイマシタ、又土屋君ヨリモ只今御聞キノ通りノ、主トシテ我國保健衛生ノ見地カラ致シマシテ、御熱心ナル御質疑ガゴザイマシタ、私ヨリ一々御答辯申上ゲル管デゴザイマスガ、皆様ヨリ今朝來ノ御要望ト致シマシテ、只今此處ニ警保局長及衛生局長ガ出席致シマシタカラ、御許シヲ得マシテ、是等政府委員ヨリ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、御許シヲ願ヒマス——尙ホ今朝程土屋君ヨリ御要求ノゴザイマシタ調査ニ關シマシテ、一應調査ヲ致シテ參リマシタ、今朝程御要求ノ三十年前ノ資料ト云フ仰セデゴザイマシタガ、是ハ過グル大正十二年ノ震災ニ因リマシテ、全部材料ガ滅失致シタサウデゴザイマス、隨テ三十年前ノ調査資料ヲ持合シテ居リマセヌ、仍テ最近ノ事情ニ關シマスル統計資料トシテ、後程御手許ニ差上ゲタイト存ジマス。

○唐澤政府委員 公娼制度ノ存廢ニ付キマシテ、今日午前中ニモ色々ナカラ御意見ノ發表ガアツタサウデアリマスガ、私生憎他ノ用途ニ從ツテ居リマシタ爲ニ、親シク御高見ヲ承ルコトガ出來ナカッタノデアリマスガ、出席致シテ居リマシタ者カラ、間接ナガラ大體ノ御意見ノコトハ承ツテ居リマス、尙ホ私的ニハ時々御目ニ掛ツテ居リマスカラ、此方々ノ御意見ハ、大體從來ノ御話ヨリ想像出來ル次第デアリマス、又只今土屋サンカラ縷々御述ニナラレマシタノデ、御意見ノ在ル所ハ一層明瞭ニ了解出來タト存ジマス、公娼制度ニ付キマシテハ、御承知ノヤウニ古クカラ色々ノ議論ガアリマシテ、此議會ニ於キマシテモ、公娼廢止ニ關スル法律案等ガ提案セラレタコトハ御記憶ノ通りデアリマス、又院外ニ於キマシテモ、公娼廢止ニ關スル各種ノ運動言説ガアリマス、又一方公娼存置ニ關スル強イ御主張モアルノデアリマス、公娼制度ノ問題ハ、一國ノ社會風教ノ點カラ考ヘマシテモ、又衛生保健ノ點カラ考ヘマシテモ、是ハ決シテ輕々ニ論斷スルコトノ出求ナイ問題ダト考ヘテ居リマス、隨ヒマシテ内務省ト致シマシテハ、隨分以前ヨリ此問題ニ付テハ慎重ナル調査ヲ重ネテ參ツテ居リマス、公娼制度ヲ存置スルノ可否、若シ之ヲ存置スルト致シマスルナラバ、現在ノ制度其儘デ宜イカ、或ハ之ニ對シテ何等カノ改善ヲ加ヘル必要ガナイカ、又公娼制度ヲ廢止スルトスレバ、如何ナル時機ニ如何ナル方法ニ依ツテ之ヲ廢止スルカ、只今土屋サンカラモ御話ノアリマシタ通り、社會問題トシテ之ヲ考ヘマシテモ、此公娼制度ノ關係ニ於キマシテ、生活致シテ居リマス者ガ萬ヲ以テ算ヘマスカラ、是等ノ人々ノ生活問題ヲ如何ニ解決スルカト云フヤウナ諸點ニ互リマシテ、遺漏ナキ調査ヲ重ネテ居ルト考ヘテ居リマス、サウシテ今日デハ其結論ニ達シテハ居リマセヌ、世上色々ト内務省ノ態度ニ

付テ傳ヘラレテ居リマスケレドモ、内務省ト致シマシテハ、此制度其モノニ付テ、マダ如何ナル方針ヲ執ツテ進ムカト云フコトニ付テノ結論ヲ得テ居ラナイノデアリマス、殊ニ此問題ハ多數ノ人達ノ生活問題ニ關スルコトデアリマスカラ、私共内務省ニ居リマシテ、此問題ニ關係致シテ居リマス一人ト致シマシテ、餘程言説ヲ慎マナケレバ其影響スル所洵ニ重大ナル結果ヲ惹起スノデアリマス、隨ヒマシテ私自身ハ勿論ノコト、局内ノ者ニ付キマシテハ、此公娼制度ニ付テハ、輕々シキ言説ヲ戒慎スルヤウニ、時ニ訓戒ヲ加ヘテ居ル次第デアリマス、併ナガラ世上ニ色々ト傳リマシテ、其爲ニ時ニ是等關係者ニ不安ヲ懷カセタト云フヤウナ場合ガアラウカト考ヘマシテ、洵ニ是ハ遺憾ニ考ヘテ居リマス、理想ヲ申上ゲマシタナラバ、公娼無キ狀態ガ勿論理想デアリマセウ、併ナガラ又一面此公娼制度ナルモノハ、昨日今日ノ制度デハナイノデアリマス、古イ歴史ト、又生レテ來ルダケノ十分ナル理由ガアツテ、出テ來タモノト考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ唯理想ハ、即時徹廢ニ在ルト云フコトニ相成リマシテモ、實行ト致シマシテ、直チニ其結論ニ到達スルト云フコトハ、恐ラク出來ナイト考ヘテ居リマス、要スルニ此問題ニ付キマシテハ、利害得失兩方面ニ互リマシテ、只今極メテ慎重ナル調査ヲ重ネツ、アルト云フコトダケヲ申述ブルニ止メタイト思ヒマス、ソレカラ先程ノ御質疑ノ中ニ、二三ノ府縣ニ於キマシテ、内務省ガ或ハ公娼廢止ノ前哨戰トデモ申シマスカ、各個的ニ業者ヲ壓迫シテ、サウシテ自然ニ廢業スルノ己ムナキ狀態ヲ招致シテ、サウシテ最後ニ公娼廢止ニナルノデハナカラウカト云フヤウナ御意見ノ下ニ、御質疑ガアツタノデアリマスガ、先程申シマシタ通り、内務省ト致シマシテハ公娼ヲ廢止スルトカシナイトカ云フコトニ付テノ方針ヲ立テ、居ラナイノデアリマシテ、隨

ヒマシテ各府縣ニ對シテ、公娼廢止ノ方針ニ基イテ指示ヲ致シテ居ルコトハナイノデアリマス、若シ御話ノ二三府縣ト仰セラレマスルノガ、東北地方ノ縣ヲ御指シニナツテ居ルノデアリマスナラバ、是ハ當時新聞紙上ニモ盛ニ報道セラレテ居リマシタカラ、十分御承知ノコトカト考ヘマスルガ、東北地方ハ全國ノ中デモ、亦災害ノ程度ノ最モ著シイ、疲弊困憊ノ狀況ニアツタノデアリマス、隨ヒマシテ當時或ハ一家ヲ救フ爲ニ身ヲ賣リ、身ヲ賣ラセラレルト云フヤウナ子女ガ、増加シテ參ツタト云フコトガ傳ヘラレテ居ツタノデアリマス、之ニ對シマシテハ、社會問題トシテ、人道問題トシテ、或ハ官廳ノ側カラ、或ハ民間志ノ有ル人達ノ側カラ、盛ニ救済ノ運動ガ起キタノデアリマス、年若キ、又世ノ中ノ經驗ノ淺イ者達ガ、公娼ト云フコトノ實體ヲ知ラズニ、唯身ヲ賣リサヘスレバ相當ナ額ツタ金ガ手ニ入ツテ、サウシテ親兄弟ヲ救フコトガ出來ルト云フヤウナ純眞ナ考カラ、身ヲ賣ルト云フコトガ果シテ如何ナルコトデアアルカト云フコトヲ知ラズニ、苦界ニ身ヲ沈メルト云フヤウナ場合ガ少クナイト云フコトデアリマス、其當時或ハ警察ガ娼妓稼ギヲ致シタイト云フ者ニ對シテ、色々ト公娼生活其モノニ付テノ説明ヲ加ヘテ、サウシテ若シ他ノ方法ニ依ツテ、其窮境ヲ救フコトガ出來ルナラバ、其方法ニ依ツテ救ハレルヤウニ勸誘シタヤウナ場合ガ、是ハ或ハアツタカモ知レナイト思ヒマス、其他身賣防止ノ聲ノ盛ナ當時デアリマシタカラ、從來貸座敷營業者ニ於キマシテ、知らズ識ラズノ間ニ規則ノ矩ヲ越エテ居リマシタヤウナコトニ付テノ、監督ガ引締ツテ來タヤウナコトモアリマセウ、私マダ實情ニ付テ一々詳シクハ存ジテ居リマセヌケレドモ、中央ニ於テ想像致シテ見マスルノニ、是等色々ナコトガ重ナリマシテ、サウシテ是ハ公娼廢止ノ方針ノ前衛戰トシテ、各個的ニ各府縣ニ於テ貸

座敷營業者ヲ彈壓スルノデアルト云フヤウナ誤解ハ、或ハ生ジタノデハナイカト考ヘルノデアリマス、重ネテ申シマスガ、内務省ニ於キマシテハ、公娼制度ノ存廢ニ付キマシテハ、今日尙ホ依然トシテ慎重ナル調査ヲ重ネテ居ルノデアリマス、公娼ヲ直チニ廢止スベシ、其方針ノ下ニ進ムベシト云フヤウナ方針ヲ定メタリ、指令ヲ出シタト云フコトハ絶對ニアリマセヌ、尙ホ先程土屋サンノ御話ニアリマシタ如ク、公娼制度ノ存廢ヲ考究スル際ニ、保健衛生、性病ニ關スル問題ハ、最モ重大ナル關係ヲ有ツテ居ル事項ノ一ツデアリマス、其點ニ付キマシテハ、私共警保局ニ居リマス者達ハ専門外デアリマスルカラ、時々衛生局ノ専門ノ學者、課長ナドノ教ヲ乞ウテ、十分緊密ナル連絡ヲ取ツテ居リマス、單ニ内務省ノ内ノ二局ノ相談ニ止メズ、一般ノ斯道ノ専門家ニ、禮ヲ厚ウシテ教ヲ乞ウテ居ルノデアリマス、御承知ノヤウニ此問題ニ付キマシテハ、統計ノ數字等マダ整備シテ居ラナイ關係モアリマシテ、適確ナル結論ヲ得ルコトハ困難ナヤウニ承ツテ居リマスガ、公娼制度ノ存廢ヲ論ズルニ當リマシテハ、ドウシテモ此衛生ニ關スル問題ニ付テノ確信ヲ得ナクバナラヌト思ヒマシテ、其ノ點ニ付キマシテハ、單ニ兩局ニ於テ連絡ヲ密ニシテ居ルト云フヤウナコトバカリデナク、十分ニ熱心ニ研究致シテ居ル積リデアリマス、此點ニ付キマシテハ、或ハ衛生局長、豫防課長ヨリ十分御話ガアラウト思ヒマスガ、或ハ土屋サンハ十分其點ハ御諒解ノコトダト思フノデアリマスガ、其御懸念ハ或ハ御無用カト考ヘテ居ルノデアリマス、

○岡田政府委員 公娼存廢ノ問題ト花柳病ノ點ニ付キマシテ、只今ノ土屋サンノ御尋ニ對シマシテ、私カラモ簡單ニ御答致シマス、花柳病ノ豫防ト云フコトニ付キマシテハ、衛生局ニ於キマシテハ勿論非常ナ熱心ヲ以テ色々研究

ヲ致シテ居ルノデアリマス、殊ニ公娼、私娼其他所謂接客業者ヲ中心ト致シマシテ、如何ニシテ花柳病ヲ撲滅スルコトガ出來ルカト云フコトニ付テハ、常ニ研究ヲ怠ラナイノデアリマス、併シ此問題ハ中々難シイ問題デアリマシテ、度ガ過ギルト云フト、所謂人權蹂躪ノ問題モ惹起スト云フヤウナ關係ガアリマスノデ、サウ云フヤウナ問題ヲ惹起サナイデ、花柳病ノ豫防ヲ十分ニ徹底サスト云フ方法ニ付テハ、尙ホ從來ノ儘デハ到底満足ガ出來ナイト考ヘテ居ルノデアリマシテ、今後は等ノ點ニ付テハ、一層研究ヲ重ネナケレバナラヌト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、公娼ニハ御承知ノヤウナ娼妓病院モアリ、又其設備ニ於キマシテ相當徹底シタ豫防ノ施設ヲ講ゼシメルコトニナツテ居ル關係上、他ノ私娼其他ノ場合ト比較致シマスレバ、花柳病ノ豫防ト云フ點カラ言ヘバ、比較的施設ガ整ヘルコトハ、是ハ申スマデモナイト考ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ所謂公娼ヲ存置スルカ、或ハ廢止スルカト云フコトハ、是ハ衛生局トシテハ直接ニハ關知シナイコトデアリマスケレドモ、併ナガラ花柳病ノ豫防ト云フ點トハ、是ハドウシテモ切離スコトノ出來ナイ問題デアリマスカラ、之ヲ離レテ公娼ノ存否問題ヲ決スルコトハ、到底出來ナイト考ヘテ居ルノデアリマス、將來若シ假ニ是ガ廢止セラレルト云フヤウナ時ガアルト致シマシテモ、其場合ニ於テハ、花柳病ノ豫防ヲ十分ニ爲シ得ルト云フ條件ノ下ニ、サウ云フ状態ノ下ニ於テデナケレバ、廢止スルコトハ出來ナイモノト考ヘテ居ルノデアリマス、此點ニ付テハ土屋サンカラノ御注意モアリマシタガ、勿論衛生局ニ於キマシテモ、警保局當局トモ十分緊密ナル連絡ヲ取りマシテ、遺算ナキヲ期シテ居ルノデアリマスガ、又將來ト雖モ、勿論此點ニ於テハ遺漏ナキヲ期シタイト考ヘテ居ルノデアリマス

○佐藤庄太郎君 警保局長ノ先程ノ御意見ノアル所ヲ承ツテ居リマス、私ノ紹介シタ請願ニ對シテ、政府ノ所見ヲ聽クト云フ所ニ觸レテ居ラヌ、是ハ警保局長ガ其席ニ居ラナカツタ結果デアリマセウカラ、改メテ此處デ質問ヲ致シマスガ、青森縣デ遊廓ヲ全然廢止セシメタト云フコトハ、縣ノ警察部當局ノ壓迫シタ取締、如何ニシテモ營業ヲ爲スコトガ出來ナイ状態、ソレヲ續イテヤルト言ヘバ、毎日警察官ヲ其遊廓ノ中ニ一人宛ヤツテ置イテ、サウシテ其遊廓へ上ル客ト云フモノハ一人モ出來ナイ状態ニサレタニ依ツテ、何トモ餘儀ナクテ廢メザルヲ得ナイ、斯ノ如キ窮情ヲ救フ爲ニ、東北六縣ノ各當業者ガ仙臺ニ會合シテ、之ヲ政府ニ陳情シヨウト思ツテ其會合ヲ仙臺ニ催サレタ、然ルニ青森縣ノ警察部ハ、此會合ニ出席スルコトヲ有ラン限リノ方法ヲ以テ阻止シテ、出席ヲ約束シテ必ズ出席スル、且ツ世話人ヲシテ居ルト云フヤウナ當業者モアツタニ拘ラズ出席ヲセシメナイ、サウシテ遂ニ青森縣ノ貸座敷業者ト云フモノハ全然廢業ヲセザルヲ得ズ、サウシテソレハ私娼ニ轉業スベシ、料理屋、私娼、酌婦へ轉業スルト云フ扱ヲシテ、先以テ青森縣ヲ絶滅シテ、サウシテ今ヤ其筆法ヲ以テ山形縣ニ於テ、昨年岡田内閣ノ成立シタ以來、娼妓稼業ヲ出願シタ者ガ二三十人ノ多數デアリマスガ、會テ一人モ之ニ對シテ許可シタル者ナシ、サウシテソレハ許可スベシト決定シタ者ガ一二ハアルサウデアルケレドモ、後ハ調査研究、マダ取調ガ付カヌト云フ名目ノ下ニ一人モ許可シナイ、サウシテ當業者ニ向ツテハ、早晚公娼ハ廢止ニナルノデアルカラ、私娼、料理屋、酌婦營業ヲスルコトニ轉業シタ方ガ宜シイデハナイカ、サウシテ金森知事モ亦共鳴ヲシテ、新聞記者等ヲ集メテ公娼廢止ヲ語ルヤウナ状態、斯ウ云フヤウナコトデアツテ、今ヤ山形縣モ貸座敷業ト云フモノハ、全滅ニ歸セザルヲ得ナ

イト云フ實況ヲ私ハ屢々當業者ニ聽イテ居ル、當業者バカリデハナクテ、其ノ他人カラモ聽イテ居ル、其當業者ハ多年ノ自分ノ生活ヲ致シテ居ツタ此營業、是ガ廢滅シ、路頭ニ迷フヤウナ状態ナルガ故ニ、其組合ノ役員ニナツテ居ル者ハ内務省ニ情陳ヲシテ、ドウカ此取締ハ正當ナ内務省規則ノ正シイ取締ヲシテ貰ヒタイ、即チ營業ヲシタイト出願ガアルナラバ、直チニ身許ノ調査ヲシテ、許可スル者ハスル、許可シナイ者ハシナイト云フ扱ヲシテ貰ヒタイト云フコトヲ、内務省へ陳情敷願致シマシテモ内務省ハ地方警察部ノヤルコトデ、内務省ハ如何トモ仕方ガナイト云フコトヲ御答ニナツテ居ルト云フコトデアリマスガ、左様ナ扱デハ吾々營業者ハ困ルニ依ツテ、内務省カラ此山形縣警察部ニ向ツテ、左様ナコトノナイヤウニ願ヒタイト云フコトヲ敷願陳情シタ場合ニ、地方警察部ノヤルコトデ、内務省ハ之ニ對シテ何等ノ指圖モ出來ナイ、左様ナコトヲ申シタルコトモ出來ナイ、斯ウ答ヘラレテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、斯様ナコトデハ到底——此内務省規則ニ依ツテ公娼ヲ認メ、斯ノ如キモノハ許可スル、斯ノ如キモノハ許セズトシテ、規則ヲ儼トシテ決メテ居ツテ、サウシテ營業ヲ出願スル者ニ對シテ名ヲ調査ニ籍リ、而モ十箇月モ之ヲ決メナイ、是ハ警察部デハ調査ナドハ五日カ十日デ皆出來ル、然ルニ十箇月モ八箇月モ之ヲ決メズニ置クト云フコトハ、如何ニモ其職務ノ怠慢デアル、公娼制度ヲ存置スルヤ否ヤト云フコトハ、是カラ研究シテ意見ヲ決メルト云フノデアルガ、併ナガラ現在内務省規則ニ於テ是ガ認メテ居ラレテ、此規則通りニ取扱ガサレテ居ナイト云フコトハ、如何ナル譯デアるかト云フコトヲ、私共ハ疑ハザルヲ得ナイ、ソレデドウカ此規則通りニ正シイ取扱ヲスル、出願ガアツタナラバ直ニ調査シテ許可スル許可シナイト云フコトヲ決スルノガ當然ノコ

トダト思フ、然ルニ山形縣ノ知事初メ此公娼廢止ノ意見ヲ有ツテ居ルガ爲ニ、ドウシテモ出願者ヲ許可シナイ、サウシテ其營業ヲ爲ス者ニ壓迫ヲ加ヘルト云フ状態ニナツテ居ル、此事實ヲ内務省ハ知ラナイト云フナラバ知ラナイデモ仕方ガナイガ、將來ニ於テ斯ノ如キコトデハイテナイ、出願ガアツタラ直チニ許可スルナリ、許可シナイナリ決定シテ、迅速ニ取扱フコトノ指圖指令ヲ發シテヤツテ貰ヒタイト云フコトガ、私ノ請願ノ趣旨デアル、是ガ内務省デヤラレルカヤラレナイカト云フ御意見ヲ、私ハ午前中ニ口ヲ極メテ言ツタコトデ、警保局長ノ答辯ハ其點ニ對シテ觸レテ居ナイ、之ヲ改メテ質問致シマスニ依ツテ、即チ地方長官、警察部ニ向ツテ、サウ云フ扱ヒデハ宜クナイカラ、今ノ内務省ノ娼妓ヲ認メテ規則アル限りハ、其規則ニ依ツテ正シイ取扱ヲシロト云フ指令ヲドウカ發シテ貰ヒタイト云フコトガ、私ノ紹介シタル請願ノ趣旨デアリマスガ、之ヲ内務省ハドウ云フ御扱ヒヲ下サルカ、之ニ付テ所見ヲ聽キタイノデアリマス、日ツ左様ナコトデハ宜クナイカラ、迅速ニ此内務省カラ發シタル取締規則ニ依ツテ、總テ取扱ヘト云フコトノ命令ヲ、内務省カラ發シテ願ヒタイト云フコトヲ要求スルノデアリマス、是ガサウ出來ルモノデアルカ出來ナイモノデアルカト云フコトヲ、一ツ内務省警保局ノ御考ヲ伺ヒタイノデアリマス

○唐澤政府委員 只今ノ佐藤サンノ御尋デアリマスガ、其事ハ私モ豫メ承ツタコトデアリマス、サウシテソレノノ縣ニ付テ一應ノ調査ヲ致シタコトガアルノデアリマス、私共ノ調べマシタ所ニ依リマス、別ニ規則ノ埒ヲ越エテ適當ナル程度以上ニ職權ヲ濫用シテ、業者ノ營業ヲ妨ゲタト云フ事實ハナカツタノデアリマス、併ナガラ重ネテノ御熱心ナル御尋デアリマスカラ、吾々ニ於テモ更ニ慎重ナル調査ヲ致シテモ宜イカト考ヘテ居リマス、東北地方

ニ付キマシテハ先程一寸觸レテ申上ゲマシタ如ク、昨年ノ冷害其他ノ災害不幸ニ依リマシテ、其一ツノ產物トシテ身賣防止ノ問題ガ、大キナ社會風教ノ問題トシテ起キテ來タノデアリマス、其點カラ風俗營業ノ取締ニ付キマシテモ、從來ヨリハ稍々周密ナ取締ノ手が加ヘラレタト云フコトハ想像ニ難クナイノデアリマス、併ナガラ是ハ私が申上ゲマスマデモナク、風俗營業ハ内務省ノ規則、ソレカラ各府縣ノ警察規則ニ依リマシテ、相當ノ取締ヲ受ケテ居ル所ノ營業デアリマス、此取締ハ法令ノ命令シテ居ル所ニ從ツテ、忠實ニ之ヲ取締ルト云フコトハ、是ハ其職ニ在ル者ノ已ムヲ得ナイ職責ト考ヘテ居リマス、具體的ニ娼妓稼ギヲ願出タ者ニ對スル許可ヲ、故意ニ遷延シテ居ルト云フヤウナ御話ガアリマシタカラ、之ヲ例ニ取ツテ申上ゲマスルナラバ、新ニ娼妓稼ギヲ願出マシタ際ニハ、其願出タ者、若クハ其保證人タル父兄、其他ノ親權者ガ本人ニ對シテ、十分ニ娼妓稼ギノ何物デアルカヲ説明シ、認識セシメテ、其上デ何等其間ニ誤解、詐術ト云フモノガナクテ、而シテ自分カラ苦界ニ身ヲ沈メルト云フコトデアリマスレバ、是ハ今日公認ノ業務デアリマスカラ、警察ニ於テハ從來デモ之ヲ許可シテ參ツテ居ルノデアリマス、併ナガラ一時新聞紙上等ニモ喧傳サレマシタ通り、若シ此災害不況、其他ノ人ノ不幸ニ附込ンデ、サウシテ僅ナル金デ、而モ時ニ甘言ヲ弄シテ、純真ナル子女ヲ一生涯取返シノ付カナイヤウナ生活ニ引入レルト云フヤウナコトガアリマシタナラバ、是ハ人道上大ナ問題デアリマスカラ、何處マデモ是ハ救ハナクレバナラヌ、ト確信致シテ居リマス、尙ホ從來カラノ娼妓稼ギノ營業ヲ致シテ居リマシタ者デアリマシテモ、果シテソレヲ眞ニ繼續スルノ意思ガアツテ、再出願ヲシテ居ルノカ、又ハ眞ニ繼續スル意思ガアリマシテモ、娼妓稼ギハ風俗上特ニ取締ヲ要スル業務デア

リマスカラ、其者ノ從來ノ生活ニ於テ、娼妓稼ギヲ再ビ許スコトヲ適當ト考ヘラレナイヤウナ出願デアリマスナラバ、之ニ對シマシテ警察ト致シマシテハ、規則ノ表ニ於テ許可ヲ與ヘルコトガ出來ナイノデアリマス、隨ヒマシテ許可ヲスル際ニ於キマシテハ、是等諸點ニ互リ十分ナ調査ヲ重ネテ居リマス、殊ニ最近或ハ風教上、或ハ人道上、又ハ社會問題トシテ此公娼ノ存廢ガ噴シク論ゼラレテ居ルノデアリマス、國際的ニ申シマシテモ、婦人兒童賣買禁止ノ條約ガ出來テ、我國モ之ニ加入シテ居リマスノデ、條約上ノ義務ヲ負ウテ居リマス、婦人兒童賣買ハ娼妓トハ觀念上全ク別個ノコトデアリマスケレドモ、併ナガラ時ニ實際問題ト致シマシテ、娼妓稼ギノ關係ノ方面カラ、婦人兒童賣買禁止ノ條約ニ工合ノ惡イヤウナコトガ出來テ來ルコトモアリマス、又特ニ國際間ノ此問題ヲ申上ゲマセヌデモ、國內的ニモ公娼制度、娼妓稼ギノ制度ニ付キマシテハ、各種ノ議論ガ行ハレテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ警察ニ於キマシテハ、此娼妓稼ギヲ許シマスル際ニ於キマシテハ、從來ニ於キマシテモ慎重ナル態度ヲ以テ臨ンデハ居リマシタケレドモ、最近更ニ一層其慎重ヲ加ヘテ居ルト云フコトハ、是ハ私共承知シテ居ル所デアリマス、隨ヒマシテ或ハ只今佐藤サンノ御指摘ニ相成リマシタヤウナ結果ヲ見ルコトガ、ナキニシモアラズト考ヘテ居ルノデアリマス、併ナガラ若シ是等ガ私ノ想像致シテ居リマスル如ク、或ハ内務省令、或ハ各府縣ノ取締規則ノ諸法令ノ命ズル其精神ニ基イテ、厲行政シテ居リマスルモノデアリマスルナラバ、是ハ當然ノコト、考ヘテ居リマス、併ナガラ若シ此法令ヲ實行スル任ニ當ツテ居リマスル者ガ誤ツテ、内務本省ガ公娼制度ハ直チニ廢止スベキモノト考ヘテ居ルカラ、其前提トシテ自分違ハ特ニ職權ヲ濫用シテ、法デ認メラレテ居ル所ノ貸座敷營業ヲ、彈壓ス

ルト云フヤウナコトデアリマスルナラバ、是ハ許スベカラザルコトデアルカラ、十分調査ノ上、若シ斯様ナコトガアリマスナラバ、將來ハ十分取締ヲスル積リデアリマス、今日マデ一應取締ベタ所ニ依リマスルト、特ニ左様ナ心持ヲ以テ法ノ則ヲ起エテ適當以上ノ取締、或ハ彈壓ト云フヤウナモノヲ加ヘタト云フ事實ハ、一寸見當ラナカツタノデアリマス

○佐藤庄太郎君 只今ノ答辯ハ私ノ質問ノ要點ニ觸レナイト思ヒマス、調査ヲシテ、サウシテドウスルト云フノデアルカ、併ナガラ一人ノ出願者ニ對シテ八箇月モ十箇月モ取調中ダ取調中ダト云ツテ、ソレニ依ツテ許可シナイデ釣ツテ居ル、許可シタデモナケレバシナイデモナイ、其抱主ハ今日マデ金ヲ多ク拂ツテ居ル、今警保局長ノ言ハレルヤウナコトナラバ警察官ハ三日カ五日アツタナラバ總テガ分ル、實際他人ノ誘拐ニ依ツテ營業ニ就カントスル者デアルカ、家庭ノ事情ニ依ツテ全ク是ハ娼妓稼ギヲセザルヲ得ナイ状態デアルカト云フコトハ、三日カ五日デ總テ調べガ付ク筈デアル、ソレヲ八箇月モ十箇月モ一人モ許可シナイ、二十人モ三十人モ四十人モ出願シテ居ルノニ、一人モ許可シナイト云フコトハ、取調ノ必要ガアツテ許可シナイノダト吾々ハ認メルコトハ出來ナイノデアル、是ハドウシテモ公娼ノ廢止ヲ前提トシテ許可シナイモノト私ハ斷定セザルヲ得ナイ、ソレハ内務省ノ規則ト云フモノガアツテ、公娼ヲ認メテ居ル以上ハ、サウ云フ扱デハ私ハ斷ジテイケナイト思ヒマスガ、ドウシテモ警保局長ハ取調ノ爲ダト云フナラバ吾々ハ其以上追窮シタツテモ仕様ガナイカラ、私ノ質問ハ是ダケデ打切ル譯デスガ、サウ云フ譯デ矢張警保局長ノ言ハレタ如ク、十箇月モ掛ツテ、是カラ尙ホ一年掛ツテモ宜イ二年掛ツテモ宜イト御考ニナ

ツテ居ルノカ、私ハ洵ニ是ハ不可思議ナ御答グト思フ、其間ニハ何モノカ存在シテ居ル、正シク正式ニ行ハレタトハ思ハナイ、蓋シ他ノ委員カラモ此點ニ付テハ質問モアルコトデアリマセウカラ、私ハ之ヲ以テ打切ツテ置キマス

○高橋熊次郎君 只今警保局長カラ懇切ナル御答辯ガアリマシタ、併ナガラソレハ表面的ノコトヲ言ハレタノデアツテ、ソレナラバ屢々業者ノ下ニ警察官ガ——是ハ公デハアリマスマイ、私デアリマセウ、早く轉向シタラドウダ、看板ヲ外シタラドウダ、斯ウ云フコトノ相談ニ來ラレルト云フコトハ、營業ヲ自發的ニ廢メサセヨウト云フ一ツノ工作的ノ手段トシテ、即チ公娼廢止ノ前衛戰ノ一ツトシテヤツタト云フコトハ、事實ダラウト思フノデス、私ハ山形縣ノ選出デアル、隨テ山形縣下ノ事ハ十分耳ニシテ、苦苦シク思ツテ居ルノデアリマス、其他ノ諸縣ニ於ケル事情等モ、之ニ似寄ツタモノガアルノデアリマス、是等ノ事實ヲ私ハ詳細ニ申述ナケレバナラヌ、申述タナラバ成程ト合點ガ行カレルコトダラウト思フノデアリマス、警保局長ハ地方ノ監督ノ任ニ當ツテ居ラレルノデアアルカラ、十分耳ニ入ツテ居ラナケレバナラナイ、是ハ斯ウ云フ弊ガ行ハレテ居ルト云フナラバ、午前中ニ一言申シタノデアリマスケレドモ、官權ヲ濫用シテ營業妨害ヲ警察官ガ致スナドト云フコトハ、聖代ノ不祥事デアリマス、此公娼存置、廢止ノ問題ヲ離レテ、綱紀ノ上ニ於テ斯ノ如キ事實ハ許シ得ザルコトデアアル、獨立ノ問題トシテ大ニ政府當局ノ反省ヲ促サナケレバナラヌト思ヒマス、斯ノ如ク業ガ弱イ業デアアルカラ、或ハ社會ノ表面ニ於テ同情ノ少イ形式ノ上ニ立テ居ル業者デアアルカラト云ツテ、見遣スコトハ出來ナイ、弱イ者ニハ弱イダケノ憐愍ヲ加ヘナケレバナラヌ、サウ云フ法律ニ依ツテ許サレタル行爲デアアルコトハ、私ハ間違ガアルノヂヤナイカト思ツテ何遍モ警察犯處罰令、

或ハ娼妓取締規則ヲ繰返シテ見タ、娼妓取締規則ニ於テハ娼妓稼業ト云フモノハアツテ、賣淫ナドト云フコトハ一ツモナイノデアリマスソレダケ娼妓取締規則ヲ離レテ、ソレヲ廢止シテ、警察犯處罰令デ賣淫取締ト云フ法律シカナイノニ、近頃オ前モ看板ヲ外セト云フコトハ、私娼ニナレ、オ前ハ法律ヲ破レ法律ヲ潛レト云フコトヲ、警察官自ラガ勸奨スルトハ何事デアアルカト言ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、私ハ土屋君ガ先程ノ質問ニ付テ一言念ヲ押シテ置ク必要ガアルト言ハレテ居リマスカラ、便宜上私ノ質問ヲ留保致シマシテ土屋君ヲ先ニヤツテ戴キマス

○土屋委員 他ノ委員諸君ヨリ先ニ申シテ甚ダ恐縮デアリマスガ、今ノ警保局長ノ御答辯ニ對シテ、私ハ更ニ御尋シタイコトガ色々アリマスケレドモ、主要ナル點ダケヲ申シタイト思ヒマス、只今公娼制度ニ關シテ、警保局長ハ内務當局トシテハ、マダ調査ヲシテ居ル、併シ現在之ヲ廢止スルト云フヤウナ事ハナイ、唯調査ハシテ居ルト云フコトデアアル、又衛生局長ハ花柳病豫防ノ問題ハ公娼制度ヲ離レテ考ヘラレナイ、斯ウ云フコトデアアル、警保局長ノ御答辯モ、衛生局長ノ御答辯モ、大體明確ナル御答辯デ、之ヲ承レバ全國ノ斯ウ云フ請願ヲ致シテ居ル所ノ業者ハ、幾分安ンズルデアリマセウ、併シ先刻來色々佐藤君ナドノ話サレマシタ通り、私ノ地方ニハ斯ウ云フ制度ハアリマセウケレドモ、他府縣ニ於テヤツテ居ル所ヲ見ルト、確ニ職權濫用デ、其因ツテ來ル所ハ、恐ラク内務當局ノ口カラ——是ハ公式デハアリマスマイケレドモ、公娼制度ト云フモノハ早晚廢止スベキモノデアルト云フ風ノ言葉ガ、屢々内務省ニ居ラレル新聞記者ノ耳ニ傳ハルガ爲ニ、是ガ新聞紙ヲ通ジテ自然地方ニ傳ツテ、何か新シイコトヲ一ツヤツテ見ヨウト云フヤウナ若キ警察當局ヲ刺戟シテ、後ノ始末ガドウナルカト云フコトモ考ヘズニ、此遊廓ヲ廢止

サセルヤウナコトニナツタノデアラウト思フ、現在調査ヲシテ居ルト云フコト、現在法規ノアルト云フコト、ハ全然別デアル、假ニ内務當局ノ意圖ガ、即チ胸ノ中ニ廢止スルト云フ考ヲ有ツテ居ツタトシテモ、現在内務大臣ノ命令ガ儼トシテ存スル以上ハ、地方當局ハ忠實ニ之ヲ遵奉シナケレバナラヌ、ソコデ私ハ警保局長ガ今御答辯ノヤウナ御意思デアレバ、警保局内ニ於テモ此點ハ御慎重ニ願ヒタイ、今ニモ廢止スルヤウナ考ガアルヤウナコトヲ御述ニナルコトハ、固ク御差控ヲ願ヒタイ、同時ニ中央官廳當局ノ一顰一笑ニ敏感ナル地方警察當局ヲ刺戟サレナイヤウニ、此際御通牒ナリ何ナリヲ出サレルコトガ、私ハ適當デアルト考ヘル、此點ニ付テ警保局長ノ御意見ヲ承リタイ第二ニハ、今賣ラレ行ク女、娼妓ニナルコトニ付テ慎重ニ調査ヲシテ、成ベクサウナラナイヤウニスルト云フコトデスガ、是ハ洵ニ結構ナ精神デアツテ、斯ウ云フ氣ノ毒ナ女ヲ其ノ道ニ行カナイヤウニ救ツテコソ政治デアル、併シソレニハドウシテモ政治上、救貧、防貧ノ施設ヲ徹底シナケレバナラヌ、是ハ大キナ問題デスカラ、此處デハ申上ゲマセヌ、併シソレダケノ親切ガ當局ニアルナラバ、既ニ賣ラレテ行ツタ所ノ女ニ對シテノ保護ハ一體ドウシテ居ルノカ、娼妓ノ登録サレタモノハ、娼妓取締規則ニ依ツテ、警察當局ノ十分ナル保護ヲ受ケル、然ルニ娼妓ニ登録セラレズシテ、密賣淫婦ニナツテ居ル所ノ女達ハドウナツテ居ルカ、娼妓ニハ、十八才以下ノ者ハ其業ニ就クコトガ出來ナイヤウニ、年齢ノ保護ヲ受ケテ居ルノニ、密賣淫婦ハドウデスカ、龜戸トカ云フヤウナ所ヲ見ルト、十四五ノ少女ガマルデ囚人ノヤウニ囚ハレテ、アノ籠ノ中デ賣淫ヲ強ヒラレテ居ル、此事實ヲ内務省當局ハドウ見テ居ルノデアルカ、又娼妓デアレバ面接、文書ノ授受、物件ノ所有、購買ノ自由、皆保護サレテ居ル、然ルニア、

云フ魔窟ニ囚ハレテ居ル少女ハ、何等サウ云フ保護ヲ受ケテ居ラナイ、又金ヲ借リテモ、娼妓ナラバ自分ノ意思ニ依ツテ、其稼業ヲ拒絕スルコトモ、勝手ニ廢業スルコトモ出來ル、然ルニ密賣淫婦ニハサウ云フ自由ハ全クアリマセヌ、彼ノ女等ハ全ク囚ハレタ囚徒デアル、サウシテ強姦ヲ強イラレテ居ル者デアル、一度アノ魔窟ニ行ツテ、アノ小サナ箱ノ中ニ飼ハレテ居ルアノ少女ノ姿ヲ見タ時ニ、志士仁人、何人カ涙ナクシテ歸ルコトガ出來マスカ、政府ガ角此賣ラレテ行ク氣ノ毒ナ女ヲ保護シヨウト云フナラバ、先ヅ其保護ノ手ヲ豫防ノ方ニ延バスト同時ニ、既ニ囚ハレテ囹圄ノ中ニアルヤウナ密賣淫婦ニ向ツテ、差延ベナケレバナラナイト思フ、然ルニ是ガ全ク閑却セラレテ居ルノハ、一體ドウ云フ譯デアルカ、若シ警保局長ガソコニ御氣ガ付キマシタナラバ、速ニ全國地方廳ニ命令シテ、此密賣淫婦ヲ此暗黒世界カラ救フ所ノ態度ヲ執ラレルノガ至當ドラウト考ヘル(拍手)此點ニ付テ警保局長ドウ御考ニナルカ、最後ニ私ハ國際聯盟ノ關係デアル白奴賣買ノ問題トシテ、日本モ其一員ニ加ハツテ居ル以上ハ、早晚此問題ハ何トカ解決シナケレバナラヌ、此點ニ付テハ先年私ハ公娼廢止法律案ガ當議會ニ出マシタ時ニ、提案者タル廓清會ノ會長デアアル安部磯雄君ニ御尋ヲシタ、アナタノ公娼制度廢止ノ根據ハ何處ニアルカト聞イタ、サウシテ公娼ヲ廢止シテモ其處ニ害ガナケレバ結構デアルケレドモ、吾々衛生ニ關心ヲ有ツ者カラ見ルト、花柳病ノ蔓延ヲドウ豫防スルカト云フコトニ一番關心ヲ有ツテ居ル、此點ニ付テ公娼制度ヲ廢止シテ支障ナシトアナタハ御考ニナルカ、斯ウ聞イタ所ガ、安部氏ハ極メテ常識的ノ答辯ヲサレタ、賣淫ノ遂ニ世界カラ絶滅スベカラザルハ自分ハ認メテ居ル、同時ニ花柳病ノ慘害モ之ヲ認メテ居ル、唯大厦高樓ニ於テ白日賣淫ヲ嚮グト云フヤウナ恰好ガ外國ニ對シテ面白クナイカ

ラ、サウ云フコトデナクシテバラバラニナツテ餘所ノ二階ノ隅カ何カ、人ノ目ニ著カナイ所デ取引ヲシテ貰ヒタイ、斯ウ言ツテ居ツタ、ソコデ私ハ、結局サウスルトアナタモ結論ニ於テハ吾々ト同ジデアアルガ、唯賣淫ト云フコトヲ人ノ目ニ著カナイ所デコソノヤツテ貰ヒタイト云フコトデアルト、外國ニ對スル體面、世界ニ對スル體面ダケダト思フガドウダ、サウダ、斯ウ云フコトデアリマシタ、ソレデアナタノ考ハ賣淫ノ社會ニ已ムヲ得ザル存在デアルト云フコトヲ認メテ居ル以上ハ、茲ニ年々廢娼論者ト公娼論者ガ議會ニ竝ビ起ツテ、サウシテ議論ヲ闘ハスト云フヤウナコトヨリモ、廢娼論者モ存娼論者モ、政府當局モ茲ニ一團トナツテ賣笑制度ヲドウスルカト云フコトノ根本的ノ調査ヲシテ見テハドウカ、斯ウ云フ意見ヲ申シタ所ガ、時ノ當局ハ吾々ノ意見ニ同意デアツタ、ソコデ私ハ賣ラレ行ク女ヲ保護スル、此保護ヲ十分ニ徹底スル、之ヲ豫防シ之ヲ保護スルト同時ニ、他ノ一面ニ於テハ從來ノ業者ノ生活ヲ脅スコトナク、又花柳病ノ蔓延ニ對スル社會防衛ノ目的ヲ一層貫徹スルヤウナ方法、即チ體面カラモ宜イ、實際ノ目的モ達スルト云フ意味ニ於テ、私ハ一個ノ私見ヲ以テ段々廢娼論者トモ或ハ當業者關係ノ者トモ、非公式ニ意見ヲ交換シテ、最近マデ參ツテ居ツタデアリマス、然ルニ其間ニ於テ段々地方ニ於テ、先ニ申シマシタ通り、警察權ヲ不當ニ濫用シテ、サウシテ彼等業者ヲ今マデ築イタ所ノ財産モ何モ捨テ、シマツテ、密賣淫業者ニサセ、警察ノ保護ニ浴シテ居ツタ所ノ娼妓ヲ、其保護ニ浴スル能ハザル所ノ密賣淫婦ノ群ニ追ヒヤルヤウナコトヲシテ居ルノデ、私ハ甚ダ遺憾ニ考ヘテ居ル、是ハ今日色々運動シテ居ル貸座敷業者ノ生活上ノ問題デハナイ、賣ラレ行ク女ヲ保護スル、女性保護ノ重大ナル問題デアル、密賣淫婦ヲ保護スルニハ、結局娼妓取締規則ノ中ニ入レテヤルヨリ外ニ途ハナ

イ、然ルニ其方ハ放ツテ置イテ、一方ノ娼妓ニナル者ダケヲ一生懸命ニ保護シテ居ルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ徹底シナイト思フ、ソコデ、私ハ繰返シテ警保局長ニ御尋致シタイノハ、曩ニ申上ゲタ如ク、内務省當局ハ此際調査ハ宜シイクレドモ、一ツ御言葉ヲ御注意願ツテ、地方官廳ニ對シテ、現在娼妓取締規則ガアル以上ハ、此法規ニ從ツテ業ヲ營ンデ居ル者ヲ不當ニ彈壓スルコトノナイヤウニ、御注意シテ下サルカドウカ、第二ニ、娼妓ヲ保護スルト同時ニ、娼妓取締規則ノ保護ヲ受ケナイ可哀相ナ密賣淫婦ヲ救済スル爲ニ、一段ノ力ヲ用ヒルカドウカ、第三ニハ、此根本對策ヲ——是ハ先刻アナタノ言ハレタ通り、國際聯盟等ノ關係モアリマセウガ、此賣笑制度ヲドウスルカト云フコトノ根本的ノ調査ヲオヤリニナル御考ガアルカドウカ、今ノ内務省警保局デヤツテ居ル程度デハ、到底私ハ此問題ハ解決出來ナイト思ヒマス、民間ノ廢娼論者モ、衛生關係ノ人モ、内務省ニ於テハ無論警保局ノ人モ、衛生局ノ人モ、互ニ一緒ニナツテ此重大ナル社會問題ヲ研究シ、外ハ國際聯盟ニ對シ、又内ハ國內ニ對シドウスルノガ宜イノデアアルカ、根本的ノ調査ヲ爲サル意思ガアルカドウカ、此點ニ付テ御伺致シタイト思ヒマス

○唐澤政府委員 地方廳ニ於テ、若シ近キ將來ニ於テ公娼ヲ廢止スル方針ノ下ニ進ンデ居ルト云フ風ニ誤解ヲ致シテ、サウ云フ誤解ノ下ニ取締ヲ致シテ居リマスルナラバ、是ハ訂正ヲ要スルコトデアリマス、併ナガラ私ガ警保局ヘ參リマシテ以來、幾多ノ警察部長ニ會ヒマシテ、能ク此問題ヲ話シタ所ニ依リマス、左様ナ誤解ヲ致シテ居ル者ハアリマセヌ、隨ヒマシテ今私ト致シマシテハ、改メテ内務省ハ近キ將來ニ於テ公娼ヲ廢止スルト今日決メテ居ルト云フ風ニ、誤解シテ居ツテハナラナイゾト云フ意味ノ通牒ヲ出ス必要ハナイト存ジテ居リマス、尙ホ此點ハ非

常ニ重大ナ問題デアリマスルカラ、明瞭ニ申シテ置キタイト思ヒマスガ、今日ノ所ニ於テハ、公娼ヲ廢止スルトカ、シナイトカ、廢止スルトシテモ、何時カラ廢止スルト云フヤウナコトハ、決定ハ致シテ居ラナイデアリマス、ソレカラ地方ノ警察官ガ法ノ命ジテ居ル所ニ從ツテ正當ナル取締ヲ致シテ居リマスナラバ、ソレガ假令業者ノ側カラ見マシテ、洵ニ都合ノ惡イコトデアリマシテモ、是ハ職務ノ手前已ムヲ得ナイコト、考ヘテ居リマス、併ナガラ若シ公娼制度廢止ノ前衛戰ト考ヘテ、サウシテ不當ナル彈壓ヲ加ヘテ居ルト云フヤウナコトデアリマスレバ、是ハ私ハ左様ナコトハナイト思ヒマスガ、折角ノ御話デアリマスルカラ、十分重ネテ調査ヲ致シマシテ、左様ナ事實ガアリマスレバ、是ハ訂正ヲシナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、是ハ先程御話ノアツタ通りデアリマス、私娼ノ問題ハ、是ハ或ハ私此地位ニ居リマスル者ガ、此席上ニ於テ明瞭ニ申上ゲルコトヲ憚カツタ方ガ宜イカモ知レマセヌガ、是ハ法禁ノ行爲デアリマスルケレドモ、遺憾ナガラ相當人數ノ私娼ガ法禁ヲ犯シテ、社會風教上喜バシクナイ生活ヲ致シテ居ルト云フコトハ、遺憾ナガラ認メザルヲ得ナイデアリマス、斯ノ如キ一團ノ娼婦ガ社會風教上、又特ニ衛生上、非常ナ害毒ヲ流シテ居ルト云フコトモ、是モ亦爭フベカラザル事實デアリマス、又此社會ニ身ヲ沈メテ居リマスル者ノ境遇ガ洵ニ憐ムベキモノデアリ、又人道ニ捨テ置クベキモノデナイト云フコトモ全ク同感デアリマス、警察取締ト致シマシテハ、十分之ニ對シテ法規ノ命ズル所ニ從ツテ周密ナル取締ヲ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、從來モ所謂私娼撲滅ト稱シテ警察ガ屢々熱心ニ手ヲ入レマシタケレドモ、遂ニ十分ナル掃除ガ出來ナイト云フコトハ、實ニ遺憾デアリマスルガ、警察ニ於キマシテハ決シテ之ヲ認容致シテ居ルノデハナイデア

リマス、今後ト雖モ法規ノ命ズル所ニ從ヒマシテ、十分ナル取締ヲ致シタイト考ヘマスケレドモ、唯徒ニ取締ヲ其點ニダケ嚴重ニ加ヘテモ、ソレニ依ツテ又副産物トシテ起ル所ノ色々ノ社會上、人道ノ問題モ考ヘナケレバナラヌノデアリマスカラ、一概ニハ申サレナイデアリマスガ、御説ノ點ハ十分首肯出來ルコト、考ヘマスカラ、大ニ考慮ヲ加ヘタイト考ヘマス、唯救済ノ點ニナリマスルト、或ハ警察ノ範圍ヲ逸脱スルカモ知レナイデアリマスガ、ソレハ又其方ノ仕事ヲ擔任致シテ居リマス官廳、或ハ民間有志ノ人達ト力ヲ協セテ、此風紀人道ノ問題ヲ解決致シタイト考ヘテ居リマス尙ホ最後ニモウ一點、公娼私娼ヲ併セテ、要スルニ賣笑ノ制度其モノ、根本的調査ヲスル考ハナイカト云フコトデアリマス、恐ラク御尋ノ趣旨ハ今日マデノ内務省ノ調査ハ衛生局警保局ト云フヤウナ範圍ニ止ツテ居ル、ソレデハ徹底的ナ完全ナ案ヲ得ルコトハ困難デアルカラ、モウ少シ廣ク専門ノ經驗ノアル人達ヲ集メテ意見ヲ徵シテ、サウシテ此問題ノ解決ヲ圖ル考ハナイカト云フコト、存ジマスルガ、今日迄私ノ承知致シテ居リマスル所ニ依リマスルト、警保局、衛生局ニ於キマシテモ、出來得ル限り手ヲ擴ゲテ調査ヲ致シテ居リマス、相當ノ材料モ集メテ居ルト思ヒマス、唯何分ニモ其影響スル所ガ甚大デアリマスルカラ、或ハ之ヲ發表スルコトヲ差控ヘテ居ルヤウナ點モアルデアリマスルガ、今日迄ノ所デハ、マダ御質疑ノヤウナ大キナ組織ノ下ニ根本的ノ調査ヲシヨウト云フ考ハ起シテ居リマセヌ、現在ハ左様ナ考ヲ有ツテ居リマセヌト云フコトダケヲ御答致シマス、

○野方委員 私ハ存娼論者デアリマシテ、實ハ今日ハ沈黙ヲ守ツテ居ル積リデアリマシタガ、吾々ノ待望シテ居リマシタ警保局長ノ御答辯ヲ拜聽スルト云フト、矢張理想トシテハ廢娼ノヤウニ聽エマシタカラ、茲ニ一言申述べ

見タイト思フノデアリマス、既ニ諸君カラ保健衛生ニ對スル立派ナル御意見ガアリマシタ、是ハ私ガ申ス迄モナク實ニ私娼ノ有害ナルコトハ今日世間周知ノ事實デアリマス、一方公娼ハモウ少シ消毒ヲ厲行シマシレバ、是以上ノ良成績ヲ得ラレルノデアリマス、又社會問題ニシマシテモ政治問題ニシマシテモ、風教問題ニシマシテモ、私娼ノ方ガ弊害ガ多イノデアリマス、又我國ノ公娼ハ完全ニ近クナリツ、アルノデアリマス、此際ニ有ユル壓迫ヲ與ヘテ居ルノデアリマスカラシテ、當業者ノ爲ニハ吾々ハ非常ニ氣ノ毒ニ思ツテ居リマス、徒ニ賠償ヲセズシテ唯之ヲ轉向サセルト云フヤウナコトデハ、實ニ氣ノ毒ダト思ヒマス、ソコデ私ハ茲ニ一ツノ理想ヲ以テ是ハ高野豫防課長ニ御伺致シタイノデゴザイマス、是ハ教育上ニ關スル問題デアリマス、併シ彼ノ獨逸ニ於キマシテハ——私ハ獨逸人ト我ガ日本人ハ國民性ノ似テ居ルト云フ點カラ獨逸ノ例ヲ取ツテ申シマスガ、教育ノ上カラシテ、所謂青春期ニナリマスレバ、不自然ノ行爲ヲ戒ムル爲ニ、性教育ニ於テ嚴重ナル教育ヲシテ、自然ノ放射ヲサシテ居ル、然ルニ我國ニ於キマシテハ不自然ノ行爲ガ行ハレル、是ハ所謂濫用ニ陥リマス爲ニ、腦ノ神經細胞ヲ非常ニ毀損スルノデアル、如何ニ勉強シテモ直チニ腦髓カラ印象サレタモノガ去ツテシマフ、是ハ實ニ由々シイ問題デアル、東洋ノ指導者、否、世界ノ指導者ニナル我國ノ國民ニ、左様ナ事ガアルト云フコトハ實ニ遺憾デアル、學生ノ神經衰弱ノ八分通りハ是デアルト言ツテ宜シイノデアリマス、斯ウ云フ事ハ未ダ能ク研究サレテ居リマセヌケレドモ、斯ウ云フ事ヲ研究シテ戴キタイ、サウスルニハ無病地帯ノ今日ノ公娼ヲ、ヨリ以上ニ完全ナル健康地帯ニシマシテ、是ハ矢張嚴重ナル監督ノ下ニ、月一回ヤ二回ハ差支ナイト思フノデアリマス、斯様ナ事ハ更ニ健康上ニ於テ害ガナイ、左様

ニシテ我國ノ國民ヲシテ益々健康ヲ増進シ、腦髓ノ透明ヲ圖ルト云フ事ガ、私ハ我國ニ於キマシテ急務デアルト考ヘルノデアリマス、又私共ニ致シマシテハ、ドウカシテ斯様ナ事ガ出來得ルヤウニ努力シナケレバナラヌト思ヒマス、昨日モ同僚カラ民族ノ優生問題、是實ニ根本問題デアルト云フ御意見ガ出マシタ、斯様ナ際ニ當リマシテ兎ニ角微毒ノ者ハ自分ノ不健康デアルガ、自然ト神經衰弱ヲ作ツテ惱ムト云フ事ハ非常ニ遺憾ニ堪ヘナイ、人間ノ腦髓ト云フモノハ洵ニ微妙ナモノデアツテ、汽車ノ騒音中ニモ談話出來ルノガ完全ナ腦髓デアリマス、ソレガ話ガ通ラヌノハ聽神經ニ故障ガアツテ、精神ニ異常ガアルト言フ位デアリマス、苟モ日本人ガ世界ヲ支配スル腦髓デアルコトハ私ガ申ス迄モナク、學理ガ證明シテ居ル、故ニ斯ウ云フ點ニ著目ヲシテ、性教育ノ上ニ於テ完全ナル無病地帯トシテ、公娼ノ改ムベキ點ハ改メテ、組織ヲ改善シテ、成ベク私娼ノ跋扈セナイヤウニ檢徽ヲ厲行致シマシテ、花柳病ト云フモノハ獨リ精神病ガ出來ルノミデナク、早く疲勞シテ八時間労働ガ出來ナイ、是ハ悉ク微毒ガ原因デアリマスカラ、斯ウ云フ事ニ對シテ高野専門家ハ如何ナル御研究ガアルカ、拜聽致シタイト存ジマス

○高野内務技師 只今ノヤウナ方面ノ事ヲ未ダ不敏ニシテ十分研究シテ居リマセヌ、尙ホ能ク研究致シタイト存ジマス

○高橋熊次郎君 先程唐澤局長カラ色々丁寧ナ御説明ガアリマシタ、御意思ノアル所ハ略々察知スルコトガ出來ルノデアリマス、併ナガラ御意見トハ實際ハ非常ニ違ツテ居リマス、地方警察當局ハ何レノ方面カラ示唆サレタカ、私ハ其ノ點ハ分リマセヌ、併ナガラ兎モ角事毎ニ内務省デハ四月カラ廢止スルンダ、ソレデアルカラオ前達ハ一日モ

早く決行シタ方宜シイ、斯ウ云フヤウナ事が私共ハ壓迫デアリ、干涉デアルト言フノデ、其事實ノ直後ニ於テ必ズ當業者ニ責メラレルノデアリマス、最モ酷イノハ、近頃ニ起ツタ青森縣ノ事實デアリマス、山形縣ノ事實ヲ舉ゲル前ニ述ベサシテ戴キタイ、青森縣ノ警察署ハ昨年ノ十一月ニ青森市ノ吉原遊廓ニ對シテ、強盜犯人ヲ捜査スル爲ニ臨檢ヲヤルト稱ヘテ、十八軒アル貸座敷ニ向ツテ、一軒ヅ、ニ正服巡查ヲ配置致シマシテ、連日連夜ニ互ツテ臨檢ヲ遂行致シマシタガ、或ハ規則ニ觸レタル事項ヲ發見シテ當業者ヲ威嚇シ、又ハ出入ノ客人ヲ誰何致シマシテ、出入ニ非常ナ不便ヲ與ヘ、是ガ非常ニ續イタモノデアリマスカラ、到底其業ニ堪ヘナイデ、轉向ヲ致サウト申出ル者ガ續イタノデアリマス、是ハ事實デアリマス、當業者ノ陳述デアリ、又視察シタ者ノ直話デアリマス、是ハ御取調ニナレバ直ダ明瞭スル事實ト思フノデアリマス、是ハ全然壓迫ニアラズ、干涉ニアラズ、警察權ヲ濫用シテ當業者ノ營業ヲ妨害シテ、營業不能ニ陥ラシメ、又ハ陥ラントスル状態ヲ現出シテ、遂ニ心ナラズモ轉業ヲセシメタ、サウシテ營業ヲ捨テ、而シテ私娼ノ方法ニ依ツテ其業ヲ續ケテ居ルノデアリマス、其間ニオ前達ハ廢メレバ、娼妓ハ酌婦トシテ其儘其行爲ヲ持續セシムルコトガ出來ル、或縣ニ於テハ之ヲ仕婦ト名稱ヲ變ヘテ、其儘其業ヲ續ケシメルト云フコトヲ條件トスルト申出ラレタ方面モアリマス、青森縣ニ於キマシテモ、同様デアリマス、然ラバ實際轉業シタ今日ハドウデアアルコト云フト、其犯人ハマダ捕ツタノデモナイノニ、臨檢ハ轉業ト同時ニ止ンダノデアリマス、犯人捜査ヲ名トシテ臨檢ヲヤツタ事實ハ明瞭デアアルノデアリマス、犯人ヲ捜査スルト云フノデアリマスカラ、其犯人ハ特定ノモノデアアルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、斯ノ如キ事實ハ聖代ニアルベカラザルモ

ノデアリマス、山形縣ニ起ツテ居ル事實ハ、是ハ涙ノ出ルヤウナ事實デ、弱イ業者デアアルガ故ニ、之ヲ壓迫シサヘスレバ、モウ其日ノ糧ニモ差支ヘルニ至ル、債權者ハ雲ノ如ク集ツテ業者ヲ追究スルダラウ、モウ小サナモノハ月ニ三四百圓、大キナモノハ五六百圓ヅ、ノ損失ヲ致シテ居ルノデアリマス、娼妓ヲ抱ヘテ居ツテモ、病氣デ業ヲ休ム者モアリマセウガ、新シク補充スルコトハ出來ナイ、年期ガ來テ年期ヲ繼續スルト云フコトハ絶対ニ許可シナイ、ドウシテ營業ガ續ケラレマセウ、而モ税金ハ疊一枚ニ十七錢ト云フ税金ヲ取ツテ居ルノデアリマス、二百疊ノ座敷ヲ有ツテ居ル者ハ三十幾圓、之ニ持ツテ行ツテ娼妓ノ賦金ハ月ニ一人四圓八十錢ヅ、取ツテ居ル、其外ニ電燈料デアルトカ、淋レテ客ガ來ナイカラト言ツテモ、矢張電燈ハ點ケテ置カナケレバナラス、斯ウ云フコトノ爲ニ何レモ相當ナ借財ヲ背負ツテ居ルノデアリマス、是デドウシテ業ヲ營ンデ行クコトガ出來ルカ、斯ウ云フ壓迫ノ事實ガアルノデアリマス、ソレデ私ハ諸君ニ非常ニ御迷惑ヲ掛ケルヤウデアリマスケレドモ、是ハ重大ナルコトデアリマスカラ、唯抽象的事實ヲ申述ベテモ、取調べタガサウ云フ事實ハナカツタト云フ一言デ撥付ケラレテシマフト云フトニナレバ、此時代ニ於ケル非常ニ稀ニ見ル不祥事ハ雲ノ如ク消エテシマフ斯ウ云フ譯デアリマスカラ、私ハ實質的ニ少シ申述ベテ見マス、昭和九年七月、石建夫次郎氏ガ山形縣警察部長トシテ赴任サレテカラ、娼妓ノ登録申請竝ニ之ニ關スル取扱ニ付テ、從來ノ手續ヲ變更シ、新規登録ノ許可ハ總テ縣警察部ニ於テ爲ス、今マデハ所轄警察署長限リデアツタ、ソレヲ所轄警察署長ヨリ其許可權ヲ取上ゲテ、而シテ貸座敷營業者ニ對シテ、今後ハ絶対ニ新規登録ヲ許可セズト豪語シ、此際私娼ニ轉向セヨト懲罰スルナド、國法ノ輕視、蹂躪ノ範ヲ自ら垂レントシ、引續イ

テ公ノ周旋業取締規則ノ改訂ヲ行ヒタル爲メ、山形縣ノ貸座敷營業者ハ官憲ノ此言葉ト、其態度ニ多大ノ恐怖ト焦燥ヲ覺エ、昨年七月以來今日マデ八箇月ノ間ニ、其當時ニ於ケル官憲ノ新規登録ハ許可セズトノ發表ニ戰イテ、自然ト娼妓登録申請ヲ爲スコトヲ遲疑逡巡シテ見合ス者ガ多イノデアリマス、恐ル／＼其申請ヲ爲セル者、同縣下ヲ通ジテ十六名、其中一名ハ取下ゲマシタ、一名ハ金ヲ借りテ其儘逃亡シテシマツタ、十六名ニ達シタルモ、名ヲ調査ニ借りテ許可サレタル者一人モナク、娼妓數ハ日ニ月ニ漸減スルモソレヲ補充スルニ途ナク、爲ニ營業狀態ハ逐日衰退シテ、貸座敷營業者ハ其生活ヲ根柢ヨリ脅サレ、而モ貸座敷賦金ハ從前通り疊一疊ニ付テ月稅十七錢ヲ徵收セラレ、生活ノ不安ハ日一日ト深刻トナリ、業者ノ疲弊困憊ハ其極ニ達シ、殊ニ山形市ニ於テハ昨年七月二百名ノ娼妓ヲ算シタルニ、現在ニテハ七十二名ノ少數トナツタガ、其補充ガ絕對ニ許サレザル爲メ、殆ド其生計ニサヘ差支、中ニハ娼妓一名トナツテ居ル貸座敷サヘアルノデアリマス、娼妓登録ノ申請ヲ爲ス際ニハ、既ニ申請者ニ對シテ貸金ヲ爲シテ、身柄ヲ現地ニ同伴シ、其上ニテ申請ヲ爲スノガ慣習トナツテ居リマスカラ、登録許可トナラザレバ、其貸金ノ回收ハ絕對ニ不可能ナル實情ニアリマス、殊ニ警察署ニ於テ許可セラル、者ハ、中産階級以下ノ者ガ多ク、就中娼妓稼業ハ貧困ナル者ノミニ許可ヲ與ヘルノガ内務省ノ規定デアリマス、然ルニ山形縣ニ於テハ此登録申請ニ際シ、娼妓タラントスル者ハ、其借リタル金ハ返ス意思サヘアレバ、今直チニ返還スルノ要ナシナドト放言シ、山形縣酒田警察署ニテ却下シタル酌婦上リノ一女ニ對シテハ、下女奉公デモ爲シテ月々ニ返済スレバ宜シト申聞カシタト云フ實例モアリマス、爲ニ當該申請者ヲ寄寓サセル貸座敷營業者ハ、ソレナラバ酌婦勤メノ前借金立

替分返済ノ爲メ、當方親族ニ下女ヲ求ムル家アルニ依リ其方ヘ奉公サセテ貸金ノ返還ヲ受ケタシト陳情シタ所、警察署ニテハオ前ガ下女ノ世話ヲシテハイケナイ、世話ヲスル爲ニハ別ナ營業者ガアルト言ツテ受付ケマセヌ、金ノ返済方法ヲモ定メズ其儘本人ヲ他ヘ奉公セシメタ者モアリマス、尙ホ米澤市ノ米澤警察署ニ於テハ、貸座敷ニ於ケル女雇人、即チ女中ヲモ絕對ニ許サバルノ方針ヲ執ツテ居リマス、更ニ私ハ山形縣下ニ於ケル各地ノ登録申請狀勢ヲ中上ゲマス、山形市ニ於テハ昭和八年度ノ登録申請者總數ハ二十名デ、全部許可ニナツテ居リマス、昭和九年ニ這入りマシテハ、一月カラ六月マデニハ十五名ノ申請者數デアリマス、是亦全部許可サレマシタクレドモ、七月以降ハ四名ノ申請ニ對シテ今尙ホ許可ニナツテ居リマセヌ、現在調査中ノ名目デ保留サレタ者ガ三名、許可ガ一名デアリマス、其内譯モアリマスガ、是ハ別ニ新シイモノデアリマセヌ、其金高等モ詳細ニ分ツテ居リマスカラ、煩雜デハアリマスガ御參考ニナルト思ヒマスカラ、此處ニ中上ゲマス

貸座敷營業者ノ名前ハ山形市小姓町花村樓、庄司治右衛門、登録申請者ハ山形縣飽海郡某二女某、大正四年十一月三十日生ニシテ、千葉縣船橋町都樓方ニ娼妓稼業中ノ所、親病氣ノ爲ニ實家ニ近キ山形市ニ住替ヘントセシモノニシテ金七百五十圓ハ既ニ親ニ渡シ、昭和九年十月二十三日申請セシモ、今日ニ至ルマデ尙ホ調査中ノ故ヲ以テ許可セラレズ、其儘ニ放置セラレテ居リマス、次ノ例ハ貸座敷營業者ハ山形市小姓町大金樓金井德太郎、登録申請者ハ山形縣西田川郡某娘某、大正元年八月五日生ニシテ、右ハ神奈川縣平塚市松原虎信方ニテ娼妓稼業中、右某ニ對スル前借五百五十圓ニ對シ三百五十圓ヲ貸シ、山形警察署ニテ許可アリ次第、其殘金ヲ返済スル約束ニテ、昭和九

年九月七日其申請ヲ爲シタル所、折柄山形市ニ來合セ居タル救世軍ノ羽柴大尉ガ、其實家ヲ再三訪レテ、翻意ヲ促シ、更ニ警察署ヨリ營業係主任尾形警部補ガ、本人某ヲ九月以來本年二月上旬ノ間ニ三回ニ互ツテ呼出シ、救世軍ノ前記羽柴大尉ト同席ニテ、前借金ヲ救世軍ニ一任シテ他ニ行クコトヲ勸メ、殊ニ前借金ハ返ス意思アラバ、即座ニ返済ノ要ナシト申聽カセ、都合ニ依レバ詐欺ヲモ教唆スマジキ言葉ヲ用ヒ、許可ヲ與ヘザリシガ、當人ハ本年二月上旬途ニ逃亡シテ、目下ハ行方不明トナツテ居リマス、尙ホ大金樓ニハ目下稼業中ノ娼妓ハ一名ニシテ、其營業ハ立行カズ、悲境ノド底ニアツテ、尙ホ本人ノ父兄モ共ニ困苦ニ呻吟シテ居ルノデアリマス

(委員長退席、岡田委員長代理著席)

次ニ貸座敷營業者ハ山形市小姓町松ノ井樓、松ノ井久四郎、登録申請者ハ山形縣東村山郡某娘某、大正四年二月二十日生ニシテ、右ハ大阪市住吉區山吹町小林和七方ニテ娼妓稼業中ノ者ナリシガ、前借金八百五十圓ノ全部親ニ渡濟ミノモノヲ立替へ、住替ヲシタルモノニシテ、昭和九年十月十九日付ヲ以テ申請シタルニ、今尙ホ調査中ノ故ヲ以テ許可サレズ、再三縣保安課ニ出頭シテ許可ノ申請ヲ爲セルモ、依然トシテ調査中ノ一點張ニテ留保中デアリマス

次ノ例ハ貸座敷營業者ハ山形市小姓町金万樓、高橋藤乃、登録申請者ハ山形縣東田川郡某二女某、明治四十五年五月一日生ニシテ、右ハ鶴岡市「カフエー」千代田方ニテ女給ヲ爲シテ居ツタガ、實家ハ多額ノ借金返済及ビ出産費用其他ノ必要ニ迫ラレ、契約金七百圓ノ中、二百圓ヲ前借ヲシテ、昭和九年九月二日登録申請ヲ爲シタル所、申

請後五十日目ニテ許可スベキ理由ナシトテ却下セラレマシタ、

私ガ以上讀上ゲマシタ例ニ付テハ、是ハ事個人ノ名譽ニ關スルカト思ヒマスノデ、委員諸君ノ御諒解ヲ得テ、婦人ノ姓名住所番地ハ速記録カラ削除シテ戴キタイト思ヒマス、

○岡田委員長代理 斯様ナ場合ハ諸君ニ御諮リシナクレバナラヌノデアリマスガ、只今高橋君御申出ノコトハ許可シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○岡田委員長代理 然ラバ許可致シマス

○高橋熊次郎君 次ハ酒田ノ例デハ貸座敷營業者ハ酒田市櫻樓、齋藤富江、登録申請者ハ山形縣飽海郡某妹某、大正五年九月十四日生ハ、前借金四百二十五圓、昭和九年十一月一日登録ヲ申請シタルモ保留中デアリマス、ソレカラ次ハ酒田ノ貸座敷營業者デ、酒田市福田樓佐藤富治、登録申請者ハ山形縣東田川郡某、大正五年二月一日生右ハ女中奉公中デアツタ者ガ云々ト云フコトニナツテ居リマス、次モ酒田市ノ例デ、登録申請者ハ山形縣飽海郡某二女某ハ、東京市淺草區新吉原角町木下千秋方ヨリ前借七百二十五圓ニテ住替へ、昭和九年九月二十日、其申請ヲ爲シタルモ、未ダ保留中デアリマス、次ニ山形縣高島町ニ一件アリマス、是ハ前借六百圓餘、去年十月一日其申請ヲ爲シタルニ、警察署ノ許可餘リニ久シキニ互リシ爲メト、救世軍ノ借金踏倒シ勸誘ニ逢ヒ、其儘逃走シ、警察當局ニテハ放任シテ何等其手配ヲ爲シマセヌ、次ハ湯溫海ノ例デアリマスガ、昭和九年九月三日申請シタルモ、三箇月ヲ經過スル

モ其許可ナキ爲メ、親許ニテハ至急ニ金員ノ必要ニ迫ラレテ居ル爲メ、是非ナク申請ヲ取消シ、他ノ方面ニテ娼婦タル目的ニテ金策中ト云フコトデアアル、米澤市ノ一例モ同ジヤウナモノデ、是ハ九年七月二十八日ニ申請ヲ爲シタルモ、調査中ニ名ヲ藉リテ今日ニ至ルモ留保サレ、爲ニ其病父母ハ生活ニ困難ヲ極メテ居リマス、鶴岡市ノ一例ハ、右ハ娼妓稼業ニ依ル外金策ノ途ナシト親族會議ノ決議モアリ、旁々契約金六百餘圓ノ内金三百圓ヲ渡シテ、昭和九年十月十三日申請ヲ爲シタルモ、今日ニ至ルマデ何ノ沙汰モナイ、モウ一ツ鶴岡ノ例デ、右ハ村長及ビ方面委員ヨリ貧困者ナル旨ヲ説明シ、殊ニ村長ハ聞エタル廢娼運動者ナルモ、實際ノ事實ガ餘リニモ、家計困難ナルヲ見ルニ忍ビズシテ、娼妓稼業ヲ爲サシメテ金策セシムル意味ヨリ、其證明書ヲ與ヘタル由ナルニ、未ダニ保留サレテ許可サレテ居リマセヌ、ソレカラモウ一ツ鶴岡デ、前借金一千圓ヲ金額渡濟、昭和九年九月四日申請シタルモ、今日ニ及ベド保留中デアリマス、又鶴岡市ノ例、右ハ家計極度ニ困難ニ陥リ、其悲惨ナル局面ヲ打開センニハ、娼妓稼業ヲナス以外ニ方途ナシト、村長モ同情ノ結果、其證明書ヲ下付シ、ソレヲ添付シテ昭和九年十月二十三日申請シタルモ、調査中ノ由ニテ未ダニ保留サル、尙ホ某ハ契約金八百圓ヲ全額受取り居レリ、大山町方面ノ例モアリマス、上ノ山町ノ例モアリマス、斯ウ云フノガ主ナルモノデアリマス、其外ハ未ダ分リマセヌガ、今分ツテ居ルノハ是ダケデアリマス、福島縣ニ於ケル實情ハ斯様デアリマス、福島縣下ノ貸座敷營業者ハ、山形縣ニ於ケル登録不許可方針ヲ福島縣ニ於テモ實施スルトノ風聞ヲ耳ニシタルニ依リ、昭和十年一月三十一日、福島市一本杉遊廓取締青木久松外一名ハ、福島警察署ニ出頭シ、登録申請及ビ繼續願ハ從前通りニテ差支ナキヤト質シタルニ、福島警察署

長ハ上司ノ命ナリトテ、爾後新規登録及ビ繼續トモ絶對ニ許可セザルヲ以テ、此際業者ハ自發的ニ私娼ニ轉向スル方ガ、總テニ付キ業者ノ利益ナリト思フ、私娼ニ轉向スルナラバ、從來ノ家屋ニ於テ其娼妓ヲ酌婦ト改稱シ、賣淫行爲ヲナスコトヲ默許スベシト、私娼ニ轉向スルコトヲ懲懲致シマシタ、更ニ同年二月十五日福島縣上ノ山遊廓取締中山幸止ハ、福島警察署ニ出頭シテ、娼妓登録ヲ申請シタルニ、同署ニテハ不法ニモ書類ノ受理ヲ拒ミテ之ヲ却下シタ上、却テ私娼ヘノ轉業ヲ懲懲シタリ、此調査ノ記事ハ是ダケデアリマシタガ、此頃ハ全縣下ノ業者ノ半數ニ向ツテ、同様ナル手ヲ延サレテ居ルト云フコトヲ伺ツテ居リマス

次ハ岩手縣ニ於ケル實例デアリマス、昭和九年十二月二十七日頃、岩手縣二戸郡福岡町及ビ江刺郡岩谷堂町ノ兩貸座敷組合ニテハ、密賣淫行爲ヲ默許スル料理店ヘノ轉業スルコトノ懲懲ヲ受ケ、遂ニ轉業ノ己ムナキニ至ル、而シテ官憲ハ之ヲ自發的轉業ノ如ク發表セルモ、當局ノ壓迫的懲懲ニ依ルコト明ナリ、尙ホ同年同月同日頃、盛岡市盛岡警察署營業主任大川徳治警部補ハ、盛岡市貸座敷組合ニ對シ、密賣淫ヲ默認スル所ノ料理店業ニ轉業ヲ懲懲シ、更ニ昭和十年一月初旬、管内各警察署ヲ通ジ、縣下各貸座敷組合ニ對シ、同様ノ條件ニ依ル轉業方ヲ懲致シタ

長崎縣ニ於ケル轉業ノ經緯デアリマス、長崎ハ業者ガ進ンデ轉業シタト言ツテ當局デハ度々聲明サレタノデアリマス、而シテ其真相ハ斯様デアリマス、公娼ヨリ私娼ニ轉業ノ動機、昨年三月ヨリ長崎市ニ開催スル國際産業博覽會ヲ契機トシ、市内ニ散在スル三等料理屋——私娼ヲ主ニヤツテ居ル者ヲ、遊廓地域四箇所ニ轉入セシメタルヲ機トシテ、直チニ貸座敷營業者ニ向ツテ、轉業上種々ナル好評、賣淫默認、年齢低下、十八歳以下デモヤラセルト云

フ年齢低下、賣笑婦人員ノ無制限ト云フヤウナコトヲ好餌トシテ、私娼轉向ヲ懲罰シタルニ、業者ハ餘リニ突如タル當局ノ強要ニ驚愕シ轉向ノ意思ナキ旨ヲ表明シタルモ、尙ホ當局ハ直チニ威嚇ヲ以テ業者ニ轉向ヲ迫ツタ故ニ、二三ノ業者ハ當局ノ強要ニ堪ヘ兼ネテ、遂ニ轉業ノ已ムナキニ至ツタ、然ルニ丸山寄合町、佐世保兩遊廓及ビ松島遊廓ノ業者ハ、其非ナルヲ痛感シ、其懲罰ヲ應諾セザリシヲ以テ、官憲ハ直チニ是等遊廓ニ對シ、左ノ如キ壓迫干渉ヲ爲シタルヲ以テ遂ニ轉業ノ已ムナキニ至ツタノデアリマス、當局ノ干渉ト見ラル、實例ハ、一ツハ斯様デアリマス、時ノ警察部長ハ私服ニテ保安課長ヲ帶同シ、丸山寄合町遊廓内ニ至リ、廓内ヲ視察シ、仲居及ビ娼妓ガ玄關内ニ於テ客ニ應接セルヲ、玄關内ト雖モ道路ノ延長ナリト無理ニ理窟付ケ、營業違反ナリト稱シ、又巡查ヲシテ遊廓内ヲ戸別の臨檢ヲ爲サシメ、些々タル事項ヲ違反事項ナリトシテ檢舉シ、或ハ故意ニ遊客ヲ點檢シテ遊客ノ登樓ヲ阻止スル等、諸種ノ干渉ヲ爲シマシタ、二、警察官ハ毎日取締ノ爲ニ廓内ヲ巡察シ、從來曾テナカリシ取締業者ノミニナシテ、三等料理屋ノ取締ヲ放任スルヲ以テ、業者ヨリ何故ニ業者ノ合法的營業ニ對シテ種々ナル名目ヲ以テ取締リ、三等料理屋ノ酌婦ガ客ヲ各自ニ誘引シテ居ルノヲ取締ラナイカト詰問スレバ、彼等ニハ取締規則ガナイ、君等ノ營業ニハ取締規則ガアル、ソレヲ取締ルノデアツテ、ソレガ厭ヤナラフアンナニ、即チ三等料理屋ニナツテシマヘバ宜イデハナイカト答へ、ドシ／＼業者ニ壓迫ヲ加ヘタ、三、些々タル事項ヲ違反事項トシテ檢舉シタル數五十數件ニ及ビ、之ヲ所轄警察署長ガ握リ、丸山寄合町ノ業者ヲ喚出シ、左ノ如キ話ガアツタ、自分等ハ君等ガヤツタ五十數件ノ違反事項ヲ持ツテ居ル、警察部長カラ處分セヨト嚴命ヲ受ケテ居ルガ、マダ自分が握リ

込デ居ルケレドモ、何時マデモ此儘ニシテハ置ケナイ、若シ之ヲ握リ潰セバ自分ハ減ニナラナケレバナラヌ、若シ之ヲ公ニスレバ君等ノ多クヲ處罰セナケレバナラヌ、自分ハ減ニマデナツテ君等ニ盡サナケレバナラヌ義理ハナイ、ソレ故ニ君等ガ轉向スレバ之ヲ此儘ニ葬ルコトガ出來テ、君等モ處罰サレナクテ済ムノミナラズ、非常ナ自由ナ商賣ガ出來ル、轉向シナケレバ君等ヲ處罰スルノミナラズ、自然ハ營業停止ヲシナケレバナラヌヤウニナルガドウダ、之ヲ聽イテハ業者トシテモ進退谷ツテ轉向セザルヲ得ナクナツテ、遂ニ長崎市内ノ遊廓トシテハ、最後ニ轉向シタノデアリマス、右ノ如キ壓迫ト云フカ非常手段ト云フカ、官憲トシテ爲スマジキ彈壓ヲ加ヘラレタ、獨リ丸山寄合町遊廓ノミナラズ、佐世保市兩遊廓ノ如キ、是ト同様手段ニ依ツテ、無理ニ轉向セシメラレタノデアアル尙ホ轉向後ニ於ケル狀況ヲ参考ノ爲ニ述ブレバ、年齢トシテハ滿十八歳以上ノ者ヲ娼妓同様ニ制限サレ、人員ハ現在員ヨリ増加ヲ許サヌ、然ルニ轉入セル料理店ノ酌婦ハ、轉入前ハ三名ニ制限サレ居リシモ、轉入後ハ七名マデ増員ヲ許シタル如キ矛盾ガアリマス、官憲ハ常ニ娼妓ノ優遇ヲ業者ニ懲罰シ、業者モ亦當然ナリトシテ優遇方法ヲ講ジタルモ、娼妓ハ長崎縣ニ於テ稼業年限ヲ五箇年トシ、延長年限ヲ二箇年ト制限シテアリマシタケレドモ、轉向ニ依ル私娼稼業ハ、年限ノ制限ナキ爲メ之ヲ撤廢サレテ、娼妓ノ不利益トスル所、頗ル大ナリ、故ニ官憲ハ娼妓ニ對シ非常ナル虐待ノ方法ヲ與ヘ、且ツ不利益ナル立場ニ立至ラシメタリ、娼妓ガ花柳病ニ依リ入院シタル場合ハ、入院料ハ負擔セザリシモ、酌婦ニ轉向シタル爲メ入院シタル場合ハ、入院料トシテ一日食費共六十五錢ヲ酌婦ニ負擔セシメラル、コト、ナリ、實ニ氣ノ毒ナ状態ナリ」斯ウ云フコトヲ言ツテ居リマス、「轉向後ノ營業情況ハ極メテ不振ナ

リ」ト言ツテ居リマス、「更ニ警察署ハ公娼ガ私娼ニ轉向シタル結果、行政保安ニ多少ノ支障アリ、刑事ノ談ヲ聞クニ、警察部内ニ於テ保安行政課ハ當然方針ニヨリ爲シタルニ付満足ノ意ヲ表セシモ、刑事課ニ於テハ營業者ニ於テ遊客ノ止宿人名ヲ徴シ得ザルガ爲非常ナル不便ヲ感ジ、犯人捜査上大ナル困難ヲ感ジツ、アリト云フ」斯ウ言ツテ居リマス、是ハ二月十八日、十九日ノ兩日ニ互リマシテ、青山會館ニ於テ開催サレマシタ全國貸座敷聯合會臨時大會ニ於テ、其當該區ノ組合代表者カラ、大會ニ於テ報告ヲ致シタル報告書ノ頭末ノ概要デアリマス、吾々ハ目ノアタリ一部ノ事實ニ付テハ營業者ノ申條ヲ聽イテ、洵ニ苦々シキコトデアリ、痛々シキコトデアルト考ヘテ居リマシタ、是ガ事實デアリマス、此事實ニ付キマシテ、サウシテ人ノ名前マデモ指シテ居タ以上ハ、此行動者ハ相當ノ責任ヲ帯ビテ此事ヲ申シタト云フコトハ事實デアリマス、ソレデアリマスカラ内務當局ニ於テ此事ヲ十分ニ是認サレナイトスルナラバ、十分取調ベテ徹底的ノ方途ヲ執ラレナケレバ相ナラヌト思ヒマス、マダ内務省ニ於テ研究調査中デアツテ其方針ガ定マツテ居ナイ、殊ニ公娼ヲ廢止シタ後ノ取締ニ付テ何等方針ガ樹立シテ居ラナイノデアリマス、國際聯盟理事會ニ於ケル所ノ「ジョンソン」博士ノ報告ヲ見マシテモ、吉原ノ遊廓ハ遊廓トシテモ之ニ類似シテ更ニ完全ナル二ツノ遊廓ガ東京ニ存在シテ居ルヂヤナイカ、何等法律ノ取締羈束ヲ受ケナイ所ノ二ツノ遊廓ガアルヂヤナイカ、其遊廓ニハ千九百何名居ルヂヤナイカ、斯ウ云フコトマデ言ハレテ居ル、内務省カラ之ニ對スル回答ハ、千九百、二千名近クハ居ラナイケレドモ、千七百名位ハ居ルト云フヤウナ報告ヲ向フヘ出サレタコトハ事實デアリマス、サウ云フコトガ現ニアルノデアリマス、而モ私共ハ非常ナハハ危險ナコトデアル、殊ニ農村ノ婦女子

ナドハソレニ誘ヒ込マレルノガ非常ニ多イノデアリマス、先程土屋君モ言ハレタ如クニ、成程遊廓ニ這入り、公娼トシテ行ク者ヲ阻止スル、是ハ不當ナルコトデアリマスケレドモ、相當ノ保護ヲサレテ居ルノデアリマス、警察官ノ手ヲ緩メレバ籠ノ鳥ナド、云フヤウナ生活ヲセヌデモ、今日ハ間ニ合ツテ居ルノデアリマス、ドウシテ彼等ヲ籠ノ鳥ニシタカト云フコトヲ調ベテ見マスト、法律ニ禁ジテアル以上ハ籠ノ鳥ノ生活デ、是ハ風教上ノ害ガアルカラ、此娼妓ト云フモノハ自由ニ外出スルコトガ出來ヌト言ツテ居ル、ソレガ昨年ノ春頃デアリマスカ第何條カノ二號ヲ取去ツタカラ、是ハ自由ニ外出ガ出來ルヤウニナツテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウナコト、ソレカラ一定ノ場所デナケレバ居住シテハイカヌ、其住居地以外ニ一步デモ出レバ、警察官廳ノ許可ヲ得ナケレバナラヌト云ツタヤウナコトノ規定ガアルノデアリマス、是ハ規定ニ基イテ籠ノ鳥ニ致シテ居ルノデアリマス、規定ニ基カザル所ノ籠ノ鳥ハ何デアアルカト云フト、近頃地廻リト唱ヘテ居ル暴力者ガ彷徨シテ居ツテ是ガ尾行シテ行ツテ非常ナ迫害ヲ加ヘルト云フヤウナ事情デアリマス、ソレハ當局者トシテ御覽ニナツタノデアリマセウ、若シ當局者ニシテ玉ノ井デアルトカ龜戸ト云フ所ヲマダ御覽ニナツテ居ナイト云フナラバ、吾々ハソレハ無責任ノ甚ダシキモノヂヤナイカト思フノデアリマス、而モ今日ハ二千餘リ玉ノ井ニ居ル、四百七十何軒アル、一般ニ許サレテ居ルノハ二人デアルガ三人平均居ル、今日ハソレニ檢査制度、檢診ヲ一週間ニ一遍宛強制的ニヤツテ居ルデハアリマセヌカ、其人達ハ何ヲヤツテ居ルカ、九尺位ノ所ニ窓ニツアツテ、其處カラ女ガ覗イテ居ル、何等看板ハ懸ツテ居ナイ、昔ハ銘酒屋ノ看板ガ懸ツテ居ツタガ、今日デハ銘酒屋デハナイ、貸座敷デモナク、小料理屋デナイ、何等ノ營業ヲシテ居ナイ、而

シテ其處ニ女ガ居ルノデアリマス、而シテ月ニ一回宛ハ檢徴サレルノデアリマス、今日ハ五十錢宛ノ檢徴料ヲ取ツテ居ルサウデアリマスガ、先頃マデハ警察ガ時々手入ヲ致シテ、或ハ手入スルノガ嫌ダト云フナラバ、年ニ一回宛喚出サレテ二十九日ノ拘留ニ處セラレル、一日喚出シテ拘留ト同ジデアリマスカラ、二十八日、一日一回宛二十八圓、業者ガ二十八圓、女ガ二十八圓、都合五十六圓ノ科料ヲ取ラレテ居ル、其收入ガ一時ハ十二三萬圓ニ上ツタサウデアリマス、今日ハ三萬圓前後デアルト言ハレテ居ル、ソレデ之ニ依ツテ國ノ方ノ收入ニ致シタイト云フノデ、檢徴料ヲ取ルヤウニナツタト云フヤウナコトモ一部デハ噂サレテ居リマス、而シテ其檢診ハ警視廳ガヤツテ居ラレルノデアリマスカラ、警保局ニ於テハ是等ノ事實ハ悉ク御承知デアラウト思ヒマスガ、其婦女ノ數ハ減リマセヌ、ソレニ供給サレル所ノ新シイ女ノ數モ減ジマセヌ、而シテ是等ニ類スル者ハ内務當局カラ伺フト、此ノ私娼ト唱ヘル者ハ公娼ノ十倍ハアルドラウト、或ハソレヨリ多イカモ知レヌ、公娼ガ五萬デアルトスルナラバ、私娼ハ其十倍五十萬六十萬ハアルドラウト、斯ウ云フコトヲ言明サレテ居ルノデアリマス、之ヲ法律ノ取締範圍外ニ置イテ、ドウシテ社會ノ風紀ガ維持サレマスカ、娼妓ハ目立ツヤウナ服裝ヲシテ外出シテハイケンナイ、表ニ跳出シテ人ニ接シテハイケンナイト云フ喧マシイ規定ガ取締規則ニアリマス、是ハ内務省令デ取締ツテ居リマス、然ルニ私娼ニ向ツテハ許シテ何等ノ取締規定ガアリマセヌ、唯「カフエー」ノドウスルトカスウスルトカ云フコトデアリマスケレドモ、玉ノ井其他ヲ取締ル何等ノ規定ガナイノデアリマス、是ハドウシテ取締ガ出來マスカ、サウシテ保護ヲ加ヘル、僅ノ人々ノ年々公娼ニ轉入シヨウトスル憐レナ少女ト云フモノヲ保護スル途ハ、色々ニ講ジラレテ居ルガ、ソレニ十倍

ノ數ノアル所ノ私娼ニ對シテハ何等轉入スル方途ガ講ジラレナイデアアリマセヌカ、方法ガナイデアアリマセヌカ、娼妓ハ登録サレテ居ルカラ籍ガアリマスノデ、之ニ對シテ保護ヲ加ヘ、追跡スルコトモ出來マス、而シテ一々契約ノ下ニ契約ヲスル、娼妓ハドレダケノ負擔ヲスル、貸座敷業者ハドレダケノ義務ヲ負フト云フ、此契約ノ履行ガ完全ニ行ハレテ居ルカ居ラヌカト云フコトヲ、月ニ一度ハ必ず警察官ガ臨檢ヲ致シテ居ルデアリマセヌカ、私娼ニ至ツテハドウデスカ警察ガ之ニ手ヲ入レルト云フコトニナレバ罰金ヲ取ラナケレバナラヌ、警察犯處罰令ニ依ツテ淫賣行爲ヲ爲シタル者、媒合容止ヲ爲シタル者ハ共ニ少クトモ二十九日、三十日以下ノ拘留ニ處セラレナケレバナラヌ、ソレデアリマスカラ、警察官ハ斯ウ云フ所ニハ携ラナイノデアリマス、時ニ嚴肅ナルコトヲヤルト云フト、警察官ノ行方不明ガ玉ノ井邊リニ時々起ルノデアリマス、斯様ナ状態ガ今日ノ實情デアリマス、吾々ハ此公娼廢止ヲ根強ク内務當局ガ研究ヲサレ、一部ニハ叫バレタトシテ新聞紙上等ニ現レル、新聞記者ガ囁ヲ書クナド、云フコトハ、モウ社會通念ノ上ニソナコトガ考ヘラレマスカ、堂々タル新聞、都下ノ大新聞ガ、朝日新聞ト云ヒ、日日新聞ト云フヤウナ大新聞デサヘモ、又ソレ等ノ新聞ト甲乙ナイヤウナ澤山ノ新聞ガ、都下ニアルコトハ御承知ノ通りデアアル、是等ノ新聞ガ書ク記事ニ對シテ、捏造シタト云フヤウナコトガ考ヘラレマスカ、内務省カラ聞イタカラコソ、モウ内務省ノ方針ヲ決定シテ居ル、四月カラ履行スルノダト云フヤウナコトガアルカラ、地方長官ナドハ、地方長官ト云ハズ、地方警察當局ナドハ功名手柄ヲナサントシテ、我先キニ色々ナコトヲ企テルノハ無理カラヌコトドラウト吾々ハ考ヘル、或ハ夏頃、六月七月ノ交ニ警察部長會議ガアツタ時分ニ、責任アル誰カ、無論局

長デハナカラウト思ヒマスガ、課長位ノ方々デアツタラウト思ヒマスガ、其場合ニ私見トシテ、方針ヲ指示サレタト云フヤウナコトサヘ世間ニ傳ツテ居ルノデアリマス、私共ハ是ハ唯業者ノ利害休戚トカ、或ハ此場合ニ社會ノ有ユル方面ニ窮乏シタル者ガナイヤウニト云フコトカラ、心配ヲ致シテ居ルト云フヤウナコトデハナイノデアリマス、實ニ國家ノ大問題デアルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、當局ハ夕方カラ銀座ヲ御散歩ニナルデアリマセウ、アノ光景ヲ見テ、是デ日本ノ風紀ガ維持サレル、日本ノ婦女子ノ貞操ノ觀念ガ全キヲ得ル、之ニ依ツテ日本ノ家庭ガ損傷ヲ受ケナイト云フコトヲ御考ニナルコトガ出来マスカ、此状態ハ如何ナルコトカラ馴致サレタカト云フコトヲ吾々ハ考ヘナケレバナラス、西洋文明ノ模倣ハ既ニ吾々ハ目覺メナケレバナラス、幸ニシテ我國ハ鎖國ノ方針ヲ執ツテ海外ニ接觸シナカツタカラ、花柳病モ歐米ヲ震駭サセタ程早クハ流行シナカツタ、併シ今日ハ伺ツテ見ルト、勞働者ノ三割ト云フ者ガ微毒ニ侵サレテ居ルト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマス、是ガ若イ者一般ニ斯ウ云フコトガ傳染ヲ致スト云フコトニナツタナラバドウナリマスカ、更ニ貞操觀念ノ薄クナツタ婦女子ガ、日本國內ニ充滿スルト云フコトニナツタナラバ、大和魂ナド何處ニ飛ンデシマウカ分リマセヌ、日本ハ母ガ貞操ノ觀念ニ燃エテ居ル、是ガ愛國心ニモナリ、親孝行ニモナルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、デスカラ、ドウシテモ此私娼ナドト云フモノヲ街頭ニ露出致シテ、是ト公々然ト紳士ガ手ヲ組ンデ歩クナドト云フ此實情ハ、是非共之ヲ止メサセナケレバナラス、サウ云フコトガ必要ガアルナラバ、堂々ト娼樓ニ上ツテ自己ノ満足ヲ得タ方ガ宜カラウト思フ、何モノ目ニ着カナイ所ニ行ツテ、コソ／＼ト人ノ目ヲ忍ンデヤルヤウナ、ソソナ卑屈ナコトハ日本人ノ喜バザル所デアリマ

ス、是ハ西洋ト其趣旨ニ於テ大ニ異ル、(「公娼存置論者ダ」ト呼フ者アリ)、彌次ナド飛バスヤウナ連中ノ心理状態トハ非常ニ違フノデアリマス、サウ云フ状態デアルカラ、今日ノ我國ハ外國ニ侮リヲ受ケルノデアル、國際聯盟ヲ脱退シタル日本帝國ハ、獨自ノ立場ニ據ツテ行カウト云フノヂヤナイカ、東洋道德ニ基礎ヲ置キ、東洋精神ニ基礎ヲ置イテ、日本ハ世界ヲ濶歩シヨウト叫ンデ居ルデハナイカ、此ノ場合ニ於テ、歐米ノ文化ノ糟粕ヲ嘗メ、日本ノ國民性マデモ失ハントスルヤウナ危険ナ高襟ナ仕事ニ、贊成スルナドトハ何事デアルカ、目ヲ覺シタラ宜カラウト私共ハ考ヘルノデアリマス、況ヤ西洋ノ、亞米利加邊リノ補助金ヲ受ケテ仕事ヲヤツタ、廢娼聯盟ノ尻馬ニ乗ツテ居ルナドト云フコトハ何事デアルカト言フノデアル、ソレサヘ昨年アタリカラ無クナツタカラ、ソレヲ解消シテ、新ニ純潔同盟、何ガ純潔ダ、私共ハ左様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、此公娼ノ問題ハ議會ヂヤ逆モ敵ハヌカラ、外へ出タノダト云フコトヲ一部ノ連中ガ唱ヘテ居ル、既ニ公娼廢止ト云フコトハ内務省ガ決メタ、公娼論者ハ悲鳴ヲ揚ゲテ、議會ノ此請願トナツタノデアルナドトハ何事デアルカト吾々ハ考ヘテ居ル、吾々ハ國家ガ大事ダ、諸君ミタイニ體裁ガ大事ダナンテ何事デアリマスカ、外國ニ對シテ體裁ガ惡イ、或ハ婦人兒童ノ賣買禁止ノ條約ノ手前ガドウデアルトカ言フナラ、ソソナモノハ蹴ツテシマツタラ宜イヂヤナイカ、昔カラノ日本ノ斯ノ如キ娼妓其他ノ者ガ身賣デアル、人身賣買デアルト云フヤウナコトヲ西洋人が強調スルナラバ、西洋ニ於ケルアンナ醜行爲ヲ爲ス者ヲ吾々ハ矯正シテヤレバ宜シイ、此論者ハ屢々外國ナドへ行カレテ能ク事情ハ分ツテ居ルデアラウ、倫敦ノ「ハイドパーク」ノ事件ナド、公然ノ秘密トシテ語ラレル所デハナイカ、ソソナコトハ見テイケナイ、巡查ハ何故之ヲ咎メ

ナイカト云フト、紳士ハ見ルベキモノデハナイト言フ、見ナケレバ、見エナケレバ、彼等ハ蔭デヤツテ居ルコトハ何チヤツテモ宜イト云フノガ西洋ノ思想デア、吾々ハ人ノ前デヤレナイコトハ蔭デモヤラレナイ斯ウ云フ思想デアリマス、ヤルベキコトハ勇敢ニヤルト云フノガ、日本人ノ日本精神デアリマス

ソレデ日本ハ此性行爲ト云フモノハ、夫婦以外ニハ餘リ獎勵シテハイカナイ、ソコニ特例ヲ置イタノガ此公娼制度、遊廓制度デアリマス、ソレデアルカラ親ノ爲メ夫ノ爲メデア、他面ニハ惡イ例デア、親ノ爲メ夫ノ爲メト云フヤウナ特殊ナ場合ニノミ、犠牲的精神ニ依ツテ爲サレル場合ニノミ、此身ヲ沈メルト云フコトヲ許シタノデアリマス、ソレデアリマスカラ、社會ハ其犠牲的精神ヲ買ツテ、此醜イ行爲ヲ見遁シツ、アツタノデアリマス、吾々ハ之ヲ今日モ此限度ニ止メテ、此行爲ヲ許シタラ宜カラウト言フデアリマス、ソレヲ自分ノ裝飾品ヲ買フ爲ニ、美衣ヲ纏ヒタイガ爲ニ、自分ノ貞操ヲ金ニ換ヘルナンテ云フ、斯ンナ者ニ同情スルトハ何事デア、アルカト言フノデス、横濱ノ本牧邊リニ在ル私娼窟ガ、何ガアレガ典型トナリマスカ、アレヲ典型トシテ内務省邊リハ、斯ウ云フモノヲ拵ヘタイナドト言ツテ、何モ外國人ヤ高襟日本人ヲ喜バセルヤウナ、ソシナコトヲ目標トシテヤル必要ハ何處ニア、ルカト言フデアリマス、何モ外國人ニ褒メラレタカラ、外國人ニ喜バレタカラト云ツテ、日本ガ立ツモノデナイト云フコトヲ、吾々ハ吳々モ茲ニ考テ及ボサナケレバナラヌト思フデアリマス、ソレデアリマスカラ此賣淫行爲ト云フモノハ、是非共僅ナ範圍ニ止メナケレバナラヌ、社會ガ之ヲ必要トスルナラバ、此業ニ服スル者ニ對シテ憐憫ヲ與ヘテヤラナケレバナラヌ、同情ヲ持タナケレバナラヌデアリマス、社會ノ缺陷ニ對シ自分ノ貞操ヲ犠牲ニ

供シ、又貞操ノミナラズ、自分ノ肉身一家親族悉クノ名譽ヲ犠牲ニシテ、此業ニ從フ者ニ對シテハ、特別ノ加護ヲ加ヘテヤル必要ガアルダウト思フデアリマス、之ヲ若シ必要デナイトスルナラバ、國法ニ依ツテ全然之ヲ禁止シタラ宜イデヤナイカ、吾々ハ寧ろ絶娼ヲ叫ブ者デアリマス、絶滅ヲ叫ブ者デア、之ヲ絶滅セズシテ唯人ノ前ニ出シテハイカヌ、看板ヲ掲ゲテハ外聞ガ惡イ、ソレデア、ルカラ看板サヘ廢止スレバ、オ前達ノ營業ガ自由デア、ルナド、云フコトハ、何事デア、ルカト思フデアリマス、時勢ノ進運ニ依ツテ遊廓ガ荒レル、公娼制度ト云フモノガ段々衰微シテ來ル、是ハ何ニ因ルノデア、ルカト言フト、私娼ノ取締ガ緩慢ニナツテ、殆ド之ヲ放任シテ居ルガ爲ニ、無取締ノ爲ニ漸次其勢力ヲ増シ、數ヲ増スノデアリマス、ソレデア、ルカラ、今日遊廓ト云フモノガ荒レテ來ルノデアリマス、其關係ハマルデ別デア、ル遊廓ガ荒レタカラサウ云フモノガ出テ來タノデハナイ、サウ云フモノガ出テ來ルカラ遊廓ガ荒レルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フコトカラ、私ハ衛生ト云フコトハ無論ノコトデアリマス、是ハ論ガアリマセヌ、内務省ニ於テモマダドウモ統計ガ完備シナイトカ、或ハ檢査制度ガ徹底シナイカラ其統計ガ當テニナラヌト言フ、其通りデアリマセウ、併ナガラ常識ニ於テ法律命令ノ上ニ於テ行ハレル所ノ檢査制度、自治的ト云フヤウナ組合等ニ於テ行ハレル所ノ檢査制度ノ下ニアル所ノソレ等ノ者共ト、健康状態ニ於テドツチガ勝ツテ居ルカナドト云フコトハ、事改メテ表ナドヲ見ナクモ分ルノデアリマス、ソレデア、リマスカラ、衛生ノコトニ於テハ私共ハ論ヲスル必要ハナイ、唯國民ノ精神ノ上ニ於テ、將來此社會ヲ毒スル所ノ風紀ノ頹廢ヲ取締ルニドウスルカト云フ點ニ於テ、思フ更ニ致サナケレバナラナイト思フデアリマス、局長モ認メラレテ居ルノ

デアリマス、大臣モ認メラレテ居ル、橋本參與官ニ於テモ特ニ然リト私共考ヘテ居ル、斯ウ云フ行爲ト云フモノハ到底文化ノ進歩ヤ法律ヲ以テ取締ツテモ、到底是ハ絶滅スルコトガ出来ナイノデアル、ソレデアラナラバ、是ハ必要ダ、必要デアルカラ看板ハ外シテシマヘ、人ノ蔭デヤレ、人ノ目ニ著カナケレバ宜イト言フ、何タル無責任、無方針デアルカト私共ハ考ヘテ居ル、殊ニ看板ノナイ所デ、若イ者ガ自分ノ慾求ヲ滿タスナドト云フコトハ容易デアリマセヌ、ソナコトヲシテ居ル間ニ身ハ放埒トナツテシマフノデアリマス、學業モ廢シ、又店奉公モ粗末ニナルト云フコトハ見聞スル所デアリマス、ソレデアリマスカラ、是ハ相當ノ取締ノ出来ル所ニ、貸座敷業者デアラナラバ學生ハ出入シテハイカヌトカ、或ハ丁年未滿ノ者ハ出入シテハイカントカ、或ハ小兒ヲ連レタ者ノ出入ヲ許サヌトカ、或ハ其處ニ關係アル者ニハ、サウ云フ者ニハ話サヘモシテハイカナイト云フヤウナ、色々ナ取締ノ方法ガアリ、又其一部分ハ我國ニ於テモ實行致シテ居ルノデリマス、認メテ居ルカラ取締ノ方針ガアル、認メザル業ニ向ツテドウシテ取締ト云フコトガ出来マスカト云フコトガ、根本ノ問題デアルト私共ハ考ヘテ居ル、輦轂ノ下ニ於テ何等看板ヲ掲ゲズシテ——其間ニ今ノ政府ガ勤モスルト此方針ヲ決定セズシテ、地方ニ於テ勝手ニヤラセテ居ル所ノ——私ヤラセテ居ルト斷言スル、實際ヤツテ居ル、地方官憲ガヤルコトヲ、内務省ハ一令ノ下ニ止メ得ラレル、電報一本デ止メラレルト思フ、ソレヲ其儘身賣防止ト云フ立派ナ行爲デアル、殊ニ此場合必要デアルト云フコトノ名ノ下ニ、隠レテ業者ヲ壓迫シテ、ソレデ其行爲ト云フモノガ阻止サレルカト云フト、サウデハナイ、ソレハ九牛ノ一毛、六十万人五十万人ノ中ノ、五万人ヲ阻止スルコトニ努メテ置イテ、五十万、六十万ノ私娼ノ方面ハ何等之

ニ手ヲ加ヘナイト云フコトデドウシテ其方針、目的ガ達成シ得ラレルカト私共ハ言ヒタクナルノデアリマス、ソレデ私共ハ此問題ニ付テ一日論ジテ居リマシテモ盡キマセヌ、是ニ於テ私共ハ是ハ實際大切ナル問題デアル、吾々ハ國ヲ護ルニハ世界ヲモ相手ニシテ戰フ決心サヘシテ居ルノデアリマス、國民ヲ護ル爲ニハ、殊ニ若イ人達ヲ護ルニハ、外國ナドノ指圖ハ何モ受ケルコトハナイデハアリマセヌカ、而モ比律賓デアルトカ、暹羅國デアルトカ云フ若キ制度ニ燃エテ、何トカシテ、自分達ハ浮ビ上ラントシテ有ユル改革ノ仕事ヲヤツテ居ル、其人々ガ我國ニ來テ、我國ノ此性ニ對スル取締、又制度ヲ研究シ、吉原ニ足ヲ入レ洲崎ニ足ヲ入レテ、サウシテ詳細ニ我國ノ公娼制度ヲ研究致シテ、自國ニ之ヲ布カントシテ今準備中デアリマス、比律賓ノ如キハ僅ニ三票ノ差デ破レタトハ言ヒマスケレドモ、議會ニ於テ提案ヲサレテ居ル、今年ハ確ニ此制度ハ議會ヲ通過セシメ得ル確信ガアルトサヘ言ツテ居ル、後進國ハ皆斯ノ如キコトヲ致シテ居リマス、我が陸軍當局、海軍當局ハ出先出征軍人ノ是等ノ性病ノ爲ニ惱マサレザラントシ、或ハ風紀ヲ維持スル上ニ如何ナル苦心ヲ致サレ、如何ナル手段ヲ執ツテ居ラレルカト云フコトハ、當局ハ能ク御承知ノコトデアリマス、出征軍人バカリデハアリマセヌ、内地ニ於ケル所ノ軍人バカリデハアリマセヌ、青年、ソレ等ノ人々ヲ考ヘ、更ニ無方針デアリ、無取締デアツタラ、私娼ノ害毒ト云フモノハ家庭的ニ、社會的ニ如何ナル害毒ヲ流スカト云フコトヲ考ヘテ戴キタイト思フノデアリマス、良家ノ婦女ト不良ナル群トガ、ドウシテ吾々ハ街頭ヲ歩イテ識別サレマスカ、斯ウ云フ危険状態ニ我國ノ非常時ガ曝サレテ居ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ドウカ此點ニ思フ致サレテ、十分ニ吾々ノ紹介致シマシタル各種ノ案、是ノ現在ノ壓迫行爲カラ業者

ヲ救ヘト云フコト、此公娼ヲ存置致シマシテ、而シテ娼制度ノ確立ヲ爲スベシト云フ業者ノ要求ニ對シテ、眞面目ニ御當局ハ御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、外國ヘノ遠慮ノミニ依ルト私ハ考ヘテ居ル、若モサウ云フコトデナイト云フナラバ、私ハ茲ニ材料ガアリマスカラ、「ジョンソン」博士ノ其報告、竝ニ「ジョンソン」博士ノ報告ニ對シテ内務省ハ如何ナル答辯ヲヤツタカト云フコトヲ一々讀上ゲマス、サウ云フコトヲ私共ハ考ヘテ、サウシテ此問題ハ決シテ易イ體面論デハナイ、「ハイカラ」論デハアリマセヌ、實ニ國家ヲ護ル大切ナル問題デアルト云フコトニ思フ致サナケレバナラス、實ニ大切ナル問題デアリマス、決シテ浮カキタ取扱ハレル問題デハナイト思フ、殊ニ賢明ナル當局デアアル、唐澤局長ノ如キ、橋本參與官ノ如キ、其他ノ課長連中、何レモ其道ニ於テハ（笑聲）殊ニ頭ノ良イ方デアアル、能ク分ル、ソレデアアルカラ若イ者ガ外國ニ行ツテ各會議ニ列シテ、イヤドウトカスウトカ言ツテ來タ、イヤ「ジョンソン」博士ノ視察、アレヨリハ餘程狀態ガ好クナツテ來テ居ルト云フヤウナコトヲ言ツテ來タカラト云ツテ、俄ハ強硬ニナツタリシテハイカキト私共ハ考ヘテ居ル、ドウカ是等ノコトヲ思ヒ合サレマシテ、此問題ト云フモノハ極メテ眞面目ナル問題デアルト共ニ、世ノ中ハ幾ラ隠シテ居ツテモ、私娼ハドウ云フ狀況ニアルカ

（岡田委員長代理退席委員長著席）

之ヲ放任シテ置イテ、法律ヲ認メル所ノ公娼ニ對シテハ、法律ノ表カラハ之ヲ彈壓スルコトハ出來ナイカラ、此手ヲ裏ヘ廻シテ、其娼妓ヲ許可セズシテ從業者ヲナクシテ、干乾ニシテ之ヲ倒サウナド、云フコトハ、此聖代ニ於テハ決シテアルマジキコト、私共ハ考ヘマス、ソレデアリマスカラ、唯此處デ論議ヲ致シテ居リマシテハ水掛論ニナ

リマスカラ、私共貴重ナル時間ヲ知ツテ居リマス、此貴重ナル時間ニ申上ゲタ事實ト云フモノハ、私共是ハ非違ト考ヘテ居リマスケレドモ、些々タル事實デアリマス、議會ノ貴重ナル速記録ヲ汚スニハ洵ニ勿體ナイ事實デアルト私共ハ考ヘテ居リマス、斯ノ如キ事實マデモ此議會ニ於テ陳述シナケレバナラナクナツタ吾々ノ心情ト決心ヲ、十分ニ御察シ願ハナケレバナラスノデアリマス、吾々ニ反對スル同僚ハ何ト言フ、存續論者ハ敗北シタ結果、請願ニ名ヲ藉リテ最後ノ悲鳴ヲ揚ゲテ居ル、斯ウ言フ血迷ノ連中ガアルノデアリマス、其人々ハ聲高ク世間ニ叫ビ宜イヤウナ問題デアリマス、私共今日議會デアリマスカラ是ダケノコトヲ申上ゲラレマス、委員會ニ於テデアリマスカラ、斯ノ如キコトヲ申上ゲラレマスガ、之ヲ街頭ニ立ツテサウ云フコトヲ詳細ニ言ヘマスカ、而モ青年少女ノ前ニ立ツテ、斯ルコトハ厚カマシキ心ヲ持チマシテモ申上ゲラレマセヌ、如何ニ國家ノ爲メデアリマシテモ申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ、私ハ言ヒ惡イコトヲ、人ノ誤解ナドヲ眼中ニ置カズシテ、國家國民ノ爲ニ以上ノコトヲ申上ゲタノデアリマス、左様デアリマスカラ、御當局ニ於カレマシテモ、之ニ付テハ十分ニ御吟味ニナリ、御考慮ニナリマシテ、國家ヲ誤ラザルヤウニシテ戴キタイ、一時ノ快哉ヲ叫バレルヤウナコトガアリマシテハ、國家百年ノ後ト云ハズ、三年五年ノ後ニ、此公娼ヲ廢シタナラバドンナ惡影響ヲ及ボシ社會ヲ汚毒スルコトデアアルカト云フコトハ、火ヲ賭ルヨリ明デアルト今日申上ゲテ置キマス、而モ私ハ議會ニ於テ論議致シ、サウシテ議院ノ審査ニ依ツテ事ヲ決スル問題ナラバ、斯ノ如ク心魂ヲ吐露シテハ論ジマセヌ、併ナガラハ一片ノ内務省令、明治三十三年ニ發布シタ内務省令娼妓取締規則ノ改廢ニ依ツテ事ガ決スルノデアリマス、先程唐澤

局長ノ言ハレタ通り、度々議會ニ於テ問題トナリマシタ、法律案ガ提案ニナリマシタケレドモ、何時モ否決サレテ居ル、議會ノ意思ハ既ニ定マツテ居ルノデアリマス、議會ノ議決ニ服セザルヤウナ卑劣ナ議員モ居リマセウケレドモ、院議ハ定マツテ居リマス、ソレデアリマスカラ此院議ノ定マツタモノヲ捉ヘテ、國民ノ意思デナイト云フヤウニ考ヘラレタラ間違デアリマス、多クノ人ハ憂ヲ持ツテ居リマスケレドモ、私ガ先程申シマス通り、餘リ人ノ前デ發表シテハ誤解ノ種ニナリ、又十分ニ盡セナイ、ソコヘ一部ノ人ハ附込シテ居ルト私共ハ考ヘテ居リマス、私共ハ廢娼論者ノ言フコトヲ一々聞キマシタ、外國ニ對シテ體裁ガ惡イト云フヨリ外ニハ何等ノ眞理ガナイ、何等ノ指導精神ヲ持ツテ居リマセヌ、ソレハ花柳病ノ取締、或ハ風紀ノ上カラ見テモ其方ガ宜シイ、併ナガラ法律ヲ以テ其行爲ヲ許スト云フコトハ、外國ニ對シテ聞エガ惡イ、是ダケデス、私ハ必要ナコトハ國法ヲ以テ統制シナケレバナラス、體裁ガ惡イナドトハ何事デアルカ、而シテ法律ヲ以テ統制スル以上ハ之ヲ小範圍ニ止メ、ソレノ犧牲ヲ強ユルニハ、親或ハ家庭ノ爲メト云フコトヲ條件トシテ立テタ公娼制度ガ最モ宜シイ、其範圍ヲ嚴守スルト云フコトガ必要デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、身ノ圍リヤ放蕩ノ結果ノ資金ト致シテ身賣スルナドト云フコトハ、是コソ防止シナケレバナラスト私ハ考ヘテ居リマス、ドノ點カラ見マシテモ、此公娼制度ハ之ヲ存置致シ、缺クル所アレバ更ニ之ヲ正シテ完璧ヲ期サナケレバナラス、サウシテ今ノ私娼窟ナドト云フモノハ悉ク公娼ニ改メテ、相當ノ取締ヲサレルト云フ方ガ、最モ無難ナル方法デアルト考ヘテ居リマス、ソレデ私共ハ先程申上ゲマシタル所ノ幾多ノ實例、私共ハ是非違デアルト確信ヲ致シテ居リマス、ソレデアリマスカラ、之ニ對シテハ速ニ之ヲ調査サレマシ

テ、警察部長デモ電報デ御呼寄せニナレバ直グ分ルト思ヒマス、速ニ是ガ解決ヲセラレンコトヲ望ミマス、而シテ一面ニ於キマシテハ吾々ノ同僚ヨリ、尙ホ詳細ニ御發言ガアルト思ヒマスケレドモ、吾々ノ連名ノ提案、或ハ別々ニ本案ガ出テ居ルカ知レマセヌケレドモ、各縣ヨリソレノ出テ居リマスル、又手續ノ未了ノモノモアリマセウガ、之ニ對シテ「サイン」ヲ致シタ者ハ僅デアリマスケレドモ、之ヲ支持スル議員ノ多數ナルコトヲ改メテ申上ゲテ、當局ノ御考慮ヲ煩シタイノデアリマス

○近藤委員 紹介議員ガ午前中ヨリ述ベラレマシタ此問題ニ對シテ採擇不採擇ハモウ大局カラ見マシテ分ツテ居ルト云フ位ニ私ハ信ジテ居リマスケレドモ、ソレバカリデナク此問題カラ國家社會問題ニ及ボスノデアリマス、内務省ガ地方廳ニ向ツテノ調査ガ行届カヌト言フカ、或ハ命令ガ行届カヌ點モアルノカ、大ニ社會問題トシテモ國家問題トシテモ、今高橋君ノ述ベラレタ如ク、由々シキ問題ニナルノデ、此問題其モノガ大キイバカリデナク、影響スル所ガ重大デアリマス、今各地方ノ證據ヲ舉ゲテノ御説明ガアツタノデアリマス、所ガ不幸ニモ大臣ノ御出席ガナイ、實ハ私共ハ此問題、今ノ高橋君ノヤウナ證據ガ舉リ、各地方廳、警察署長ヤ或ハ警察部長ガ公然ト營業ノ許可ヲ得テ居ル者ニ對シテノ壓迫、及ビ違反ニナルベキモノヲ違反トセズシテ、ソレヲ懲罰シテ居ルト云フコトモ矛盾極マル、政府アツテ無キガ如キコトヲシテ居ルノヲ、大ニ吾々ハ取締ルコトヲ要求セナケレバナラヌノデアリマシタ、其問題ガ此處ニ現ハレマシタニ付キマシテ、先程警保局長ガ、サウ云フ事實ハ調べテ見タケレドモ無イトカ云フコトヲ言ハレタ、今ノ高橋君ノ各縣ノ證據ヲ引イテ申シマシタコトガ、アレガ事實ダト致シマスレバ、茲ニ非常

ナ取締ル所ノ内務省ト、其指揮命令ヲ受ケテ居ル所ノ地方廳トノ喧嘩ヒガ起ル、恐ラク内務省カラ無イト仰シヤルノハ、取調ベラレル人ガ地方ノ人ヤ當業者ヲ取調ベルノデハナクシテ、地方廳ノ下僚ノ役人ヲ取調ベルノデアル、現在悪イコトヲ行ツタル所ノ、間違ツタコトヲ命令シテ居ル所ノ御役人ヲ取調ベルノデアリマスカラ、ソレハ必ズ其人ガ、斯ウ云フコトガアリマシタ、斯ウ云フコトヲ致シマシタト言フコトハ無イ筈デアリマス、ダカラ上カラ見マスト左様ナコトハ無イト言フ、今局長ガ言ハレタ通りノコトガ起ルノデアリマセウ、一面カラ之ヲ調ベテ見マス、今高橋君ノ言ウタヤウナコトガ起ツテ來ルカモ知レヌ、ソレガ事實カ何レガ事實カハ私共知ルニ由ナイノデアリマスケレドモ、假ニ高橋君ガ今此處デ御述ニナツタ如キ事實アリト致シマスナラバ、由々シキ問題デアリマスルガ故ニ、是ハ尙ホ一應此處ニ參與官モ居ラレ、局長モオ出マシニナツテ居ルノデアリマスカラ、能ク是等ニ付テハ將來之ヲ取締ツテ貫ハナケレバナラズ、是マデアツタ事ニ對シテモ、何トカ是ハ處分ヲ致シテ戴カネバナラヌト私ハ思フノデアリマス、ソコデ其問題ハ私ノ要求トシテ御願ヲスルノデアリマスルガ、一番此問題ニ對シテ重大ナルコトハ、徳川時代カラ何百年ト云フ歴史ヲ有ツテ今日マデ來ツタ所ノ公娼制度ヲ廢スルト云フノニ、僅カ數日ヤ一箇月ノ間ニ、突如トシテ之ヲ廢スルノ命令ヲ出スト云フコトハ、私ハ如何カト思フノデアリマス、如何カドロデハナイ、是ハ由々シキ重大ナ問題デアルト思フノデアリマス、ソレハ何處カラ「デマ」ガ飛ンダモノカ、内務省邊リノ若イ御役人カ、或ハ今ノ歐洲カブレデ以テ言ハレタコトカ、宣傳サレタモノカ、議會ノ開會中デハ是ガ問題ニナル、議會閉會後ニ於テ四月ニ公娼ヲ廢止スルノデアル、斯ウ云フヤウナコトヲ言ウテ當業者ハ全國總立チヲシ、

脅威セラレテ、此間内務大臣ニ陳情シ、唐澤警保局長ニモ陳情ヲシタノヲ、私共ハ紹介致シタノデアリマス、ソレデアリマスルカラ、其時ハ陳情デアツテ公トハ言フモノ、此議會ノヤウナ所デナイガ爲ニ、内務大臣ハ、私ハ左様ナコトヲ聞クノハ初テバアリマスト言ハレマシタガ、初テバアルトスレバ、之ヲ四月ニアナタハ禁止シテシマフノデアリマスカ、セナイノデアリマスカ、此處デ明ニシテ呉レト、當業者ガ言ツタノニ對シテ、内務大臣ハ御答セズニ愚圖々々ニ終ツタノデアリマス、ソレカラ大臣ガ去ラレテカラ、唐澤警保局長ニ矢張其通りノコトヲ申シテ、業者ガ安心スルヤウニ、一箇月ヤ二箇月ノ後直チニ幾百年續ケテ來タ業ヲ禁止サレルト云フコトハ重大ナ問題デアルカラ、カツキリト言ウテ安心ヲサシテ戴キタイト云フコトヲ返スト、モ代ル々々是ガ陳情ヲ致シ、質問ヲ致シマシタ所ガ、局長ハ矢張言葉ヲ左右ニシテハツキリ言ハレナシタ、私ハアノ場合ハツキリ當業者ヲ安心セシメテヤツタナラバ、ドウデアラウカ、斯ウ云フ同情心ヲ持ツテ居ツタノデアリマスルケレドモガ、唯陳情ノ場所デアリマシタガ故ニ、私共ハソレニ紹介ノ勞ヲ執ツタダケデ、彼此レ突込ンデ申上ゲルコトガ出來ナカツタガ、今日ハ此委員會ニ於キマシテ、議會ノ權威ヲ以テ、私ハ言フベキ權能ヲ有ツテ居ルカラ、此處デ局長及ビ參與官モオ出ニナルガ、當局ハ必ズ此「デマ」ヲ飛バセマシタ、先程私ガ申シマシタ如ク議會ノ開會中ニハ問題トナルカラ、ヤラナイケレドモガ、議會ノ濟ンダ即チ四月ノ頃ニ至レバ、是ガ廢止ヲ斷行スルト云フヤウナコトガ、果シテ左様ナコトガアルカナイカ、先程局長ハ四月ニ之ヲ禁止スルヤウナコトハナイト云フヤウナ御話デアリマシタケレドモガ、ソレモ此處デ先ノコトヲカツキリ申上ゲルコトハ出來ナイヤウナ意味モ含マレテ居ツタガ、或ハアノ御言葉デ見ルト云フ

ト、アノ時ニハサウ云フ積リデアツタケレドモガ、私ハ大臣ノ命令デアツタカラ、大臣ガヤル、内務省ガヤツタノ
 デ、私ハサウ思ツタカラ、アノ時ニサウ答辯シタケレドモガ、萬已ムヲ得ズ禁止セザルヲ得ヌコトニナリマシタト云
 ファウナコトデ、逃ゲラレテモ致方ガナイノデアリマスカラ、此處デ大臣ガオ出ニナラヌカラ御答ガ出来ヌナラ明
 日ニデモ大臣ノ御隙ヲ見テ御出席ヲ願ウテ、カツキリトシタ御話ヲ願ヒタイ、大臣ニ代ツテ參與官ナリ或ハ局長ガ
 言ハレルナラバ、此處デカツキリシテ、斯ウ云フ脅威ヲ當業者ニ向ツテサセナイト云フコトガ出来ルカ出来ヌカ、
 是ガ此案件ニ對スル重大ナル問題ダト思ヒマスカラ、私ハ是等ニ對シテ御所見ヲ承リタイ

○唐澤政府委員 先程高橋サンカラ段々ト賣笑制度ニ付テノ造詣深キ御意見ノ御發表ガアリマシタ、謹ンデ拜聴致
 シマシタ、之ニ對スル吾々警察當局ノ考ハ、只今マデ澤山ノ方ノ御質問ニ對シテ私ガ申上ゲタ所ニ依ツテ、御諒解
 ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマスカ、重ネテ申上ゲマスカ、公娼制度ハ一國ノ社會風教上、又保健衛生上、極メ
 テ重大ナル關係ヲ有ツテ居ル問題デアリマシテ、高橋サンノ御説ノ通り、悉ク國家本位ニ考ヘテ決定シテ行カナケ
 レバナラヌ問題ト考ヘテ居リマス、先程或ハ私ノ誤解カモ知レマセヌガ、吾々ノ此問題ニ對スル調査ノ態度ガ、動
 モスレバ外國ノ制度ヲ模倣セントシテ居ル、或ハ是ハ私ノ誤解カト思ヒマスカ、外國ノ指圖ヲ受ケテ居ルト云フ
 ヤウナコトハ是ハ絶對アリマセヌ、ドウゾ御安心ヲ願ヒタイト思ヒマス、又私娼制度ノ弊害、之ニ對スル取締ノ必
 要、或ハ「カフエー」ノ如キ營業ノ社會風教上ニ及ボス弊害、是等ニ付テ縷々御述ニナリマシタコトハ、悉ク吾々
 同感デアリマス、是等ノ問題ニ付キマシテハ、出来得ル限り地方取締官憲ヲ督勵シマシテ、御趣旨ニ副フヤウ努力

致ス積リデアリマス、唯何分ニモ私娼其モノモ既ニ相當ナ歴史ヲ持ツテ居ル問題デアリマシテ、單ニ一片ノ法令或
 ハ官憲ノ取締等ニ依リマシテ、根本的ニ之ヲ解決ヲ著ケルト云フコトハ中々覺東ナイト云フヤウナ風ニモ考ヘラレ
 マス、併ナガラ出来得ル限り此問題ノ解決ニ當リタイト考ヘテ居リマス、又主トシテ東北各府縣ニ付テ實例ヲ舉ゲ
 テ御述ニ相成リマシタコトニ付キマシテハ、私共モ其二三ノ事項ニ付キマシテハ漠然ナガラ聞及ンデ居リマシタカ
 ラ、ソレレノ關係警察部長ニ質シテ見タノデアリマスカ、警察部長ノ言フ所ニ依リマス、左様ナ事實ハナイト云
 フコトデアリマシタ、此事モ今近藤サンノ御話ノ通り、吾々内務省ガ取調ヲ致シマスル其筋道ハ、現ニ地方デ非違
 ヲ働イテ居ルトアナタ方ガ仰セラレマスル、其官憲ニ付テ調ベルヨリ致方ハナイノデアリマスカ、隨ヒマシテ、
 決シテ自分ガ非違ヲ働イテ居ルト云フコトヲ認メル筈ハナイコトハ、仰セノ通りト考ヘマス、單ニ是ハ公娼制度ニ
 關スル此度ノ非違ノ問題ノミナラズ、或ハ此院内デ常ニ御叱リヲ受ケテ居リマスル人權蹂躪ノ問題デアルトカ、其
 他百般ノ問題ニ付キマシテ、官吏ノ側ガ色々ト非違ヲ働イテ居ルト云フコトニ付テ、吾々ガ極メテ冷靜ニ、嚴正公
 平ニ調べヨウトシマシテモ、只今近藤サンカラ御述ニナツタヤウナ事由ヨリシテ、御疑ヲ受ケルコトガ屢々アルノ
 デアリマス、私共モ其點ハ能ク自覺致シテ居リマスカラ、出来得ル限り真相ヲ突止メル積リデ調査シタノデゴザイ
 マスカ、併ナガラ或ハ御叱リヲ受ケルカモ知レマセヌケレドモ、又當業者ノ側ニナツテ見マス警察ト致シマシテ
 ハ、法ノ命ズル所ニ依ツテ正當ニ權限ヲ行使致シマシテモ、自分ノ營業ニ聊カタリトモ都合ノ惡イ結果ヲ生ジマスル
 ト、遂ニ知ラズ識ラズノ中ニ、自分ノ都合ノ好イヤウナ理窟ノミヲ考ヘテ、皆サンニ御懇ヘニナルト云フヤウナコト

モアラウカト考ヘテ居リマス、是等ノ點ニ付キマシテハ御互ニ其真相ヲ質シテ參リタイト思ヒマス、重ネテ申上ゲ
 マスガ、吾々ハ決シテ公娼廢止ノ方針ノ下ニ、其前衛戰トシテ不當ナル彈壓ヲ加ヘルヤウニト云フヤウナ指圖ヲ致
 シタコトハ絶對ニナイノデアリマス、尙ホ最後ニ近藤サンノ只今ノ御尋デアリマスガ、是ハ近藤サンモ能ク御承知
 ノ通り此問題ニ關係致シテ居リマスル吾々屬僚ノ一言一行サヘモ、非常ナル影響ヲ及ボスノデアリマス、デアリマ
 スルカラ、先程モ私申上ゲマシタル通り、此問題ニ付キマシテハ、此際私ハ内務省ト致シマシテ、從來公娼制度ヲ
 存置スルノ可否、存置スルトスレバ現在ノ如キ制度デ宜シイカドウカ、若シ之ヲ廢止スルトスレバ、廢止後ノ處置
 如何ト云フヤウナ百般ノ問題ニ付テ、慎重審議ヲ重ネテ居リマスルケレドモ、今日尙ホ未ダ結論ニハ到達シテ居ラ
 ナイ、斯ウ云フコトダケヲ申述ベルニ止メテ置キタイト考ヘテ居リマス

○杉山委員 一寸此際此問題ニ付テ、政府ノ御意見ヲ極ク簡單ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、今唐澤局長ノ御言葉
 デ大體判ツタノデアリマスガ、政府ハ公娼制度ノ現在ノ狀態デ満足シテ居ルカドウカ、此一點ヲ伺ヒタイト考ヘマス
 ソレカラ、第二ハ、一寸聞イタ所ニ依リマスト云フト、洲崎ノ遊廓デ四十軒程團體デ廢メタイト云フ話ガアルト云
 フコトデアリマスガ、是ハ先程高橋サンノ御話ノヤウニ、官憲ガ壓迫シテ仕事ガ出來ナイト云フヤウナ結果サウ云
 フヤウナコトニナツタノカ、或ハ自分カラ進ンデサウ云フヤウニ申出テ來タノデアルカ、自分カラ申出テ來タト致シ
 マスナラバ、洲崎ニ於テ他ノ者ガ普通ノ公娼ヲ營業シテ居ツテ、サウ云フ四十軒ノ團體ガ他ノ方面デ致シタイト云
 フコトデアツタラバ、是等ヲ許スノデアアルカドウカ、第三ノ問題ハ、衛生局長ノ先程ノ土屋サンヘノ御答辯ノ中ニ、

此問題ハ花柳病ノ問題ト不可分ノ問題デアル、斯ウ云フ御話ガゴザイマシタガ、ソコデ私ノ伺ツテ見タイト思ヒ
 マス點ハ、公娼制度ノナイ縣、從來カラゴザイマセス縣、サウ云フ縣ト、ソレカラ公娼制度ヲ設置シテ居リマス縣
 ノ、例ヘバ壯丁ナラ壯丁ノ花柳病數ノ比較ガ何レガ多少デアルカ、斯ウ云フ點ノ御調査デアラウト思ヒマスガ
 ラ、サウ云フ點ヲ聽カセテ載キマスナラバ、此問題ニ對スル色々ナ點モ明ニナツテ來マスト思ヒマスノデ、以上三
 點ヲ極ク簡單ニ伺フコトガ出來マスナラバ幸デアリマス

○唐澤政府委員 只今御尋ノ洲崎ノ問題デアリマスガ、洲崎ノコトニ付キマシテモ、是ハ私共耳ニ致シテ居ルコト
 ガアリマス、アリマスルガ、洲崎ト限定致シマシテ御答致シマスルト、或ハ私ノ記憶違ヒ、又私ハ間接ニ承ツテ居
 ルダケデアリマスルカラ、私ノ所ヘ參リマスマデノ間ニ、其ノ間多少誤傳ガアルカモ知レマセヌカラ、是ハ差控ヘタ
 イト思ヒマスガ、今日貸座敷營業ヲ致シテ居リマス者ノ間ニハ、他ニ競争營業ガ澤山出來テ來タ爲ニ、自然ノ社
 會情勢トシテ營業不振ニ陥ツテ立行カナイカラシテ、自然自分デ廢業致シタイト云フ希望ノ下ニ廢業ヲ願出テ居ル
 者モアルト云フ風ニ聞イテ居リマス、是ハ廣ク日本全國ノ間ニサウ云フ風ナ傾向ガアルト聞イテ居リマス、又現ニ
 サウ云フ原因ノ爲ニ廢業致シタ者モアルト云フコトハ聞イテ居リマス、併ナガラ或ハ又他ノ角度ヨリ之ヲ見マスル
 ナラバ、ソレガ警察ノ壓迫ノ爲ニ營業不振ニ陥ツテ、其結果廢業願ヲ出ス、斯ウ云フ風ニ觀察スル者モアリマセウ
 是ハ洲崎ナラ洲崎ト云フ或一ツノ場所ヲ決メテ研究致シテ見マシタ所ガ、何等其真相ハ究明出來ナイコト、思ヒマ
 スルガ、私今日マデ承ツテ居ル所ニ依リマス、今日ノ社會情勢ノ結果、他ノ競争營業ニ壓倒セラレテ、ツイ自然

ニ廢業スルノ已ムナキ状態ニ陥ツタト云フヤウナ場合が多クアルヤウニ承ツテ居リマス

○高橋熊次郎君 唐澤局長カラ只今御答辯ヲ得マシタ、之ニ付テ山形縣、其他諸縣ニ於ケル壓迫干涉ノ事實アリト私ノ申上ゲタ點ニ付テ、ソレハ御調査ヲ至急ニシテ載ケルト云フ御言明ヲ得タト私ハ聽取ツタノデアリマスガ、十分ナル御取調ヲ願ヒタイト思ヒマス、而シテ業者ノ方ニモ、動トモスルト干涉壓迫ノ事實ガアルト云フヤウナ、自分ニ不利益ニノミ解釋スル傾向ハナイトモ限ラナイカラ、オ前ノ方デモ能ク調ベロト仰セラレマシタ、ソレニ付キマシテモ自分ハ萬々間違ハナイト確信ハ致シテ居リマスクレドモ、尙ホ調ベルコトハ必要デアリマス、新シキ事實モ澤山出テ參ルダラウト思ヒマス、共ニ調ベタイト思ヒマス、唯茲ニ御注意申上タイコトガアリマス、唐澤局長ハ其當時其任ニアラレナイノデアリマスカラ、或ハ御分リニナツテ居ラレナイカモ知レヌガ、國際聯盟ノ「ジョンソン」博士ニ對シテ内務當局ガ自ラ指導サレテ御取調ニナツタ其報告書ノ中ニ、此廢娼聯盟ガ如何ナルコトヲシテ居ルモノデアアルコト云フコトヲ「ジョンソン」博士ガ國際聯盟理事會ニ報告スル草案ナリトシテ御當局ノ方ニ送ツテ寄越シタ、之ニ對シ日本ノ「オブザーバージョンソン」ヲ要求シタト云フ千九百三十二年ノ七月三十一日付、東洋方面ニ於ケル兒童婦人賣買ニ關スル取調報告書ト云フモノ、中ニ、日本ニ於ケル廓清會、婦人矯風會、此二ツガ公娼廢止問題ニ付テ輿論ガ高マツタト見テ千九百二十六年ニ於テ合同ヲシタ、合同ヲシテサウシテ茲ニ廢娼聯盟ト云フモノヲ組織シテ、左ノ指導方針ノ下ニ此兩者ガ聯盟ヲシテ働イテ居ルト云フ記事ガアリマス、即チ「同聯盟ハ其ノ事業ヲ」(一)中央運動、(二)地方運動、(三)教育運動ノ三部門ニ分テリ、中央運動トハ、内閣總理大臣、内務大臣、警保

局長等ノ中央政府當局者及貴衆兩院並ニ兩院議員ヲ目的トスル運動ニシテ、過去ニ於テ非常ナル努力ヲ以テ運動ニ從事セリ、地方運動トハ、地方議員並ニ道府縣會議員及地方廳當局者ニ對スル運動ナリ、聯盟ハ最初其力ヲ専ラ中央運動ニ注ギ、政府當局又ハ有力者ニ對シテ代表者ノ陳情政府ニ對スル請願等ヲ爲シタルモ見ルベキ效果ナカリキ、尙ホ數年間ハ此種運動ヲ續ケラレタルモ、何等大ナル印象ヲ與ヘザリキ」報告書ハ更ニ繼續シマス「仍テ聯盟ハ一縣々々ニ目的ヲ達成セントスル所謂地方運動ニ著目セリ、此運動ニ於テハ聯盟ハ遂ニ成功シ千九百二十七年ニハ福島縣、千九百二十八年ニハ秋田縣、千九百二十九年ニハ埼玉縣、千九百三十年ニハ長野縣、富山縣及神奈川縣ノ諸縣會ニ於テ、公娼廢止ニ關スル意見書提出ノ件ヲ可決セラル、ニ至レリ尙ホ群馬縣ニ於テハ千八百九十四年ニ廢娼實施セララル、モ、他ノ各府縣ニ於テハ未ダ實施セラレズ、唯埼玉縣ニ於テハ千九百三十年十二月二十七日ニ其最後ノ貸座敷ハ事實上閉鎖セラレタリ、上述ノ運動ニ依リ示サル、非公式ノ一般輿論ノ外、強キ且ツ漸ク熾烈ナラントスル公式意見、或ル種ノ有力者中存在ス、即チ横濱市ノ所在スル神奈川縣知事ノ左ノ言ニ依ツテ右意見ハ要約セラレ國民及政府ノ一般の方針ハ、國內ニ於ケル公娼制度ノ廢止ニ向ツテ顯著ニ進ミツ、アリ、縣當局モ亦勿論同一ノ方針ニ從ハザルベカラズ、即チ去ル十二月開催ノ縣會ニ於テ、縣下公娼廢止ニ關スル決議ハ全會一致ヲ以テ可決セラレタリ、右ハ勿論公娼存続ニ直接反對セル縣民ノ意嚮乃至感情ヲ表示セルモノナリ尙ホ縣會ガ此決議ヲ可決セル理由如何ニ對シテ知事ハ第一ニ公娼制度ハ人道的精神並ニ世界ノ道德水準ニ反ス、第二ニ斯ル制度ノ存続ハ國家ノ名譽ト威信保持上認ム能ハザル所ナリ、第三ニ其存続ハ社會政策的見地ヨリ見テモ、亦許スベカラズ」ト答ヘタリ

云々」斯ウ云フヤウナコトガ右報告書草案ニ記載サレテアルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、此運動ハ、中央ニ於ケル運動ハ成功シナカッタ、ソレデ方向ヲ轉換シテ、一縣々々ヲ風潰シニスル運動、方向ヲ向ケタ、所謂地方運動ニ移ツテ、是ハ成功シタ、其當時吾々屢々御當局ニモ申上ゲテ居ツタノデアリマスガ、「我國ニ於テ十三府縣ハ弱イカラ、之ヲ風潰シニシヨウ」ト廢娼聯盟ノ人々ガ揚言シツツアツタト云フコトガ是デアリ、又内務當局ノ一角カラ洩レタト世間ニ傳ヘラルノハ、今尙ホ八府縣ハドウシテモ挺デモ動キサウモナイガ、其爾餘ノモノハ之ニ誘導ヲシ、多少抑壓ノ手加減ヲ加ヘルト云フト、廢娼ニ導キ得ルダラウト言ハレテ居ルト云フノデ、戒心ヲ要スルトシテ、此問題ニ關係ヲ有スル者ハ非常ニ焦慮ヲ致シテ居ルノデアリマス、指導精神ハ何處ニアツタカト云フト、此調査委員「ジョンソン」博士ガ千九百三十二年七月三十一日付報告書ノ草案ヲ送り越シ、此草案ニ對シテ日本政府ノ「オブザアベーション」即チ意見ヲ要求シテ參ツタ、其書類ガ明ニ是等ノ事實ヲ物語ツテ居ルダラウ、是ト今回ノ色々ナ地方ニ起ツタ所ノ忌ハシキ問題トヲ照合スル時ニ於テ、私ハ更ニ局長竝ニ大臣ノ十分ナル之ニ對スル戒心ト用意トヲ要望スルノデアリマス、而シテ人民ノ安心スルヤウニ、我國民ノ保健ノ上ニ於テ、風紀維持ノ上ニ於テ、過誤ノナカランコトヲ十分ニ注意シテ戴キタイ、殊ニ衛生ニ關スル限リハ、衛生局長ノ機能ト云フモノヲモツトハツキリ致シテ、地方官ニマデ此勢力ヲ波及シテ、十分ナル私ハ御威光ヲ其方面ニ擴張サレンコトヲ切ニ希望シテ置キマス

○杉山委員 先程ノ私ノ質問ノ第二問ニハ御答ヲ得マシタガ、第一問ト第三問ハ御答ヲ戴キマセマカラドウゾ……

○岡田政府委員 杉山サンノ御質問ニ御答致シマス、所謂公娼制度ヲ廢止致シマシタ地方ニ於キマシテモ、或ル種ノ接客業者ニ對シマシテハ、或ル種ノ檢査制度ヲ行ツテ居ルノデアリマシテ、放任シテアル譯デハアリマセヌ、サウ云フ地方ニ於ケル花柳病ノ成績デアリマスガ、此處ニ詳細ナ數字ヲ持ツテ居リマセヌノデ、御答申上ゲ兼ネマスケレドモ、最モ歴史ノ古イ群馬縣ニ付テ申上ゲマスレバ、最近壯丁ノ成績ニ現レタ花柳病ノ關係ハ、比較的良好デアルト申上ゲテ宜イト思フノデアリマス、併ナガラ此事ハ公娼制度ヲ廢止シタ故ニ、サウ云フ良結果ニナツタト結論スルコトハ、是ハ非常ニ危險デアルト考ヘルノデアリマシテ、色々ノ原因ガアルダラウト考ヘラレルノデアリマシテ、ソコニ因果關係ヲ以テ御答ヲスル譯デハアリマセヌ

○橋本政府委員 先程杉山サンカラ御尋ノ、第一點ノ御答ヲシテナカツタヤウデアリマスカラ、私カラ申上ゲマス、内務當局ハ今ノ公娼制度ニ満足シテ居ルノカ、斯ウ云フ御趣旨ノ御尋デアツタト推察致シマス、是ハ先程局長ヨリ御答申上ゲマシタ中ニ、現在ノ公娼制度ヲ此儘存置スベキカ、又存置スレバ其儘デ宜イカ、又存置スベカラザルトスレバ、其廢止シタ爾後ノ措置ハソレデ宜シイノカ、斯ウ云フ意味ノコトヲ申上ゲテゴザイマス所デモ御分リデアラウト思ヒマスガ、若シ存置致シマスレバ、今ノ制度デ宜イカ、斯ウ云フ意味ハ、即チ取締ノ方面カラ申シマシテ、即チ娼妓ノ待遇、保護ノ見地カラ致シマシテモ、乃至ハ貸座敷内部ノ、貸座敷其モノト娼妓制度ト區分ガアルカモ知レマセヌガ、兩者ノ間ニ密接ノ關係ガゴザイマスノデ申上ゲマスガ、貸座敷内部ノ設備、其他衛生保健ノ點ガ、現在ニ於テ其儘デ宜イカト申シマス、當局ニ於テハ、若シ公娼制度ヲ、今後長ク存置致スト致シマ

スレバ、尙ホ改善ヲ加フベキモノ多クアルデハナイカト存ジマス、併ナガラ今ノ所ニ於キマシテハ、檢査其他室内ノ設備等ニ付キマシテ、現在ヨリ以上ノ要求ヲ當業者ニ要求致シマスコトハ、當業者ノ經費其他ノ點モ考慮致サナケレバナリマセヌカラ、當局ニ於キマシテ、現在ノ制度ノ儘デ満足ハ致シテ居リマセヌト致シマシテモ、サウ云フヤウナ點モ考慮ニ加ヘナケレバナラス、斯ウ考ヘテ居ル譯デアリマス

○岡田委員 相當公娼制度問題ニ付キマシテハ論議ガゴザイマシタガ、尙ホ多數ノ之ニ對スル質問ガアリ、意見ヲ吐露セントスル方モアルヤウデアリマス、大體ニ於テ政府ノ御方針モ窺ヒ得タト考ヘルノデアリマス、何分公娼制度ト申シマスルト、一ツノ遊興上ノ問題ノヤウニ申シテ居リマスルケレドモ、國民全體カラ申シマスルト、此事ハ保健衛生ノ上カラ申シマシテモ、又風紀上ノ方面ヲ考ヘマシテモ、是ハ餘程重大ニ扱ハナケレバナラスノデアリマス、事ハ我國ノ獨自ノ立場ニ於テ聯盟ヲ脱退シタ、ソレ等ニモ關聯ノアルヤウナ、謂ハゞ世界的關係ヲ持ツテ居ル事柄デアリマス、而シテ現在許可ヲ與ヘテアル所ノ此地方ノ業者ニ對シテ、非常ナ彈壓ヲ加ヘ、又見様ニ依リマシテハ干涉壓迫至ラザルナキ地方モ見受ケルノデアリマス、此思切ツタ、所謂程度ヲ越シタ取締ノ有様ヲ見マスト云フト、或ハ中央政府カラシテ特ニ何等カノ、所謂命令デモアツタノヂヤナイカト思ハル、ヤウナ節モ考ヘラル、ノデアリマスケレドモ、段々實情ヲ御伺致シマスルト、左様ナコトハ一種ノ疑デアツテ、決シテ左様ナコトハナイ、是ハ地方ノ、殊ニ多數ノ警察部長ノ中ニハ、時ニ自分一個ノ所謂理想ノ點カラ、色々ト方針ニ其現レガアツタモノト見ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、故ニ取締ハ相當ニシテ行カナケレバナラスモノデアリマスルケレドモ、餘リ埒

ヲ越エタヤウナ向ニ對シテハ、相當ノ之ニ對スル警告ヲ爲サレンコトヲ望ンデ置ク者デアリマス、而シテ尙ホ色々々茲ニ問題ハゴザイマスルケレドモ、此人道問題ナドニ付テ、マダ論議ガ盡サレテ居ラヌヤウデアリマスルガ、此人道問題ト云フ方面カラ申シマスルト、寧ろ極端ナ兩端ガアルノデアリマシテ、一面此制度アルガ故ニ、一家ノ離散ヲ之ニ依ツテ救ヒ得タリ、親兄弟ノ病難ヲ之ニ依ツテ少クシ、或ハ沈淪シタル一家ヲ再起更生セシメル上ニ於テ、兄弟等ヲ修業ノ途ニ就カシメタト云フヤウナ、此一面カラ見ルト、洵ニ吾々ハ、厭フベキ事柄デハアルケレドモ、又美シイ點モ此中カラ見出シテ居ルノデアリマス、是ハ寧ろ人道上カラ申シマシテ、此制度アルガ故ニ無資無産ノ者ガ、此域ニ這入ツテ行クコトガ出來タト云フ點ニ付テハ、是モ亦考ヘナケレバナラスコトデアラウト思フノデアリマス、只今一括セラレテ居リマシテ、一方ハ貸座敷業者取扱ニ關スル件、今一ツハ公娼制度存置ニ關スル件デアリマスルガ、此貸座敷業者取扱ニ關スル件ニ付キマシテハ、紹介議員及ビ委員ガ列舉シテ申上ゲタ方針ニ對シテ政府當局ハ全然御認メニナラナイ節ガ多イノデアリマスルカラシテ、尙ホ是ハ實査ヲシナケレバナラス、當局ニ於テモ十分御取調ガ必要デアラウト思ヒマス、故ニ之ヲ暫ク延ベテ置キマシテ、此四十六ノ公娼制度存置ニ關スル件ハ外ニ尙ホ多數全國カラ請願サレタ案件ガアリマシテ、其紹介議員モ數十名ノ多キニ達シテ居ルノデアリマスカラ、是ハ直チニ採擇ヲ致シタイト考ヘル者デアリマス、デ固ヨリ此公娼制度ナント云フコトニ付テハ、海外ニ向ツテ云々ト云フヤウナコトモアリマスルケレドモ、寧ろ此公娼制度ト云フヤウナモノハ、避雷針ノヤウナモノデアツテ、是ハ決シテ良イトハ思ヒマセヌケレドモ、是アルガ故ニ危險ナコトモ、或ハ醜イコトモ、皆蔽ヒ得ルコトデア

リマシテ、寧ろ此避雷針ハ雷ヲ除ケルノデナクシテ、雷ヲ呼付ケルノデアアル、而シテ所謂其雷ヲ厭フ所デアアルカラシテ、成ベク一方ニ片付ケテ置カナケレバナラヌ、此意味ニ於テ、私ハ公娼制度ハ避雷針ト同ジ働ヲ爲スモノデアルト考ヘルノデアリマス、ドウシテモ此公娼制度ハ當分トカ、或ハ考慮中デアルト云フコトデナクシテ、永久的ニ、所謂我國ノ一ツノ良イ制度デアツテ、今世界的ニ此制度ヲ研究シテ、段々此制度ニ倣ハントスル國ガ多數出來タト云フコトハ尤ナコトデアルト思フノデアリマス、故ニ本請願ハ、議論ハ多數殘ツテ居リマスケレドモ、採擇スルコトニ付テハ各位ニ於テ少シモ御異論モナカラウト思ヒマスルカラシテ、二案一括シテ議題ニ上リマシタガ、此中、日程第四十五、貸座敷營業者取扱ニ關スル件、是ハ保留致シマシテ、第四十六ノ公娼制度存置ニ關スル件ハ、直チニ採擇ニ致シテ置キタイト思ヒマス

(「贊成」呼フ者アリ)

○山本委員長 ソレデハ第四十六、公娼制度存置ニ關スル件ハ、採擇ニ決シマシテ差支アリマセヌカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○山本委員長 左様決定致シマス、第四十五ハ次ノ機會ニ延期致シマス

衆議院請願委員會會議錄(速記)第十一回
貸座敷營業者取扱ニ關スル件(一)

昭和十年三月八日午後二時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長	山本 慎平君		
理事	川手 甫雄君	理事	立川 平君
理事	林 平馬君	理事	川橋 豊治郎君
理事	菊池 良一君	理事	塩 月 學君
	勝田 永吉君		荒川 五郎君
	仁田 大八郎君		高橋 泰雄君
	田尻 藤四郎君		伊 禮 肇君
	中川 觀秀君		近藤 壽市郎君
	佐々木 家壽治君		土屋 清三郎君

沼田嘉一郎君
 原 淳一郎君
 野 方 次郎君
 海 野 數馬君
 實岡半之助君
 熊谷五右衛門君
 佐藤 與一君

中野 寅吉君
 伊藤皆次郎君
 則井萬壽雄君
 山下 谷次君
 服部 岩吉君
 林 田 操君

出席政府委員左ノ如シ

内務參與官 伯爵 橋本 實斐君
 文部參與官 山 榊 儀重君
 農林省經濟更生部長 小平 權一君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議 員	佐藤庄太郎君	同	菅野善右衛門君
同	大竹貫一君	同	中野種一郎君
同	安藤正純君	同	名川侃市君

同 丸山浪彌君

内務書記官 中野與一郎君

○山本委員長 開會致シマス、第二分科第十、貸座敷營業者取扱ニ關スル件ノ御審議ヲ願ヒタウ存ジマス——紹介議員佐藤庄太郎君

○佐藤庄太郎君 此請願ハ前會ニ審議保留ニナツタノデアリマス、警保局長モ出テ居ラレタガ、ドウモ答辯ガ要領ヲ得ナイ、ソレガ爲ニ決定シナイノデ今日ニ至ツテ居ルノデアリマス、其時モ私ハ申上ゲマシタガ、今ノ内閣ガ出來テカラ後、此貸座敷營業ノ取扱ト云フモノハ頗ル慘酷、法規ニ依ツタ取扱デナイ、即チドウシテモ此貸座敷營業ト云フモノヲ全滅セシメズンバ止マズト云フ取扱ニナツテ居ルコトハ、前回申上ゲタ通りデアリマスガ、殊ニ近來ニナリマシテ、山形縣デハ猛烈ニ此貸座敷營業ヲ廢止セシムル方策ヲ執ラントシテ居リ、甚シキハ營業ノ出願ヲ許可シナイバカリデナク、此貸座敷營業ヲ爲シテ居ル者ノ家ニ巡查ヲ每晚派出シテ置イテサウシテ其遊廓ニ入ルコトノ出來ナイヤウナ取扱ヲシテ居ルノデアリマス、更ニ進ンデ最近ニナリマシテハ、私ノ福島縣マデソレガ及ンデ來テ居ルノデアリマス、現ニ法規ガ娼妓ヲ認メテ居ツテ、サウシテハ國民衛生ノ上ヨリ見テモ必要ナリトシテ多年營業シテ居リ、且ツ國民モ是ガ必要ナル事ヲ認メテ居ル、又衆議院ノ院議モ既ニ決シテ、公娼ハ存置スベシト云フコトニナツテ居ル、然ルニ此扱ヒト云フモノヲ法規ニ於テ禁止スルニ非ズ、取扱ニ依ツテソレヲ禁止シテシマフト云フコトハ、頗ル陰險ナ遣リ方デアル、當業者ノ困ルコトハ勿論ノ話デアリマスガ、國民衛生ノ上カラ言フテモ、

私娼ヲ獎勵シテ貸座敷營業ヲ止メサセルト云フヤリ方ハ、甚ダドウモ感服出來ナイ、吾々ハ公娼ノ存置論者デア
 コトハ勿論デアリマスガ、ソレデ左様ナ扱ヒハ政府ノ命令ニ依ツテスルノデアルカ、或ハ地方ノ警察部長等ノヤル
 仕事デアルカ、ソコノ所ガ分ラヌ、兎モ角モサウ云フ慘酷ナ扱ヒヲシテ娼妓ヲ全滅セシメ、貸座敷營業ヲ全滅セシ
 ムルト云フコトハサセナイヤウニ願ヒタイト云フ請願ノ趣旨デアリマス、サウシテ是ガ現ニ其通りニ各地方ノ警察
 部長ガ行ツテ居ルノデアリマスカラ、左様ナ扱ハスルナ、法規ニ依ツテ正シイ扱ヒヲシロト云フコトヲ、政府カラ
 改メテ地方廳ニ通知シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ譯デアリマス、政府當局ハ果シテサウ云フ扱ヒヲスルノハ宜シクナイ
 ト云フ通牒ヲ出ス御意思ガアルカドウカ、御意思バカリデナク、ヤツテ下サルカドウカト云フコトヲ一ツ御伺ヲ致
 シタイノデアリマス、此間警保局長ノ答辯デハ更ニ要領ヲ得ナイ、ソレハ東北地方ハ娘賣ナント云フコトガアルニ
 依ツテ、其地方ノ取締ヲ警察ガサウ云フ扱ヒヲシタデアラウト云フコトヲ言ツテ居ルダケデ、是カラサウ云フ扱ヒ
 ナクスルト云フコトハ一言モ言葉ノ中ニ入ツテ居ナイ、吾々ハソレデハ満足スルコトガ出來ナイノデアリマスカ
 ラ、ドウカ政府ノ所信ノアル所ヲハツキリ、即チ地方廳ニサウ云フ扱ヒヲスルナト云フ通知ヲ出シテ戴クコトガ出
 來ルカ出來ナイカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス

○中野内務書記官 貸座敷營業者ノ取締ト云フ點ニ付キマシテハ先日モ色々御話ガゴザイマシタシ、只今モ御話ガ
 アリマシタガ、申上ゲル迄モナク、貸座敷營業者ハ法規ニ依ツテ許可サレテ居ルノデアリマスケレドモ一面又或ハ
 保健衛生上或ハ一般ノ風紀上色々警察トシマシテハ取締ヲナサナクチャナラヌノデアリマスルシ、又貸座敷ノアリ

マス所ハ場所柄トシテ色々ノ人間ガ集マル所デアリマシテ、自然公安上カラ亦警察トシテハ十分ニ注意ヲ加ヘナケ
 レバナラス所デアリマス、隨テ必要ノアリマスル場合ニハ、地方ノ警察當局トシマシテモ、相當此貸座敷方面ニ付
 テハ必要ニ應ジテ取締ヲ爲シテ居ルト思ヒマス併シ其取締ガ或ル別ノ目的ノ爲ニ、其必要カラ取締ヲスルト云フコ
 トデアリマシテハ、是ハ面白クナイノデアリマシテ、具體的ニ申シマスレバ、公娼廢止ト云フコトヲ前提ニシテ、
 其目的ヲ達センガ爲ニ必要ノナイ所マデ不當ナ警察力ヲ用ヒマシテ取締ヲスルト云フコトハ、是ハ感心セヌコトデ
 アルト思ヒマス、固ヨリ地方ニ於キマシテモサウ云フ或ル一ツノ別ノ目的ヲ以チマシテ、貸座敷營業者ニ對シテ取
 締ヲシテ居ルト云フコトハナイト思ヒマスルガサウ云フ風ニ法規ノ根據ニ基カズシテ、他ノ何等カノ目的ノ爲ニ貸
 座敷營業者ニ對シテ不當ノ取締ガアリマシテハ、是ハ固ヨリ私共トシマシテモ感心シナイコトデアリマス、先日モ色
 ヂノ御話ガゴザイマシタノデ、實ハ調査ハ致シテ居リマスルガ、先達テ御話ニナリマシタノハ非常ニ廣汎ニ亙リ且
 ツ具體的ナ問題デアリマシテ、サウ簡單ニモ調ガ付カヌノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、私共トシテ
 ハ調査ハ致シテ居リマス、併シ今申上ゲマスル通り、地方ノ警察當局ニ於キマシテ公娼廢止ノ前提ノ爲ニ、ソレヲ無
 理矢理ニ達スルガ爲ニ不當ニ警察力ヲ用ヒテ居ルト云フコトハナイト思フノデアリマス、又サウ云フコトハアツテ
 ハナラヌノデアリマシテ、將來ニ於キマシテモサウ云フコトノナイヤウニ、私共ト致シマシテハ出來ルダケ努力ヲ
 致ス次第デアリマス

○佐藤庄太郎君 御話ハ分リマシタガ、現ニ山形縣、福島縣ニモアルノデスガ、十箇月モ前カラ營業許可ヲ得タイ

ト云フノ出願ヲシテ居ル者數十人、然ルニ警察ハ之ニ對シテ調査々々ト稱シテ、サウシテ許可ヲスルデモナク、又許可ヲシナイデモナク愚圖々々シテ居ツテ、サウシテ樓主ニ向ツテハ私娼營業者ノヤウニシナイカト云フコトヲ、手ヲ替ヘ品ヲ替ヘテ懲罰ヲ爲スト云フヤウナ状態ニナツテ居ツテ洵ニ困ル、困ルコトニ付キマシテ調査ヲ致シテ見マシタ所ガ、十箇月モ前ノ出願ヲ調査ガマダ届カナイトシテ許可ヲシナイ、ソレガ一人二人デナク、數十人出願シテ居ルノニ許可シナイ、即チ現内閣が出来タ後唯一人ノ許可モシナイト云フ状態ニナツテ居ル、是ハ全ク故意ニ或ル目的、即チ廢娼ヲ前提トスル爲ニ許可ヲ與ヘナイノダト想像スルヨリ外ニ途ハナイノデアリマス、警察ニ依ツテ果シテ許可ヲ與ヘルベキモノデアルカドウカ、即チ出願ヲシテ來タ者ニ對シテ許可ヲ與ヘルベキモノデアルカドウカト云フヤウナ取調ハ兩三日——數日ヲ過ギレバ悉ク出來ル管デス、然ルニ八箇月モ十箇月モ保留シテ許可ヲシナイデ居ルト云フコトハ、ドウシテモ或ル目的ノ爲ト想像スル外ハナイ、且ツ警察當局ガモウ私娼ノ營業者ニ入ルガ宜イデハナイカ、即チ料理屋トシテ、サウシテ娼妓ヲ酌婦ニ變ヘル方ガ宜イデハナイカト現ニ懲罰ヲシテ居ルノハ、或ル目的ノ爲ニ、即チ廢娼ヲ前提トシテノ其目的ノ爲ニサウ云フ扱ヒラシテ居ルト見ルヨリ外ハナイ、事實サウデスカラ、廢娼ヲ目的トシタル取扱ハシテハイケナイト云フ通牒ヲ内務省ノ方カラ地方官ニ、即チ警察部長ナリ其他ノ方面ニ出シテ貰ヒタイト思フノデス、是ハ或ル目的ノ爲ニ扱ヒラシテ居ルノデハナカラウト想像スルト云フ政府委員ノ御答辯デアルケレドモ、事實ハドウシテモ公娼廢止ヲ目的トスル爲ノ取扱ト見ルヨリ外ニナイ状態デアリマス、十箇月モ八箇月モ前カラノ出願者モ數十人ノ出願者ニ對シテ一人モ許可シナイデ居ルト云フヤウナ状態ハ、

何トシテモ是ハ或ル目的ノ爲デ、唯ノコトデハナイ、警察ニ於テ調ガ付カナイト云フコトハナイノデス、五日カ十日モ経テバ、大概ノモノハ取調ガ付ク、而モ數十人ノ出願ニ向ツテ一人モ許可シナイト云フコトハドウシテモ或ル目的ガアツタト思フノデス、是ハ何ト御考ニナリマセウカ、今迄ハサウ云フコトガアツテモ仕方ガナイカラ、是カラハサウ云フ取扱ハシナイト云フコトヲハツキリト仰シヤツテ下サレバ、私共ハ満足スルノデアリマス、諄イヤウデアリマスケレドモ、今一應御答辯ヲ願ヒマス

○中野内務書記官 此娼妓名簿登録ノ申請ガアリマシタ場合ニ、警察官廳ト致シマシテハ、其調査ニ付キマシテハ非常ナ慎重ナ態度ヲ取ツテ居ルノデアリマス、ト申シマスノハ娼妓稼業ガ特別ナ稼業デアリマシテ、其個人ニ取リマシテハ是ハ一身上ノ重大ナ問題デアリマス、輕々ニ之ヲ詮議シテ許否ヲ決スルト云フコトハ眞ニ警察當局トシテモ慎重ナケレバナラヌノデアリマス、是ハ申上ゲルマデモナイコトデアリマスルガ、色色ノ方面カラ慎重ニ調査ヲ加ヘマシテ、萬已ムヲ得ナイ、警察ガドウシテモソレハ許可シナケレバナラヌト云フ場合ニミ登録ノ手續ヲ執ツテ居ルノデアリマス、殊ニ東北方面ハ昨年カラ非常ナ冷害ガアリマシテ、ソレガ爲ニ随分悲惨ナコトモ起ツテ居リマス、自然身賣リト云フヤウナ問題ガ起キテ來ルノデスガ、併シ是モ出來レバ他ノ方法ニ依ツテ救済ヲシテ、サウ云フ稼業ニ入ルコトヲ防グト云フコトハ、或ル程度マデ吾々トシテモ考ヘナケレバナラヌコトデアリマス、或ハ娼風會トカ、其他民間ノサウ云フ方面ニ關係シタ團體等デハ、此身賣防止ニ付テハ随分努力ヲ拂ツテ居ルノデアリマスカラ、警察ニ於キマシテモ矢張色々ノ點ヲ考慮シマシテ、斯ウ云フ稼業ノ性質上、眞ニ已ムヲ得ナイト云フ場合

ニノミ登録ヲ許可シテ居ル、斯ウ云フヤウナ次第デアリマス、隨テ單純ナ、外ノ營業ノ許可ト違ヒマシテ、可ナリ日數ヲ要スルノデアリマス、其日數ガドレ位ガ長イカ、ドレ位ガ短イカト云フコトハ、是ハ一寸此處デハ判定モ付キ兼ネルノデアリマシテ、場合ニ依リマシテハ可ナリ長イ日數モ必要トスルノデハナイカト思ヒマス、併ナガラ唯漫然ト日ヲ過ストカ、或ハ又他ニ何等カノ意味ガアリマシテ、無理ニ其決定ヲ遷延スルト云フコトハ、是ハ感心シナイコトデアリマスルシ、又現在ニ於キマシテモサウ云フコトハヤツテ居ラヌコト、思ヒマスガ、サウ云フ風ナ意味ノ、他ニ一ツノ目的ガアリマシテ、ソレカラシテ其許否ガ後レテ居ルト云フヤウナコトデハ、私共モ感心シナイト思ヒマスカラ、サウ云フ點ニ付テハ將來ニ於キマシテモ、十分注意ハ致シタイト思ツテ居リマス

○佐藤庄太郎君 十分注意スルト云フ御話ハ分リマシタガ、現ニサウ云フ扱ヲシテ居ル所へ、内務省ノ方カラサウ云フ扱ヲシテハ宜シクナイ、唯法規ニ依ツテ扱ヲセヨト云フ注意ナリ通牒ナリヲシテ下サルト云フコトハ出來ナイノデアリマセウカ、娼妓登録ノ許可ヲスルノニ、慎重ニ調査ヲ要スルコトハ私共モ認メマス、ケレドモ八箇月モ十箇月モ數十人許可シナイデ置クト云フヤウナコトハ、故意デナイト言ツテモ、私共ハ故意デナイトハ認メラレナイ、ダカラサウ云フ扱デハイケナイト云フ通牒ヲ出スト云フコトニシテ載キタイ、是ガ私共ノ切ニ望ム所デアリマスガサウ云フコトデハナイ管ダト云フコトナラバ、山形縣ニ於テ又福島縣ニ於テ、何時出願ガ何人アツテ、何箇月掛ツテ之ヲ許可シテナイト云フコトノ御調ヲシタ上デ、ハツキリシタ答辯ヲ受ケテモ宜シイノデアリマス、是ハ私ノ方デハ調ヲ持ツテ居リマスケレドモ、左様ナ扱ヲ今マデハシテ居ツテモ、是カラハサセナイト云フナラバ是デ覺ヲ付

ケテモ宜イノデアリマスガ、サウ云フ扱ハシテ居ラナイ管ダト云フコトデハ私承服出來ナイ、山形縣デ多數ノ登録ヲ出願シタモノニ對シテ、一人モ許可ヲシナイト云フコトハ御認ニナツテ居ルモノデアリマセウカ、其處モ一寸伺ツテ置キタイ

○中野内務書記官 山形縣ノ實例ニ付キマシテハ、實ハ此間高橋サンカラモ詳シク御話ガアリマシテ、私共ノ方デハ速記録ヲ見マシテ今調ベテ居ルノデアリマスガ、元來娼妓名簿登録ノ關係ハ地方廳デヤツテ居リマシテ、一々内務省ノ方ニ報告モアリマセヌノデ、果シテ今迄ノ狀態ガドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フコトハ是ハ私共トシテハ分ラナイノデアリマス、此間モ色々御話モアリマシタカラ、調査ハ致シテ居リマスガ、何分非常ニ廣汎ニ亙ツテ居リ、又色々具體的ノ問題ニ付テノ御話デアリマシタノデ、早急ニ其調査モ出來ヌト云フ關係ニアルノデアリマス、唯繰返シテ申上ゲマスケレドモ、或ル一ツノ目的ヲ以テソレガ爲ニ不當ニ警察力ヲ用ヒテ居ルトカ、或ハ警察處分ヲ遷延セシメテ居ルトカト云フコトハ、私共トシマシテハナイト考ヘテ居ルノデアリマスガ、併シ其點ハ今調査致シテ居ル次第デアリマス

○近藤委員 此問題ハ此間モ高橋君カラ縷々述べラレタシ、證據ヲ擧ゲラレテ政府當局ニ向ツテ述べラレタ點モ澤山アツタノデアリマスガ、今政府當局ノ佐藤君ニ對スル説明ト云フカ、或ハ御説ヲ承ツテ見ルト云フト、ドウモ政府委員ノ御言葉ハ、アル管ガナイト云フコトヲ前提ニ置イテ言ハレルコトデアリマスカラ紹介議員タル佐藤君ノ言フ所ノ言葉トハ、大變私共第三者ノ立場ニアツテ聽イテ見ルト、言葉ガ生温イ點ガアル、ソレ等ハ能ク調査ヲスレ

バ、幾日モ掛ルモノデハアリマセヌカラ、此際此問題ヲ次ノ會議迄延シテ、サウシテ政府モ能ク調査ヲ遂ゲテ答ヘラレルヤウニシタイト思ヒマス

○山本委員長 御諮り致シマス、只今ノ近藤君ノ次回迄延期スルノ勸議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○山本委員長 延期ニ決定致シマシタ

○中野(寅)委員 此次ニ調査ガ濟マヌト云フト、又延期シナクチャナラヌカラ、委員長ヨリ必ズ調査ヲシテ其返事ヲ取ルヤウニ、能ク政府ニ注意シテ戴キタイ

○山本委員長 承知致シマシタ



衆議院請願委員會議錄(速記)第十二回

貸座敷營業者取扱ニ關スル件(二)

昭和十年三月十三日(水曜日)午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

委員長	山本 慎平君	理事	川手 甫雄君
理事	岡田 伊太郎君	理事	林 平馬君
理事	立 川 平君	理事	勝 田 永吉君
	山本 莊一郎君		杉 山 元治郎君
	荒 川 五郎君		田 尻 藤四郎君
	仁 田 大八郎君		米 田 規矩馬君
	伊 禮 肇君		中 川 觀秀君
	中 井 川 浩君		

大藏事務官

尾 關

將 支 君

商工書記官

永 田 彦 太 郎 君

(公娼問題ニ關係ナキ部分省略)

○佐々木委員長代理 次ニ日程第八、貸座敷業者取扱ニ關スル件、文書表千七百九十三號、右ヲ議題ニ供シマス

○沼田委員 是ハ既ニ紹介議員ガ紹介セラレテ居ラレルコトデアリ、又是ニ對スル種々ナル質問應答ガアツタモノト思フノデアリマスガ、私缺席致シマシタ結果、要領ヲ得ナイ點ガアリマスノデ、此機會ニ政府ニ御尋致シタイト思フノデアリマス、ソレハ都下新聞紙ヲ見マス、一回ナラズ二回ニ亘ツテ、昨年カラ本年ニ亙リマシテ、政府ハ貸座敷業ヲ廢シテシマツテ、料理業ニシテ、娼妓ヲ以テ女給トスル、斯ウ云フ計畫ヲ目下立案中デアリマシテ、今年度内ニハ是ノ起案ヲ得テ、實施ヲスル覺悟ヲ以テ用意シテ居ラレルト云フコトガ、新聞ニ出テ居ルノデアリマスガ、果シテ左様ナ計畫ヲナサレツ、アルノデアリマセウカ、此際ハツキリシタ御答ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

○橋本政府委員 御答申上ゲマス、仰セノ通り近頃再三新聞紙上ニ、政府ニ於キマシテハ四月一日ヨリ公娼制度ヲ廢止シテ、之ニ代ヘルニ貸座敷業ヲ料理屋トシ、娼妓ヲ給仕女ト申シマスカ、ソレニ代ヘルト云フヤウナ記事ガ、新聞紙面ニ現レルノデゴザイマス、而モ都下ノ相當有力ナル新聞紙ニ現レテ居ルノデゴザイマス、此點ニ關シマシテハ政府ト致シマシテモ、如何ナル理由ニ依リマシテ、斯ル記事ガ再三紙上ニ現レマスルカラ、非常ニ訝シク思ツテ居ル次第デアリマス、政府ニ於キマシテハ、抽象的ニ從來ノ公娼制度ヲ此儘ニシテ宜シイカ、或ハ否カト云フコトニ付キマシテハ、從來ノ委員會ニ於キマシテ再三申上ゲマシタガ如ク、絶エズ研究ハ致シテ居リマスガ、只今御

尋ニナリマシタヤウニ、具體的ニ四月一日カラ公娼制度ヲ全國的ニ廢止スル、斯ル案ヲ用意研究シテ居ル次第デハ毛頭ゴザイマセス、此點ハハツキリ申上ゲテ置キマス

○佐藤庄太郎君 此請願ハ私ガ其紹介議員デアリマスガ、前回東北地方、青森縣、竝ニ山形、福島等ニ於テ、此娼妓稼業出願ニ對シテ、八箇月モ、九箇月モ、十箇月モ許可ヲシナイ、サウシテ其儘扱ツテ居ル、斯ウ云フコトデ、殊ニ甚シキニ至ツテハ許可ヲ容易ニ與ヘナイ、娼妓業者ハ料理屋酌婦業者ニ變ルベシト云フコトニナツテ、此娼妓業者ヲ廢セシメント欲スルヤウナ取扱ヲシテ居ルガ、其取扱ヲ是正シテ貰ヒタイト思フ、長年公娼制度ヲ認メテ、現ニ營業サレテ居ツタモノハ、其通り今後モ持續シテ置ク方ガ、國民衛生ノ上カラモ必要ナリトシテ、吾々ハ之ヲ主張シテ政府ニ其所信ヲ聞イテ居リマス、然ルニ政府ハ出願スル、即チ娼妓稼業ヲ出願スル、其出願ニ對シテ四箇月モ許可ヲ與ヘナイ、調査ニ名ヲ假リテ、サウシテ是ハ取下ゲト言ハンバカリノ態度ニ出テ居ル状態デ、一軒毎ニ風潰シニ、此公娼ヲ廢止セント欲スル如キ取扱ヲシテ居ル、此實情ニ憤慨シテ、斯様ナ取扱ハシテ貰ヒタクナイ、在來ノ通りニ取扱ツテ、出願スレバ相當ニ調査ヲシテ、許可ヲスルト云フヤウニシテ貰ヒタイト云フ、此請願デアルノデアリマス、是ハ現ニ山形縣ニ於テモ、昨年七月カラ出願シタル數十人ノ者ニ對シテ、一人ノ許可モナイ、名ヲ調査ニ假リテサウシテ裏カラハ警察當局ガ、斯様ナ出願ハ取消スベシ、私娼ノコトニシ、酌婦ト云フコトニシテ、料理屋ニ轉業スベシト恣意スルヤウナ態度ニ出テ居ル、ソコデソレヲヤツテ居ルコトハ宜シクナイカラ、左様ナコトハシテ貰ヒタクナイト云フ、此請願デアルコトハ屢々委員會デ申上ゲタ通りデアリマス、サウシテ前回

ニ於テ警務課長ハ、左様ナ取扱ハ山形縣並ニ福島縣ニ向ツテ致シテ居ラナイ筈デアアル、斯ウ云フ御話デアリマスケレドモ、吾々ハ之ヲ實際ニ左様ナ取扱ヲシテ居ルコトヲ目撃シテ居ルノデアリマス、現ニ一々之ヲ擧ゲテ語ルコトガ出来ルノデアリマス、併シ政府當局ハサウ云フ取扱ヲシテ居ナイト云フナラ、果シテサウ云フ取扱ヲシテ居ラナイカドウカ、之ヲ内務省ヨリ調査ヲシテ、其實況ヲ語ツテ戴キタイ、若シ今此處デ答辯ガ出来ルナラバ、今願ヒタイト申上ゲタ、所ガ此調査ハマダアリマセヌカラ、何レ調べマスト云フコトニシテ、本案ヲ探探スルヤ否ヤト云フコトヲ決スルコトハシナイデ、今回ニ延期サレタモノデアリマスガ、内務省ハ果シテ其調査ヲ如何ニ御調ニナツテ居ルカト云フコトヲ、此處デ御伺ヲシタイノデアリマス

○橋本政府委員 只今御尋ノ件ニ關シマシテ、實際ノ調査事項ニ關シマシテハ、説明委員ヨリ申上ゲルカト存ジマスガ、御尋ノ點ニ對シマシテ辯解ヲ申上ゲルノデアリマセヌケレドモ、此際一寸一應御諒解ヲ願ツテ置キタイコトガゴザイマス、ソレハ先程仰セニ相成リ、又前回ノ委員會ニ於キマシテモ熱心ニ仰セニナツタ事柄デゴザイマスケレドモ、東北地方ニ於キマシテ、娼妓稼ギノ出願ニ對シテ、一ツモ許可ヲシナイト云フヤウナ事柄ニ關聯シテノ御説ガゴザイマシタ、是ハ察シマスルニ——警察當局ノ取扱ノ批評ト致シマシテハ申上ゲルコトヲ差控ヘタイト存ジマスガ、警察當局ガ若シ斯ル態度ニ出マシタト致シマスレバ、或ハ私ガ是カラ申上ゲルヤウナ原因ニ依ツテ、左様ナ現象ガ現レテ來タノデハナイカト、私ト致シマシテハ推察ヲ致シテ居リマス事情ガアリマスカラ、ソレヲ申上ゲタイト存ジマス、御承知ノ通り昨年ノ秋カラ冬ニ掛ケマシテ、東北地方ニ於キマシテハ、既ニ稀有ナ雪害、冷害

等ガゴザイマシテ、其爲ニ身賣ヲ致ス者ガ非常ニ多クナツテ來タト云フコトニ關シマシテ、世上デ非常ナ論議ノ種ニナツタノデアリマス、殊ニ東京地方ニ於キマスル各種社會團體、其他ノ婦人團體等ガ、之ニ對シマシテ非常ニ心配ヲ致シマシテ、當局ニ陳情モ致シ、又内務省ノ社會局等ニモ出願致シマシテ色々ノ陳情、是等ノ憐レナル娘ノ避ケ得ベキ身賣ニ對シマシテ、何トカ處置ヲシタイ、救濟ヲシタイ、斯ウ云フ運動ヲ起シマシタ結果、内務省ノ社會局ト致シマシテモ、地元ノ警察方面トモ連絡ヲ取りマシテ、極力娼妓ニ身賣ヲシナイデ、他ノ職業ヲ求メ得ルナラバ左様ニサセタイ、斯ウ云フ考ヲ以チマシテ、色々ノ心配ヲ致シタ次第デゴザイマス、其一端ト致シマシテ、内務省ノ警保局ヨリ致シマシテ、東北ニ於ケル婦女ノ身賣防止ニ關シマシテ、特ニ鄭重ナ取扱ヲ致セ、斯ウ云フ風ナ訓令ヲ出シテ居ツタノデアリマス、此訓令ヲ、此東北地方ニ於キマスル各縣下ノ警察署ガ、或ハ嚴格ニ守リマスト申シマスカ、或ハ思違ヒ等ヲ致シマシタカ、總テノ身賣ノ出願ヲ或ハ阻止シタト云フヤウナコトガゴザイマスレバ、サウ云フヤウナコトニナツタノデハナカラウカ、即チ俗ナ言葉デ申上ゲマサルナラバ、此訓令ノ藥ガ効キ過ギタノデハナイカ、斯様ニ内務省トシテハ考ヘテ居ルノデアリマス、御心配ノヤウニ公娼制度ヲ廢止シ、以テ出來ル限リ料理店ニ轉向セヨト云フヤウナ指令ハ、内務省トシテハ發シテ居ラナイノデアリマス、而シ地元ノ各警察署長其他ガ、此東北地方ノ災害ニ伴フ婦女身賣ノ防止ニ關スル件ノ通牒ヲ受領致シマシテ、其取扱ヲ慎重ニ致シマスル結果、或ハ皆サンノ仰セニナツタヤウナ結果ガ、結果トシテ現レタノデハナイカ、斯様ニモ解釋致シテ居ルノデゴザイマス、併シ能ク調査致シマシテ、娼妓トシテ身ヲ沈メナケレバナラヌ事情ノアリマスル者ヲモ、理由ナク阻止シテ居

リマスルト致シマスレバ、是ハ十分當事者ノ目的ヲ達シマスルヤウニ計フコトガ、御説ノ通り至當カト考ヘルノデアリマス、能ク事情ハ盡シマセヌ所モゴザイマスガ、私共ト致シマシテハ一面左様デハナイカト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマスガ、只今申上ゲマシタカラト申シマシテ、調査ノ方ハ調査ト致シマシテ、無論厲行致ス積リデゴザイマス、唯一應御參考ニ斯様ナコトヲ申上ゲタ次第デアリマス。

○佐藤庄太郎君 ソレハ東北ノ凶作ニ因ツテ、サウシテ身賣ヲスルコトヲ成ルベクサセタクナイ、其御誠意ノアル所ハ吾々ハ感謝ヲ致シマス、併ナガラ此凶作ニ因ツテノミニ非ズシテ、毎年相當ノ出願者ガアツテ、相當ニ許可モ致シ、許スベカラザル者ハ許サナイトシテ、此出願ヲ許可ヲ致シテ居ルノニモ拘ラズ、山形縣ノ實情ハ、昨年七月カラ數十人出願ヲシタニモ拘ラズ、許可ヲシナイデモナク、スルデモナク、預ツテ居ツテ、サウシテ其儘ニシテ置ク、サウシテソレニハ其貸座敷營業者ハ相當ノ金ヲ、五百圓、八百圓、千圓ト云フモノヲ出シテ居ル、ソレガ數十人ニ亘ツテ出シテ居ルニモ拘ラズ、在來許サレテ居ツタカラ、出願ヲスレバ大概許可ヲ得ラレルモノト思ツテ其金ヲ貸シテ居ル、然ルニ警察部ハ之ニ許可ヲ與ヘナイト云フコトニナツテ居ルガ爲ニ、營業者ノ實情洵ニ憐レムベキモノアリ、而シテ此營業者ハ國家ニ害惡、社會ニ害惡ヲ流スモノデハナク、吾々ハ此貸座敷營業者アルガ故ニ、國民衛生ヲ助ケテ居ルコト尠カラズト信ジテ居ルノデアリマス、サウシテ甚シキニ至ツテハ、青森縣ノ如キニ至ツテハ、先ヅ廢滅ニ歸サシメ、サウシテ此廢滅ニ歸サセル手段トシテハ、各貸座敷營業者ニ向ツテ廢業スベシ、酌婦營業、料理屋ニ轉業スベシ、ソレニ服從シナイナラバトシテ、各營業者ノ店ニ行ツテ、警察官ヲ毎日々々見張ツテ置カセテ、

客ガ上ルコトガ出來ナイヤウナ殘酷陰險ナル手段ヲ執ツテ、青森縣ノ公娼ヲ廢滅セシメタル事實ト云フモノハ、何トシテモ是ハ公知ノ事實デアリマス、左様ナコトヲ今ヤ青森縣ヲ初メトシテ、サウシテ進ンデ山形縣ニマデ、此手段ヲ今行ツテ居ルノデアリマス、其筆法ハ進ンデ私ノ福島縣ニモ今及ンデ居ルノデアリマス、斯様ナコトヲスルト云フコトハ、吾々ハ洵ニ内務省トシテハ宜シクナイコト、私ハ深ク信ジテ居ルノデアリマス、此公娼制度ト云フモノハ、存続セザルベカラズト云フ信念ヲ私ハ有ツテ居ル、昨年七月現内閣成立以來、此數十人ノ出願者ト云フモノニ、一人ノ許可モ與ヘナイト云フコトガ、東北ノ身賣女ニ同情ヲシテ、許可ヲ下サナイ扱トハ、ドウシテモ斷定ガ出來ナイ、其實情ガドウ云フ風ニナツテ居ルカト云フコトハ、政府當局ハ知ラナイノデス、ダカラ私ハ其實情ヲ指摘シ、大石君モ其實情ヲ指摘シテ居ル、ソレデ先般警保局長ガ左様ナコトハナイ管デアル、アルトスレバ矯正シナケレバナラヌガ、ナイ管デスト言ハレタガ、ケレドモ事情ガアルノデアリマスカラ、左様ニ數十人ノ出願ニ對シテ、一人モ許可ヲシナイト云フ實情ガ現ニ存シテ居ルノダカラ、其實情ヲ調べテ呉レ、其實情ヲ聽イタ後ニ、本案ヲ決スルト云フコトニ致サウト云フノデ、延期サレタ案デアリマス、今尙ホ其山形縣ニ向ツテノ實情調査ト云フモノハ、政府委員ノ答辯ニ依レバ付カナイト云フ風デアリマスガ、果シテ付カナイトナレバ、私ハ委員長ヤ委員各位ニ望ムノデアリマスガ、其實情ノ明ニナルマデ、此決定ノ延期ヲ御願致シタイト思ヒマス、併シ此處デ政府ガ山形縣ノ實情ガ斯ノ如キ譯デ、是レノ許可シナイノダト云フコトガハツキリ分ルナラバ、本問題ヲ採擇スルナリ、採擇シナイナリト云フコトヲ決スルニ異議ハアリマセヌ、ソコヲ一ツ確メタイ

○中川委員 先達テノ委員會以來、佐藤サンカラ中々熱心ニ、幾度モ此東北地方ニ於ケル娼妓稼業ニ對スル、青森縣、山形縣、續イテ福島縣ナドノ實情ヲ御述ニナツテ居ルノデアリマス、ソレニ對シテ内務省ノ方デハ、サウ云フコトノアル筈ハナイ、ナイダラウト思フト云フヤウナ御答辯モアリマシテ、曩ノ委員會デハドウカソレノ實情ヲ御取調ヲ願ヒタイ、若シサウシテ紹介議員ノ言ハレルヤウナ狀況デアラナラバ、之ヲ速ニ是正シテ貰ヒタイ、又娼妓稼業ト云フモノハ現在認メラレテ居ルノデアアル、サウシテ是ハ先刻橋本參與官ノ御説デモ、四月一日カラ廢止スルヤウナコトハ絶對ニナイト云フコトヲ、ハツキリ茲ニ明言スルト云フコトヲ御述ニナツテ居ルノデアリマス、又先日來高橋、大石、濱野、其他ノ議員諸君カラ、熱心ニ御述ニナツテ居ル娼妓稼業、即チ公娼制度ヲ廢止スベカラズ、若シ之ヲ無謀ニモ廢止サレルヤウナコトガアレバ、非常ナ影響ヲ及ボスモノデアアル、殊ニ多數ノ失業者モ出來ルノミナラズ、國民保健ノ上ニ於テ非常ナ惡影響ヲ來スモノデアアル、之ヲ廢止スレバ隨テ私娼ガ跋扈スルノデアアル、私娼ノ取締ニ付テハ、現在ノヤウナ生温イヤリ方デハ、到底梅毒、淋病其他惡質ノ性病ガ、國民ニ蔓延スルコトヲ防止スルコトハ出來ナイト云フヤウナ意味ニ於テ、力説セラレテ居ルノデアリマス、内務當局ニ於テモ十分御諒承ニナツテ居ルコトデアラウト思フ、又只今佐藤議員ノ言ハレルヤウニ、若シ東北地方ニ於ケル實際ノ壓迫干渉、有ユル當業者ヲ苦シメラレタ其事實ノ有無ガ判明スルマデハ、此審議ヲ延期シテ貰ヒタイト云フヤウナ御希望ガ出テ居ルノデアリマス、當局ニ於テモ、既ニ相當ノ日數ハ經ツテ居ルコトデモアリ、又御調ニナラウトスレバ、有ユル機關ヲ御有チニナツテ居ルノデアアル、内務省カラ長距離電話ヲ御掛ケニナレバ、各縣ニ對シテノ御取調ナドハ一日ノ

中ニ出來ルノデハナイカト思フ、又議員諸君カラ言ハル、ヤウニ、所謂取扱ニ對シテ偏頗、不公平、人權ヲ蹂躪スルヤウナ處置ヲ執ツテ居ル役人ニ對シテ、其役人ヲ調ベルノデアルカラ、其役人ニ聽イテ、サウ云フコトハナイト云フヤウナコトデアラナラバ、他ノ役人ヲ御差向ケニナツテモ、是等ノ事柄ト云フモノハ判明セネバナラス筈ト思フノデアリマス、ソレヲ何時マデモ曖昧ニシテ、而モ靴ヲ隔テ、搔クヤウナ答辯ヲ繰返シニナツテ居ツタノデハ、埒ガ明カヌト思ヒマス、其意味ニ於キマシテ、私ハ特ニ内務當局ニ御警告ヲ申上ゲルノデアリマス、何分ノ明快ナル御答辯ヲ改メテ私共ハ聽キタイト思フノデアリマス

○橋本政府委員 只今ノ佐藤君及中川君ヨリ、重ネテ御陳述ニ相成リマシタ點ニ付キマシテハ、私共能ク諒解ヲ致シマシタ、御趣意ニ副ヒタイコト、熱心ニ希望致シテ居リマス、前回ノ委員會ニ於キマシテ、内務省ニ於テ、東北地方ニ於テ問題ニナツテ居ル縣下ノ、娼妓稼出願ノ取扱振リニ關スル調査ニ付キマシテハ、或ハ御叱リヲ蒙ルカトモ存ジマスルガ、既ニ調査ノ手續ハ執ツテ居リマスガ、此前高橋君、大石君等ヨリ縷々多數ノ例ヲ御引用ニナリマシタ件ニ付キマシテ、一々調査ヲ致シタイト思ツテ居ルノデアリマス、中川君ヨリハ長距離電話モアルコトデアアルカラ、内務省ノ有ユル當該機關ヲ動員スレバ、直グ調査出來ルデハナイカトノ御説ガゴザイマシタ、洵ニ御尤トハ存ジマスガ、内務省ト致シマシテハ目下調査中デゴザイマス、尙ホ先程御述ニナリマシタ、不當ノ處置ヲ防止或ハ除去スルコトニ付キマシテハ、固ヨリ法規ノ命ジマス所ニ從ヒマシテ、之ヲ厲行シタイト云フ考デゴザイマス

○高橋熊次郎君 私モ紹介者ニ關聯致シマスル一人デアリマス、他ノ同志ノ問答等ニ付テ關聯ヲ致シテ居ルコトデ

アリマスガ、此前ニモ詳シク申述ベテ、御當局ノ調査ニ便ナラシメヨウト考ヘタノデアリマス、而シテ今月初ニ、縣當局ガ當業者ノ代表者ヲ御呼ビニナツテ實情ヲ聽カレタノデアリマス、當局者ハ先月御送リニナリマシテ、警察部長モ保安課長モ同時ニ送ラレタノデ、或ハ前ニ色々事情ヲ聽カレタノガ、今日マダ其儘ニナツテ居ルノデアリマス、吾々モ責任ノ上カラ當業者ハ事ヲ針小棒大ニスル、又強ク言過ギルト云フコトモアリ得ルドラウカラ、其邊ニ注意サレテ再考サレタイト云フ御注文モ、警保局長カラ御述ニナリマシタ、左様ノ調査モ致シマシタ、殊ニ佐藤氏ノ如キハ御多忙ノ際ニ、態々御郷里千葉縣ニ御歸リニナツテ、實情ヲ親シク調査サレタノデアリマス、私共モ電話或ハ人ヲ向フニ派シ、又向フカラ來テ貰ツテ實情ヲ調査シテ居リマス、尙ホ殊ニ甚シキハ虚偽ノ言ヲ警察ガ陳述致シマシテ、東京方面ニ於テ許可ヲ鈍ラシタト云フ事實ガアリマス、或ハ財産ハマダ不動産ヲ持ツテ居ル、併ナガラ借金ニ苦ンデ滞リノ末、拂サヘ出來ナイノデアルト云フ事實ガアルニモ拘ラズ、遂ニ許可スル事項ニ満たナイト致シマシテ、サウシテ東京ニ於ケル當事者ハ、遂ニ酌婦ニ身賣ヲシタト云フヤウナ哀ナ實情ガアルノデアリマス、法律ノ保護ノ届カナイ方面ニ身ヲ沈メナケレバナラスト云フノデアリマス、實ハ赤化運動ニ關係シタコトモアルナゾト云フノデ、當人ノ將來ノ名譽ニ係ルト云フコトデ、此點ニ付色々調査ヲ致シマシタ、サウシテ自分ノ明ルミヲ立テタ、尋常科ヲ卒業シナイト云フヤウナコトヲ一方デ言フ、是ガ尋常科ヲ優等デ卒業シテ、何カ褒賞ヲ貰ツタト云フヤウナ事實サヘアルノヲ、ソレヲ色々隠蔽シタ事實ナドモアルノデアリマス、福島縣ニ於キマシテハ、一月、二月以來ノ申請ガ、是ガ全部却下致サレテ居リマス、福島警察署ニ於テ却下サレテ居ルノデアリマス、サウ

云フヤウナ事實ガ一月、二月ニナツテモアルノデアリマス、ソレト同時ニ轉業ヲ勸誘サレテ居ルノデアリマス、山形縣ノ事實モ身賣防止ト云フコトノ意味ニ於テ處置サレテ居ル、大半ハ此前陳述シマシタ如ク、東京ニ於ケル鞍替へ、或ハ私娼窟ナドニ身ヲ沈メテ居ツタ者ガ、公娼ニナリタイト云フ希望ノ申出ニ對スル部分ガ非常ニ多イノデアリマス、何等直接身賣防止トハ關聯スル所ガナイヤウニモ思ハレル、其前後ニ警察官署ヨリ轉業ノ御勸メガアルノデアリマス、昨年ノ五月十六日警察部長會議ノ當時、或ハ福岡警察部長カラノ質問ニ答ヘタコトモアリマスルシ、或ル新聞ハ其前ニモ宮野警務課長ガ發言サレタヤウナ記事モアリマス、公娼ノ廢止ハ既ニ決定ヲシテ居ルノデアアル、ソレノ實行ニ付テ今研究ヲシテ居ルノデアルト云フヤウナ記事モアリマス、或ハ東京日々新聞ノ五月十七日ノ記事ノ如キハ、方法ニ二通りアル、第一ノ方法ハ現行ノ娼妓取締規則、内務省令ニ出テ居ル規則ヲ之ヲ例外ナク、全國一齊ニ之ヲ廢止シテ、一舉ニ公娼ヲ廢止スルノダ、第二案ノ方ハ目下十三府縣カラ内務省ニ對シテハ公娼廢止ヲ申出テ居ルカラ、是カラ先ヅ廢止ヲシテ、サウシテ漸次全國ニ及ボス積リデアルト云フヤウナ、此二案ガアル、斯ウ云フ大勢ダト云フヤウナ事モ語ツテ居ルト云フヤウナ記事ガ出テ居ルノデアリマス、ソレデアリマスルカラ、唯荒唐無稽ナ風説ノミガ流布サレテ居ルト私共ハ考ヘナイノデアリマス、而シテ一面ニ於テハ玉ノ井、龜戸等ニ於キマシテモ、色々營業者ト云フ者ハナイノニ接客婦ガアリ、ソレノ取締ノ内規見タヤウナモノガソレト云フ業者ノ方面ニ施行サレツ、アルノデアリマシテ、是ハ新シイ規則モアリマスルシ、昨年ノ六月頃カラ施行サレツ、アルモノモアリマス、色々雜然ト致シテ居リマス、一方デハ此私娼ノ跋扈ト云ヒマスカ、ソレ等ノ酷ク風紀ヲ害シ、病害ヲ傳播

スル其弊ニ堪ヘラレナイノデ、新聞記事等ヲ漁ツテ見マスルト云フト、九州ノ熊本縣、福岡縣ノ如キハ聯隊區司令官ガ中心トナラレマシテ、徴兵検査ニ於ケル最近ノ病毒感染率ノ激増シテ居ルノニ一驚ヲ喫セラレテ居ル、此時局ノ重大ナ際ニ壯丁ニ斯ル事ガアツテハ困ル、吾々ハ其記事ヲ見テ居リマス云フト、更ニ恐シイノハ、農村ノ婦女ガ病毒ヲ感染シタ其原因ニナツテ居ルト云フヤウナ事迄アルノデアリマス、是ハ一大事デアルト思フノデ、福岡縣ニ於ケル所ノ福岡聯隊區司令官ノ下ニ調査サレタ結果ノ一部デアラウト思フノデアリマスルガ、之ニ依リマスルト云フト、非常ナ病毒ノ率ニナツテ居リマス、昨年ヨリモ非常ニ今年ガ多イノデアリマス、昨年ノ平均ガ一・二八%、ソレガ今年ハ二・〇四%ニナツテ居ルノデアリマス、ソレデ或所ハ二倍半、或所ハ二倍、或所ノ如キハ十倍ニナツテ居ルノデアリマス、ソレデ非常ニ困ツテ居ル、ソレ等ノ多クハ三等料理店デアルトカ、女工、農村ノ娘、一カフエ一ノ女給ト云フヤウナ者ガ病源體ニナツテ居ルト云フヤウナ事ガ記事ニ載ツテ居ルノデアリマス、洵ニ是ハ憂慮スベキ事デアリ、熊本ノ師團ノ如キニ於キマシテハ、是デハ堪ラナイ、ソレデ以テ、兵ガコナ事ニナツテハ大變ダト云フノデ、屢々縣當局ニモ取締ノ勵行ヲ迫ラレ、又自ラモ街頭ニ立ツテ憲兵警察ノ兩者ガ街頭ニ立ツテ、一々怪シキ行爲ヲヤル危險ノアル方面ニ見張ヲシテ、其方面ニ向フ人々ニ行先ヲ尋ネル、用件ヲ尋ネルト云フ、見ヤウニ依ツテハ人權ノ蹂躪ヲスルト云フヤウナ事迄ヤツテ漸ク喰止メテ居ルト云フヤウナ實情デアル、ソレデアリマスルカラ此私娼ト云フ者ノ取締ノ困難ナルコト、私娼ヲ徹底的ニ取締ルコトニ付テハ人權ヲ無視シテ迄モヤラナケレバナラナイト云フヤウナ、非常ナ危險ガアルノデアリマス、ソレヲ將來私娼ヲドウスルノデアルカト云フヤウナ取

締ノ方法モ立タズシテ、漫然公娼ヲ廢止スル、サウシテ段々新聞ノ記事ニヨルト、内務當局ノ一人ハ、洵ニ公娼ガアルカラ外國ニ對シテモ外國ノ誤解ヲ受ケルカライカヌ、公娼制度ガアルバカリニ外國ノ誤解ヲ受ケテ居ル事ハ悲シイ、斯ウ云フヤウナ事ヲ書イテ居ルノデアリマスルガ、誤解ヲ解クト云フヤウナ事ハ何デモナイ事ダラウト私共ハ考ヘテ居リマス、其他ニ色々ナ材料モ澤山持ツテ居リマスルケレドモ、要スルニ是ハ非常ナ問題デアリマス、殊ニ一般善良ナル婦人ノ貞操ヲ完全ニ擁護スルト云フ上ニ於キマシテモ、現在ノ如キ頽廢シタ風紀ハ見遁シテハナラヌト思フノデアリマス、娼婦ガ街頭ニ盛裝ヲシテ彷徨スルナド、云フ事ハ、決シテ良俗ヲ擁護スル上ニ於テ缺クル所ナイトサレナイト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデスカラ私共ハ西洋文明ノ末ニ趨ツテ、陰デヤツテ居ル事ハ何デモ宜イト云フヤウナ皮相ナ道德觀ハ、是非共日本カラ取去ラナケレバナラヌダラウト思フノデアリマス、動トモスルト街路ニ面スル建築ハ立派ダガ、後ハ非常ニ汚イ魔界デアル、斯ウ云フ事ノ思想ガ遂ニ表ダケ立派ナラハ、陰デヤル事ハ何デモナイト云フヤウナ風ニ趨リハセヌカ、茲デ以テ私共ハ公娼ノ制度ト云フモノヲ存置シナケレバナラヌト云フ一面ノ理由ニモナリ、又此公娼ヲ急激ニ法令ヲ以テ法令ノ下ニ一齊ニ廢止スル代リニ、各府縣カラ弱イ方面カラ壓迫ヲシテサウシテ轉業セシメテ、漸進的ニヤルト云フヤウナ方法ニ出デラレル、サウスルト以前議會デモ問題ニナツテ居リマシタ所ノ、從來ノ慣行ニ依テ營業ヲ營ンデ居ツタ人々ナドガ、是ガ爲ニ損害ヲ受ケテモ、賠償ノ責任ハ國家ニ無クナルノデアルト云フヤウナ考ヘカラモ茲ニ出テ居ルノデハナイカト云フヤウナコトモ考ヘラレナイデハナイノデアリマス、議會デ問題ニナツテ居ル問題デモアリマスルカラ、斯様ナコトモ一方ニ於テハ考

ヘラレル、ソレデ橋本參與官カラ御話ニナリマシタ如クニ、沼田君ノ御質問ニ對シテ、四月カラ之ヲ厲行ト言フカ、公娼制度ノ廢止ヲ斷行スルト云フヤウナコトハ考ヘテ居ナイ、斯ウ云フ只今ノ御説明デアリマスルガ、是ハ警保局長等ガ屢々公ノ席、或ハ私ノ席ニ於テ言明サレタノデアリマスガ、四月、五月ニ廢止スルト云フコトハ言明サレナイ、又廢止シナイト云フコトモ言明サレナイト云フ、曖昧模糊ノ言辭ヲ御用ヒニナツテ居ワタノデアリマスルガ、斯ウ云フコトハ近キ將來ニ於テ、少クモ議會ヲ過ギタナラバ準備ニ掛ツテ、サウシテ之ヲ廢止シヨウト云フヤウナ揣摩臆説ガ相當根強ク世間ニハ行ハレテ居ルノデアリマス、ソレデ私共ハ議會後ニ於テ内務省ハ獨斷的ニ、議會ノ多數ノ人々ノ意思ヲ無視シテ、此公娼制度ヲ廢止スル、之ヲ私娼ニ轉向セシメル、斯ウ云フヤウナコトヲ御執リニナルト云フヤウナ御意思ガナイト承知シテ宜シイノデアルカ、或ハサウ云フハツキリシタモノジヤナイト云フヤウナ御趣旨デアルカト云フコト、竝ニ山形縣、福島縣ニ對スル所ノ現在ノヤリ方ハ壓迫ト吾々ハ認メル、之ヲ是正スルト云フヤウナ手段ニ出デラレル時期ガ近クアルカドウカト云フコトヲ、併セテ御當局ノ御意見ヲ承リタイト思フ

○橋本政府委員 只今高橋君ヨリ縷々多岐ナル點ニ亘ツテ御述ニ相成リマシタ、又御述ニナリマシタ初ノ方ノ點ニ付キマシテ、東北ニ於テ警察部長會議ト伺ヒマシタガ、官野警務課長ヨリ、近ク全國的ニ公娼制度ヲ廢止スルト云フヤウナコトガ新聞紙ニ見エタ、又新聞紙ニハソレニ對スル案トシテ具體的ナニツノ方法ガ考ヘラレルト云フヤウナコトガ新聞紙ニ載ツテ居ツタ、此點ニ關シマシテハ此前ニモ警保局長ヨリモ御答申上ゲタカト存ジマスルガ、其

事實ハ無イサウデゴザイマス、新聞ニ左様ナ記事ガ現ハレマシタコトハ、何カノ誤傳ニ基クノデアラウ、内務省ニ於テ左様ナ考ヲ公言シタガ爲メ、若クハ權威ノアル者ガ申シマシタ結果左様ナ記事ガ現ハレタノデハナイ、斯ウ云フヤウナ風ニ御答申上ゲタカト存ジマスガ、私モ其點ニ關シマシテハ、ソレト同様ニ御答ヲ致シ得ルノデアリマス、次ニ福岡縣ニ於キマシテ、最近私娼ノ跋扈ト共ニ壯丁ノ花柳病蔓延ノ狀況ガ殊ニ甚シイ、ノミナラズ農村ノ妙齡ノ婦女ガ此忌ハシキ病氣ニ罹テ居ル者ガアル、此事實ハ洵ニ嘆カハシイト云フ御説ニ對シマシテハ、私モ全然同感デゴザイマシテ、最近ノ私娼ノ跋扈ノ結果、國民ノ保健衛生ノ點カラ見マシテ、又風紀ノ點カラ見マシテ、洵ニ困ツタコト、思ツテ居ルノデアリマス、次ニ議會ガ濟ンデカラ、四月一日ト云フ定ツタ時期ニ於テ公娼制度ヲ廢止スルト云フコトハナカラウケレドモ、議會ガ濟ンデ世間ノ注意モ薄ラギ、餘熱モ冷メタ頃ニ斯ルコトヲスルノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ意味ノ御陳述モゴザイマシタガ、屢々私ガ申上ゲテ居リマスル通り、公娼制度存廢ノ問題ハ、非常ニ社會ニ大キナ影響ヲ有ツテ居リマスカラシテ、慎重ニ研究ヲ續ケテ居ルノデゴザイマス、又理想カラ申シマスレバ、高橋君モ豫テ仰セノ通り、公娼制度ヲ全廢スルコトガ理想デゴザイマセウ、併シ全廢スルニ付キマシテハ、之ニ代ル保健衛生、又風俗等ヨリ見マシテ、之ニ十分代ル制度ガ案出サレタ後デナケレバ是ハ出來ナイ、實際ノ行爲ガ公娼ヲ廢止スルト共ニ全然全廢サレ、バ宜シイノデゴザイマスガ、左様ナコトハ到底實現出來ナイト致シマスレバ、公娼制度ニ代ル完全ナル何等カノ制度ガ、案出サレナケレバナラヌ、併シ左様ナコトハ中々ムヅカシカラウト思フノデゴザイマス、デゴザイマスルカラシテ、今俄ニ、公娼制度ヲ廢シタル後ノ良案ヲ發見致サナイ前ニ、左

様ナ態度ヲ取ル筈ハナイノデアリマス、隨ヒマシテ此議會終了後俄ニ、突如トシテ左様ナ制度ノ變改ヲ致スコトハ私只今ノ考ト致シマシテハ全然ナイト云フコトヲ申上ゲテ間違ナカラウト存ジマス、唯一面ニ於キマシテ、相當長イ將來ニ於キマシテ不斷ノ研究ノ結果ト致シマシテ、何等カノ良策ガ考ヘラレ、バ其時ノコトハ又別ノ問題デゴザイマス、ソレカラ最後ニ東北ニ於ケル警察ノ取締ニ關シテ、之ヲ除去スル何等カノ處置ヲ取ルカ、斯ウ云フ御尋ニ關シマシテハ、固ヨリ公娼制度ガ我國ノ法規ニ基イテ認メラレテ居リマス以上ハ、之ニ照シマシテ無理ノアリマスル場合ニハ、之ヲ矯正スベキガ至當ノコトト存ジマス、唯各府縣ニ於キマシテハ、地方長官ニ是等ノ取締ノ點ハ委任シテアルコト、存ジマスルカラシテ、各地方長官ニ於キマシテ獨自ノ見解ニ依リマシテ、不法不當ニ亙ラザル範圍ニ於キマシテ、各府縣各々ノ特殊ノ事情ニ依リマスル處置ヲ執リマス場合ハ、是ハ内務省ガ全國一律ニ同様ナ處置ヲ執ルト云フ指令ヲ發スル譯ニモ參リマセヌ譯デゴザイマスルカラ、此點ハ高橋君ニ於キマシテモ十分御諒承ヲ願ヘルコトカト存ジマス、色々御述ニナリマシタ故、私ノ申上ゲマスル點ガ或ハ足りマセヌカモ存ジマセヌガ、一應之ヲ以テ御答申上ゲタ積リデゴザイマス

○佐藤委員 本件ノ紹介議員デアル所ノ佐藤庄太郎君、竝ニ本件ト同時ニ付議セラレテ既ニ決定ヲ見タ所ノ公娼存置ノ件ノ紹介議員タル諸君ヨリ既ニ數回ニ亙リマシテ御熱心ナル御意見ヲ承リマシタノデアリマス、又是等ノ諸君ト政府當局トノ間ニ於ケル所ノ質疑應答モ十分ニ拜聽シタノデアリマスガ、其質疑應答ノ狀況カラ見マスト云フト、兩件ノ紹介議員タル諸君ノ御陳述ハ眞實デアツテ、更ニ偽リガナイト私ハ信ズルノデアリマス、又内務當局ガ之ニ

對シテ御答ニナツタコトモ亦虚偽デハナイト思フノデアリマス、誠心誠意是等ノ諸君ニ對シテ御答ニナツテ居ルト思フノデアリマス、併ナガラ紹介議員諸君ノ御陳述ト、政府當局ノ御答辯トハ、其間ニ非常ナ差ガアルノデアリマシテ、青森縣其他ノ地方ニ於キマシテ、内務省ガ考ヘテ居ルヤウニ實際ニ行ハレテ居ラヌト云フコトハ甚ダ遺憾デアリマス、承リマスルト云フト、是等ノ地方ニ於テハ既ニ公娼ノ稼業ヲ廢止スルコトニ著手シテオイデ、アルヤウデアリマス、私ハマダ此問題ニ付キマシテハ先般ノ委員會ニ於キマシテ、此問題ハ國民ノ保健上、又風教上非常ニ重大ノ問題デアルカラ慎重ニ審議センケレバナラヌト云フコトダケヲ申上ゲマシテ、自分ノ意見ハ申上ゲマセヌノデアリマシタ、勿論先般紹介議員諸君ノ仰セラル、所、又内務當局ノ御答ニナツタ中ニアリマス通りニ、賣笑ノコトハ其公娼タルト私娼タルトヲ問ハズ、國民道德上之ヲ我國カラ廢滅センケレバナラヌト云フコトハ理想デアリマス、併ナガラ現時ノ狀況カラ見マシテ、此公娼ヲ廢止致シマスルト、公娼以上ニ害毒ヲ流ス所ノ私娼ガ跋扈スル、此私娼ヲ跋扈セシメザルヤウニスルニハ、ドウシテモ公娼ヲ存置センケレバナラヌ、公娼ヲ存置スルノミナラズ、公娼ニモ弊害ガアルノデアリマスカラ、此弊害ヲ除去センケレバナラヌノデアリマスガ、此公娼ノ弊害ヲ除去スルニハ、公娼ニ從事シテ居ル所ノ業者ガ困窮ニ陥ツテハ、弊害ヲ除去スルコトガ出來ヌノデアリマス、ドウシテモ此公娼ニ從事シテ居ル所ノ業者ヲ——所謂貸座敷業者ヲ盛ナラシメナケレバナライノデアリマス、其業者ガ十分ニ其營業ヲヤルヤウニセンケレバナラヌノデアリマシテ、現ニ内務省ガヤツテオキデナサル所ノ方針ハ、之ニ逆行シテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマスカラ、内務省ハ若シ之ニ御同意デアルナラバ、今カラ——現在ハ内務省ノ御意見

ハサウデナイカモ知レナイケレドモ、實際各地ニ於テサウ云フコトヲヤツテ居ルト致シマスレバ、其狀況ヲ御取調ニナルサウデアリマスカラ、御取調ノ上嚴重ニ戒告ヲ加ヘテ、サウシテ其方向ヲ轉ゼシメナケレバナラヌト私ハ信ズルノデアリマス、先刻カラ内務省ニ於テハ誠心誠意、至急調査ヲ爲サルト云フコトデアリマスカラ、調査ノ結果ガ近ク拜承スルコトガ出來ルト思フノデアリマスケレドモ、ソレヲ待ツテ此問題ヲ決定スルト云フコトハ、請願委員會ノ議事ノ進行上カラ致シマシテ、又或ハ會期ガ延長セラレルカドウカ分リマセヌケレドモ、會期モ餘ス所餘リナイノデアリマスカラ、私ハ本案ヲ採擇シタイト思フノデアリマス、併ナガラ紹介議員ノ佐藤庄太郎君ニ於テ、先刻モ只今採決セヌデ、其結果ガ分ル迄之ヲ延期シテ貰ヒタイト云フヤウナ御希望モアリマスカラ、紹介議員ノ御意見ヲ尊重シテ、紹介議員ニ於テ御異議ガナイナラバ、私ノ今申上ゲマシタ意味ニ於テ、採擇スルヤウニ決定シテ戴キタイト思ヒマス

○佐々木委員長代理 本件ハ相當ニ論議ヲ盡サレマシテ、先程橋本參與官ノ御答モ拜聽致シテ居リマスレバ、既ニ請願ノ目的ハ大體達成シタモノト私ハ解釋ヲ致シテ居リマス、此場合内務省ノ調査ハドンナ日數ガ掛ルカ分リマセヌガ、或ハ議事ノ進行ノ上カラ、先程紹介議員佐藤君ノ御要求ニナリマシタ調査ハ、佐藤君ノ要求セラレルヤウニ、希望セラレルヤウニ、會期中ニ旨ク調査ノ御報告ガ出來得ルヤ否ヤト云フコトモ、私ハ疑問ト思フノデアリマス、要スルニ請願ノ目的ヲ達成スレバ私ハ足ルト、斯ウ云フ風ニ解釋スルノデゴザイマスガ、先程ノ御言明ニ依ツテモ私ハ十分ニ達成シタモノト解釋致スノデアリマス、以上ニ依ツテ本件ハ可ナリ長ク論議ヲ盡サレテ居リマスカラ、

本日採擇ニ決シマシテ、此問題ハ是デ打切リタイト思ヒマス

(佐藤庄太郎君發言ヲ求ム)

——ドウ云フ御發言デスカ、先程來カラアナタノ御發言ヲ承ルト重複ヲシテ居ルコトバカリデ、時間ヲ取ルコト、思ヒマスカラ……ドウ云フ御趣意ヲ御話ニナルノデスカ

○佐藤庄太郎君 重複ハシマセヌ——是ハ左様ナ當業者ヲ壓迫シテ、公娼ヲ廢止セシメルト云フ方針ハ、政府ハ執ラナイト言ツテ居ルケレドモ、事實ハソレヲ執ツテ居ル、其執ツテ居ル事實ガアルカナイカト云フコトヲ、内務省ハ調べラスル、サウシテ調べテシテ此處ニ報告サレル、斯ウナツテ居ルノデアリマス、其報告ヲ聞イテ調べテシテ結果、即チサウ云フ壓迫ハシタコトガナイト云フナラバ私ハ服従スルケレドモ、壓迫ヲシテ居ルト云フコトガ、事實内務省ノ調査ニ於テ明ニナレバ、左様ナコトハ是カラハシナイデ呉レト云フコトヲ私共ハ求ムル、政府當局ノ意見ヲ聽カント欲スル者デアリマス、ソレヲ此處デ曖昧ニ付シテ、採擇ヲサレルト云フコトハ、紹介議員トシテハ洵ニ遺憾デアリマス、此次ノ機會ニ延シテモ、左程支障ガアルモノトハ思ヒマセヌ、現ニ内務省ハ社會局カラ山形縣ニ人ヲ派シテ、左様ナ事實ガ有ルカ無イカト云フコトヲ調査申デアル、其ノ調査ヲ聽イテ、果シテサウ云フコトガアツタトスレバ、是カラハシナイト云フコトノ内務當局ノ言明ヲ得タイト思フ、其言明ヲ得ル迄此決定ヲ延期願ヒタイト云フノデアリマス、是ガ一度此處ニ採擇ト決定致シマシタ所ガ、後ハ此御話ヲ聽クナリ、當局ノ意見ヲ聽クノ機會ト云フモノハ、恐クハナクナルト思ヒマス、故ニ内務當局ガ御調査ニナウテ、左様ナコトハ是カラサセナイ

ト云フコトヲ聽クナラバ、此案ノ決定サレルコトハ無論異存ハナイ、併ナガラ内務當局ノ意見ト云フモノハソコニ至ツテ居ラナイ、サウ云フコトハナイ筈ダト云フダケデアリマス、果シテソレガ有ルカ無イカハ、社會局カラ人ヲ派シテ調査ラシテ居ル實情ニ在ル、是ハ一兩日中ニ此調査報告ガ參ルモノデセウ、其時迄、延シテ呉レテモ宜カラウト思フ、ドウカ委員ノ諸君モ、其調査ヲ聽ク迄、此問題ヲ延期サレンコトヲ切ニ御願致シマス、是ハ私紹介議員トナツテ、私ノ理想トシテモ此請願ニ全ク同情ヲスル關係上、之ヲ切ニ望ムノデアリマス、議事ノ進行ヲ妨ゲナイヤウニ致シマスカラ、内務當局ノ調査ノ報告ヲ聽ク迄延期サレンコトヲ御願致シマス、是ハ同僚ノ諸君ニ是非御願フ致シマス

○佐々木委員長代理 私カラ申シマシタコトハ、要スルニ請願ハ其目的ヲ達成スレバ宜シイ、先程ノ橋本參與官ノ御言明ハ、略紹介議員ノ紹介セラレタ請願ノ目的ガ達成セラレタヤウナ御言明ト思ツタノデアリマス、ソレデ事實ノ有無、既往ノコトノ調査御報告ヲ聽イテカラ後ニ決スルト云フ御話モ御尤デゴザイマスガ、ソレハ私ト致シマシテハ、時日切迫ノ今日以後、請願委員會ガ旨ク開カレル場合迄ニ佐藤君ノ御希望ノ通りニ調査報告ヲ聽キ得ルカドウカト云フコトヲ懸念スル、ソレガ爲ニ却テ審議未了ニ陥ルガ如キコトナキヲ保シ得ナイト云フヤウナ老婆心カラ、只今決定シタ方が宜クハナイカト云フ意見ヲ申上ゲタノデアリマス、別ニ私強テ佐藤君ノ意思ニ逆ラツテ——委員諸君ノ意ニ逆ラツテ、只今直グ採擇、不採擇ニ決定シナクチャナラヌト云フコトハゴザイマセヌ——如何デゴザイマセウ、只今佐藤君ノ折角ノ延期論モゴザイマスカラ延期シテハ如何デゴザイマセウカ

○熊谷委員 過日來色々話ヲ聽イテ居リマスガ、政府ニ在ツテハ如何デセウカ、御調ニナツタ確實ナル御報告ヲ得ルコトガ出來マセウカ、モウ一週間モ經テバ、取調べタ結果ドウスルト云フヤウナ、確實ナル御答辯ガ出來マセヌカ、成ベクハサウ云フ風ニシテ紹介者ヲ満足サセルヤウニ御願シタイ、何時迄モ斯ウ云フコトヲ——非常ニドチラノ御話モ長イ話ヲ聽クノデ、吾々モ非常ニ困ル、紹介者ノ方モ中々長イ御論議モアリマスシ、又政府委員ノ御方モ大變御辯明ニ御盡シナサレマスルケレドモ、何カ要領ヲ得ヌヤウニモ私考ヘラレマス、ハツキリシタコトヲ此五日間位デ返事ヲスルトカ、一週間ノ後ニナレバ返事ガサレルカト云フヤウナコトヲ、一ツ何カサウ云フ方法ヲ御講ジ下サルコトヲ切ニ御願致シマス

○橋本政府委員 熊谷君カラノ御尋ニ御答申シマス、政府ト致シマシテモ誠實ニ調査中デゴザイマス、併シ率直ニ申上ゲマスルト、後一週間經テバ必ず調査中ノ事實ガ全部皆様ノ前ニ提出出來ルト云フヤウナハツキリシタコトハ、私此處ニ御約束致シ兼ネル次第デゴザイマス、成ベク速ニ御覽ニ供シタイ、御報告申上ゲタイト斯ウ云フ考ヲ以テ調査致シテ居ル次第デアリマス、期日ノ所ハ此處ニハツキリ御約束申上ゲル譯ニ參リマセヌ

○中川委員 委員長ノ御意見ノヤウニ是ハ本日決定シテ、佐藤與一委員カラ述べラレタヤウニ、採擇ト云フコトニシテ片付クタイト思ヒマス、先刻佐藤庄太郎君ノ述べラレマシタノニ私一應ハ同意致シマシタケレドモ、段々考ヘテ見マスト當局トシテハ調べタ結果御説ノヤウニ事實壓迫ヲシ色々手加減ヲ加ヘテ、當業者ヲ苦シメテ居ツタ者ガアツタト云フヤウナ御報告ハ、恐ラク得ラレマイカト思フノデアリマス、サウスルト折角熱心ニ誠實ヲ籠メテ御紹

介ニナリ、其實際ノ實情ヲ御述ニナツタ紹介議員ノ御方ノ御顔ヲ潰スヤウナコトニ相成ルト、甚ダ面白クナイコトニナルドラウト思フ、併シ先日来ノ數回ノ御意見ニ依リ、政府當局ニ於テハ眞面目ニ之ヲ調査ヲスル、デ公娼ヲ存置ト云フコトヲ認メテ現在ノ法律ノ下ニ營業ヲシテ居ル者ナラバ、ソレヲ適當ニ保護シテヤルコトハ當然デアルト云フ意見モ御述ニナツテ居ルノデアルカラ、委員長ノ言ハレルヤウニ、請願ノ目的ハ達成セラレテ居ルモノト考ヘテ宜イモノト思フノデアリマス、デ紹介議員トシテハトコトシマデ突詰メテ最後マデヤツテ、ソコニ非違ヲ行ヒ、人權ヲ蹂躪シタ、斯ウ云フ不都合ナ役人ガ居ツタト云フコトヲ引張り出シテ、叩キノメサネバ満足セラレヌト云フヤウナ御考デアルカモ知レマセヌガ、其處マデハ行カナクテモ宜イカト思フノデアリマス、又當業者モ現在ノ法律ニ於テ認メラレテ居ル以上ハ、保護シテヤルト云フコトヲ言明サレテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ信賴シテ宜カラウカト私共ハ考ヘルノデアリマス、其意味ニ於テ先刻ノ採擇動議ニ賛成致シマス

○佐々木委員長代理 尙ホ私カラ申上ゲマスガ、只今マデ私ノ申上ゲタ意見ハ私聽違ヒガアツテハイケマセヌカラ、改メテ參與官ニ伺ヒタイト思フノデアリマスガ、將來此公娼制度ニ代ル何等カノ良案ヲ見出サナイ限りハ、今迄通り公娼ノ制度ヲ存置スルノハ當然デアル、又尙ホ御言葉ハ違ヒマスケレドモ、若シ佐藤君ノ申述ラレタヤウナ壓迫ノ事實ガ假ニアツタトシタナラバ、將來ハサウ云フコトヲサセナイ、左様ナ風ニ御意見ヲ承ツタト承知シテ宜シウゴザイマスカ、如何デゴザイマスカ、伺ヒタイノデアリマス、

○橋本政府委員 此現在ノ公娼制度ヲ廢シマシテ將來之ニ代ル適當ナ制度ガナケレバ、公娼ヲ廢止シナイ、斯ウ云

フヤウニ私モ述ベタヤウニ思ツテ居リマス、尙ホ申上ゲマスレバ、現在ノ公娼制度ニ代ルベキ……公娼制度ヲ廢止致シマシテ適當ナル善後處置ガ講ゼラレマスレバ、其時ハ別問題デゴザイマスルガ、一般ノ社會ノ保健衛生竝ニ風紀ノ點ヨリ致シマシテ、現在ノ制度ニ代ルベキ適當ナルモノガナケレバ、ソレハ出來ナイコトハ固ヨリデゴザイマス、ソレカラ不法、不當ノ取扱ゴザイマスレバ、是ハ抽象論ト致シマシテモ不法、不當ノ處置ヲ其儘存シテ置クト云フコトハ固ヨリ許サレナイコトデゴザイマス、具體的ノ問題ニナリマスレバ、調査ノ結果ヲ待タナケレバ分ラナイノデゴザイマスルガ、若シ非違ガゴザイマスレバ、是ハ矯正ヲ致スベキモノデゴザイマス、サウ云フコトハ私此處ニ申上ゲル迄モナイコトデゴザイマス

○佐藤庄太郎君 將來ハ斯様ナ扱ヒヲシナイ、即チ當業者ニ殘虐ナル取扱ヲシナイト云フ委員長ガ御認メニナリ、吾々ガ認メラレルコトニナレバ、直チニ決定シテ吳レテモ宜イ、政府當局ハ今マデ一切言ハナイ、其爲ニ此様ニ延ビテ居ル

○近藤委員 之ニ付テハ過日來中々重大問題デアリマシテ、委員諸君ト云ヒ、紹介議員ノ諸氏ガ御熱心ニ此件ニ付テハ御説明ニモナリマシタ問題デアリマス、デアリマスカラ輕卒ニ之ヲ葬リ去ルノ、或ハ請願ガ出テ居ルノヲ採擇、不採擇ニシサヘスレバ宜イト云フ譯ニモイカナイヤウニナツテ來タノデアリマスガ、委員長カラモ先程御話ガアツテ、採擇ト云フコトノ御説モアリ、ソレカラ佐藤君カラモ採擇ノ動議モ出テ居リマスコトデモアリマス、ソコデ紹介議員トシテハ尙ホ御不滿ノ點ノアルコトハ洵ニ吾々モ御察シ申シマスガ、此議論ヲ聽キマスルノニ、只今參與官

ガ政府委員トシテノ御答ヲ聽キマスレバ、紹介議員ノ御意思ト副フヤウナコトニ承ツタノデアリマスカラ、此處デ此案ヲ請願シタ以上ハ採擇スレバ、請願者ノ意思ガ十分ニ徹底スル譯ナンド、ソレガ不採擇ニ終ルト云フコトナラバ御議論ニ花ガ咲クノモ無理ハナイケレドモ、先ヅ採擇ニ致シマシテ、政府カラモ承ル所ニ依リマスレバ調査ニ出シテ今調査中ノヤウニ聞及ンデ居リマスカラ、是ハ長ク……此議會ノ終ルマデ秋田縣カ或ハ山形縣マデ出張セシメテ、ソレガ議會ガ閉會ニナツテモマダ調査中デ歸ラナイト云フヤウナコトハマサカアルマイト思ヒマスカラ、此議會ノ開會中ニ此調査シタ報告ハ是非シテ戴キタイト云フコトヲ保留シ、其報告ニ依ツテ又意見ガアレバ又多少デモ政府ニ註文ヲ容レルトカ、要望スルトカ云フコトダケノコトガ茲ニ出來ルヤウニ保留ラシテ置イテ、只今委員長ノ言ハレタ事、佐藤委員ノ動議ノ如ク、採擇アランコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○佐々木委員長代理 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○佐々木委員長代理 只今近藤君ノ述ベラレタヤウナ趣意ニ依リマシテ、本件ハ採擇ニ決シマス

衆議院議事速記録第二十九號

娼妓取締法案 第一讀會

昭和十年三月十九日(火曜日) 午後一時三十七分開議 (公娼問題ニ關係ナキ部分省略)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

娼妓取締法案

- | | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 佐藤庄太郎君 | 高橋熊次郎君 |
| | 川島正次郎君 | 倉元要一君 |
| | 門田新松君 | 磯部尙君 |
| | 山下谷次君 | 花城永渡君 |
| | 丹下茂十郎君 | 板野友造君 |
| | 向井倭雄君 | 森田政義君 |
| | 熊谷五右衛門君 | 名川侃市君 |
| | 三井徳寶君 | 小林錡君 |

佐保 畢雄君
 水久保 甚作君
 仙波 久良君
 綾部 健太郎君
 青田 勝晴君
 山本 市英君
 中野 寅吉君
 加藤 久米四郎君
 有馬 淺雄君
 難波 清人君
 西岡 竹次郎君
 高田 耘平君
 西村 丹治郎君
 吉川 吉郎兵衛君
 一松 定吉君

蔭山 貞吉君
 坪山 德彌君
 田尻 藤四郎君
 則井 萬壽雄君
 國枝 捨次郎君
 勝又 春一君
 安藤 正純君
 鈴木 吉之助君
 保良 淺之助君
 立川 太郎君
 濱野 徹太郎君
 荒川 五郎君
 前田 房之助君
 平川 松太郎君
 眞鍋 儀十君

松村 光三君
 林路 一君
 竹下 文隆君
 永田 良吉君
 本田 義成君
 久山 知之君
 中井 一夫君
 小高 長三郎君
 野方 次郎君
 深澤 豐太郎君
 大石 倫治君
 青木 雷三郎君
 高橋 金治郎君
 松木 弘君
 近藤 壽市郎君

宮本 雄一郎君
 岩本 武助君
 瀬川 嘉助君
 山本 莊一郎君
 坂本 一角君
 土倉 宗明君
 菅野 善右衛門君
 三上 英雄君
 中野 種一郎君
 藤生 安太郎君
 世耕 弘一君
 吉田 鞆明君
 立川 平君
 佐々木 家壽治君
 大野 伴睦君

川橋 豊治郎君
 本田 彌市郎君
 林 平馬君
 木村 小左衛門君
 武 知勇記君
 戸 田由美君
 野 中徹也君
 鷺 澤與四二君
 松 谷與二郎君

福田 關次郎君
 青木 亮貫君
 田 中武雄君
 重松 重治君
 松 田正一君
 中 村繼男君
 森 峰一君
 由 谷義治君
 朴 春琴君

(公娼問題ニ關係ナキ部分省略)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ——日程第二十、娼妓取締法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者高橋熊次郎君

第二十 娼妓取締法案(佐藤庄太郎君外九十三名提出)

第一讀會

娼妓取締法案

娼妓取締法

第一條 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

第二條 娼妓名簿ニ登録セラレサル者ハ娼妓稼ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓タラムトスル者自ラ警察官署ニ出頭シ命令ノ定ムル事項ヲ具シテ之ヲ受タルモノトス

第四條 娼妓其ノ稼業ヲ廢セムトスルトキハ娼妓名簿削除ノ申請ヲ爲スヘシ但シ娼妓未成年者ナルトキハ直系尊

屬親又ハ戸主ニ於テモ之カ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ自ラ警察官署ニ出頭シテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ警察官署カ自ラ出頭

スルコト能ハサル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

警察官署ニ於テ娼妓名簿削除ノ申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スヘシ

第五條 娼妓名簿削除ノ申請ハ何人ト雖之ヲ妨害スルコトヲ得ス

第六條 娼妓ハ命令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス

第七條 娼妓稼ハ官廳ノ許可シタル貸座敷又ハ其ノ他ノ場屋ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 娼妓ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康診斷ヲ受クヘシ

第九條 本法ノ外必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ本法ニ依ル娼妓名簿ニ登録セラレタル者ト看做ス
(高橋熊次郎君登壇)

○高橋熊次郎君 只今上程ニ相成リマシタル娼妓取締法ノ趣旨ヲ頗ル簡單ニ御説明申上ゲタイト思ヒマス、本案ハ御手許ニアリマスル如ク、佐藤庄太郎君初メ九十幾名ノ各派共同提案ニナツテ居リマシテ、又各派ノ賛成者ハソレニ倍スル數字ニ上ツテ居ルノデアリマス、二百六十名内外ノ多數ヲ以テ、此案ヲ支持セントスルモノデアルコトヲ、豫メ御諒解ヲ得テ置キタイト思フノデアリマス(拍手)而シテ此問題ハ、洵ニ我國ノ風教ノ上ニ、又保健衛生ノ上ニ重大ナル問題デアリマス、動トモスルト問題ガ問題デアル爲ニ、世人ノ誤解ヲ招キ、輕ク取扱ハレル例ガ少クナカッタト記憶ヲ致シテ居ルノデアリマス、而シテ是等ノ問題ニ關シマシテハ、幾度カ議場ニ於テソレノ論議ヲ重ネラレ、國民ノ趨ク所ハ既ニ明瞭ニ相成ツテ居ルト考ヘルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ此趨勢ヲ無視シテ、官憲ノ一部ニ於テ此制度ヲ廢止ヲ致シ、而シテ取締ノ不完全ナル、殊ニ性病傳播ヲ防止シ、之ヲ豫防スル施設ニ於テ、洵ニ不完全ナル所ノ制度ヲ執ラントスル風潮ガ見エテ居ルノデアリマス、是等ハ我國内外ノ情勢ト、國民ノ愈々鞏固ナル體格精神ヲ養ハナクシテバナナイ實情ニ鑑ミ、又社會ハ經濟政治其他ノ方面ニ於キマシテ、益々複雑不安ヲ極メテ參ツテ居ルノデアリマス、此間ニ於テ意思ノ弱キ者ハ社會ノ風潮ニ引摺ラレ、婦人ニ於テ最モ大切ナル貞操ヲ金ニ換ヘントスル者スラ少クナイコトハ御承知ノ通りデアリマス、此間ニ處シテ、是ガ而モ一般良家ノ間ニ行ハレテ居ルト云フヤウナ有様、又不道德ナル者、ソレ等ノ風習カラ逃レントスル純潔ナル者ガ、混然雜然トシテ一ツ

ノ家屋、或ハ一ツノ店舗ニ曝サレテ居ルト云フヤウナ有様デ、是ガ益々社會不安ト風教破壊ノ危險ヲ増ス所以デアルト考ヘルノデアリマス、而シテ我國ニ於ケル公娼制度ト云フモノハ、長キ歴史ヲ持ツテ居リマス、封建時代カラ其局ニ當ル者ハ、之ニ付テ嚴重ナル監督ヲ續ケテ來タノデアリマス、改ムベキ所ハ十分改メ、助長スル點ハ之ヲ助長致シ、殊ニ我國ニ於ケル公娼制度ノ特徴ハ、娼妓ニ對シテ憐憫ノ心ヲ懷クコトデアリマス、今日迄之ニ對スル所ノ取締規則ガアリマシテ、内務省令ヲ以テ發布セラレテ居ルコトハ御承知ノ如クデアリマス、此省令ハ多年ノ慣行ニ基イテ拵ヘラレタル取締規則デアリマシテ、一面風紀ヲ取締ルト同時ニ、娼妓ニ對シテ保護ノ規定ガ十分アルノデアリマス、是ガ爲ニ娼妓ハ憐レナル境涯ニ居ツテモ、生活ノ安定、將來ノ保障等ヲ受ケ得ラレルノデアリマス、此規則ヲ十分ニ履行致シタナラバ、世ノ中デ憂フル籠ノ鳥ナドト云フヤウナ、憐レナ境遇カラ脱出シ得ルノデアリマス、況ヤ此取締法ハ社會ノ風教ヲ紊サ、ル範圍ニ於テ、之等ノ制限ヲ矯正センガ爲ニ制定セラル、モノデモアリマス、左様デアリマシテ、今日吾々ハ更ニ、之ヲ社會ノ風教ヲ維持シ、又性病ノ傳播ヲ防止シ得ル限度ニ於テ、緩メタナラバ、左様ナ非難ハ寸毫モ受ケ得ナイコトニナルデアラウト思フ、既ニ社會ノ缺陷トシテ、是等ノ行爲ガ認めラレル以上ハ、默認デアラウト、公認デアラウト、區別ハ無カルベキ管デハナイカト斯様ニ考ヘルノデアリマス(拍手)社會ノ缺陷ヲ補充スル爲ニ、之ニ從フ業者竝ニ娼妓ニ對シテハ、國家モ亦憐憫ノ心ヲ向ケナクシテバナラヌト思フノデアリマス(拍手)是ニ於テ此行爲ヲ法律的ニ認メテ、而シテ之ヲ保護シ、之ヲ監督シナクシテバナラヌト思フノデアリマス、尙ホ法律ヲ離レテ如何ニシテ此憐レナ犠牲者ヲ社會的ニ保護スルノ途ガアリマセウカ、私共ノ憂

フル所ハ、取締ヨリモ此憐レナル婦女子ノ身柄及ビ生活ト云フモノヲ保護スルコトガ、何人ノ手デ行ハレ得ルカト云フコトデアリマス、是ガ即チ問題トシテ妓ニ取扱ハレツ、アルノデアリマス、左様デアリマスルカラ、是非非常ナ重大ナ問題デアリ、西洋諸國ニ於テハ、既ニ苦キ經驗ヲ有ツテ居ル問題デアリマス、而シテ今日ハ外形の體面論デアルトカ、或ハ宗教的觀點カラ、色々ノ論議ヲサレマシテ、此大切ナ制度ヲ破壊シツ、アルノデアツテ、其慘害ノ甚シイノニ悲鳴ヲ上ゲテ居ルヤウナ有様デアリマス、是等ノ詳細ニ付テハ委員會ニ於テ十分ナル御諒解ヲ得テ、本案ノ支持ニ努メタイト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、洵ニ簡單デアリマスガ、併ナガラ此法案ヲ提出スルニ當リ、特ニ御注意ヲ煩シタキハ、政府官憲ノ執ル所ノ方針、又之ニ對スル地方官憲ノ執ル態度ハ、或ハ官權ヲ濫用シテ弱キ業者ヲ壓迫シ、營業ヲ妨害シテ、自ラ起ツ能ハザルニ至ラシメテ、而シテ自發的ニ廢業ヲ致シタト云フ形ヲ拵ラウノデハナイカト云フ疑サヘ濃厚ニナリ來ツテ居ル點デアリマス、ドウカ滿堂ノ諸君ハ、國家ノ爲ニ、我が國民ヲ強クスル爲ニ、此問題ニ關心ヲ持タレ、委員會等ニ於キマシテハ、多數ノ支持ヲ以テ此案ヲ成立セシメラレンコトヲ偏ニ希望致シマシテ、本案ノ趣旨辯明ト致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○青木雷三郎君 本案ハ田中祐四郎君外二名提出、衛生組合法案外四件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

衆議院衛生組合法案外四件委員會會議錄(記速)第八回

娼妓取締法案 (一)

(娼妓取締法案ハ衛生組合法案外四件委員ニ付託セラル)

昭和十年三月二十二日(金曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長	石坂 豊一君	理事	水久保 甚作君
理事	中野種一郎君	理事	大石 倫治君
理事	青木 亮貫君		佐藤庄太郎君
	川島正次郎君		星島 二郎君
	福田 虎龜君		松 永 東君
	松山常次郎君		川橋 豊治郎君
	高橋熊次郎君		
	土屋清三郎君		

濱野 徹太郎君

中川 觀秀君

同月十四日委員丸山浪彌君辭任ニ付其ノ補闕トシテ福田虎龜君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十九日委員小山田義孝君、金城紀光君及作田高太郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ大石倫治君、板野友造君及濱野徹太郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月二十二日委員板野友造君辭付ニ付其ノ補闕トシテ高橋熊次郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十九日娼妓取締法案（佐藤庄太郎君外九十三名提出）ノ審査本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

内務大臣 後藤 文夫君

出席政府委員左ノ如シ

内務參與官伯爵 橋本 實斐君

内務省警保局長 唐澤 俊樹君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

水利組合法中改正法律案（熊谷五右衛門君提出）

選舉革新組合法案（佐藤庄太郎君外三名提出）

民族優生保護法案（荒川五郎君外三名提出）

建築士法案（手代木隆吉君外七名提出）

國民保健施設充實ニ關スル法律案（野田文一郎君外五名提出）

娼妓取締法案（佐藤庄太郎君外九十三名提出）

○石坂委員長 ソレデハ開會致シマス、皆様ニ御諮リヲ致シマス、會期モ段々切迫致シマシタカラ、併託サレテ居リマスル各案ノ整理ヲシナケレバナラヌ必要ガアリマスノデ、此際質問ノ終了セザル各案ニ對スル整理ヲ致シタイト思ヒマス、然ル後ニ今回審議ニ付託サレマシタル娼妓取締法案ノ審議ニ移リタイト思ヒマス、御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○石坂委員長 ソレデハ盲人保護法案ノ三件、水利組合法中改正法律案、選舉革新組合法案、民族優生保護法案、建築士法案、國民保健施設充實ニ關スル法律案、此各法律案ハ質問終了トシテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○石坂委員長 ソレデハ質問終了ノコトニ取計ヒマス、採決ハ追テ皆サンノ方ノ御都合モアリマセウシ、政務調査等ノ決定ヲセラレル都合モアラウト思ヒマスルカラ、暫ク採決ヲ留保致シマス、次イデ本委員會ニ付託サレマシタル娼妓取締法案ノ審議ニ移リタイト思ヒマス、本案ニ付テ質問ノ通告モゴザイマスガ、先以テ提案者ノ説明ヲ求メルコトニ致シマシス——高橋君

○高橋委員 娼妓取締法案ヲ提案致シマシタ理由ノ大體ヲ御説明申上ゲマス、本案ニ付テノ疑義ハ御質問ニ依ツテ正シタイト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ本取締法案ハ現在行ハレテ居リマス所ノ娼妓取締規則竝此規則ヲ施行スルニ當リマス諸種ノ省令、府縣令等ヲ參照致シテ、其趣旨ノ下ニ立脚ヲ致シテ此案ヲ立テタノデアリマス、而シテ立法ノ慣例ニ倣ヒマシテ、命令事項ニ讓リ得ベキ程度ノモノハ、其方ニ讓ツテ、案ノ條文ハ簡略ヲ期シタノデアリマス、而シテ三十三年ニ發布セラレタル娼妓取締規則ハ、風紀衛生上娼妓ノ行爲ヲ取締ルト共ニ、娼妓ノ虐待ヲ防止シ、其弊害ヲ除去スルト云フ意味ニ於テ本案ノ規定ガ設ケラレテアルノデアリマス、吾々ハ其趣旨ヲ特ニ酌ンデ、此法案ヲ成立タセタイト思フノデアリマス、第一條ニ娼妓ノ年齢ノ制限ハ現行法ヲ其儘採用シマシテ、十八歳未滿ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ナイト云フコトニ致シ、又娼妓ハ娼妓名簿ニ登録セラレベキモノデアリ、登録セラレザル者ハ娼妓稼業ヲ營ムコトガ出來ヌト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ新制度ハ其娼妓ヲシテ強制ヲスルト云フヤウナ弊害ノアルコトヲ惧レマシテ、自ラ出頭シテ登録ヲセシムル方針ヲ採ツタノデアリマス、自由廢業ノ趣旨ヲ採リマシテ、第四條ニ於テソレノ規定ヲ設ケタノデアリマス、廢業致シタイト云フ意思ノアル者ニ對シテ之ヲ阻害スルト云フコトハ公正ノ觀念ニ背クト云フコトデ、第五條ニ於テ「何人ト雖之ヲ妨害スルコトヲ得ス」ト云フ規定ヲ設ケタノデアリマス、風紀取締ノ上カラ、又娼妓保護ノ上カラ住居ヲ一定場所ニ制限スルノガ宜シイ、而シテ娼妓ノ働ク場所モ官廳ノ許可ヲ受ケタル貸座敷又ハ之ニ類スル其他ノ場屋ニ於テ爲スコトニ限定ヲ致シ、相當ノ制限ヲ設ケテ取締竝ニ保護ニ便利ヲ與ヘタノデアリマス、而シテ衛生上最モ注意ヲ要スベキモノナリ

トシテ健康診断ヲ強制スル立法ヲ致シタノデアリマス、是ハ從來ト同ジデアリマス、其他取締竝ニ保護等ニ於テ必要ト認メラレル事項ハ全部命令事項ニ讓ツタノデアリマス、本法ガ施行サレマスレバ從來ノ者ハドウナルカ、從來ノ者ハ本法ニ依ツテ登録セラレタル者ト看做シテ取扱フト云フコト、本法ハ公布ノ日カラ施行スルト云フ方針ヲ採ツタノデアリマス

以上ハ大要デアリマス、而シテ三十三年ニ制定サレタル取締規則ハ其後幾度カ訂正ヲサレマシタ、此方面ニ於テハ稍々整ウタモノダト云フコトヲ認メラレテ居ルノデアリマス、併ナガラ時代ノ推移ト云フコトガアリマスカラ、之ニ適應シテ多少ノ改廢ハ固ヨリ致ス必要ガアルノデハナイカト、斯ウ云フ考ヲ有ツテ居リマス、ソレ等ノ事項ハ命令事項ニ依ツテ十分徹底セシムルコトガ出來ルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、デ一面ニ於テハ此法案ノ骨子トスルモノハ、道德ノ標準カラ申シマシテモ、無論娼妓稼業ヲ獎勵スベキモノデアナイト云フコトハ、何人モ否ム所デハナカラウト思フノデアリマスルガ、併ナガラ何人ト雖モ此行爲ヲ社會カラ取去ルコトハ理想トシテ望ムケレドモ現實ニ於テ出來難イコトデアアル、デ此行爲ヲシテ弊害ヲ少カラシムル制度ノ下ニ行ハシムルト云フコトデナケレバナラヌ、コ、デ從來議論ガ分レマシテ、默認ヲシテ行カフ、人ノ前デヤラシテハイカヌ、人ノ蔭デヤレ、看板ヲ掲ゲズニヤラス、斯ウ云フ方法ガ時代ニ適シテ居ルノデアアル、或ハ國際聯盟等ニ依ツテ行ハレタル婦人兒童賣買禁止ノ條約等ノ趣旨ニモ適フモノデアルトサレテ居ツタノデアリマス、併ナガラスノ如キ制度ニ於テハ衛生ノ取締ハ勿論、斯ノ如キ社會ノ缺陷ヲ補充スベキ使命ヲ擔ツテ居ル婦人ヲ遇スルノ途ニ缺ケテ居ル、道德宗教ト云フヤウナ觀

念カラ申シマスレバ、是等ノ婦女子ハ惡ムベキモノデアル、併ナガラ一面カラ考ヘテ見レバ社會ノ缺陷ヲ補フ、之ヲ默認スルト云フヤウナ觀念ニ立ツタ以上ハ、ドウシテモ必要ナ機關デアル、此必要ナ機關ニ從事スル憐ナ婦女子ト云フ者ハ之ヲ勞ハル方法ヲ講ジナケレバナラス、之ヲ完全ニ保護シテヤラナケレバナライ、此憐ナル境涯ヲ見テ居リ、サウシテ之ニ陥ル事實ヲ認メテ之ニ保護ノ手ヲ延サナイト云フコトハ洵ニ不合理デアリ、不親切極マルモノデナケレバナライ、又左様ナ窮迫ナル狀況ニ於テ、決シテ社會ノ公安ト云フモノガ維持サレテ行クモノデハナカラウト思フノデアリマス、其者ガ其所ニ安ンジテ、而シテ不合理ナル行爲ト云フモノハ成ベク之ヲ避ケシムルト云フ方針ニ出デナケレバナラヌノデアリマス、茲デ吾々ハ有ユル差障リ、支障ヲ廢シテ法ガ此行爲ヲ認メ得ラレル立法ヲ致シタイト云フノガ吾々ノ趣旨デアリマスルケレドモ、此行爲ヲ明ラ様ニ法律ニ於テ明示致スト云フコトが出来ナイト致シマスレバ、多年ノ歴史ノアル此制度デアリマスルカラ、法文ニ纏ハズトモ亦文字ニ現ハサナクトモ數百年來ノ傳統ハ、此行爲ヲ窺ヒ知ルコトが出来ルノデアリマスカラ、從來ノ法令ノ精神ヲ新シイ制度ニ依ツテ打壞シテシマフト云フコトハ、將來共ニ累ヒノ多イコトデアルト思フノデアリマス、デ現行ニ至ルマデハ、明治ノ初年カラ屢々改廢ノ沿革ヲ辿ツテ居リマス、併ナガラ何レノ時代ニ於テモ、理論的ニハ色々論議サレマシタケレドモ、實際ニ於テハ從來ノ制度ト形ト云フモノハ壞ス譯ニ行カナイト云フ結論ニ達シテ今日ニ至ツテ居ルノデアリマス、若シ從來ノ公娼制度ヲ更改致シテ新シイ制度ヲ立テルト致シマシテモ、唯娼妓ト云フ名義ハ取去レマセウ、貸座敷ト云フ名義ハ取去レマセウ、併ナガラ何レモ之ト類スル、殆ド之ト撰ブ所ノナイ方法、或ハ様式ヲ以テ其行爲ガ營

マレルト云フコトハ、私ハ争ハレナイ事實ダラウト思フノデアリマス、益々業ニ携ハル者モ、此憐ナル婦女子モ亦世間モ、總テ暗黒ノ中ニ摸索シテ居ルヤウナ有様ニナリ、風紀ハ之ニ依ツテ益々頹廢シ、衛生ノ状態ハ益々壞亂ノ極ニ達スルコトヲ虞レルノデアリマス、國際聯盟ノ委員會等ニ於ケル論議ノ跡ヲ見マシテモ、佛蘭西竝ニ其他ノ羅典諸國ノ人々ハ猛烈ニ公娼廢止ヲ世界的ニ斷行スルト云フコトニ付テ反對ノ意思ヲ表明シテ居リマス、左様ナコトヲシテハ到底風紀竝ニ衛生状態ト云フモノハ完備シ得ナイ、公娼ヲ廢止シタ爲ニ性病ハ少クナツタヤウナ觀察ヲ下ス者ガアルガ、是ハ誤リデアルト其人々ハ言ツテ居ルノデアリマス、是ハ公娼制度ヲ廢シタガ故ニ罹病者ノ割合ガ少クナツタノデハナイ、近來ノ醫術ノ進歩ガ其處ニ至ラシメタノデ、決シテ此制度ノ改廢ニ依ツテナツタモノデナイト云フコトヲ斷言シテ居リマス、私共ハ國ヲ憂ヘ、社會ノ情勢ヲ憂ヘ、皮相ナル見解又宗教的觀點ナドカラ、此問題ヲ見ルベキモノデナイト云フコトハ、是等ノ佛蘭西代表等ノ聯盟ノ委員會ニ於ケル所ノ言説ハ、最モ實相ヲ率直ニ穿ツテ居ルモノデアツテ、唯數言ヲ以テ贊意ヲ表シタル當業ノ代表者等カラ見レバ、餘程私ハ忠實ナル眞面目ナル人々ノ言フコトデアルト敬意ヲ表シテ居ル次第デアリマス、私ハ特ニ此場合ニ積極的ニ法案ヲ提出致シ、此制度ヲ立法化シナケレバナライト致シマシタノハ、此問題ハ風紀ノ上カラ、殊ニ國民ノ衛生保健ノ上カラ、重大ナ問題デアルトシテ、將來一般私娼ヲ如何ニシテ取締ルカト云フ重大ナ問題デアアル、現行ノ制度ヲ擴張致シ、私娼ノ全部ヲ此組織ニ網羅スルト云フコトガ最モ合理的デアルト云フ議論ト、現行ノ私娼制度ト云フモノハ時勢ノ要求ニ應ジテ發達シテ居ルモノデアルカラ、寧ろ舊式ナル公娼制度ヲ廢シテ、新シキ組織ノ下ニ私娼ヲ基礎トシタル制度

ヲ確立シタ方宜カラウト云フ議論ノ對立ヲ見ルノデアリマス、議會ニ於テモ然リデアリマス、此コトニ付テハ色々當局ニ於テモ研究サレマシタガ、マダ其結論ニ達セズト責任アル幹部ハ申サレルノデアリマス、外部ニ於テモ議會ニ於テモ數次是等ノ趣旨ヲ闡明サレタノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ、地方官ニ於テハ本省ノ意見トハ沒交渉デアル、本省ハ公娼制度ハ廢止スベキナリ、而モ四月一日ニ於テ一齊ニ廢止セラルベキモノデアルト云フコトヲ豫想致シテ業者ニ、私娼ニ轉向ヲ勸メテ居ルノデアリマス、之ヲ肯カザル者ハ諸種ノ方策ヲ用ヒマシテ壓迫ヲ加ヘツ、アル事實ガ明デアルノデアリマス、此大切ナル制度ヲ一地方官ノ意思ニ依ツテ廢止ヲシテシマフト云フコトハ私共ハ洵ニ國家ノ爲ニ危險至極ナリト感じテ居ルノデアリマス、未ダ中央ニ於テ將來如何ニスルカト云フコトニ付テ何等成案ヲ見ナイ今日ニ於テ、實際ノ制度ヲ破壞シテ行クト云フコトハ、是ハ非常ナ不合理ナコトデアル、省令ニ依ツテ定メラレルト言ヒマシテモ、此省令ト云フモノハ多年ノ沿革ガアリ、多年ノ慣行ガアル、私ハ議會ノ協贊ヲ經ズト雖モ是ハ一ツノ確立シタル制度デアリ、法律ニ代ルベキ重大ナル法令デアルト私共ハ見テ居ルノデアリマス、其末葉ニ於テ改廢ヲ加ヘルコトハ固ヨリ其宜シキヲ得テ居ルノデアリマス、併ナガラ根本ヲ根柢カラ破壞シテシマフト云フコトニ付テハ、重大ナ案件デアリマスカラ廣ク輿論ニモ問ハナケレバナラヌ、十分ナル考慮ヲ費サナケレバナラヌ、而モ國民ノ意思ヲ代表シ、輿論ヲ代表シテ居ル議政府ニ於テ——衆議院ノ議場ニ於テ多少ノ異論ハアリマシテモ、大多數ヲ以テ公娼制度ハ廢スベカラズト云フ意思ヲ表明シテ居ルノデアリマス、此國民ノ輿論ヲ無視シテ、而シテ此制度ヲ崩壊スルト云フコトハ、果シテ立憲政治下ニ於テ許スベキモノデアルカドウカト云フコト

ハ吾々ハ十分之ヲ吟味シナケレバナラヌト思フノデアリマス、況ヤ警察官署ノ取締ノ下ニ營マレテ居ル貸座敷業者、竝ニ娼妓取締ノ任ニ當ツテ居ル者ガ、干涉壓迫ヲスルト云フコトニナレバ業ハ成立チマセヌ、茲ニ此業ノ弱味ガアルノデアリマス、而シテ是等ニ對シテ消極的、積極的ニ彈壓ヲ加ヘルト云フコトハ、業者ハ其業ニ安ンゼザルバカリデナク、經濟的ニ成リ立タヌノデアリマス、長崎縣ニ於ケル例、秋田縣ノ一部ニ於ケル例、青森縣ニ於ケル例、近ク山形縣、福島縣ニ於ケル、又岩手縣等ニ於ケル所ノ實際ト云フモノハ、強弱ノ差コソアレ、私ノ前段ニ申述ベタル壓迫干涉ノ下ニ、業者ヲ營業ニ堪ヘザラシムル状態ニ陥レテ、之ヲ私娼ニ轉向セシムル、料理屋、飲食店等ノ形ニ變ヘテ、從來ノ營業ヲ續ケシメル、從來ノ稼業ヲ酌婦、或ハハ給ト云フ名目デ以テ繼續セシムルト云フ方法ニ出デラレテ居ルノデアリマス、是ガ爲ニ實際ニ於キマシテハ、營業者モ不安ニ陥リ、殊ニ之ニ從フ所ノ婦女子ハ經濟的ニ、待遇的ニ、非常ナル迫害ヲ受ケテ居ルノデアリマス、自由ヲ得タヤウデアリマスルケレドモ、何等法令ノ下ニハ保護ヲ受クル所ノ實體ガナイノデアリマス、私共ハ當局ノ施設ヲ見マシテ、而シテ此結論ニ達シテ居ルノデアリマス、仍テ此場合ハ若モ現行ノ取締規則ガ省令デアルガ故ニ、何等議會ノ意思ヲ考慮セズシテ、改廢ノ出來得ルモノナリト云フ信念ノ下ニ立タレルト云フコトデアラナラバ、議會ハ新ニ之ヲ立法化シ法律ト致シ、議會ノ協贊ナクシテ、此制度ヲ崩壊スベカラズト云フ原則ヲ立テタイト、斯様ニ考ヘテ居リマスルノガ、此提案ノ趣旨ノ一端デアリマス、尙ホ私ハ委員長ノ御許シヲ得テ、他ノ諸君カラモ趣旨辯明ガアリマスガ、以上述べマシタ趣旨ノ中ニ包含致シマシタル數項ニ對シ、當局ト質疑ヲ重ネタイト思ヒマスカラ、他ノ機會ニ於テ之ヲ御含ミ置キ下サイマシテ、